

平成 2 6 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 6 年 2 月 2 8 日開会
平成 2 6 年 3 月 1 9 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 6 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

2 月 2 8 日

平成26年第1回北杜市議会定例会（1日目）

平成26年2月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（市営住宅の明渡し訴訟事件の和解）
- 日程第5 承認第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第5号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第6号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第7号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第8号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第9号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第10号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第11号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第12号 平成25年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第13号 北杜市私債権管理条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第20 議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第18号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 北杜市須玉なかよし健康の家条例を廃止する条例について
- 日程第25 議案第20号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例等の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止する条例について
- 日程第29 議案第24号 北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第26号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第27号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第28号 北杜市はくしゅう館条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第29号 新北杜市建設計画の変更について
- 日程第35 議案第30号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第31号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第32号 和解について（損害賠償請求事件）
- 日程第38 議案第33号 財産の譲渡について（須玉なかよし健康の家）
- 日程第39 議案第34号 訴えの提起について（市立塩川病院用地の所有権確認）
- 日程第40 議案第35号 財産の貸付について（須玉町特産品育成施設）
- 日程第41 議案第36号 訴えの提起について（市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い）
- 日程第42 議案第37号 市道路線の認定について
- 日程第43 議案第38号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第44 議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算
- 日程第45 議案第40号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第46 議案第41号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第47 議案第42号 平成26年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第48 議案第43号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第49 議案第44号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第50 議案第45号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第51 議案第46号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第52 議案第47号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第53 議案第48号 平成26年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第54 議案第49号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第55 議案第50号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第56 議案第51号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計予算

- 日程第57 議案第52号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計予算
 日程第58 議案第53号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計予算
 日程第59 議案第54号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計予算
 日程第60 議案第55号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計予算
 日程第61 議案第56号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計予算
 日程第62 議案第57号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
 日程第63 議案第58号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計予算
 日程第64 議案第59号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計予算
 日程第65 議案第60号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
 日程第66 同意第1号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第67 同意第2号 榛道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第68 同意第3号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第69 同意第4号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第70 同意第5号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第71 発議第1号 平成26年2月の大雪災害に関する意見書の提出について

2.出席議員（21人）

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 上村英司 | 2番 小野光一 |
| 3番 齊藤功文 | 4番 福井俊克 |
| 6番 加藤紀雄 | 7番 原 堅志 |
| 8番 岡野 淳 | 9番 中山宏樹 |
| 10番 相吉正一 | 11番 清水 進 |
| 12番 野中真理子 | 13番 篠原眞清 |
| 14番 坂本 静 | 15番 中嶋 新 |
| 16番 保坂多枝子 | 17番 千野秀一 |
| 18番 小尾直知 | 19番 渡邊英子 |
| 20番 内田俊彦 | 21番 中村隆一 |
| 22番 秋山俊和 | |

3. 欠席議員

5番 輿水良照

4. 会議録署名議員

20番 内田俊彦

21番 中村隆一

22番 秋山俊和

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(28人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	住宅課長	早川昌三

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成26年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには年度末を控え大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今月14日から15日にかけて観測史上最大の大雪となりました。この大雪により、お亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げます。

本市においても道路網が寸断された状態が続き、各地区において除雪や避難所対応など多くの皆さまにご協力をいただき感謝申し上げます。

また市内では農業関連施設などの被害が甚大であり、基幹産業である農業への影響が懸念されることから、国・県等へ財政支援について要望してまいりたいと考えております。

さて、本定例会は平成26年度各会計の当初予算をはじめ補正予算や条例の制定、一部改正など多くの議案が提案されており、1年間の中でも最も重要な議会であります。

議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分にご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は21人です。

定足数に達しておりますので、平成26年第1回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお輿水良照君は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届がありました。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告2件、承認1件、議案60件、同意5件です。

次に監査委員から平成25年11月、12月、平成26年1月実施分の例月現金出納検査および平成25年10月、11月、平成26年1月、2月実施分の定期監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に1月16日・17日に山梨県市議会議長会事務局職員研修が藤枝市において、1月30日・31日には関東市議会議長会正副会長支部長会議が熊谷市において、2月5日には全国市議会議長会理事会評議員会が東京都においてそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

また2月13日には山梨県市議会議長会議員合同研修会を昭和町において開催し、議員20名が参加いたしました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 福井俊克君、報告をお願いいたします。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは山梨県後期高齢者医療広域連合議会、平成26年第1回定例会の報告を申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

平成26年第1回定例会は2月21日に山梨県自治会館2階研修室において開催され、私が

出席いたしました。

提出された議案は5件であります。

まず議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び山梨県後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成26年度および平成27年度の保険料率の見直しを行い、平成26年1月29日に公布された高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令により、賦課限度額の改定および均等割額の軽減対象の拡大を図るとともに平成26年度以降における各年度の被用者保険の被扶養者であった被保険者の負担を軽減し、平成26年度以降の各年度における所得の少ない者への負担を軽減する措置を継続するための所要の改正であります。

また平成26年度以降の各年度においても、臨時特例基金の処分をもって保険料を軽減する財源に充てるための規定を加え、条例の効力を1年間延長し高齢者医療の円滑な制度運営を図るための所要の改正でもあり、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号 平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,443万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ945億6,075万8千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第3号 平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,770万7千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第4号 平成26年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ940億7,625万2千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に発議案第1号 後期高齢者医療制度に関する意見書の提出については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成26年度および平成27年度の保険料率の見直しに対して、高齢化が進む中で医療費が増えるのは当然で、医療費の増加が即保険料の引き上げとなる制度こそが問題であるとし、国県の公費負担の増額を要求する意見書の提出を求めるもので19番、深澤平助議員から提案されました。

発議案は高齢者医療制度を担う若年者への新たな負担が強いられる、また医療費の増加を防ぐ取り組みとして健康保持増進事業等の拡充が考慮されていないなどの反対討論があり、採択の結果、賛成少数により否決されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますのでご参照願います。

○議長(渡邊英子君)

ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

20番議員 内田俊彦君

21番議員 中村隆一君

22番議員 秋山俊和君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月28日から3月19日までの20日間といたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの20日間に決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第70 同意第5号 前山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの68件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成26年第1回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げます。

今月14日から15日まで降り続いた雪は、市内各所に多くの被害をもたらしました。市では災害対策本部を立ち上げ、市民の生活基盤の確保のため主要道路の除雪を進めるとともに行政区長、民生委員・児童委員、ならびにボランティアの皆さまのご協力をいただき独居老人など災害時要援護者を優先に安否を確認したところであります。

道路の除雪につきましては委託業者の日夜に渡る努力により幹線道路、生活道路の確保に努めたところでありますが、今回の140センチを超える積雪に対応した除雪機械が圧倒的に足らず、思うように作業が進まない状況にありました。このため、県を通じ県外から大型除雪車の応援をいただき、除雪作業を進めてまいりました。

一時的に孤立した集落での生活や集落内での除雪においては市民の自助・共助により地域ぐるみで対応に取り組んでいただき、深くお礼を申し上げます。

また、この大雪の影響により国道20号線、松木坂などでは多くの車両が渋滞や滞留し、340人を超える方々が帰宅困難となり、地域の集会所、総合支所など市内9カ所に避難所を開設し救護に当たりました。

個人のお宅を避難所に提供していただいた方や食事を提供していただいた方々もいらっしゃるかと伺っております。このお心づかいに日本人の絆、北杜市民の温もりを感じ大変ありがたく思います。

一方、中央道、国道、JR中央線などの通行止めにより県内への流通が分断されたことにより食料品や生活必需品が不足する中、羽村市をはじめ姉妹・友好交流都市から物心両面で温かいご支援をいただき、また明野町の村上農園からは病院や福祉施設へ食材の提供をいただいております。

今回の大雪に対しご協力いただいた市民や消防団員の皆さま、避難所開設にご尽力いただいた地域の皆さま、企業や多くの関係機関の皆さまに重ねて心から感謝を申し上げます。

なお、ビニールハウスなど農業用施設への被害が甚大であります。国・県等の復興策を活用するなど全力で支援してまいります。

想定を超えた規模、あるいは突然発生する自然災害による被害は容易に防げるものではありませんが、今後も今まで以上に地域、関係機関、市が協力し助け合う環境を整備し危機管理体制の強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

さて国における経済成長戦略はこのところデフレを脱し、インフレ含みとなっております。加えて消費税増税の影響を避けるため、暫定的・臨時的な措置として低所得者への負担増を考慮した臨時福祉給付金、ならびに子育てへの影響を緩和し子育て世帯の消費の下支えを図るための子育て世帯臨時特例給付金を支給することとしております。給付に関する事務につきましては随時、市民へ周知を行い6月以降に支給を開始したいと考えております。

「新しい時代の新しいふるさとを創ろう」と誕生した北杜市は、今年で10年目を迎えます。財政の健全化を北杜市の一丁目一番地として、将来に自信を持てるふるさと北杜市をつくるべく舵取りを行ってまいりました。

市民の皆さまに痛みも伴っていることも事実ですが、平成26年度末見込みの市債残高はピーク時から271億円減少し、基金保有見込み額は合併時から113億円増加し、トータルで約380億円余りの改善が図られる見込みとなりました。市民の皆さまのご協力に感謝を申し上げます。

しかし少子化による人口減少と高齢化、地方交付税の段階的縮減など不安材料も多いことも現実であります。今後も国の動向を注視するとともに、本年度策定した第3次北杜市行財政改革大綱・アクションプランでは財政の中・長期を見通した健全な財政の推進に加え、事務事業の見直しや複雑化する市民ニーズに対応するための人材育成などへの取り組みを進め、持続可能なまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

ところで今月北海道で行われた全国高等学校選抜スピードスケート競技会、男子1,500メートルにおいて、北杜高校の石川将之選手が大会新で優勝し、ジュニア日本代表に選抜されました。また帝京第三高校の亀井萌々野選手が国民体育大会冬季大会、少年女子3,000メートルで4位に輝くなど優秀な成績を収めました。

北杜市出身の高校生が全国で活躍する姿に喜ぶとともに、大きな拍手を送ったところであります。

一方、毎年高い評価をいただいております梨北米が平成25年産の食味ランキングにおいて昨年に続き特Aの最高ランクの称号を、また明野町浅尾新田で生産されたあけの金時が日本野菜ソムリエ協会が主催する品評会において、食味評価部門で全国2位の評価をいただきました。

この高評価は米どころとして、また「安全・安心 日本の台所＝北杜市」をキャッチフレーズに掲げ、農業施策を進めている本市にとって大変喜ばしく誇りに思うところであります。

農家の皆さまのたゆまぬご努力、ご苦労に敬意を表するとともに今後、地域ブランドとして確立されることを期待するところであります。

また、市内において遊休農地を活用した地域おこしに取り組んでいるNPO法人 えがおつなげてが環境省のエコツーリズム大賞において特別賞を、ならびに日本放送協会などが主催する日本農業賞 食の架け橋の部において大賞を受賞しました。八ヶ岳地域を拠点に活動しているNPO法人NAPが行う「日本一の朝を迎える大地 朝 プロジェクト」が全国の地方新聞社と共同通信社が設けた地域再生大賞において優秀賞に輝きました。

市内における民間の皆さまが中心となった地域の活性化、地域おこしへの取り組みに心から感謝するとともに今後も民間と行政が連携を図る中で、地域力の強化や交流人口の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、年次計画で進めております防災行政無線についてであります。

市内全域での防災行政無線のデジタル統一化は、平成26年度には小淵沢地区の整備を行い、すべての地区で事業が完了します。

なお、事業完了後も放送が聞き取りにくい等の個所につきましては引き続き調整・整備を進めてまいります。

次に、行政組織の見直しについてであります。

市の組織機構につきましては平成22年度に見直しを行い、4年が経過しております。このことから時代に合ったより一層の事務の合理化を図るため、事業の整理や分掌事務の見直しを行い、本年4月1日から本庁ならびに総合支所において整理・統合を行います。

なお、それぞれの担当で取り扱う業務内容につきましては大きな変更はありませんが、窓口や現場対応など行政運営を効率よく進め、引き続き市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、市立病院の改革についてであります。

市立病院事業の点検・評価につきましては、平成21年度から北杜市病院改革プランに基づき行ってまいりました。

病院事業会計の経常収支は黒字となっていること、また2病院は地域医療を確保する上で必要な施設であることにより公立病院等再編・ネットワーク化は行わないこととしております。しかしながら、甲陽病院においては常勤内科医師の不在等により本来の医療運営に至っていないことから新たに平成28年度までの病院改革プランを策定し、引き続き年2回の点検・評価を行い、経営効率化などの見直しを検討してまいります。

次に、火葬場整備事業についてであります。

火葬場、北の杜聖苑につきましては現在、火葬炉の増設工事を実施しております。平成26年度からは3炉で火葬業務に当たることから、利便性が向上されることとなります。

次に、子ども医療費助成金についてであります。

子どものすこやかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、本年10月1日から助成金の対象年齢を小学校6年生まで引き上げます。対象年齢の引き上げにつきましては、大きな恒久財源の確保が必要なことから後世に負を残さない持続可能な財政運営が可能かどうか、これまで検討を進めてまいりました。行財政改革による財源確保や消費税率引き上げに伴う増収

額の状況などを総合的に勘案し、財源確保が見込めることから平成26年度において引き上げを行うものであります。

次に、再生可能エネルギーへの取り組みについてであります。

独立行政法人NEDOでは、太陽光発電多用途化実証事業による実証研究プロジェクトとして太陽光発電の更なる導入を目指し、低コスト化や施工技術の開発などを進めております。その取り組みとして北杜サイト西側の農道法面を利用し、傾斜地における設置施工技術等の開発実験が行われることになりました。この実験は、本年6月から3年間の計画で民間企業2社による共同研究として採択され、準備を進められているところであります。

市といたしましても、今後この実験施設を北杜サイト太陽光発電所、スクールニューディール、村山六ヶ村堰水力発電所などの新エネルギー施設と同様に中核施設と位置づけ連携を図りながらエネルギー環境教育、研究などの場として活用してまいりたいと考えております。

次に、北杜市新エネルギー推進機構についてであります。

本市の新エネルギー施策のさらなる普及・促進を図るため、再生可能エネルギー等に関連する取り組みを専門的に行う団体として本年4月の設立を目指し、準備を進めております北杜市新エネルギー推進機構につきましては現在、有識者などによる設立準備委員会において推進機構設立に向け事業内容や所掌事務など、ご検討をいただいているところであります。

次に、米政策の見直しについてであります。

国は、米の生産調整廃止に伴う経営所得安定対策交付金を平成26年度から10アール当たり7,500円に半減することを決定しました。この措置につきましては、時限措置であるため40年以上続いた米の減反政策、いわゆる米の生産調整は平成30年度に廃止となります。

このような状況の中、国では新たな食糧自給率向上に向けた麦、大豆、飼料用米等の戦略的作物への作付けへの支援策や農業の多面的機能の維持や発揮を支えるための日本型直接支払制度の活用を推進しております。

梨北米の産地である本市においても今後、国の制度を最大限活用し農家が混乱しないよう、きめ細かな支援に努めてまいります。

次に、耕作放棄地解消事業についてであります。

明野町浅尾の天王原地区における約40ヘクタールの県営耕作放棄地解消事業は、平成25年度から工事に着手しました。これに併せ今月に入り、県外にワイナリーを持つ企業が現地法人を立ち上げ、平成26年度中には醸造用ブドウの植え付けを進める予定であります。この植え付けは約20ヘクタールを計画しており、その規模は垣根式栽培では本州最大規模となるものであります。

また、明野町永井原地区の大規模野菜生産団地において3社目となるトマトの水耕栽培を行う甲州市の農業生産法人が来月に施設の建設に着手する予定で準備を進めております。

なお、新たに武川町眞原地区において中央市の農業生産法人がトマトの施設栽培を計画し、遊休農地を含む5ヘクタールを活用する準備を進めているところでもあります。

今後も県と連携し、耕作放棄地の解消事業に積極的に取り組むとともに企業参入を促し、農業の振興と雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業についてであります。

現在、実施設計を進めておりますがJR東日本との間で先月7日、協定変更等の手続きを終えたところであります。実施設計と併せJR東日本との施工協定等の手続きも同時に進め、早

期着工を目指し八ヶ岳観光圏への玄関口として、機能的な駅をつくりたいと考えております。

次に、学校統合についてであります。

平成21年3月の北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申に基づき、平成22年5月策定の北杜市立小中学校適正配置実施計画を基本に高根地区小学校は高根東小学校、高根北小学校、高根清里小学校を統合し、高根西小学校と2校体制とし、また市立8中学校は明野中学校と須玉中学校、高根中学校と泉中学校、長坂中学校と武川中学校、小淵沢中学校と白州中学校をそれぞれ統合し、4校体制として平成30年4月開校を目標とする統合計画案を策定したところであります。

計画案の策定においては、歴史的経緯や地域性等を考慮しながらも既存の学校施設を活用することを基本に次代の北杜市を担う子どもたちの教育環境づくりを図るため、児童生徒数に重点を置いた適正規模の統合を優先し比較的早い時期の統合が可能な案としたところであります。

今後は学校関係者や市民の皆さまへの説明や意見交換を行ったのちに、関係者の合意が得られた組み合わせの学校から統合を進めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民文化祭についてであります。

今月7日に開催した第4回の国民文化祭北杜市実行委員会において、各事業の企画委員長からの報告などが行われ、国民文化祭事業が終了したことから来月31日をもって実行委員会を解散することとしました。

北杜市民も多数参加し文化に触れ、また北杜市の文化の厚みを市内外に発信できたものと思います。実行委員や企画委員、各種団体等ご協力いただいた関係者の皆さまに心から感謝を申し上げます。

次に、大泉総合会館の改修事業についてであります。

耐震・改修工事が完了し、来月24日、同施設に大泉総合支所を移転する予定であります。

次に平成26年度の主な施策について、総合計画の8つの杜づくりの体系に沿いましてご説明申し上げます。

市では平成24年度から平成28年度までの5年間のまちづくりを進める指針として、北杜市総合計画後期基本計画を策定し、定住人口の増加に向けた取り組み、財政の健全化、防災への一層の取り組みなど創意工夫を重ね、諸課題を解決しながら人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市の実現のため、諸施策を着実に実施しております。

第1に、教育・文化に輝く杜づくりについてであります。

原っぱ教育を推進するためにたくましい北杜っ子育成事業、各小中学校独自の事業など地域資源を活用した原っぱ教育創生事業を、すべての小中学校に設置してあります太陽光発電の余剰売電収入を活用する中でさらに充実し、不屈の精神と大志を持った人材の育成を教育目標に夢を持ち未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子どもを育ててまいります。

新規事業といたしましては、いじめ防止対策事業に取り組みます。

いじめ防止対策推進法により、市は国のいじめ防止等のための基本的な方針を参酌し、教育委員会では基本的な方針を年度内に策定し、学校と連携を図る中で総合的かつ効果的にいじめ防止等の対策を講じてまいります。

また平成26年度は、よりよい学校生活と友だちづくりのための学校生活意識調査をすべての小中学校で実施し、学校における教育環境の把握に努めるとともに必要に応じてスクールカ

ウンセラの派遣などを行い、いじめ防止や不登校対策を講じていく計画であります。

市民相互の交流を活性化するため、芸術文化スポーツ振興基金を活用し取り組んでまいりました北の杜音頭がこのほど完成いたしました。制作委員会が1年かけて作り上げたもので、市制10周年記念式典で披露する予定であり、今後は振り付け等を市民に周知するなどの普及活動を行ってまいります。

昭和45年に建設の生涯学習センターこぶちさわは、平成26年度において耐震補強等の改修工事を行い小淵沢総合支所を移転いたします。工事中は代替施設として市内の社会教育施設のほか小淵沢総合支所、小淵沢小・中学校等を利用していただきたいと考えております。

第2に、産業を興し富める杜づくりについてであります。

活力ある経済社会を実現するための基盤を形成することは、北杜市にとって重要な課題であります。特色ある農業・農村づくりを促進するため、農業用機械・資材の購入などに対し支援を行い、経営が不安定な就農直後の所得を確保することにより、青年の就農意欲の喚起と市内農業への定着を図ってまいります。

鳥獣被害の深刻化、広域化が極まる中、地域における鳥獣被害対策の実効性を高める観点から、北杜市野生鳥獣害対策協議会を中心に鳥獣害対策を強く推進しております。平成26年度においてもさまざまな対策を計画しており、特に北杜市特定鳥獣適正管理事業ではニホンザル、イノシシ、ニホンジカの捕獲目標数を大幅に増やし、猟友会の協力のもと個体数調整を図ってまいります。

若者が定住できるには、なんといっても企業誘致が不可欠であります。今後も北杜市の立地条件を生かし基盤整備を進め、就労の場の確保、雇用の安定に努めるとともに国から新たに示された地域人づくり事業により、地域の実情に応じた多様な人材の育成人づくり等を実施し、産業・観光関係10事業において雇用の拡大や働く人の処遇改善に取り組み、さらなる雇用の拡大を図ってまいります。

第3に、安全・安心で明るい杜づくりであります。

今回の大雪による市民生活への影響もありました。また東日本大震災を契機として住民の防災意識も高まりをみせており、国においても昨年12月には議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、地域防災力の中心となる消防団への取り組みの強化を打ち出しております。

本市におきましても消防用車両等の計画的な更新整備等に加え、平成26年度には消防団の効率的かつ円滑な組織運営とさらなる活性化を図ることを目的に、消防団活性化検討委員会を設立し消防団の編成・運営・装備等についても調査・検討を行ってまいります。

本市では30%を超える高齢化率に加え、さらに出生数が250人を割り込む状況など少子化が数年続いております。大幅な人口の減少は地域の活力低下につながり、さらには地域コミュニティの崩壊までもが懸念され、まさにふるさと存亡の危機であります。

市民が安心して暮らし続け地域活力を維持できるように、その活力源である若い世代の定住促進に重点を置いた施策の展開が必要であると考え、その指針となる定住促進計画の策定に取り組んでまいります。

平成27年4月の介護保険制度の改正を見据え、介護予防や認知症対策の強化、医療と介護との連携強化など多くの課題を整理し、地域包括ケアシステムの構築に向け、第4次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

また改正介護保険法では軽度者の予防給付が市で行う地域支援事業に移行されるため、改めて介護予防の取り組みについて周知し、高齢者、地域の方、介護保険事業者、医療、保健の専門職が協働して環境整備を図り、生活支援の充実強化を目的に地域支え合い安心サポート事業に取り組んでまいります。

日常生活に支障のある小児慢性特定疾患児を支援するため、日常生活用具給付事業を新設いたします。この制度は対象児に対し、日常生活に必要な生活用具を給付し、在宅医療の支援を行うものであります。

平成26年度は、第4期の北杜市障害福祉計画の策定年度にあたります。

この計画は平成27年度から3年間を期間として、障害福祉の具体的な体制づくりやサービスの見込み量などを定めるものであります。計画の策定に当たっては、自立支援協議会等からの意見をお伺いするとともに市独自の事業なども盛り込み、特徴ある計画の策定を目指してまいります。

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、子どものすこやかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、また子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。

本市においても市民の皆さまのニーズを十分に把握するとともに子育て中の方、子育て支援に携わっている方などの意見をもとに計画策定に取り組み、新制度への円滑な移行に向けて必要な準備を進めてまいります。

いずみ保育園につきましては、周辺道路が狭く駐車スペースも少ない状況であることから平成26年度中に保育園東側に駐車場を設置するとともに、歩道の設置や交差点改良などの整備を行い、園児や保護者の安全確保に努めてまいります。

第4に、基盤を整備し豊かな杜づくりについてであります。

本年度から進めてきました子育て支援住宅につきましては、第1期の須玉地区の住宅建設を平成26年度に着手し、来年9月の入居に向け準備を行ってまいります。

住宅整備に当たってはミキハウス子育て総研の認定制度を利用し、子育てにやさしい住宅整備を図り、併せて第2期の大泉地区、第3期の武川地区への整備についても準備を進めてまいります。

国の事業認可を受け進めている簡易水道統合整備事業につきましては、引き続き遠隔監視システムの整備、老朽管の布設替え等を行い水道事業の効率化と一元化を図ってまいります。現在、市が運営する公共下水道および農業集落排水施設は合わせて39カ所が稼動しております。

初期に稼動した汚水処理施設は27年が経過し施設の補修等多額の費用が想定される中、農業集落排水事業につきましては最適化整備構想を作成したところであり、また公共下水道につきましては引き続き長寿命化計画の策定を進め、全施設の計画を平成28年度までに取りまとめる予定であります。

今後、農業集落排水施設の公共下水道への編入や統廃合等の方法を比較・検討し、汚水処理のコスト削減はもとより計画的な施設改修・修繕に努めてまいります。

市が管理する1,847路線、総延長1,090キロに及ぶ市道につきましては緊急度、重要度を考慮した中で国の交付金を活用した改良事業を進め、安心・安全な道づくりに努めてまいります。

また、平成26年度においては日本の道100選に選定されている旧甲州街道台ヶ原宿内に

において良好な景観の創出を目指し、地域の特色を生かした観光・交流に資する道づくりに取り組んでまいります。

第5に、環境日本一の潤いの杜づくりについてであります。

市内における遊休地の有効活用策として、高根町清里地区の旧檜山牧場跡地において民間事業者と官民パートナーシップによる共同事業により、県内最大級となる10メガの太陽光発電施設を計画しております。

市といたしましては新エネルギー施策の推進、環境教育事業などの啓発活動、地元雇用や経済貢献による地域活性化などが見込まれることから、平成27年度の稼働に向け所定の手続きを進めてまいります。

自動車の電氣化につきましては、本市においては現在、市役所本庁舎および道の駅こぶちさわの2カ所に急速充電器が設置されておりますが、さらに国の補助制度および市の環境保全基金を活用し、新たに道の駅はくしゅうおよび道の駅南きよさとの2カ所に設置いたします。

市内充電器設置網を構築することにより新しい時代に応え、自然環境の保全を図るとともに観光施策の推進においても役立てていきたいと考えております。

第6に、交流を深め躍進の杜づくりについてであります。

韓国ソウル市忘憂里の浅川巧の墓地には、今日でも数多くの墓参者が訪れている状況にあります。しかし墓地につながる階段は狭く、また植樹されている松も倒木の危険があり、ソウル市の浅川巧顕彰会からも墓地整備の要望が寄せられております。このことから浅川伯教・巧基金を活用し墓地の整備を行い、韓国内での浅川巧の功績周知をさらに図ることにより、日韓が近くて近い国なる一翼を担ってまいりたいと考えております。

第7に、品格の高い感動の杜づくりについてであります。

本年6月に南アルプス国立公園、ならびに八ヶ岳中信高原国立公園が指定50周年を迎えます。この記念すべき筋目の年に南アルプス・八ヶ岳の歴史や本市の自然、地域資源をイメージしたモニュメントを作成し、設置と併せて記念イベントを実施する予定であります。

本市の優れた山岳景観と魅力ある観光資源を市内外に広く発信するとともに、さらなる観光誘客を図ってまいります。

東沢大橋につきましては、赤い橋と八ヶ岳の自然のコントラストを楽しみに多くの観光客が訪れ、近年では大型観光バスのツアールートとしても定着してきております。隣接するレストハウス赤い橋を廃止することから、東沢大橋駐車場として大型バスの駐車スペースを備えた駐車場を整備し、観光客の安全性の確保と混雑の解消を図ってまいります。

道の駅こぶちさわは親子で訪ねたい道の駅、東日本第2位の人気のある駅であります。このことから、さらに観光案内所の新設、既存トイレの改修を行い、観光客への情報提供と利便性の向上を図り、おもてなしの観光地づくりを進めてまいります。

八ヶ岳観光圏では日本の顔となる観光地ブランドの構築に向けて、北杜市らしさを体感できる滞在プログラムの開発や観光ガイドの育成、マーケティング調査や情報発信手段の充実など観光圏全体のレベルアップを図ってまいります。

また自然環境や安心・安全な食材、温泉など優れた地域資源を活用し健康づくりに適した観光地として発信していくため、社団法人民間活力開発機構と連携して健康づくりの郷事業に取り組み、民間のノウハウを活用した健康づくりに特化したプログラムやツアーを開発し、観光客の誘致に取り組んでまいります。加えて平成26年度は地域おこし協力隊事業を活用し、市

外から新しい人材を呼び込み市内観光団体等の支援、都市との交流や定住促進に積極的に事業展開を図ってまいりたいと考えております。

今年は、北杜市が誕生してから10年の節目を迎えます。この10周年を記念して「NHKのど自慢」の公開生放送を豪華ゲストも出演する中で、本年4月の実施に向け準備を進めているところであり、北杜市の魅力を全国に発信してまいりたいと期待するところでもあります。さらに東京藝術大学や自衛隊によるコンサートのほか市内中学生、高校生による吹奏楽コンサートなどの事業につきましても市制施行10周年として実施し、10周年を市民の皆さまとともに祝いたいと考えております。

また国民文化祭の継承事業として囲碁まつりやフットパス、ジュニアコーラス、金田一春彦ことばの学校、稲絵アートフェスティバルなども実施し、北杜市の文化の厚みをさらに磨き大きくしてまいります。

第8に、連帯感のある輪の杜づくりについてであります。

現在、地域委員会を中心に実施している各イベントにつきましては、今後のあり方について地域のご意見を伺っている状況にあります。

今後、地域の特性を大切にふるさと北杜を代表するイベントづくりへの検討を行う中で、それぞれ連携したまちづくりを進めてまいります。

地方分権・地域主権が進み、まさに自主自立、自己責任の中で地域づくりを進める自治体の知恵比べの時代となりました。これら8つの杜づくりを政策の柱に本市の特徴を前面に出し、これまで以上に創意工夫を重ね力強く前進してまいりたいと考えているところでもあります。ベンチャー自治体北杜市として、市民の目線で市政運営に当たってまいります。

次に、提出案件の内容につきましてご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告2件、承認1件、条例16件、補正予算12件、平成26年度当初予算22件、その他10件および同意案件5件の合計68件であります。

はじめに報告第1号および報告第2号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定、市営住宅明渡し訴訟事件の和解について専決処分したので議会に報告するものであります。

次に承認第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算(第4号)につきましては、除雪作業委託事業費等について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会へ報告し承認を求めるものであります。

次に平成26年度当初予算の編成に当たりまして、その基本的な考え方を申し上げます。

来年度の財政状況を見ますと、歳入面では市税収入が景気動向と税制改正の影響などにより増加することが見込まれ、また消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金が増額となる見込みであることから、引き続き財政調整基金の取り崩しを回避することができました。

歳出面では社会保障、福祉関係費の義務的経費の継続的な増加や総合支所、生涯学習施設等の耐震・複合化、公共施設の維持管理費、ならびに少子化対策、子育て支援が増加となりました。また職員数の削減に合わせ、引き続き特別職や管理職の給与を減額するとともに経常経費については98%以内にする等のマイナスシーリングを設定するなど、歳出抑制に努めました。

平成26年度はこうした所要の財源を確保するとともに、財政健全化の取り組みをより一層進めることとし、基金財源等を活用して20億1千万円にのぼる市債の繰上償還を行うことといたしました。

努力と工夫を重ね、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めることにより、一般財源で、本年度に比べ4億2千万円以上を節減した予算としたところであります。

こうした中でも北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた諸施策を、積極的に展開していくことといたしました。

以上のような考えに基づき当初予算を編成しました結果、平成26年度北杜市一般会計予算の総額は288億8,254万円となっております。

その主なるものにつきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、教育・文化の充実についてであります。

小中学校におけるいじめ・不登校対策として524万円を、また生涯学習センターこぶちさわ改修事業費として3億8,590万5千円、白州体育館の改修事業費として1億2,005万3千円を計上しました。

次に、産業の振興についてであります。

新規就農総合支援事業費として1億425万円、また産業や社会情勢等の実情に応じた多様な人づくりを行う地域人づくり事業費に4,880万円を計上しております。

次に、少子化対策と福祉の充実についてであります。

定住促進計画策定事業費として732万5千円、支給対象年齢を拡充する子ども医療費助成事業費に9,569万2千円を、またいずみ保育園駐車場整備事業費に9,035万4千円を計上しております。さらに臨時福祉給付金事業費に2億7,058万円、子育て世帯臨時特例給付金事業費に4,570万円を計上しております。

次に、防災対策についてであります。

防災無線整備事業費として6,779万1千円を、また消防団活性化検討委員会の設置に必要な経費を計上しております。

次に、基盤整備の充実についてであります。

子育て支援住宅整備事業費として5億9,247万6千円を計上し、また小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業費として、小淵沢総合支所の解体工事設計業務委託等に要する経費として1,456万5千円を計上しております。

次に、環境施策についてであります。

新エネルギー推進機構運営事業費として398万4千円を、また清里地区大規模太陽光発電所設置推進事業費として997万9千円を、さらに次世代自動車充電インフラ整備促進事業費に2,022万9千円を計上しております。

次に、国際交流の促進と観光振興等についてであります。

浅川巧顕彰事業費として浅川巧の墓地造成整備および竣工式典を実施することとし、所要の経費を計上しております。

また観光施設管理事業費として1億3,762万1千円、観光イベント事業費に2,527万1千円を、さらに地域おこし協力隊事業費として1,280万8千円を計上しております。

次に、地域文化の振興についてであります。

市制施行10周年記念芸術文化事業などを行う芸術文化自主・共催事業費に1,602万6千円を計上しております。

次に、行政機能の充実についてであります。

大泉総合支所が大泉総合会館内に移転することに伴い、ゴミステーション等の整備を行うこ

ととし所要の経費を計上しております。また公共施設の整理統合や多機能化、多用途での活用を検討するため、公共施設再編シミュレーション業務委託費に697万7千円を計上しております。

次に補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算(第5号)につきましては13億749万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301億9,077万6千円と定めるものであります。

主なものは歳入では市税、地方交付税、国庫支出金、繰越金などの増額とそれによる市債などの減額であります。

歳出につきましては、国の経済対策補正予算に伴う道路・橋梁整備事業費の増額と繰上償還の財源とするための減債基金積立金などを計上しております。また、公共事業等の事業費の確定による減額、不用額の整理などを行っております。

次に議案第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)および議案第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、額の確定および不用額の精査によるものであります。

次に議案第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、給付費等事業費の見込み額の精査によるものであります。

次に議案第5号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第6号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第3号)および議案第7号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、いずれも事業費の確定および不用額の精査によるものであります。

次に議案第8号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第9号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)および議案第10号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)につきましては、いずれも財政調整基金への積立金を計上したものであります。

次に議案第11号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)および議案第12号 平成25年度北杜市高根財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、いずれも額の確定、不用額の精査などによるものであります。

次に条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第13号 北杜市私債権管理条例の制定についてであります。

市が有する私債権の強制執行、債権放棄に関する事項等を定めることにより債権管理の適正化を図るとともに健全・公正な行財政運営に資するため、条例を制定するものであります。

次に議案第14号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る抜本的な改革を行うため、消費税の一部を改正する法律等が本年4月1日に施行されることに伴い、消費税率が引き上げられることから北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例ほか45条例の一部を改正するものであります。

次に議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

大規模災害からの復興に関する法律等の施行に伴い、災害派遣手当の支給対象となる職員の

範囲を拡大することおよび当分の間、寒冷地手当の支給を取りやめること、ならびに平成18年4月1日における人事院勧告等を鑑み行った昇給抑制の対象となった職員等について、昇給の調整を行うため所要の改正を行うものであります。

次に議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別休暇の1つである子どもの看護のための休暇について子育て環境の一層の充実を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第17号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市の財政状況を鑑み実施してきました特例措置の期間を延長するとともに減額率の見直しを行いたく、所要の改正を行うものであります。

次に議案第18号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

白州町デイサービスセンターは建設から25年が経過することから、維持管理費の削減を図ることから、用途廃止について所要の改正を行うものであります。

次に議案第19号 北杜市須玉なかよし健康の家条例を廃止する条例につきましては、市が管理、運営を行ってきた施設の維持管理費の削減に資するため条例を廃止するものであります。

次に議案第20号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

消費税率が引き上げられることおよび甲陽病院が所有していた救急車を廃車したことから所要の改正を行うものであります。

次に議案第21号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例につきましては、子育て支援対策の一環として医療費の助成対象年齢を拡大し、子どものすこやかな成長と保護者の医療費負担の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第22号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例等の一部を改正する条例についてであります。

消費税率が引き上げられることおよび温泉施設の使用料の見直しを行い、併せて利用時間および休館日の規定を明確にするほか、老朽化により使用困難となった設備を廃止することから所要の改正を行うものであります。

次に議案第23号 北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止する条例につきましては、市が管理・運営を行ってきた施設の維持管理費の削減に資するため条例を廃止するものであります。

次に議案第24号 北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例についてであります。

消費税率が引き上げられることおよび道路法施行令の一部を改正する政令において規定する占用料の額が改正されることから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第25号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例についてであります。

第3次地域主権一括法により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第26号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例についてであります。

公立高等学校にかかる授業料の不徴収および高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部が改正されたことに伴い、授業料の徴収について所要の改正を行うものであります。

次に議案第27号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例につきましては、大泉総

合支所を大泉総合会館へ移転することから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第28号 北杜市はくしゅう館条例の一部を改正する条例につきましては、施設の構成の見直しと各規定を明確にするためおよび消費税率が引き上げられるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、その他議案および同意案件につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第29号 新北杜市建設計画の変更についてであります。

東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律において地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、新北杜市建設計画の計画期間を延長する必要があるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第30号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定についておよび議案第31号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定につきましては本年4月1日からの指定管理による施設運営を行うため、施設の指定管理者を指定するものであります。

次に議案第32号 和解についてであります。

市が支払った介護保険給付費につきましては、請求の相手方が発生させた事故が原因であることから第三者行為として損害賠償請求を求めた訴訟において和解を成立させたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第33号 財産の譲渡についてであります。

市が管理・運営を行ってきました須玉なかよし健康の家につきましては、公の施設としての必要性が薄れてきたことから処分をたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第34号 訴えの提起についてであります。

北杜市立塩川病院敷地内に存在する土地の相続人に対し時効の利益を援用し、当該土地の所有権を有することの確認を求めるための訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第35号 財産の貸付についてであります。

地域の活性化を図ることを目的に整備した須玉町特産品育成施設（みずがきそば処）につきまして、今年度で指定管理期間が終了することおよび維持管理経費の削減のため貸付したく地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第36号 訴えの提起についてであります。

市営住宅の明渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第37号 市道路線の認定についてであります。

県営土地改良事業により整備された広域農道が市に移管され、北杜市市道認定基準に適合する路線であることから、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第38号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

ふれあいペンダントの受信業務について利用者へのサービスを拡大するため、NPO法人に業務を移管するにあたり地方自治法第286条第1項の規定により規約を変更し、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に同意第1号 甲財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件から同意第5号 前

山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件までの5案件につきましては委員の任期満了および委員の死去に伴い新たに委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時35分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております68件のうち議案第15号から議案第19号までの5件、議案第21号、議案第23号、議案第25号および議案第26号、議案第33号から議案第60号までの28件は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第19号までの5件、議案第21号、議案第23号、議案第25号および議案第26号、議案第33号から議案第60号までの28件につきましては、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）、報告第2号 専決処分の報告について（市営住宅の明渡し訴訟事件の和解）の以上2件について、内容説明を順次担当部長に求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

それでは報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページ目を開いていただきたいと思います。

専決第1号でございます。

公有自動車事故にかかる損害賠償の額の決定についてでございます。

専決の日付は平成25年12月6日でございます。

損害賠償の額 64万4,096円
損害賠償の相手方 山梨県甲府市朝気所在 法人
損害賠償の理由 平成25年10月7日、午前8時35分ごろ北杜市白州町白須6843番地1付近の市道白州・白須39線において職員の運転する公有自動車が方向転換のため後退した際、後方確認不十分により公有自動車の後方に停車していた相手方車両と衝突し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。
支払いの方法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものです。

管財課所管分は以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

田中長坂総合支所長。

○長坂総合支所長（田中幸男君）

続きまして、3ページをお開きください。

専決第2号であります。

同じく地方自治法の規定によりまして、財産区の盗伐にかかる損害賠償の額が決定いたしましたので報告させていただきます。

専決の日は平成25年12月5日でございます。

損害賠償の額 3万3,400円

損害賠償の相手方 山梨県（中北林務環境事務所）

損害賠償の理由 平成25年3月27日に北杜市長坂町日野地内にある日野原山恩賜県有財産保護財産区の山林において立木伐採が発見され、山梨県恩賜県有財産管理条例第50条の規定により第三者に不法に伐採されたことを発見した日から起算して90日以内に加害者を認知できないときは、山梨県知事に相当の金額を支払うことが規定されているため、日野原山恩賜県有財産保護財産区がこれに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 山梨県の指定した口座に北杜市長坂財産区特別会計から支払うものであります。

なお盗伐発見後、盗伐禁止の看板を設置しパトロールを行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

続きまして報告第2号 専決処分の報告についてであります。市営住宅の明渡し訴訟事件の和解でございます。

専決第1号

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により規定された市長の専決処分事項について次のとおり専決しましたので報告いたします。

専決日でございますが、平成25年11月18日でございます。

和解の相手方は、専決処分書に記載された者でございます。

和解の額でございますが86万3,200円の未払家賃の額でございます。

事件の概要でございますが、専決処分書に記載されたとおりでございます。

和解に至る経緯について、ご説明させていただきます。

和解の相手は第1回の公判で債権があることを認めた上で和解を申し出ました。そこで公判後、弁護士を交えて本人と和解に向けて調整し、和解内容を弁護士から裁判所へ提出し和解判決となりました。

和解の理由でございますが1年前から現在まで家賃は滞納していない状況です。また1年半ほど前から正社員として勤務しており、安定した収入が見込まれている。また上下水道料などについても分納誓約書に従い納付していることから、今後は約束に従い支払う意思が確認されました。

以上の理由により和解に至りました。

和解の内容の主なものについて、ご説明いたします。

市営住宅は明渡し請求により賃貸借契約を解除したが、解除の意思を撤回し同契約が存続することを確認する。

未払家賃として86万3,200円の支払い義務があることを認めている。

前項の滞納家賃43カ月分で分納する。

分納金額を2回以上支払わない場合は和解判決内容および賃貸借契約は無効となり、直ちに市営住宅を明渡し未払額全額を支払う。

以上が主な和解内容で支払い方法は本年1月から43カ月の分納で支払われます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号および報告第2号の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

日程第5 承認第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

承認第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書（第4号）をご覧いただきたいと思っております。

緊急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。

専決処分の日付につきましては、平成26年2月17日でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8,328万2千円とするものでございます。

観測史上最大の大雪に見舞われ、主要市道の除雪経費等に関する予算に不足が生じることとなったことから除雪作業委託経費等の予算の専決処分を行ったものでございます。

2ページをお開きください。

まず歳入についてであります。10款1項地方交付税につきましては普通交付税を2億6,100万円増額し、補正後の額を116億4,881万1千円とするものでございます。

続いて3ページの歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費2千万円の増額は住民の生活道路として使用される農道を除雪し、交通の安全を確保するため農道除雪作業委託事業費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費2億3千万円の増額は交通量の多い主要市道を除雪し交通の安全を確保するため、主要市道除雪作業委託事業費および融雪剤を購入する市道除雪事業費でございます。

9款消防費、1項消防費1,100万円の増額は避難所の設置および堆積雪の排除等を行う災害対策費でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、承認第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第19 議案第14号 消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についての内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

それでは議案第14号の説明を申し上げます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

趣旨ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることに伴い、消費税率が引き上げられることから北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例ほか45条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですけれども、消費税および地方消費税は国内における資産の譲渡や役務の提供に対して課せられる間接税であり、国または地方公共団体についても介護保険サービス、火葬料等、福祉や介護など法令で非課税とされているものを除くすべての資産の譲渡や役務に対して課せられます。本市においても法令に基づき平成26年4月1日から使用料等において消費税率を5%から8%に見直した使用料に改定を行います。

改定後の料金は現行の使用料の税抜き価格に新税率8%を乗じ、原則として10円未満の端数を切り捨てております。

今回、改正する条例は以下のとおりであります。

まず第1条、北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例。

第2条、北杜市民バス条例。

第3条、北杜市行政財産使用料条例。

2ページをお願いします。

第4条、北杜市保健センター条例。

第5条、北杜市訪問看護ステーション条例。

第6条、北杜市高齢者生活支援ハウス入居者使用料に関する条例。

第7条、北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣手数料条例。

第8条、北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例。

第9条、北杜市オオムラサキセンター条例。

第10条、北杜市北部ふるさと公苑条例。

第11条、北杜市簡易水道給水条例。

第12条、北杜市白州町鳥原平活性化施設条例。

第13条、北杜市高根クラインガルテン条例。

第14条、北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク条例。

第15条、北杜市武川町麦類等乾燥調製施設条例。

第16条、北杜市武川町地域資源総合管理施設条例。

第17条、北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園条例。

第18条、北杜市林業休養センター条例。

第19条、北杜市営宿泊施設条例。

第20条、北杜市駐車場条例。

第21条、北杜市三分一湧水館条例。

3ページをお願いします。

第22条、北杜市白州町尾白の森キャンプ場条例。

第23条、北杜市白州町緑地等利用施設条例。

第24条、北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例。

第25条、北杜市明野町滞在型宿泊施設条例。

第26条、北杜市小淵沢町生産物直売・食材供給施設条例。

第27条、北杜市青年小屋及び権現小屋条例。

第28条、北杜市大武川河川公園条例。

第29条、北杜市小淵沢町子供等自然環境知識習得施設条例。

第30条、北杜市小淵沢町花と緑のうるおい空間整備事業交流ターミナル施設条例。

第31条、北杜市地域食材提供施設条例。

第32条、北杜市大泉町特産品育成施設条例。

第33条、北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設条例。

第34条、北杜市法定外公共物管理条例。

第35条、北杜市高根ふれあい交流ホール条例。

第36条、北杜市須玉農村総合交流ターミナルホール条例。

第37条、北杜市営プール条例。

第38条、北杜市長坂コミュニティ・ステーション条例。

第39条、北杜市須玉町農業担い手育成センター条例。

4ページをお願いします。

第40条、北杜市体育施設条例。

第41条、北杜市学校体育施設等の利用に関する条例。

第42条、北杜市社会教育施設条例。

第43条、北杜市郷土資料館条例。

第44条、北杜市営自転車駐車場条例。

第45条、北杜市大泉町いずみ活性化施設条例。

第46条、北杜市白州町農村婦人の家条例であります。

施行の予定日は平成26年4月1日からでございます。

改定の料金については以下にお示ししてあるとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第14号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第25 議案第20号 北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

それでは議案第20号につきまして、ご説明申し上げます。

概要書の1ページをお開き願いたいと思います。

北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一部を改正する等の法律、ならびに地方税および地方交付税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることに伴い、消費税率が引き上げられることと甲陽病院が所有していた救急車を廃車にしたことから、北杜市立病院等使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてであります。別表における各料金の規定において各料金を消費税率の引き上げによる消費税額の増加分を転嫁した料金に改正し、併せて救急車の使用料の規定を削るものでございます。

最後に、附則で施行期日を平成26年4月1日とするものでございます。

以上よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第20号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に日程第27 議案第22号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例等の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長(浅川一彦君)

それでは議案第22号の説明をさせていただきます。

概要書のほうをお開きいただきたいと思います。

北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例等の一部を改正する条例についてでございます。

趣旨でございますけれども、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律および社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律が平成26年4月1日に施行されることに伴い消費税率が引き上げられること、ならびに第2次北杜市行政改革大綱に基づき温泉施設の使用料の見直しを行い、併せて市内10施設の温泉の利用時間および休館日の規定を明確にするほか、老朽化により使用困難となった設備を廃止することから所要の改正を行う必要があるため、北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例のほか9条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容であります。まず1番目といたしまして法の一部改正により消費税および地方消費税の税率が引き上げられたことから、条例の使用料の改正を行う。

次に条例の利用時間および休館日の規定が不明確であったことから所要の改正を行うということで、第1条以下19条までの改正でございます。

次に老朽化により使用できない設備を廃止するため所要の改正を行う。第17条。

次に温泉施設の使用料を見直すことから、平成26年10月1日から新料金での施行とする改正を行うということで第2条から20条ということでございます。

詳しくは、またあと別紙でご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。改正する条例でございます。

北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例。北杜市甲斐大泉温泉条例。北杜市たかねの湯条例。北杜市泉温泉健康センター条例。北杜市むかわの湯条例。北杜市白州福祉会館条例。北杜市すたま自然健康村施設条例。北杜市白州・尾白の森名水公園条例。北杜市明野ふるさと太陽館条例。北杜市リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例でございます。

施行予定日につきましては、消費税に関しては26年4月1日から施行。使用料の改正につきましては、平成26年10月1日からの施行とさせていただきます。

根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。

それでは次のページをお願いいたします。別紙ということであります。

まず1番目といたしまして、平成26年4月1日施行の温泉10施設の共通の改正内容ということで消費税率の引き上げに伴う使用料の改正、それから利用時間および休館日の規定を明確にするため所要の改正を行ったものでございます。

次に26年10月1日施行の温泉施設の使用料の見直しの内容でございます。左側から区分、利用者区分、使用料適用という項目でございます。

まず区分であります温泉施設。次に利用者区分といたしまして市民、中学生以上が410円。小学生200円。小学生未満無料。フリーパス1カ月7,200円。フリーパス3カ月1万5,430円。市民以外の者、中学生以上670円。小学生420円。小学生未満は無料。フリーパス1カ月1万1,310円。フリーパス3カ月2万6,750円となっております。

備考でありますけども、本施設の利用において東京都羽村市民は利用者区分を市民とするものであります。

備考の2といたしまして、温泉施設を利用するときは使用料のほか別途北杜市税条例で定める入湯税を支払わなければならない。ただしフリーパスについては入湯税を含んでいるため、この限りではないとしております。

米印ですけども、別荘料金については廃止とするとさせていただきます。

次に回数券を廃止しフリーパスを導入するという考えでございます。

次に現行使用料が改正後の使用料を超えている場合は、現行使用料を維持するという事で2施設がございまして健康ランド須玉、市民が中学生以上570円、小学生310円。市民以外が小学生460円。増富の湯につきましては市民、中学生以上が510円。市民以外が小学生510円となっております。すみません、3施設であります。それからスパティオ小淵沢、市民が中学生以上460円。

障害者につきましては10施設とも100円の減免。ただしフリーパスには適用しないということでございます。

次のページをお願いいたします。

3番目といたしまして、共通の改正以外の内容というふうなことで、まず北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例でございますけども、別表に温泉施設の区分を追加し温泉使用料を規定したものでございます。

次に北杜市白州福祉会館条例、これは毎週月曜日から毎週水曜日へ休館日を変更して市内の統一を図ったというところでございます。

それから北杜市須玉自然健康村施設条例、別表の増富の湯の区分に温泉の使用料を規定したものであります。

次に北杜市明野ふるさと太陽館条例ということで老朽化した設備、屋外プール、カラオケ、源泉スタンドの規定を削除したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今の休館日について、お伺いします。

白州の福祉会館なんですが、月曜日から水曜日に移行したということになりましたが、実は水曜日が休館日という温泉施設が多くて、その日は休みだから違うところに行こうという市民の声が非常に多かったんですね。今ちょっとお話を聞いていると統一して水曜日というふうなご説明があったんですが、市民の利便性、またこの温泉施設全体を考えると、なるべくたくさん使っていただくのが効果的というふうに考えています。この休館日を設定するについては、そういったご検討があったのか。また今からいろいろこういう温泉施設の休館日等、運営については全体を考えた取り組みになるのかどうか、2点お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまのご質問でございます。

休館日の設定ということと、その要望があったのかということだと思います。

まず休館日の設定でございますけども、市内一斉に水曜日が休みということではございませんで、火曜と水曜に分けて市内を半分ぐらいの施設で利用していただくような形をとりたいということで統一をさせていただいたということでもあります。

そうしたことで月曜日から水曜日にさせていただいたということで、特にそういう申し出があったということではございませんけども、やはり市内の半分ずつぐらいの施設をうまく使っていただけるような仕組みをということで考えたものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

10月1日からの温泉施設の使用料の見直しに関して、質問させていただきます。

受益者負担をお願いしなければならないということは重々分かるのですが、市内の温泉の利用の仕方を見ていると特に高齢者の方たちが週3回程度、みんなで集まって温泉を楽しむ

ということが非常に多いように思います。そういう方たちの利用形態を考えると、まずフリーパスは300円として18回くらい使わないとならない。そうすると週3回程度の利用ではフリーパスまでは届かない。そして今は回数券13枚つづりであると1回にあたり230円程度で入浴ができるところが一気に410円に費用負担が上がるということになります。特にこういう、今利用されている方たちを考慮してどのように考えられるか。または福祉的な面から別な何かこれから施策を考えられるのか。この改定に伴って利用者数とか、それから総収入の見込みをどのように考えられているか、伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの、野中議員のご質問にお答えいたします。

たしかに今回、フリーパスという制度にさせていただいたということであります。回数券のときは13枚綴りだったということであります。たしかに一長一短ということがございますけれども、例えばフリーパスに関して、今回1カ月ということがございますので定休日を除くと25日間使えるということ。さらにフリーパスですと例えば朝、利用して、お昼にいったん家に帰ったとして午後また同じように使っても、それに関して利用料がかかってこないということで、ある程度、回数券よりは利便性が、お年寄りですとか多く利用されている方にとっては高まっていくのではないかとことを考えまして、こうした制度にさせていただいたというふうな状況でございます。

それから利用者数、それから収入でございます。

現在、北杜市内その10施設の合計をした利用者数ということで行きますと110万人を超えているという数字でございます。たしかに今回の100円の値上げということで若干落ち込むことはやむを得ないのかなということは考えていますけれども、一過性に終わっていただけということも期待しているところであります。

そうした中で収入面ということで現在、市の10施設に対するおおむね1年間の赤字額ということでは2億円を超えているという状況でございます。今回の100円の改正に伴いまして、その100万人強の利用者等が利用していただけるということを見込みますと、財政的にはその赤字額の半分程度を回復できるかといいますか、回収できるかということを考えて、さらに利用料金があまり高くないような範囲で考えたところで、100円という設定をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

高齢者の方たちの利用を考えると、やはりバスに乗って行かれる方も多いのでなかなかいったん家に帰ってということもないと思います。この利用料金が必要だとしても福祉的ないろんな面で何か考えていただきたいなというこれは希望でありますし、また総収入のマイナス分が減る予定だと。利用者数はあまり減らず赤字額が減るという見込みであるとすれば、この施設は指定管理をとっている施設が多いと思いますので、当然指定管理料に反映されなければいけないと思うんですが、そこがどうなっているか伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまのご質問でございます。

たしかに収入に関して指定管理料というものに跳ね返ってくるのかなとは思いますが。今回10月1日に改正をするという計画でございます。今回その半年間の流れの中で、また状況などを把握し、指定管理担当とも今後詰めていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいまの使用料金の改定に係る案件ですけれども、特に1つ例を挙げますといずみ温泉健康センターというのは、山梨県下でもいち早く温泉を設置した施設であります。その中で当時の村長に聞きますと、それを設置したことによって健康保険税も安くなったり医療費も減ったと。そんなようなことの目的で建てたということを知りました。よってこのお年寄り、高齢者の方々が気軽に低料金で入れるということを村政の施策の主要の中で設置したと聞いております。

その中で今回の改定は、先ほど別の議員が申しましたけれども大体回数券ですと13枚つづりで約230円。今回の中学生以上の料金は410円と。ざっと勘定しても1.7倍ぐらいになるでしょうかね。そんなような大幅な値上げということで、私も先日いろんな利用者の方にお話を聞きましたところ、この回数券だけではなくしてほしくないとかんなようなことを言っておられました。ぜひそんな意味も含めまして、市政の中で、温泉行政の中でこの回数券をぜひ継続させてほしいとこんな意見でございます。いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

たしかに福祉目的で低廉な価格ということを知ったということでもありますけれども、たしかに低廉な価格でずっと済ませればいいんでしょうけれども、やはり適正価格ということを考えると、なかなか今の赤字をずっと背負っていくといいますが、負担していくということは難しいところということもございます。そうしたことから行革のアクションプランでも方向性を示されているということもございます。

そうしたことで、地元の方の利便性も高めるような仕組みということで回数券に代わってフリーパスを設定させていただいたというふうな考えでございます。また福祉という観光の目的でこういう形をとっていますので、福祉の目的ということではどんなことができるかということとは、また福祉部とも調整をさせていただければと思いますが、いずれにしても使用料に関してはフリーパス等で実施をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第22号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第29 議案第24号 北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは概要書をお開きください。

議案第24号の概要でございます。題名でございますが、北杜市道路法施行条例の一部を改正する条例についてであります。

趣旨でございますが、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律および道路法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行されることに伴い、消費税率が引き上げられることおよび政令において規定する占用料の額が改定されることから、所要の改正を行う必要があるため北杜市道路法施行条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、法の一部改正により消費税率を引き上げられることから条例の消費税に関する規定を以下のとおり改正するものでございます。

改正点だけご説明いたします。

当該占用の期間に相当する期間を、同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額を乗じて得た額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額および、その額に地方税法に定め

る地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とするという改定でございます。

2番目としまして、政令の一部改正により同規定の占用料の算定基準を準用している条例の占用料の額の改正を行うものでございます。

裏面を見ていただきたいと思います。

施行予定日でございますが平成26年4月1日から施行いたします。

根拠法令等につきましては、見てのとおりでございます。

また新旧対照表につきましては、そのあとに付いておりますのでご確認をしていただきたいと思います。

それではよろしくご審議をいただき、ご決議いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第24号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

次に日程第32 議案第27号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例についての内容説明を求めます。

齊藤大泉総合支所長。

○大泉総合支所長（齊藤正一君）

議案第27号 北杜市総合支所設置条例の一部を改正する条例につきまして、概要書により説明をいたします。

趣旨ですが老朽化が著しい大泉総合支所を大泉総合会館へ移転することから、総合支所の位置について所要の改正を行う必要があるため、北杜市総合支所設置条例の一部を改正するものであります。

改正の内容ですが第2条の規定中、大泉総合支所の位置を北杜市大泉町谷戸3025番地から北杜市大泉町西井出3164番地1（大泉総合会館内）へ改正するものであります。

施行予定日につきましては、平成26年3月24日でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいまの条例改正について、質問いたします。

この大泉総合会館へ大泉の総合支所が移動するということですが、この大泉の総合会館というのは複合施設ですね、老人福祉センターおよび公民館、そして総合会館と、こういう施設が社会教育施設ということになっております。その中で3つの施設というか機能、そして総合支所が入ってくるということで、今後の管理運営というんですか管理関係、駐車場から始まって同じ施設の中に3つの機能があると、こういうふうなことでそのへんについての一番の大元は総合会館の大家さんというんでしょうか、そういうものはどなたのところにあるんでしょうか。まず、これが1点です。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

齊藤大泉総合支所長。

○大泉総合支所長（齊藤正一君）

移転します大泉総合会館につきましては、社会教育施設条例の中に位置づけられておりまして、その明記されております管理に基づくものと認識しております。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それに引き続きまして、ちょっと質問させていただきます。

社会教育施設条例で総合会館が決まっているというふうな、今答弁がありましたけども、その老人福祉センター条例というのもありまして、ご存じだと思いますけども老人に対して各種の相談に応じる、いろいろ出ております。総合会館は複合施設ですので公民館条例も大泉地区公民館として位置づいております。そうした中で、いろいろ連携をした中でやっていくと思いますけども、何かちょっと今の答弁だとどこが、セキュリティの問題とかいろいろあるかと思いますが、防災、危機管理も。そうしたものをどこがどういうふうな防災訓練などをしていくのかとか、そういうものもきちっとしておいたほうがいいと思いますけども、それとあと公

民館条例と老人福祉センター条例の中には、大泉総合会館は西井出の3 1 9 3番地と出ておりますけども、そのへんについて確認をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤功文議員の質問にお答えをします。

先ほど大泉総合支所長がお答えをしたとおり、大泉総合会館は社会教育施設として教育委員会の所管になっております。したがって複合施設ということで支所と連携をとりながら防災訓練等を合同で行うということを実施していきたいと考えております。

それから公民館等の番地が違うのではないかとということですけども、精査をしましたらやはり錯誤しておりますので、このへんは総合会館条例の中で訂正をすでにしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありますか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

老人福祉センター条例と公民館条例の中に西井出3 1 9 3番地というふうに、大泉総合会館というふうに括弧書きがしてあるんですけども、そのことについても整合性を取った中で直していったほうが、もしそれが今日、出た番地であればしたほうがいいではないかということなんですけども、そのことについていかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

再質問にお答えをしたいと思います。

大泉総合会館、これは何筆かの土地になっておりますので、これが代表地番として認識しておりますので、こういう形で訂正をしていきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第27号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第33 議案第28号 北杜市はくしゅう館条例の一部を改正する条例について、内容説明を求めます。

進藤白州総合支所長。

○白州総合支所長(進藤勝君)

議案第28号 北杜市はくしゅう館条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

概要書をお願いいたします。

北杜市はくしゅう館条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市はくしゅう館について施設の構成の見直しおよび各規定を明確にするため、ならびに消費税法の一部を改正する等の法律等が平成26年4月1日に施行されることに伴い、消費税率が引き上げられるため、北杜市はくしゅう館条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、1といたしまして条例の規定をより明確とするため第3条における施設の構成の見直し、第4条における事業の規定の追加、第8条における利用の制限の規定の追加、第9条における使用料の減額の規定の削除。

2といたしまして、法の一部改正により消費税率が引き上げられることから使用料を見直す改正を行うものでございます。

施行予定日でございますが、平成26年4月1日から施行する。

ただし、第3条の改正規定については公布の日から施行するものといたします。

根拠法令等でございますが、消費税法の一部を改正する等の法律および地方税法および地方交付税法の一部を改正する法律でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第28号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第35 議案第30号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定についての
内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長(坂本正輝君)

それでは議案第30号 北杜市営宿泊施設「たかね荘」の指定管理者の指定について、ご説明
いたします。

地方自治法第244条の2第3項および北杜市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等
に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指
定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであ
ります。

公の施設の名称 北杜市営宿泊施設「たかね荘」

指定管理者となる団体の名称等 住所 千葉県千葉市美浜区真砂3丁目3番7号

名称 株式会社塚原緑地研究所

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まででござ
います。

よろしくお願いたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規
定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第30号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第36 議案第31号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長(坂本正輝君)

それでは議案第31号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項および北杜市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称 北杜市営甲斐駒ヶ岳七丈小屋

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市白州町横手1639番地

名称 ジャパン・アルパイン・ガイド組合南アルプス支部

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

よろしくお願いたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第31号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

次に日程第37 議案第32号 和解について(損害賠償請求事件)の内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

それでは議案第32号 和解について(損害賠償請求事件)のご説明を申し上げたいと思います。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、次のとおり平成24年(ワ)第462号損害賠償請求事件の裁判上の和解を甲府地方裁判所において成立させるため、議会の議決を求めるものでございます。

和解の相手 住所 山梨県中央市若宮32番地2

氏名 塩澤和也

住所 山梨県甲府市相生1丁目2番14号

氏名 山梨富士株式会社 代表取締役 武藤健二

事件概要でございますけども、平成15年12月15日に起きた交通事故により第三者行為により介護保険給付費の支払いに対し、事故加害者である被告に請求を起こしたものでございます。

今回の訴訟の中で甲府地裁から最高裁での判例が示され、すでに和解が成立している場合においては訴訟物が消滅しているとの最高裁の判例から本訴訟も同様に訴訟物が存在せず、請求は棄却する判決が出されることが確実な状況でありました。

しかし市は介護保険制度の厳しい財政状況と全国的に行われている事務手続き等を訴訟の中で説明し、裁判官も介護保険制度全体の実情をご理解いただく中で平成26年2月5日付けで裁判官から和解金額の根拠を示した和解案が提出されたものでございます。

和解の概要でございますが、主なものにつきましては被告らは原告に対し連帯して金440万円の支払い義務があることを認めるものでございます。

提案理由でございますけども、市が支払った介護保険給付費については請求の相手方が発生

させた事故が原因であることから、第三者行為として損害賠償請求を求めた訴訟において和解を成立させたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第32号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第71 発議第1号 平成26年2月の大雪災害に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります中嶋新君から提案理由の説明を求めます。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

発議第1号

平成26年2月28日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 中嶋 新

賛成者

北杜市議会議員 福井俊克
" 相吉正一
" 千野秀一

平成26年2月の大雪災害に関する意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

本年2月の山梨県内は平年を大きく超える降雪が続き、2月14日から翌日にかけては観測史上最大の積雪量を記録する大雪となった。

602キロ平方メートルと広大な北杜市では国道や県道、市道や農道も通行不能となり、物流の停滞から食料品や日用品の品切れ、車の立ち往生による孤立者や孤立世帯の発生など市民生活に深刻な状況が続き、建物損壊やビニールハウスの倒壊など地域経済にも甚大な被害が発生している。

については災害復旧に対して国および県の支援が必要であるため、この意見書を提出するものである。

平成26年2月の大雪災害に関する意見書(案)

2月の山梨県内は平年を大きく超える降雪が続き、2月14日から翌日にかけて観測史上最大の積雪量を記録する大雪となり、面積が602キロ平方メートルと広大な北杜市では鉄道の運行中止、高速道路の閉鎖と重なり国道20号線、141号線や県道、市道や農道も通行不能に陥り物流が停滞して食料品や日用品の品切れ、燃料不足、車の立ち往生による孤立者や孤立世帯も多数発生するなど市民生活に深刻な状況が続いた。

市では大雪災害に関する対策本部を設置して対処しているが、建物の損壊やビニールハウスの倒壊など地域経済に甚大な被害が発生しており多額な対策費を要している。建物や農業被害は融雪後に判明する事案も多く、市の基幹産業である農業への影響は今後も長期間に及ぶものと思われる。

よって、国および県においては以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 市道や農道の除雪経費、除雪用機材や融雪剤等の購入経費、高齢者世帯や孤立世帯等の除雪経費に対する十分な財政措置を行うこと。
 2. 農業、商工業等の被害にかかる復旧経費に対し支援を行うこと。
 3. 安全な交通の確保のため国道や県道の迅速な除雪と今後の道路整備計画に反映すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年2月

北杜市議会議員 渡邊英子

提出先

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内閣特命担当大臣（防災）
山 梨 県 知 事

以上です。ご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対の討論はありませんか。

（ な し ）

では、原案に賛成の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

平成26年2月の大雪災害に関する意見書に賛成の立場で討論をいたします。

全国的にも雪の少ない本県、本市は未曾有の雪害を受けました。胸まで埋まる大雪に対し市民は「災害」との危機感を覚えていました。そんな中、執行部の手厚い本部の立ち上げと職員の日日昼夜を分かたずの自らの命の危険も感じつつであったであろう除雪作業、住民の安否確認、孤立病人の救出と生活物資の配送等々に合わせ、まだまだ続くインフラの復旧作業、これら一連の姿には市民等しく感謝の気持ちを表しています。

この雪はまさに激甚災害です。これに対する対策費用、復興経費はいまだに計り知れず到底、市単独で賄えるものではなく、国・県の速やかな復興、財政支援、または助成がなくてはなりません。併せて県外からの力強い支援、除雪車の有志を見たとき、この災害を教訓とした東南海地震、あるいは富士山の噴火対策等々を見据えた道路整備等は喫緊の課題となっております。そこでこの意見書に賛成をいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、発議第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
次の会議は3月13日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時20分

平成 2 6 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 3 日

平成26年第1回北杜市議会定例会（2日目）

平成26年3月13日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第5号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第6号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第8号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第9号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第10号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第11号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第12号 平成25年度北杜市高根財産区特別会計補正予算（第1号）

2.出席議員（21人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本静	15番	中嶋新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3.欠席議員

5番 輿水良照

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	監査委員事務局長	小尾善彦
農業委員会事務局長	中山健教	明野総合支所長	五味正
須玉総合支所長	横森弘一	高根総合支所長	梶村宗弘
長坂総合支所長	田中幸男	大泉総合支所長	齊藤正一
小淵沢総合支所長	長坂隆弘	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	神宮司浩	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	高橋一成	総務課長	赤羽久毅
企画課長	篠原直樹	財政課長	齊藤毅

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、輿水良照君および平井会計管理者は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 中山宏樹君、報告をお願いいたします。

○9番議員（中山宏樹君）

峡北地域広域水道企業団議会報告書

平成26年第1回峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告をさせていただきます。

平成26年第1回峡北地域広域水道企業団議会定例会は3月5日（水）午後2時より企業団事務所において開催されました。

出席議員は上村英司議員、岡野淳議員、中嶋新議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員と私の6名でした。

まず今定例会では昨年10月に行われた葦崎市議会の改編に伴い、企業団議会議長が空席になっていたため議長選挙が行われ、副議長からの指名推選により葦崎市議会選出の岩下良一議員が議長に当選いたしました。

次に提出議案であります。

条例案件2件、予算案件3件の概要について説明いたします。

議案第1号 峡北地域広域水道企業団水道用水供給条例の一部改正については、消費税率引き上げに伴い、峡北地域広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正するものであります。

次に議案第2号 峡北地域広域水道企業団職員定数条例の一部改正については、企業団における年齢構成のスリム化を図り技術の継承および維持向上を図るため、職員定数条例の一部を改正するものであります。

次に議案第3号 平成25年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）については収益的収入に580万9千円を追加し、総額10億9,006万7千円とした上、支出を1,225万7千円増額し総額を9億1,114万4千円とするものであり、資本的収支においては収入を90万8千円増額し、総額5,265万7千円とする一方、支出を683万4千円減額し総額3億4,379万8千円とするものであります。

議案第4号 平成25年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計資本剰余金の処分については、地方公営企業の資本制度の見直しに伴う地方公営企業法の一部改正により資本剰余金の処分にあたっては、議会の議決を経る必要が生じたことによるものであります。

内容につきましては、平成25年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計のうち補助金をもって取得した資産の撤去により、発生する除却損について資本剰余金の9,892万3,333円を充てるものであります。

議案第5号 平成26年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算については、

3条予算において収益収入の予算額を14億6,366万1千円とし、これに対する収益的支出の予定額を13億782万9千円とするものであります。また4条予算において資本的収入額の予算額を4,214万5千円とし、前年度と比較し960万4千円の減額となっています。

一方、建設改良費と企業債元金償還分を合わせた資本的支出の予算額は3億917万4千円であり、前年度と比較いたしまして4,145万8千円の減額となっています。

以上、このたびの企業団議会定例会に提出されました諸議案につきましてはいずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成26年第1回峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議案第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

議案第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書（第5号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億749万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を301万9,077万6千円とするものでございます。

8ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして2款総務費、1項総務管理費、行政訴訟にかかる弁護士業務委託26万3千円は条例無効確認等請求事件に伴う弁護士委託におきまして、年度内に結審の見込みがないことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項ネットワーク管理事業189万5千円は、花水橋架け替えに伴う情報通信管路設置工事におきまして、県の花水橋架け替え工事の進捗により年度内の施工が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に6款農林水産業費、1項農業費、企業参入型野菜産地強化事業3億1,650万2千円は農業生産法人有限会社アグリマインドに対する補助事業におきまして、事業実施主体が年度内の事業完了が困難なことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項団体営土地改良事業1億680万円は、農業基盤整備促進事業におきまして県補助金の内示が年度内の事業完了が困難な時期であったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項県営土地改良事業8,656万7千円は、県営土地改良事業15地区におきまして関係機関等との調整に不測の日数を要し、県営事業が繰り越しになることから繰越明許費

を設定するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持補修事業980万3千円は市道牧原9号線ほか3路線の道路補修工事におきまして、境界確認等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項市単道路新設改良事業5,200万7千円は、市道若神子下黒沢線ほか14路線の道路工事におきまして、筆界確認の解消や用地交渉等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項道整備交付金事業1億4,900万円は、市道浅尾神田浅尾線道路工事におきまして国の経済対策補正に伴い実施するものおよび、電柱移設に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項社会資本整備総合交付金事業(改築)5,335万9千円は、市道浅川線ほか3路線の道路工事におきまして、電柱移設や境界確認等に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項社会資本整備総合交付金事業(修繕)1,248万円は、高川橋橋梁長寿命化修繕におきまして、国との工法協議に不測の日数を要したことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災安全社会資本整備交付金事業(交安)1億5,550万円は、市道長坂上条1号線歩道工事におきまして国の経済対策補正に伴い実施するものであり、年度内に完成が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項防災安全社会資本整備交付金事業(修繕)6,440万円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく緊急点検ほか4事業におきまして、国の経済対策補正に伴い実施するものであり、年度内に完成が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款3項河川費、河川改良事業1,904万6千円は栢沢川改修工事におきまして仮設道路の支障木伐採の承諾に不測の日数を要したことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款教育費、2項小学校費、須玉小学校屋内運動場改修事業4,761万8千円は須玉小学校屋内運動場吊り天井撤去工事におきまして、国庫補助金の事業採択が年度内での事業完了が困難な時期であったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業843万円は農地農業用施設災害復旧事業におきまして、国の災害査定が年度内での事業完了が困難な時期だったことから繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業(交安)4,172万6千円を3,615万5千円増額し7,788万1千円とするものは、市道大八田2号線歩道工事ほか1路線におきまして、用地交渉に不測の日数を要したことから繰越明許費を変更するものでございます。

次に同款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業の5,650万円を583万2千円増額し6,233万2千円とするものは、小淵沢駅舎整備にかかる検証業務委託におきまして駅舎実施設計に不測の日数を要したことから、繰越明許費を変更するものでございます。

続いて9ページをご覧くださいと思います。3表 地方債補正でございます。

まず追加といたしまして、須玉小学校屋内運動場改修事業が国の防災対策費の補助対象と

なったことから全国防災事業債を充当することとし、限度額を2,040万円とするものでございます。

次に変更といたしまして合併特例事業債を8,460万円増額し、限度額を17億2,880万円に、過疎対策事業債を1億600万円増額し限度額を3億2,750万円とし、臨時財政対策債11億8,291万9千円を全額減額するとともに災害復旧事業債を340万円減額し限度額を150万円とし、発行限度額の計を20億8,260万円とするものでございます。

合併特例事業債の増の主なものは、国の経済対策補正に伴う道路橋梁整備事業への充当額1億2,830万円の増などによるもので、過疎対策事業債の増は国からの追加配分などに伴う補正で主に公共施設の指定管理料に充当するもので、災害復旧事業債の減は国等の災害査定などによるものでございます。

また臨時財政対策債につきましては、今年度の事業に充当する一般財源の増額を市税など臨時財政対策債以外の財源で確保できる見込みとなったことから、その全額を減額するものが交付税措置につきましては減額前の額に基づき行われるものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。

はじめに歳入でございます。

1款市税、1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市タバコ税、6項入湯税、合わせて3億5,747万円の増額につきましては、決算見込みによる補正でございます。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税1千万円の増額は譲与額の決定に伴うものでございます。

9款1項地方特例交付金415万7千円の増額は、交付額の決定に伴うものでございます。

10款1項地方交付税につきましては、普通交付税の増6億2,456万1千円および特別交付税の増4億5千万円で補正後の額を127億2,337万2千円とするものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金1,256万4千円の増額は県営土地改良事業の受益者分担金の増1千万円などでございます。

2項負担金701万4千円の減額は、保育所運営費負担金の減400万円などでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料375万2千円の増額は市営住宅、保健体育施設、郷土資料館、社会教育施設などの使用料でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金571万3千円の減額は障害者自立支援給付費負担金などの社会福祉費負担金は2,624万3千円の増額になりますが、児童手当負担金などの児童福祉費負担金が1,813万1千円の減額、生活保護費負担金も2,625万円の減額となることによるものでございます。

2項国庫補助金1億3,913万3千円の増額は国の経済対策補正に伴い、道路橋梁費補助金が5,550万円の増額および社会資本整備総合交付金が8,627万2千円の増額となることなどによるものでございます。

15款県支出金、1項県補助金1,154万2千円の増額は老人福祉費負担金が307万1千円の減額になりますが、障害者自立支援給付費の増に伴い社会福祉費負担金が1,631万7千円の増額となることなどによるものでございます。

2項県補助金2,684万8千円の増額は労働費補助金が753万円の減額になりますが、

基盤整備促進事業費補助金が県から追加交付されることから農業費補助金が3,442万4千円の増額となることなどによるものでございます。

3項県委託金477万4千円の増額は選挙費委託金が282万2千円の減額になりますが、県民税徴収取り扱いの増に伴う徴収費委託金が680万円の増額となることなどによるものでございます。

16款1項財産運用収入371万5千円の増額は、財政調整基金の利子の確定に伴うものでございます。

2項財産売払収入248万円の増額は、法定外公共物用途廃止売却収入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金138万1千円の増額は道整備交付金事業に充当する公共施設整備基金繰入金が144万8千円の増、里山整備事業などに充当する環境保全基金繰入金が131万9千円の増などでございます。

19款繰越金、1項繰越金6億4,978万1千円の増額は決算余剰金の確定に伴うものでございます。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料880万円の増額は市税の延滞金でございます。

5項雑入1,444万4千円の減額は、道路改良工事に伴う光伝送路等改修補償費収入の確定による雑入の減などでございます。

21款1項市債9億7,531万9千円の減額は国の経済対策補正に伴い、道路橋梁整備事業等へ充当を行う合併特例事業債を8,460万円増額し、国からの追加補正などに伴い過疎対策事業債を1億600万円増額し、臨時財政対策債を発行しなくても財源が確保できることから11億8,291万9千円の全額を減額し国等の災害査定などにより、災害復旧事業債を340万円減額し須玉小学校屋内運動場改修事業の財源とするため、全国防災事業債を2,040万円増額するものでございます。

次に5ページの歳出でございます。

1款1項の議会費240万円の減額は議会運営の不用額の整理などに伴う補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費8,403万1千円の減額は財産管理費や市民バス運行費および各総合支所経費の不用額の整理などに伴う補正でございます。

2項徴収費1,901万6千円の減額は市税の賦課徴収経費の減などによるものであります。

3項戸籍住民基本台帳費173万6千円の減額は、戸籍管理システム費の不用額の整理などに伴う補正でございます。

4項選挙費282万2千円の減額は、参議院議員選挙費の不用額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費2,637万7千円の減額は障害者自立支援費が増となる一方で介護保険特別会計繰出金および後期高齢者医療事業費が減となったことによるものでございます。

2項児童福祉費6,312万9千円の減額は児童措置費として児童手当支給費が減となったことが主なものでございます。

3項生活保護費3,500万円の減額は、生活保護者の生活保護扶助費等の減によるものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費5,377万3千円の減額は風疹予防接種などの感染症予防事業費の実績に伴う減、簡易水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費2,164万7千円の減額は県支出金の内示に伴う団体営土

地改良事業費の増などによるものでございます。

6ページをお開きください。

7款1項商工費615万円の減額は、企業支援型地域雇用創造事業の事業費確定に伴う商工業振興対策事業費の減でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費2億8,538万4千円の増額は国の好循環実現のための経済対策予算に伴う補助道路新設改良費の増などによるものでございます。

4項住宅費5,435万8千円の減額は、旧須玉総合支所解体工事の事業費確定などに伴う住宅建設費等の減によるものでございます。

5項都市計画費9,260万6千円の減額は、下水道事業特別会計繰出金の減などによるものでございます。

9款1項消防費1,207万4千円の減額は、入札差金などによる消防団活動費および防災対策費の減などによるものでございます。

10款教育費、2項小学校費2,618万3千円の増額は国庫補助金の内示に伴う須玉小学校屋内運動場吊り天井撤去工事の増などによるものでございます。

3項中学校費881万8千円の減額は、各中学校の不用額の積み上げなどがございます。

4項社会教育費3,784万円の減額は、大泉総合会館耐震補強等工事の事業費確定などに伴う社会教育施設費等の減によるものでございます。

5項保健体育費2,476万9千円の減額は、北杜南学校給食センター臭気除去設備設置工事の工事費確定に伴う学校給食管理費の減および各給食センター費の不用額の積み上げなどがございます。

6項高等学校費346万8千円の減額は、甲陵高等学校費の事業費確定に伴う不用額でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費241万3千円の減額は台風災害に対する農地農業用施設災害復旧費の事業費確定に伴う減でございます。

12款1項公債費2,640万円の減額は、市債借入金の確定に伴う償還元金及び償還利子の減でございます。

7ページをご覧ください。

13款諸支出金、2項基金15億3,173万9千円の増額は財政調整基金への利子確定に伴う積み立てが239万5千円の減。繰上償還の財源にするための減災基金への積み立てが14億2,536万1千円の増。将来の庁舎建設の財源とするための庁舎建設基金への積み立てが1億円の増。公共施設整備基金への利子確定に伴う積み立てが142万2千円の減。芸術文化スポーツ振興基金への寄附金などの積み立てが327万8千円の増。環境保全基金では寄附金等の減で478万9千円の減。まちづくり振興基金への利子確定に伴う積み立てが982万6千円の増。明野永井原太陽光発電施設設備基金への売電収入の増に伴う積み立てが192万1千円の増となったものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

中村隆一君の反対討論を許します。

○21番議員(中村隆一君)

議案第1号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)について、反対討論を行います。

安倍政権は4月から現行5%の消費税率を8%に引き上げようとしています。消費税増税は暮らしも営業も破壊します。賃金が上がり年金は下がる、物価は上がるという状況のもとで生活苦が子育て世代から年金生活者まで襲っています。

ところが平成25年度北杜市一般会計補正予算書(第5号)では、25年度の剰余金15億円余を減債基金積立金に14億円余、市庁舎建設基金に1億円積み立てることにしています。この剰余金15億円のほんの一部を活用すれば中学3年生までの医療費助成ができます。病気、ケガ、虫歯の治療、喘息などの治療に安心が担保され親はどれほどほっとするか。地域にお金がまわり経済の好循環が生まれます。市では減債基金に積んで公債費返済に充てています。公債費の返済をしながら子育て支援は可能です。

市民が市長に求めていることは、安倍政権の悪政から市民を守る防波堤となる市政です。

以上を述べて、討論を終わります。

○議長(渡邊英子君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員(内田俊彦君)

平成25年度北杜市一般会計補正予算(第5号)につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算におきましては、事業確定によりまして歳入歳出をそれぞれ301億9,776万円とする補正でございます。これらにつきましては、平成25年度におきまして市職員の皆さまがさまざまな努力をされ、提案事業等にも取り組み経済対策の補正等にも対応しながら一生懸命に頑張ってきた成果がこの剰余金に表われているわけであります。

本来、剰余金がこのまま放っておきまして繰越金にいたしますと9月の決算を待ってからその半分を基金に積むということになると思います。つまり繰越金にしてしまいますと、これから4月、5月、6月、7月、8月と使えないわけございまして、これは弾力的な運営をする

という意味では高く評価をするものでございます。

また北杜市におきましては、残念ながらいまだ借金、起債は多くございまして、減債基金にこれを積み立てるといことになりますと将来の私どもの子や孫にそのツケをまわさない、責任を持った行政を行っているという評価をしなければならないわけでございます。

それから医療費に関しましては、恒久的財源をもとにその原資をしっかりと担保してその制度が確実に脈々と将来にわたってつながるような責任をとっていかなければならないと思っております。平成25年度がお金が余ったからといって、それをそのままほかにまわすという考えは、私は賛成はできないわけであります。

基金に積むこと、そしてそれをまた使い道も指定しながらこれから進んでいること、以上のことにつきましては、執行部の努力を高く評価したいというふうに思っているところでありますし、これからの未来ある子どもたちに私たちが何を残せるか、借金を残さないのも1つの残すことになると思っています。

以上の理由によりまして、賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 議案第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第4号）

の以上3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

それでは議案第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,297万3千円を減額し、予算の総額をそれぞれ6億1,775万9千円とするものでございます。今回の補正は、事業費確定に伴うものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金1億2,716万6千円の減額です。これは療養給付費等

負担金の確定による減額でございます。

同款2項国庫補助金6,057万9千円の減額であります。普通調整交付金、特別調整交付金の額の確定による減額でございます。

4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金5,587万8千円は交付金額の現年度分と24年度分の確定に伴う増額になります。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金9,974万3千円は交付金額の確定による増額になります。

6款県支出金、2項県補助金3,858万3千円の減額であります。調整交付金の確定によるものでございます。

7款共同事業交付金、1項共同事業交付金1,923万円の減額でありますけども、高額療養費、共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の確定によるものでございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金、一般会計からの繰り入れでございますけども、1,695万5千円の増額は事業費の確定によるところの保険基盤安定繰入金保険税軽減分、財政安定化支援事業、国庫老人医療対策事業費の確定に伴う増額でございます。

同款2項基金繰入金1億円の減額でありますけども、繰り入れを要しなかったため減額するものでございます。

10款繰越金、1項繰越金1億4,945万4千円の増額は額確定に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費2,845万4千円の減額であります。退職被保険者等療養給付費の額確定に伴う減額になります。

8款保健事業費、1項特定保健診査等事業費200万円は人間ドッグ委託料の確定に伴う増額になります。

11款諸支出金、3項繰出金348万1千円は甲陽病院の医療機器整備等に対して、国から交付を受けた特別徴収交付金を病院事業特別会計に繰り出すものでございます。

続きまして議案第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ334万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ5億2,269万円とするものでございます。今回の補正は事業費の確定に伴うものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。最初に歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料957万9千円の増額であります。特別徴収、普通徴収保険料の確定によるものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金7,310万円の減額であります。広域連合への共通事務費保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

3ページですけども、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金344万2千円の増額でありますけども、後期高齢者医療保険料の納付金および広域連合の事務費の確定によるものでございます。

続きまして議案第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第4号)でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億6,934万8千円を減額し、予算の総額をそれぞれ36億4,279万1千円とするものでございます。今回の補正は介護保険給付費等の減額によるものであります。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。

最初に歳入でございます。1款保険料、1項介護保険料8,168万9千円の減額であります。保険料の確定によるものでありまして、特別徴収保険料の第1号被保険者保険料の減額によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金9,276万8千円の減額であります。介護給付費の国庫負担金の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金1億1,281万円の減額であります。介護給付費の交付金の減額でございます。

5款県支出金、1項県負担金5,310万8千円の減額です。介護給付費の県負担金の減額となったものでございます。

同款3項県補助金3,540万円の減額であります。地域介護福祉空間整備等交付金の減額であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金5,384万8千円の減額であります。介護給付費等の確定により一般会計繰入金が減額となったものでございます。

8款繰越金、1項繰越金は6,012万2千円増額するものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費332万4千円の減額です。介護認定審査会経費、要介護認定経費の減額によるものでございます。

同款6項地域介護福祉空間整備費等補助金3,540万円の減額であります。小規模多機能居宅介護事業所整備費等補助金の減額でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費3億3,880万円の減額であります。けども居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等の減額によるものでございます。

同款2項介護予防サービス等諸費3,170万円の減額であります。介護予防サービス給付費、介護予防福祉用具購入費等の減額によるものでございます。

同款4項高額サービス費505万円の減額であります。高額介護サービス経費の減額によるものであります。

同款7項特定入所者介護サービス等費1,265万円の減額ですが、特定入所者介護サービス費の減額によるものでございます。

6款基金積立金、1項基金積立金5,849万6千円は介護給付費支払準備基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。

訂正をお願いいたします。

議案第3号の北杜市後期高齢者医療特別会計補正予算書の2ページの歳入でございますけども訂正をさせていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、最初7,310万円と言いましたけども731万円の減

額でございます。訂正させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第4号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第4号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第5 議案第5号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第6号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第7号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 議案第8号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）

の以上4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

議案第5号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ453万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億5,373万5千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが5款繰入金、1項繰入金2,238万円の減額でございますが事業費の確定により減額するもののほか他会計繰入金として下水道関連工事に伴う水道管移設にかかる500万円の増額をお願いするものでございます。

次に6款繰越金、1項繰越金でございますが1,914万円を追加するものでございます。繰越金の確定によるものでございます。

次に7款諸収入、3項雑入220万円の減額でございますが事業費の確定により県関係工事に伴う水道管移設補償費を減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

1款水道管理費、2項施設管理費460万円の減額でございますが事業費の確定により水質検査委託料等を減額するものでございます。

次に2款水道施設整備費、1項水道施設建設費につきましては財源の組み替えによるものでございます。

以上が、簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。

次に議案第6号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,660万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億7,749万5千円とするものでございます。

地方債の変更は第2表 地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

借り入れ限度額5億5,580万円から1,420万円を減額いたしまして、補正後の限度額を5億4,160万円と定めるものでございます。

2ページにお戻りをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが3款国庫支出金、1項国庫補助金1,540万円の減額ござ

いますが、国庫補助事業の確定によるものでございます。

次に6款繰入金、1項繰入金8,645万円の減額でございますが事業費確定によるものでございます。

次に7款繰越金、1項繰越金でございますが3,945万円を追加するものでございます。繰越金の確定によるものでございます。

次に9款市債、1項市債1,420万円の減額でございます。これは事業費の確定によるものでございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費100万円の減額でございますが排水設備の補助金の精査によるものでございます。

次に2款事業費、1項事業費3,440万円の減額でございますが、これは事業費の確定によるもののほか、下水道工事に伴う水道管移設にかかる繰出金として500万円の増額をお願いするものでございます。

次に3款公債費、1項公債費4,120万円の減額でございますが、償還額が不確定なため減額するものでございます。

以上が、下水道事業特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。

続きまして議案第7号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,910万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億8,094万3千円とするものでございます。

地方債の変更は第2表 地方債補正によるものでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

借入限度額を1億9,020万円から1,620万円を減額いたしまして、補正の限度額を1億7,400万円と定めるものでございます。

2ページにお戻りをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが2款使用料及び手数料、1項使用料256万5千円の減額でございますが現年分の使用料減少による減額と滞納繰越分の同額を精査したものでございます。

次に6款繰入金、1項繰入金675万5千円の減額でございますが事業費の確定によるものでございます。

次に7款繰越金、1項繰越金でございますが768万5千円を追加するものでございます。繰越金の確定によるものでございます。

次に9款市債、1項市債1,620万円の減額でございます。これは事業費の確定によるものでございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費120万円を追加するものでございますが、消費税の中間納付に不足額が生じたため増額をお願いするものでございます。

次に2款事業費、1項事業費2,030万円の減額でございますが、事業費の確定によるものでございます。

以上が、農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の説明でございます。

続きまして議案第8号 北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は不用額を基金に積み立てるための補正でございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

歳入でございますけども、歳入にかかる補正はございません。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが1款総務費、1項総務管理費195万円の減額でございますが、これは事業費の確定によるものでございます。

次に4款諸支出金、1項基金積立金に195万円の増額をお願いするものでございます。

以上が、北杜市新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)の説明でございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第8号までの4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第9号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第10号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

の以上2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

それでは議案第9号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算書(第1号)でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,957万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億2,203万3千円とするものでございます。これは血液検査等の委託料の増額と前年度繰越金について財政調整基金に積み立てるものでございます。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思っております。

2ページの歳入でございます。5款繰越金、1項繰越金1,957万1千円の増額であります。前年度繰越金の増額でございます。

3ページの歳出であります。3款諸支出金、1項基金積立金1,892万1千円の増額であ

りますが、前年度繰越金の余剰金について財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上が辺見診療所特別会計補正予算書の内容でございます。

次に議案第10号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ136万7千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1,398万5千円とするものでございます。

診療収入の見込みを精査した内容および前年度繰越金の増額により当初見込んでいた繰入金を取り止め、余剰金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

2ページの歳入でございます。1款診療収入、1項外来収入995万円の減額でございます。診療報酬収入の見込みを精査したものによる減額でございます。

4款繰入金、2項基金繰入金350万円の減額であります。当初予算において資金不足が見込まれ基金よりの繰入金を予算化しておりましたが、前年度繰越金が出たため減額するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金1,521万7千円の増額でございますが、前年度繰越金の増額補正であります。

3ページの歳出であります。3款諸支出金、1項基金積立金136万7千円の増額であります。前年度繰越金の余剰金について財政調整基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。どうぞご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号および議案第10号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号および議案第10号の2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第11 議案第11号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長(伏見常雄君)

議案第11号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24万7千円とする。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定によるものでございます。

続きまして2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入ですが2款1項1目繰越金、1節繰越金11万6千円につきましては繰越金確定によるものでございます。

4款1項1目繰入金、2節繰入金35万6千円の減額につきましては、事業費の不用額による繰入金の減額によるものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。歳出でございます。

1款1項1目宅地開発事業費、12節役務費18万円の減額および13節委託料6万円の減額につきましては不用額になります。残りの残区画につきましては、須玉町のみずがきタウン7区画が残っております。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 1 1 号は会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第 1 1 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 1 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (渡邊英子君)

日程第 1 2 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度北杜市高根財産区特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

内容説明を求めます。

梶村高根総合支所長。

○高根総合支所長 (梶村宗弘君)

議案第 1 2 号 平成 2 5 年度北杜市高根財産区特別会計補正予算 (第 1 号) でございます。

予算書 1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 6 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 , 1 4 9 万 8 千円とするものであります。

2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入であります。3 款 6 項安都那財産区繰越金 4 4 万 2 千円の減額は額の確定によるものであります。

歳出であります。6 款安都那財産区、1 項管理費 4 4 万 2 千円の減額であります。里山整備事業の事業費確定によるものであります。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 (渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第12号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月17日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時28分

平成 2 6 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 7 日

平成26年第1回北杜市議会定例会（3日目）

平成26年3月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 中村隆一君
北杜クラブ 中嶋 新君
ほくと未来 福井俊克君
明政クラブ 相吉正一君
市民フォーラム 岡野 淳君
公明党 小尾直知君

2. 出席議員（21人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本 静	15番	中嶋 新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員

5番 輿水良照

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(42人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	地域課長	織田光一
税務課長	岩波信司	管財課長	武井武文
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	浅川正人
福祉課長	中山雅史	子育て支援課長	茅野臣恵
環境課長	野本信仁	上水道課長	小松武彦
下水道課長	小石正仁	農政課長	仲嶋敏光
林政課長	小尾民司	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	植松広	道路河川課長	土屋裕

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお輿水良照君は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 日本共産党、30分。2番 北杜クラブ、75分。3番 ほくと未来、75分。4番 明
政クラブ、45分。5番 市民フォーラム、45分。6番 公明党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

2月の記録的な豪雪で亡くなられた方に哀悼の意を表します。また多大な被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

さて日本共産党を代表して3項目、白倉市長に質問します。

質問の第1は、雪害の早急な復旧および福祉灯油の実施を求めることについてです。

急速に発達した低気圧の影響による記録的な大雪は2月14日朝から翌15日の午前まで降り続き最大積雪量が甲府市で114センチ、北杜市で140センチと過去最多となりました。山梨県ではハウス全体の7割が倒壊しました。

日本共産党は2月15日、県委員会に大雪被害対策本部を設置して中央委員会の対策本部（本部長 志位和夫委員長）と連携を強めながら山梨県に人命救助最優先の救急対策を2月17日に要請するなど救援活動に全力をあげました。

県内への通行が可能となった2月18日には、小池晃本部長代理参議院議員と田村智子事務局長参議院議員が甲府市・笛吹市の被害状況を調査し、2月20日、国に緊急対策として従来の枠に捉われない農業再開のためのあらゆる支援、除雪費用の自治体への財政支援の速やかな実施などを求めました。

以下4点について、市の災害対策本部にお伺いします。

1. 道路の除雪の要請、業者への対応をはじめとして、どんな具体的な取り組みをしましたか。

2. 北杜市ではどんな被害があったのでしょうか。中央道、国道等の交通止めから解除までの間。農業被害。商工業、観光への被害。住宅被害、カーポート被害等。その他。
3. 日本共産党の国会議員は2月28日、政府に対し寒冷地の自治体が低所得者向けに灯油購入費の一部を補助する福祉灯油事業などへの財政支援を要請しました。総務省は3月にも財政支援する考えを示しました。本市でも数年前に灯油が高騰したとき、実施して高齢者、業者等に変喜ばれました。福祉灯油券の発行を求めます。
4. 2での具体的な対応、復旧、救済策の取り組みについてお示しください。

質問の第2は、子どもの育ちを支える中学卒業までの医療費無料化を求めることについてです。

中学3年生まで医療費無料化を求める会の代表は、平成26年度予算に計上されるよう市長への要請ハガキ、メールなどの取り組みをしてきたと聞きます。ハガキ、メールに寄せられた市民の声の一部を紹介します。

保育園の第2子以降の無料はありがたいのですが、それより医療費無料化を中3まで拡大させてもらいたいです。そのほうが子育てしている家庭には安心して生活できると思います。

2年前に北杜市に転入してきました。小2と中1の2児の母親です。安心して子育てできる北杜市であれば、若い世帯の移住がもっと増えると思います。

以上、紹介したハガキ、メールに寄せられた子育て中の親の声が本当に市長に届けられたのか、答弁を求めます。

市は医療費無料化の年齢拡大を小3から小6へ10月1日から実施する予算を計上しました。本当に市民の声に応えたのか、答弁を求めます。

市民は「なんだ、なんで中3までやらないの、せっかくやるのに」と絶句しました。率直な声だと思います。県下の市町村の多くが中3まで拡大している中、どうして中3まで拡大できなかったのか、答弁を求めます。

1学年拡大するのに約1千万円かかると市は試算していますが、10月1日実施で約1,500万円の予算を付けたに過ぎません。市民の1万筆を超える署名、ハガキ、メールでの市長へのお願いに応えるために、早期に中3までの医療費無料化を実施することが市民への子育て支援に応える道だと思います。何年度までに実施したいとの市長の決意をお伺いします。

質問の第3は、歴史に学び平和を求めることについてです。

戦争放棄の平和主義、主権在君から主権在民へ、基本的人権の尊重など人類普遍の原理輝く日本国憲法。日本国憲法は世界へのパスポートであります。今、日本国憲法は大きな試練のときを迎えています。安倍首相は「憲法改正は私の歴史的使命」と憲法の明文を変えることに強い執念を燃やす一方で、歴代内閣のもとでは許されないとされてきた集団的自衛権行使に関する憲法解釈を転換し、戦争する国を目指して暴走を開始しているからです。

南京大虐殺はなかった、東京裁判はごまかした、慰安婦はどこにもいたなど世界のどこにも通用しない妄言が靖国派といわれる政治家や公職にある人物から繰り返されています。歴史を偽り、日本の侵略戦争を正当化する妄言です。歴史の真実はどうなのか、考えてみたい。

東京裁判とは何か。1931年の満州事変以来、足掛け15年にわたる侵略戦争を行った日本の天皇制政府は45年8月、連合国のポツダム宣言を受諾して降伏しました。東京裁判（極東国際軍事裁判）はポツダム宣言に基づき、侵略戦争を計画・実行した責任を問われたA級戦犯に対して東京で行われた国際軍事裁判（46年5月から48年11月）です。

裁判は捕虜虐待など通例の戦争犯罪のほか平和に対する罪、人道に対する罪を含めた新しい戦争犯罪概念を用いて実施されました。アメリカ・イギリス・ソビエト・中華民国など11カ国を原告とし、東条英機元首相をはじめ政府・軍部の最高指導者ら28人を被告としました。

判決は日本の行った戦争を侵略戦争と断じ、公判中に死亡した者らを除いた被告25人全員を有罪としました。日本政府はサンフランシスコ平和条約(51年調印)第11条で東京裁判を受諾しました。判決が日本の戦争を侵略戦争と審判を下したことは当然です。

日本軍は1931年、謀略によって中国東北部(満州)を侵略し、32年に傀儡国家(満州国)を建設。41年12月、ハワイ真珠湾を奇襲攻撃し大東亜新秩序づくりの戦争を開始し、戦火をアジア太平洋全域に広げました。こうした一連の戦争が領土拡張主義に基づいた侵略戦争であることは当時の政府・軍部の記録など歴史の事実を見れば明白で、日本の一部の論者以外、世界の常識です。

実際の戦争の核心とは人と人の殺し合いであり、アジアと太平洋への侵略戦争を正当化し国のためと思い込まされて殺し合いをさせられた死者を、国際的に戦争犯罪人と認定された戦争指導者を含めて尊崇すると公言する安倍首相の倫理感が問われています。集団的自衛権の行使が容認されれば、自衛権が戦闘部隊としてアメリカの戦争に参加することになるのです。現状ならアメリカから戦争参加を求められても、憲法9条を盾に拒むことが可能です。憲法解釈を変えればそれもできなくなります。歴史認識を日本政府に問い正していくことが求められています。市長の見解を求めます。

日本共産党は中国や北朝鮮を見ているとという心配にも応え、紛争と緊張を軍事対決でなく平和的・外交的手段で解決するという北東アジアでの平和の仕組みづくりを提唱しました。理想論ではありません。東南アジアのASEAN諸国がすでに実践している仕組みをつくろうということです。憲法を生かして日本とアジアの平和を求めていくことです。関係各国の政府や政党と広く語り合い、実現のために奮闘しています。市長の見解を求め、質問を終わります。

○議長(渡邊英子君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

雪害の早急な復旧および福祉灯油の実施を求めることについて、いくつかご質問をいただいております。

道路の除雪の要請についてであります。

今回の大雪では、除雪作業に従事した委託業者の昼夜にわたる懸命の作業でも通行の確保には時間を有すると判断し、各行政区長への連絡や防災無線での広報により市民の皆さまにも除雪のご協力をいただいたところでもあります。一方で、県を通じ県外の自治体に対し応援を要請し長野県木島平村より大型除雪機および職員2名の応援をいただきました。さらに国道、県道の管理者である国および県とも連携を強め、道路交通の早期回復に努めたところでもあります。

次に歴史に学び、平和を求めることについてであります。

世界の恒久平和は戦争のない安全で豊かな生活を築くことであり、世界共通の願いであります。今日の国際社会の中で集団的自衛権の行使や憲法改正については、わが国の安全保障に関わる外交上・防衛上の重要な問題でありますので、世界の恒久平和をいかに実現するかという

観点から国においてしっかりと議論されるべきと考えております。

平和な基盤を次世代に引き継ぐことは私たちの大きな責務であり、平和の尊さを伝えるため今後も非核宣言自治体や平和首長会議と連携を図りながら、平和な社会の実現に向け推進してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

雪害の早急な復旧および福祉灯油の実施を求めることについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市での被害状況についてであります。

先月は8日の大雪に加え翌週14日・15日の2日間にわたり、降り続いた記録的な大雪により市内では未曾有の積雪量となりました。市内全域で懸命な除雪作業も追いつかず、一時は家の外に出られない危機的状況に陥りました。

JR中央線、小海線はもとより中央道・国道・県道・市道の寸断により物流が途絶え食料品や燃料などの物資が不足し、市民生活にも大きな影響を及ぼす事態となりました。雪により身動きがとれず立往生する車が相次ぎ、国道20号および長野県境の小淵沢町松木坂付近では数百台の車が雪の中に取り残されました。このため、市では避難所9カ所を開設し対応にあたりましたが、自発的に食事や自宅での宿泊を提供した市民も数多くおり、最大では350名を越える避難者の受け入れを行ったところであります。

特に今回の大雪では、農業法人や個人事業者のビニールハウスをはじめとする農業関連の被害が甚大であり、被害額は7億円以上と見られ、今後調査が進むにつれ、さらに増えることが予想されております。

商工業、観光業への被害については、施設の一部損壊や付帯施設機器等の被害について報告がありますが、観光客の入り込み等も勘案すると相当額に上ると推察されます。

住宅被害については全壊が2軒ありましたが、幸いにも事前の避難等により住んでいる方への人的被害はありませんでした。

なお、軽微な住宅損傷などは数多く報告されておりますが、現在も残雪があり全体数の把握はできていない状況にあります。

引き続き、被害状況の把握に努めてまいります。

次に、具体的な対応・復旧・救済策の取り組みについてであります。

特に農業関係の被害が甚大であることから国・県等の支援策を活用し、早期復旧に取り組んでまいります。

その他の個別の被害等についても、国・県等の動向に注視しながら建築物の被害に関する相談窓口の案内等を市ホームページに掲載するなど、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

福祉灯油券の発行についてであります。

今回の大雪により生活必需品である食料や燃料が不足し、安全・安心な生活が脅かされましたが、幸い市民の助け合い等により乗り切れたものと認識しております。

福祉灯油券については、数年前に灯油が著しく高騰した際に発行した経緯がありますが、今回は燃料が特に高騰している状況ではないため、灯油券の発行は考えておりません。

次に、子どもの育ちを支える中学卒業までの医療費無料化を求めることについてであります。

中学3年生までの医療費無料化の拡大については、これまでに多方面から多くの市民の声が届いており、市としても重く受け止めているところであります。

市は大きな恒久財源の確保が必要なことから、後世に負を残さない持続可能な財政運営が可能かどうか、これまで検討を進めてまいりました。その結果、子どものすこやかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、行財政改革による財源確保や消費税率引き上げに伴う増収額を総合的に勘案し、財源確保が見込めることから本年10月1日から無料化の対象年齢を小学校6年生まで拡大することといたしました。

なお中学3年生までの拡大については、本市は独自の子育て支援事業を多方面から実施していることなどから、将来の財政状況等に鑑み当面は行わないこととしております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

○21番議員（中村隆一君）

雪害対策については、非常に努力をしていると。現在も努力中ということで、その取り組みを期待しているところです。それで学校に生徒が通っている、そういう通学路の雪かきがちょっと不十分ではなかったかというふうに学校の近くの方が言っていましたけども、PTAの活動の一環としても、そういう通学路の雪かきを早くやってほしいなという地域の声がありましたけれども、その声についてどのようにこれから取り組んでいくのか、お願いしたいと思います。まず1つ。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

中村議員の再質問にお答えします。

通常の除雪作業については当然、通学路等重要路線については優先的に除雪するような段取りになっておりますが、今回の大雪に関しては大変申し訳なかったんですが、まず交通の確保を優先するという形で、一次除雪として交通の確保を先行しました。そのあと、確保ができたところで二次除雪として幅員の拡大という形の段取りの中で進めておりましたが、通学路等についてはどうしても今回の降雪量が膨大な量であったため、そこまで行き渡らなかったのが実情です。

今後、今回の状況を踏まえながら通学路等の確保については今後の課題として検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

次に、子どもの医療費のことで再質問します。

北杜市は第2子以降が無料ということで、今、第2子以降の子どもを預けている親たちが、私どもは今、無料で預けていただけているけども、これを有料にしても中学3年生まで医療費無料のほうが安心して子育てができるんじゃないかという声が出ています。そのことについて、どのように答えられるのか。

もう1点は毎年、この剰余金がたくさん出てきているわけですけども、はじめから子どもの医療費を3千万円とか4千万円盛って、そして借金の返済と並行しながら子育て支援の拡充ができないのか、これがいつも疑問に思うんですけども、そのへんについてどのように考えているか、お答え願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

共産党、中村隆一議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず保育園の第2子以降の無料化を有料にしても、中学3年生までに拡大してほしいということだと思います。

保育園の第2子以降無料につきましては、ご案内のとおり北杜市独自の子育て支援策として、ほかに誇れる施策だと思っております。したがって、この第2子以降無料につきましては引き続き継続していきたいというふうに考えています。

それから剰余金が出ているということでございますけども、当然こういった福祉の施策というものは一定のラインを引かざるを得ないということが実態だと思います。例えば小学校6年生までとか中学校4年生までとかいろいろな考え方はありますけども、現在の北杜市における公債費の比率、それから将来に向けての基金積み立て等を勘案して今回は小学校6年生までということで3歳引き上げるということでございますのでぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水進君の関連質問を許します。

○11番議員（清水進君）

雪害について、1項目お願いをいたします。

農家の方々にとって生産を再開する、それまでの期間に生活を支える支援が重要だと考えます。大幅に今年度収入が減る場合、自然災害によって被る被害に対しては市長が認めれば国保税だとか減額することができますが、今回のこの雪害によって大幅に収入が減る場合もそうした対策をとるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの清水議員の関連質問にお答えいたします。

たしかに農業関係について、再建を中心にした支援策をとっているということでございます。また生活支援についても融資制度というものが導入されているということでございますので、今後の推移を見ながら国保税というか、そういうところまでは言及することはちょっと難しいとは思いますが、生活支援についても融資制度を活用していただく中で利用していただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

北杜クラブを代表しまして、4項目にわたり質問をさせていただきます。

最初に公共施設マネジメント白書と行財政改革についてですけども、まず冒頭、先月2月の記録的な大雪によりまして、市内の亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。また特に農業の施設に関しまして、大きな被害を受けられました市民の皆さまにもお見舞いを申し上げます。私ども議会としまして当然執行ともども支援・復旧について全力を挙げる所存でございます。

それでは第1項目、公共施設マネジメント白書と行財政改革についてから質問をさせていただきます。

まず大きくはこの市長の所信表明でも申しております、まず行政組織の見直し、この4月からということで表明がなされております。特に組織機構の改革や公共施設の再検討は大きな行政課題であります。北杜市制10周年、今年10周年ということで大きく前に進むためにも必要だと思っております。特に27年度以降、市民にも十分周知はしておりますが、交付税の段階的な縮減が予定されております。これにまた危機感を感じている市民も多くおられると感じておりますので質問をさせていただきます。

そこで行政組織や公共施設のあり方の検討は30年50年、次世代にわたる、結果的に住民サービス向上につなげるよい機会として捉える、そういった観点から以下について伺います。

1番としまして現在類似施設の整理統合に努めておられると思っておりますが、これの結果と財産の貸付や処分の状況について伺います。

2点目としまして、先ほど申し上げましたように市長所信で本庁および総合支所において整理統合を行うと表明されております。これも事務事業の合理化を図るためと、また市民サービスの向上ということだとお聞きしていますが、この行政機構改革としての経費の削減と総合支所の職員の配置について伺います。

3点目としまして、やはり市民にとっては本庁と支所のあり方、また市民から一番近い行政の窓口である総合支所が今後長期的にどのような形になっていくのか。10年この間、議会としても議論をさせていただく中で適正の職員の削減等も勘案して、市長は縮小の方向に今進んでいるわけですが、そういった観点から今後支所の機能と本庁業務との連携とまた権限の委譲についてお伺いいたします。

大きく2項目めですが、観光行政についてお伺いいたします。

北杜市観光におきましては、過去3年間の実績が認められまして八ヶ岳観光圏、これが今回、国の観光施策の一環としまして全国で6カ所の1カ所に指定されました。5カ年計画であります八ヶ岳観光圏整備計画が国に認定されております。ここで、その事業名は「1000メートルの天空リゾート八ヶ岳 澄み切った自分に還る場所」ということの中で事業を展開していると聞いております。この観光振興策について、伺います。

現在、八ヶ岳観光圏事業の取り組みについて具体的にお聞きします。

また一部お聞きしますと北杜市には長期滞在、リトリートの杜という事業を、またこれは観光協会との関係、各種団体との連携も議論になっておりました。今回リトリートの杜と観光協会との関係についてお聞きします。

また大きく観光協会、その任意の団体ではありますが北杜市の産業においては大きなウエイト、また農業施策においても近年、観光と農業、要するに連携した中で振興を図っていくということが北杜市の一番重要な点であるかと思えます。そういった点から観光協会への支援策についてお伺いいたします。

特に大きく、先ほど冒頭申し上げましたように全国6カ所の1カ所を日本を代表する観光地として国外にPRし、外国の方も観光誘致また来訪を望んでいるわけですので、そういった大きな観点から観光協会、また観光業界への支援策についてお伺いいたします。

続きまして3項目めですが、中部横断自動車道、これは長坂・八千穂間ですが、これについてお伺いいたします。

先月の観測史上最高となります豪雪によりまして、改めて高規格道路網の早期整備は市民生活にとって極めて重要な課題であることが浮き彫りになりました。これからの道路整備においては今回の教訓を生かした道づくりが大切であると認識を新たにいたしました。現在、中部横断自動車道は国により計画段階評価が実施されております。市においても中部横断自動車道を見据えたまちづくりビジョンと、その後の道路プランについて検討を始めていることは承知しております。

そこで中部横断自動車道、特に計画段階評価を受けております長坂・八千穂間の整備の推進にあたり、以下3点について伺います。

1点目としまして、中部横断自動車道の現在の状況について伺います。

また市で設置しております中部横断自動車道活用検討委員会の進捗および今後の進め方について伺います。

3点目としまして、この中部横断自動車道が現実のものとして整備され、またその上で周辺道路、市内の高速道路との関連も含めた中で整備の考えについて伺います。

4項目めとしまして平成22年5月策定されました学校の適正配置の実施計画が策定され、本市においても長年の課題であります学校の適正化についてお伺いします。

特に市長が今回所信でも示されております統合の実施計画について、具体的にお聞きしたい

と思います。

まず1点目としましては、内容は新聞報道等でも一部されておりますが1点目としまして高根地区4小学校の統合案について具体的にお聞きします。

2点目としまして、喫緊の課題でもありました適正規模で学校運営が重要である部活動、その他でも議会でも再三、議論させていただきましたが、中学校の統合案についてお聞きします。

また一応、統合案についてはちょっと目を通した部分も私どももありますが、適正配置における配置案、特に高根の小学校は清里小、北小、また東小が統合ということの中、また中学校においては各4校という中で2校ずつが統合ということで、そういった中で具体的な配置案が中学校につきましては示されていないと見ておりますが、その点について具体的に答弁をいただきたいと思います。

以上です。よろしくご答弁のほどをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

公共施設マネジメント白書と行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。行政機構改革としての経費削減と総合支所の職員配置についてであります。

平成22年度の組織機構の改革後4年が経過したことから、事業の整理や分掌事務の見直しを行い、事務執行の合理化を図ることを目的に本庁および総合支所の一部の担当を整理・統合することといたしました。この見直しは、窓口や現場対応などを迅速に行うことや効率的な行政運営を目指すものであり、直接、経費削減につながるものではありません。しかしながら行政組織機構の改革は人件費の抑制、行政運営にかかる経費の削減を進める上で必要なものと考えており、現在、策定を予定している第3次職員定員適正化計画においても検討を進めてまいります。

なお、現段階では支所職員の減員は考えておりませんが、総合支所の職員配置については本庁と支所の業務内容の見直しを行う中で検討してまいります。

次に観光行政について、いくつかご質問をいただいております。

八ヶ岳観光圏事業の取り組みについてであります。

八ヶ岳観光圏は平成22年度に隣接する長野県富士見町および原村と連携し、2泊3日以上滞り交流型観光に対応できる観光地として観光庁が進める観光圏に認定され、八ヶ岳ツーリズムマネジメントが中心となって、ホームページの立ち上げや観光PR活動、観光誘客活動等に取り組んでまいりました。

また平成25年度からは全国6つの地域の1つとなる新八ヶ岳観光圏として認定され、整備計画を策定し「1000メートルの天空リゾート八ヶ岳」をアドバルーンに掲げ、日本を代表する顔となる観光地域づくりに取り組んでおります。

今後は八ヶ岳観光圏にしかない標高差を生かした立体空間づくりや滞在型プログラムの開発等、これら取り組みをさらに進め国の仮称、ブランド観光地域への登録を目指してまいります。

次に中部横断自動車道(長坂～八千穂間)について、いくつかご質問をいただいております。

中部横断自動車道の周辺道路整備についてであります。

笹子トンネルの事故や先月の大雪などによる中央自動車道の通行止めが山梨県全域および北杜市に及ぼした影響を見ると災害時における県外からの支援や応援、物流など命の道として果たす高速道路の重要な役割から、中部横断自動車道の必要性を改めて実感させられたところでもあります。

現在、中部横断自動車道が市にとって不可欠なインフラであり、まちづくり・みちづくりについて活用検討委員会においてご検討いただいているところであります。中部横断自動車道の整備の推進と併せ、アクセス道路、周辺道路の整備は重要な課題と捉えております。特にこれまでの国の説明会等で示されている国道141号の課題解決に向けて、中部横断自動車道の整備促進と併せ国・県と連携し取り組んでまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

小中学校の統合実施計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高根地区4小学校の統合計画案についてであります。

教育委員会では先月14日の定例教育委員会において、平成21年の北杜市小中学校適正規模等審議会の答申を踏まえ、平成22年策定の北杜市立小中学校適正配置実施計画を基本に高根地区小学校統合計画案、ならびに北杜市立中学校統合計画案を決定いたしました。

高根地区小学校統合計画案の作成にあたりましては少子化による児童数の推移、小学校における歴史的経過や地域性、統合後の通学距離など学校運営等への影響を考慮しながら児童数に重点を置いた適正規模の統合を優先するとともに、既存学校施設の活用により比較的早い時期の統合が可能となる組み合わせとしたところであります。

高根清里小学校は適正配置実施計画では統合の対象となっておりますでしたが、児童数の減少が著しく、平成30年には全校で50人ほどとなることから統合の対象校に加え教育環境の整備を図ることといたしました。

また、現状の児童数が減少せずに推移する高根西小学校と規模的に平準化した学校配置が可能となるなどの理由から高根東小学校、高根北小学校および高根清里小学校を統合し、高根地区の小学校を高根西小学校と合わせて2校とする統合計画案としたところであります。

次に、中学校統合計画案についてであります。

中学校では少子化による生徒数の減少による学校の小規模化により、部活動等の活動が制限されたり、教職員の配置が減るなど学校運営や教育活動へも影響を及ぼすことが懸念されております。

こうしたことから高根地区小学校と同様に検討を行い、生徒数に重点を置いた適正規模の統合を優先し、各学年において複数学級を確保できる1学年2学級以上の配置が可能であること、また既存学校施設を活用し比較的早い時期の統合が可能であることなどの理由により、明野中学校と須玉中学校、高根中学校と泉中学校、長坂中学校と武川中学校、小淵沢中学校と白州中学校を組み合わせとする4校案を北杜市立中学校統合計画案としたところであります。

次に、適正配置実施計画における配置案についてであります。

北杜市立小中学校適正配置実施計画では、高根地区小学校の統合の組み合わせは第1段階とし

て高根清里小学校を除く高根東小学校、高根西小学校、高根北小学校の3校の統合を目指しますとしております。

また中学校については、審議会からの答申は中期的展望に立ち市内3校であります。地域住民説明会等においての要望や創設以来の歴史的経過や地域性、既存の建物等を勘案すべきとの貴重な意見や提言などから市内配置を教育面、財政面、地域特性等を考慮しながら今後、早急に組み合わせと新校の位置を明確にした配置案を作成し、関係者・関係機関等に提示しながら話し合いを進めていきますとしております。

今後は統合計画案を学校関係者や地域住民の皆さまに説明し、意見交換を行ったあとに関係者の合意が得られた組み合わせごとに統合計画を策定し、統合を進めてまいります。

学校統合へ向けてはさまざまな課題に取り組むこととなりますが、関係者のご理解とご協力をいただきながら学校、保護者、地域、行政が一体となり、児童生徒の教育環境の整備に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

公共施設マネジメント白書と行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに類似施設の整理統合、貸付や処分の状況についてであります。

公共施設の現状を把握するため現在、公共施設マネジメント白書の作成を進めております。対象としている施設の面積は39万平方メートルを超え、市民1人当たりの面積は8.3平方メートル程度と見込まれ、全国平均の3.6平方メートルを大幅に上回るものです。

市では合併後、郷土資料館の再編、保健センターや学校給食センター等の統合を進めるとともに須玉、白州、武川の総合支所を移転し施設を複合化するなど施設の効率的な利用を図っております。

また小学校の統合により空き施設となった増富小学校や日野春小学校については利用者を公募し、学校法人や社会福祉法人に貸付を行ったところであります。さらに移転した各支所や武川教育福祉センター等、老朽化等のため用途廃止した施設の解体を進めるとともに使われていない施設や未利用地の売却を積極的に進めてまいりました。

今後も公共施設マネジメント白書の結果をもとに公共施設再配置基本方針の策定を行い、施設の整理統合や処分を進めてまいります。

次に、支所機能と本庁業務との連携と権限の委譲についてであります。

今回の行政組織規則等の一部改正については、本庁と総合支所においてそれぞれが取り扱う業務内容については変更しておりません。

引き続き市民サービスの向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

観光行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、リトリートの杜と観光協会との関係についてであります。

リトリートの杜事業については平成19年に長期滞在型リトリートの杜の宣言を行い、これまで北杜市長期滞在型リトリートの杜事業コンソーシアムの法人化や旅行業の取得、着地型観光商品の開発、各種体験メニューの開発等、長期滞在型観光の推進に取り組んでまいりました。現在、事業の推進にあたっては運営基盤の強化や効率化を図るため、地域の観光振興への取り組みを同じ方向性で進めている北杜市観光協会と組織の合併準備を行っているところであります。市といたしましては、今後の動向について見守ってまいりたいと考えております。

次に、観光協会への支援策についてであります。

北杜市観光協会は、昨年4月に一般社団法人として設立されたところであります。基本的には一般社団法人でありますので、社員からの社費で活動を行うこととなりますが、発足まもなく団体の基盤も弱いことから、市としては観光振興のさらなる発展に期待しイベントなどの実施に対する活動補助や運営補助のほか緊急雇用創設事業も取り入れ、支援を図ってまいります。

今後は、法人としての自主運営に向けて指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

中嶋新議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道（長坂～八千穂間）について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の現在の状況についてであります。

本区間は、国の新たな公共事業の評価手法として試行された計画段階評価の全国の対象事業3カ所のうちの1カ所として実施されており、国の第三者機関である社会資本整備審議会、道路分科会、関東地方小委員会で継続して審議がされているところであります。

これまで小委員会に設置されたワーキンググループでは、ルート帯案をB案が適当であるとし付帯意見を添えて小委員会に報告することと決定しており、市では小委員会での審議を注視しているところであります。

次に北杜市中部横断自動車道活用検討委員会の進捗および今後の進め方についてであります。

昨年7月、北杜市中部横断自動車道活用検討委員会を設置し、これまで4回の委員会が開催され、本年度では既存のまちづくり計画を踏まえ、中部横断自動車道の整備を見据えたまちづくりビジョンを市民の声を聞きながら、取りまとめる予定となっております。

また来年度以降、策定されたまちづくりビジョンに基づき、目的達成に向けた道路プランを市民との協働で検討する予定となっております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中嶋新君の再質問を許します。

○15番議員（中嶋新君）

まず最初に1項目めの公共施設マネジメント白書と行財政改革について再質問をいたします。

今、企画部長からも答弁がありました公共施設白書、マネジメントの白書については今年度作成ということで私ども議会も昨年、議員全員で東京都東村山市のほうにこういった白書、また行政の公共施設の関係で研修をしてみいました。先ほどの答弁からいきますと、この白書、施設のデータを基本にしましてシミュレーション、ここまで当局から一部説明もありましたが、3年程度ですか、この内容をよく精査して再配置に向けた基本計画を策定するというふうに今、答弁があったと思いますが、ここに至るまでに当然、市民も含めた、また建物でありますので建築家、要するに専門家を含めた、そういった再配置に関する検討委員会等を設置するお考えはあるのか。またこの何年度までに再配置の基本計画を立てまして、実施に取り掛かるのかといったところを1点、まずお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

現在、行っております公共施設マネジメント白書、もうそろそろでき上がるんですけども、それにつきましては人口の動向ですとか財政状況、地理的な特性、あるいは施設の数量、施設の状況、ストックの状況、それと施設にかかるコスト等、すべてを網羅してそれらをまとめて市民の皆さんには概要版というような形でお配りするようなことを今、考えております。

いつまでかということですが、行政改革アクションプランによりまして28年度までに再編シミュレーションをかけて、どの施設がどの程度まとめることができるのかということをも市民の皆さまと一緒に考えながらシミュレーションをして、そこではどの施設と、個々の施設まではいかないわけですけども、どの程度が必要かということもシミュレーションしていきたいと思っています。

それからそのデータをもとに住民の皆さん等と検討を重ねながら施設の合理化、統合等を図っていきたくてこんなふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

同項目で再々質問をさせていただきます。

先ほど企画部長が平成28年までにシミュレーション、いろいろ検討してということですが、たしかに合併10年、この施設の適正化、また再構築には建設債、要するに合併特例債等も活用されていくと思います。たしかに東日本大震災で、国では5年間の延長を認めていると理解していますが、なかなか28年度までという先が長いような気がしますが、要するに部門別では順次、その整理統合を考えていくという考えでしょうか。必要が迫られている、例えば温泉施設にしても一段階的に早めに検討をなされているようですし、そういった点についてはもう一度答弁をいただきたいと思います。

特に昨年、私ども質問させていただきましたが長坂地区の小学校が統合され、結果的に小泉

小学校が土地の権利関係でしょうか、活用がなされていないと。塩漬けになっている状態だとお聞きしていますが、その点についても具体的に答弁いただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

中嶋新議員の再々質問にお答えします。

今、私どもが行っている公共施設の白書は公共施設すべてを網羅してかけております。それが、これから将来に向かってどのくらいのコストがかかってくるのか。また将来にわたって、このまま保持することができるかどうかというようなところを視点にデータを出しております。それによりまして、たいがいどの自治体もそうなんですけども、公共施設をこのまま保持していくには抜本的なサービスの再編が必要だと。そういうところの結論を今のところ得ておりますので、公共施設にかかるコストの削減、サービスの抜本的な再編、それと新しい建物の適正管理や有効活用みたいなことを総合的に判断しまして、個別で今、温泉施設と判断しているところもあるんですけども、それはそれとして先行していただいて、検討していただくということです。

小泉小学校の施設の利用についてですけども、小学校が廃校になりまして底地が、まだ筆界未定のところがありまして、そこを今、弁護士と相談しながらその所有権をどうするかという話をしておる最中でありまして、今しばらく待っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

次に2項目めの観光行政について、お伺いします。

冒頭、市長はこの八ヶ岳観光圏が全国で6カ所の1カ所、またさらに国の観光のスポットとしてこれからも振興に推進していくという答弁でありました。また浅川部長からはリトリートの杜等の動向を見守りながらという答弁だったと思いますが、観光協会の一部の部会なりそういった組織の中に入ったという理解でよろしいのでしょうか。

それと3番目の観光協会の支援策、これについても先ほどの答弁でいきますと一般社団法人となって自主運営が当然でございますが、イベント活動の補助、また自主運営について支援していくというふうな答弁でしたが、現在観光協会には経済的、臨時雇用の事務員といいますが、職員の方が何名か採用されていると思います。当然、経済対策もありますが臨時雇用、市の重点の施策という中で、そういった臨時雇用の方を観光面のほうに振り分けていると理解しておりますが、そういった中で今後、臨時雇用ですので1年が雇用期間だと思っておりますが、そういった体制に対する支援、また市の考えですね、これは一般社団法人なので任意団体でしょうけども、市としての今後の職員の支援、またあり方についてお考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの、中嶋議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目でございます。リトリートが合併するという見込みであります。その中でどういう位置づけになるか、観光協会の中でどういう位置づけになるかという点だと思います。

具体的には観光協会の中で今、議論をしていただいているということを伺っているという状況でございますが、やはりリトリートとして市が掲げたということは尊重していただくということで、あくまでも部会という形で、そのリトリート部会を残して独自にまたリトリートという形を展開していきたいということで、今現在進んでいるという状況を伺っております。

次に、今後の観光協会の体制の支援ということだと思います。

観光協会につきましては当然、法人格を持っているということで、どこまでを具体的に今から支援をしていくかということになるかと思います。当然その臨時職員を含めてということもありますけれども、ただ実際には支援について、実際にどんな方法を例えば支援していいのか、それからどのような方法が適当なのか。また社団法人である観光協会自体がどのような支援を望んでいるかということをやはり細かく、今後精査しながら具体的な対応をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再々質問をさせていただきます。

特に八ヶ岳観光圏ですね、この点については説明がありましたように本市と原村、富士見町という形の中で事業を進めていると思いますが、広く八ヶ岳と言いましても、私どもは南側という考え方ですけれども、北側、要するに諏訪ですね、隣接する市としますと諏訪市、また東側に行きますと佐久市といった長野県の隣接した市があります。そういった八ヶ岳を一体とした周遊ができるような観光の視点を持つべきことも大事ではないかという市民、地域の声もありますが、そういった点については本市のほうでも、その観光圏、要するに事業によってはその縛りがありますでしょうけれども、そういった広範囲の広域的な事業、観光振興についてのお考えがありましたらお聞きいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中嶋議員の再々質問にお答えをいたします。

長野県側の広域的な取り組みということだと思います。

たしかに長野県が富士見、原村というところで今、3つの市町村で圏域を組んでいるということでございます。実はこの当初、長野県側のほうの組み込みということを考えたときに、当然今言われたように諏訪方面ということも考えまして、やはり茅野ですとかそういったところにもお声掛けをさせていただいたというところでございます。

ただ長野県側の事情で、例えば茅野には諏訪の広域連合なりがございまして、やはりそうしたところで取り組みをしたいという希望もあったものですから、八ヶ岳の観光圏のほうには原

村、富士見が加わったという状況でございます。

また川上、それから南牧等々の小海線沿線等の圏域については、特にそういった動きで今まで対応しているという状況はないんですけども、会う機会は当然、小海線沿線活性化というふうな仕組みもございますので、そうした中でまた観光圏の取り組みを紹介しながら広域的に対応できるものであれば、また取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

続きまして3項目めになりますが、中部横断自動車道について再質問をさせていただきます。これは紹介になりますけども、私ども議員としましてもちょうど開会の2月28日、北杜市市議会議員中部横断自動車道建設推進の会を設立し、市民と関係団体等とも提携をしまして、しっかりと中部横断自動車道の実現に向けて推進していくということで活動を始めております。そういった中で、先ほど答弁がありました在今后特に、3番の実現をしていくに合わせて市長からも答弁がありました周辺の整備ですね、道路の関係で非常に重要なことだと思いますが、特に国道141号の課題解決ということで市長からも答弁がありました。私が承知している中でも国道141号線、ちょうど長沢の信号があります。これは長期にわたって課題ということで、管理者である県とも進めていただいていると思いますが、現在どのような進捗になっておるでしょうか。聞いたところによりますと清里から下って三車線、交差点の右折車線の設置と歩道の設置ということの中で進めているとお聞きしていますが、この141号の改良ですね、その点について1点お聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

中嶋新議員の再質問についてお答えします。

現在141号の改良については、長沢交差点の北側から道の駅南きよさとの間、約1.1キロ口についてを事業対象区間という形の中で県のほうで整備を進めております。現時点では長沢交差点の部分について詳細設計が終わっているところです。実は2月の時点で地元のほうに説明会等の段取りの中を進めていたんですが、ちょっと雪の関係で一部順延されています。今の予定ではそれらの詳細についてのご説明、それから一部土地的に、用地的にちょっと公図が食い違っている部分がございますので、それらの図面の修正等の作業を行いながら近々、用地の説明も入りまして用地取得というふうな状況になっています。一部その区間については、1工区という形の中での歩道整備と合わせて行うというふうな流れになっております。また、その下ってというか、南側のほうにいきましては狭小部における車線改良という形の中の改良区間が合わせて並行して行われるような状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

続きまして4項目めですけれども、小中学校の統合実施計画についてですが、先ほど教育長から具体的な統合の答弁がありました。この中で聞いていく中で、もちろん統合計画案、地域と関係者の意見を聞いて慎重に進めていく必要もあるとは思いますが、やはり今現在、課題が発生しているわけでございます。特に高根、まず小学校のほうにつきましてはこの実施計画書によりまして統合場所は東小学校が29年から可能であるという、この資料でございます。要するに東小学校を使うという説明で地域に説明をなさるのかを確認してお聞きします。

また中学校につきましては、この説明資料によりまして具体的にになりますが明野、須玉については須玉だと26年、次年度になりますからこれはすぐの話ですけれども、明野にしても29年から実施が、一応教室の数だということだと思っておりますが、利用できるというふうに示されております。高根、泉については、これはもう泉中学校については施設の、これは表になっていませんが高根が平成26年度から統合できるという表ですね。そういった中で長坂、武川につきましては、これはまた現在の教育委員会の考えで結構ですけれども、この表でいきますと長坂中学校は26年、ただ武川は可能としても34年ということで長坂中学校を使うという説明で伺うんでしょうか。また小淵沢と白州なんですけど、双方とも29年度から利用が可能だという表になっております。この点については特に小淵沢と白州については、規模的にも同程度ということだと思っておりますが、そういった統合について具体的な案をお聞きします。その説明についてですけれども、特にこのスケジュールでいくと当然、平成30年に開校を目標と。ただし、今、課題が多いので合意が得られた学校から優先的に実施ということは、前倒しということになるかと思っております。29年。極端に言えば28年ということもあり得るのか、そういった点についてお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中嶋新議員の再質問にお答えをしたいと思います。

はじめに小中学校の統合計画案でございますけれども、場所につきましては現在の小学校の位置、それから施設の規模等を勘案しまして高根東小学校ということで現在は考えております。

なお、中学校につきましては生徒数が非常に減少していくということで、計画案にもお示しをしましたが、例えば明野、須玉という場合でもこの計画の中でどちらでもおさまるような形になっております。したがって中学校につきましては、この中学校にということは難しいだろうと。今後2年の間に地域に出向きまして説明会をしますけれども、その説明会等での意見を踏まえながら、2年間の中で今のところは決定をしていきたいということでございます。前倒しがあるかということですが、これは地域によって生徒数が減少しているので早く統合してほしいというふうなご意見があれば、前倒しもあり得るかなと考えておりますけれども、なかなか中学校の統合につきましては、今度町を超えた統合ということで非常にやっぱりコンセンサスを十分に得て、あと通学の方法ですとか通学の区域をどうしていくかという課題もございますので、あまり前倒しというのは現実的ではないのかなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

今の小学校の統廃合の実施計画について、関連質問をさせていただきます。

示された表の中では、先ほどの答弁の中にありましたように30年の4月を開校にということで進めていかれると思います。十分な時間があるということで住民のコンセンサスを得る時間はあろうかと思えます。ただ、もし合意が得られなかったところがあった場合には、ここへ米印で書いてありますけども、関係者の合意が得られた学校から優先的に進めるということで、得られないところは多少遅れるということが可能性としてあるのかもしれませんが、ただ、その場合に審議会のほうで学校の校名については旧の学校名を使わないというふうな申し合わせがあったと思うんですよ。そういう中で今後進めていくと思うんですけども、すでに例えば長坂の場合だと新長坂小学校ということだと思んですけども、長坂小学校という校名が残ったと。高根についても高根西小学校は統合しませんからそのまま残ると思えますけども、東小学校については3校が統合して高根東小学校という名前になるのか。そうすると旧の校名が残るのかなと、そんな感じがしています。

これと合わせて中学校の8つの学校が4つになるという場合には、どちらかの学校の校舎を使うということになった場合にその学校名を使うのか、使わないのか。これは答申の中では使わないということになっているわけですから、そのところの確認をさせてください。

それが1つと、もし統合までの準備が整わなかった場合ですと、その学校の校名、すでに例えば3つの地域が合意した場合には、その3つの学校の校名をどういうふうな形で決めていくのか。市全体の一体感としての校名の付け方があろうかと思んですけども、そのへんのところはある程度、事前に考えておかないと足並みがそろわないときには、校名に一体感がなくなってしまうかという懸念があるんですけども、そのへんをお聞かせください。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

千野議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

今回、提示をさせていただきました小中学校の統合計画案でございますけども、あくまでも教育委員会としましては、子どもたちの教育環境を整備するという目的での統合計画案でございます。したがって、地域のほうで子どもたちにとってこういう環境がいいんだというご判断であれば、それは統合がないということも想定としては考えられるのかなと思えますけども、あくまでも教育委員会としては子どもたちのことを考えるとこういう統合がいいいんではないですかと。統合する場合には平成30年を目指しますということで、今回提示をさせていただいたということでもあります。

したがって、これから4月以降になりますけども、各地域に出向いて説明会等が行われ

ますのでこれらの意見を踏まえながら決定をしていきたいというふうに考えております。

それから校名ですけども、基本的には現在の校名というのは使わないということで、これも校名等検討委員会、長坂小学校のときにも同じでしたけども、校名等検討委員会をつくって校名等をそれぞれ定めていくということになるのかなと思います。

2番目の質問の一体感ということもございますので、これにつきましては、例えば北杜南中学とか北中学ということもありましょうし、第1中学、第2中学というふうな名称等もありましょうし、あるいはいろんな地域の特色を持った名称というのもございますけれども、これもすべて今後、検討委員会の中で検討していくという形になるのかなと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

学校統廃合の進め方という説明の中に、今言う進め方が書いてあります。校名等の検討委員会の設置というのが28年から29年に設置のスケジュールになっていますけども、今言ったように地域によって合意がされたというところは、その地域に学校名の検討委員会をつくるんですか。それとも市の中に検討委員会をつくるのか、そのへんを教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

千野議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

校名というのは非常に市民の関心の1つだというふうに大きく捉えております。基本的には全体のバランスを考えながら、各統合がまとまったごとに校名等の検討委員会をつくっていただいて、具体的な校名ですとか校歌ですとか校章ですとか通学方法ですとか、そういうものを検討していくことになるのかなと思いますけども、ただそこにバラバラに付けてもらうというわけにもいきませんので、このへんにつきましては一体感を持ちながら校名等を検討していくのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

観光行政について、関連質問をさせていただきます。

1番の八ヶ岳観光圏事業の取り組みですけども、取り組みをして成果は上がってきてはいますけども、まだ皆さんあまり周知がなされていないといいますが、実際やっている事業者同士の交流がまだまだ少ないような気がしております。この実際やっている同業の各事業者同士の交流などはどのようにしているか、お聞きいたします。

それから2点目でリトリートの杜と観光協会の関係ですけども、リトリートの杜が部会として観光協会の中へ入るということですが、リトリートの杜の業務の継続性はそこでなされるの

か。また職員はそのまま観光協会の職員としていくのか。観光協会も短期の臨時職員が多いので、やはり長期的に雇用される方でないとなかなか継続性という点について難しいのではないかと思います。その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

中山議員の関連質問にお答えいたします。

観光圏の事業者同士の交流ということだと思います。

現在も観光圏につきましては、事業のつくりというところでワーキンググループ、その事業者自身がいろいろ検討するというような組織もつくってございます。そうした中にワーキングの、例えばそのペンションでしたらペンションですとか、民宿でしたら民宿とかの頭が入っているというふうな状況でワーキングをいろいろやっているということがございます。当然それらが、すべての事業者さんがそこへ入っているというわけではないので、そういったところの今後連絡方法、また周知方法等についてはワーキングの中で検討する、観光圏の社団のほうで検討させていただくという形に対応したいと思っています。

次にリトリートの杜、それから職員、それからその観光協会に入った場合に事業の継続性ということだと思います。

先ほど申し上げたとおり、観光協会の中にリトリートの杜という形で部会を設置していただけるというふうな方向で検討していただいているということでございます。そうしたことで当然、継続性というのが保たれてくるというふうには思っておりますが、職員については現在1名の方がいらっしゃるということですが、それについては話し合いをした中で職員同士、職員の方に関しては今回、退職されて今後観光協会の中でその部会長なり、そういった方を中心に運営をしていくという対応ということを聞いております。

当然、先ほどの支援というふうな中でもございましたが、やはり人件費だけではなくて、それ以外の事業についての支援というものも含めてやはり必要なところはあると思いますので、個々にその部分その部分というような状況ではなくて、具体的にどんなような、観光協会自体がどのような支援を望んでいるのか、そういったところをうまくつかみながら、また協議をしながら、それに全部応じるということとはなかなか難しいのかもしれませんが精査をしながら対応していきたいということを考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

ほくと未来を代表しまして、8項目ほど質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして2月の記録的大雪で犠牲となられました皆さんに哀悼の言葉を申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げます。また農業施設など多くの被害に遭われた皆さんに心からお見舞いを申し上げますとさせていただきます。

それでは早速、1問目からお願いをしたいと思います。雪害対策と地域防災計画の見直しと、その対策についてということで質問を申し上げます。

先月、急速に発達した低気圧の影響で14日未明から15日まで降り続いた雪は県の観測史上最大の積雪となり、交通網の麻痺により県内は陸の孤島となりました。市民生活に深刻な影響を与え、大雪による犠牲者をはじめ農業用ハウスの倒壊など多くの被害が発生しました。

北杜市においては国県の対応が遅れている中、各支所を中心にいち早く消防団、民生委員、また各区ならびに自主防災組織の協力と自主的な行動により要援護者の安否確認、地区の除雪対応、また交通避難者対応として避難所の開設と炊き出しなど市役所職員はじめ各区長、ならびに協力いただいた多くの市民の方々に心から感謝申し上げますとともに自助・共助・公助の意義と絆の大切さを感じたところでもあります。

さて、このように想定されない自然災害対策を地域で実践された地元区長の教訓を北杜市としても今後の防災計画に位置づける必要があると考え、以下について伺います。

1番目ですが、雪害について北杜市防災計画の見直しとその時期についてであります。見直しについては地域で大雪の対応を自ら経験された区長からの意見を聞くことからだと思いますが、そのへんについてお伺いいたします。

また2番目として、今回の災害の教訓に閉ざされた室内での情報伝達手段として防災無線の戸別受信機が有望だと思われました。再検討できないかということでもあります。また、最近増えておりますけどもエリアメールの活用については、いかがかということでもあります。

また3番目として、次年度以降の自主防災組織機材等整備費補助金の充実については、どのようにお考えかご質問をいたします。

続いて第2点目ですが、消防団員の確保とその財源についてであります。

消防団は火災防止活動、災害活動、それから防犯活動等に地域の生命・財産を守る大きな役割を果たしております。さらには地域の振興への立役者として日々活躍しているところであります。近年、消防団員の確保に窮しているということをお聞きしておりますが、その状況などについて以下お伺いいたします。

北杜市の消防団員数は条例で1,884人と定められていますが、実団員数と適正団員数の見解についてをお聞きいたします。

それから2番目として、団員の確保についていかなる方策を考えているか。

また3番目として、北杜市職員の消防団への加入状況はどのようになっているか。

また4番目として合併による交付税の特例措置終了後、消防費の交付税算入額は約6億3千万円余りとなると聞いておりますが、常備消防費の負担割合も増加することから非常備消防費の確保について、どのように考えておられるかお聞きします。

3番目ですが、子育て支援対策についてであります。

子育て支援対策として、子ども医療費窓口無料化の拡充については平成26年度当初予算において対象年齢の引き上げが計上されました。その成果が期待されるところであります。また平成27年度からスタートする子ども・子育て新制度および定住促進策などについて以下、お伺いいたします。

1 番目として、北杜市では共働き家庭への子育て支援策として小学3年生までを対象として放課後児童クラブが高根北を除く小学校単位に11カ所設置をしております。4年生以降については定員枠から漏れるということで、かぎっ子状態になるということが出ますがこのようなことについてどのように考えられるか、お伺いいたします。

2番として状況に応じて定員枠の拡大が図られないか。また児童館の活用も考えられるが、その実態についてはどのようになっているか、お伺いいたします。

3番目として、厚生労働省は27年度から放課後児童クラブの枠を小学校6年生までとしております。それを見据えた対応については、どのように図られるかお伺いいたします。

また4番目として、子育て支援住宅についてでございます。子育てにやさしい住宅の整備により若者の定住に大きく期待をしているところであります。入居期限を10年間とし期限内に市内に家を構えることとなりますが、支援住宅の整備に併せて住宅用地の確保にも重要な施策と考えられます。その見解について、お聞きいたします。

4番目の項目であります。介護保険制度改正を見据えた対応についてであります。

介護保険制度の改正が平成27年4月から施行されることに伴い、改正を見据えての考えなどについて、以下お尋ねをいたします。

1番目として、改正される介護保険制度では軽度者の予防給付が地域支援事業に移行しておりますが、その具体的な取り組みについてお聞きいたします。

2番目として、地域支援事業の専門職の確保など人的体制については万全でしょうか、お伺いいたします。

5番目の項目であります。農業振興施策についてであります。

国の新たな農業・農村政策をはじめ、TPP交渉も相まって農業を取り巻く環境は激変しようとしております。そこで北杜市の農業振興施策など、以下についてお伺いをいたします。

1番目として、北杜市内に農業関連企業による農業参入が多く見られております。不耕作地、あるいは遊休農地の解消と地域の就労の確保に大きく期待されているところであります。その現状と現在の取り組み状況について、また今後の計画についてどのようにお考えかお伺いいたします。

2番目として北杜市は県内随一の米作地域であります。コシヒカリは梨北米として特Aのお墨付きをいただき、全国でもおいしい米として評価されてきているところであります。ついてはさらにこのお米を価格面でも対抗できる食味のよい米作りのために、新しい品種の確保など考えているか、お伺いをいたします。

また農林48号は古くからブランド米として作付けされておりますが、原種確保から10年以上経過して種子が他品種との交配が叫ばれているような現状が見られます。原種確保の取り組みについては計画されているか、お伺いをいたします。

3番目として農業振興地域からの関係ですが、農業振興地域から除外されても農業振興に資する地域であると判断されれば農地転用が不可能と聞いております。その基準についてはどうか。またその場合、中山間直接払い制度等に参加できないとの問題も生じております。これらについて、農業振興地域の除外地の見直しの対応についてお伺いをしたいと思います。

続いて第7の質問であります。資源物回収事業についてお伺いいたします。

市の実施している資源物回収事業につきましては、地域環境委員が中心となり毎月の資源物回収日に大変なご苦労いただいております。

○議長（渡邊英子君）

福井議員、6の質問が先にあると思いますけれども。

○4番議員（福井俊克君）

失礼しました。第6の質問をいたします。駆除鳥獣の処理についてであります。

鳥獣害対策におきましては猟友会が中心となって農作物の被害の軽減のため捕獲、駆除等に当たっていただいております。最近は大変この鳥獣害被害が多くて、この猟友会の活動を大変ありがたく思っております。その捕獲した個体の処分については、各猟友会ごとに一任して埋め立て等の処分をしていると聞いております。ついては以下についてお伺いしたいと思います。

埋め立て処分については、近隣の住民から異臭などの苦情が寄せられております。この状況の中で処分においては焼却処分場の設置が必要かと思いますが、その考え方をお聞きしたいと思います。

次に7番目の項目であります。資源物回収事業についてということでございますが、市の実施している資源物回収事業については、地域環境委員が中心となり資源物の回収にご協力いただいておりますが、これらの問題についてスムーズにこの回収が推進されたり、また地域環境委員さん方の回収にあたる改善等、また地域の理解等を図る上で以下について質問をいたします。

缶類・ビン類・紙類の収集量、それから収集金額および収集物の販売先と金額を具体的に伺いたいと思います。

それから収集事業者の資源物収集量の確認方法についてはどのようになっているか、お伺いをいたします。

それから最後であります。8番目の項目ですが、学校の統合についてであります。

学校の統合については北杜市小中学校適正規模等審議会から答申を受けて、平成22年5月策定の北杜市立小中学校適正配置実施計画を基本に高根町内の小学校は2校に、市立中学校8校は4校として平成30年4月開校を目標とする統合計画案を策定、今後につきましては学校関係者や市民への説明を行い、意見交換を行った後、関係者の合意が得られた組み合わせの学校から統合を進めるとしております。統合計画の策定にあたっては既存の学校施設を活用し児童生徒数に重点を置いているため、歴史的経過や地域性を考慮しながらとしておりますが、計画案の中学校の中にはあまりにも戸惑いを隠せないものもあります。計画を進めるにあたり、以下についてお伺いをいたします。

1番目として、審議会からの答申は歴史的経過や地域性を考慮した3校であります。中学校の場合は3校ですが、今回示された計画案では4校、その1とされていますが審議会の意向が考慮されていないと思われませんが、その理由についてお伺いをいたします。

それから2番目といたしまして、中学校の統合計画案の中には通学道路の安全確保から県道を含め関連道路の整備が必要と思います。この見解を求めます。

3番目として現状の学区による計画となっているため、バス通学は不可欠であります。通学距離を考慮した学区の選択等は可能であるか、お伺いをしたいと思います。

以上8項目について、ご質問をさせていただきました。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後 12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

雪害対策と地域防災計画の見直しとその対策についていくつかご質問をいただいております。はじめに、地域防災計画の見直しについてであります。

現在の北杜市地域防災計画では、今回のような大雪による被害を想定した対策が十分に盛り込まれていないことから、早急に計画の見直しを行う必要があると考えております。

県においても、大雪に対する初動体制に課題が残ったとして山梨県地域防災計画を見直す方針であることから、県地域防災計画等と整合性を図りながら平成26年度のできるだけ早い時期に見直しを行ってまいります。

なお見直しにあたっては従来のパブリックコメントに加え、今回、除雪対応への協力や直接避難所の運営に携わった行政区長等にも体験を生かすべく、ご意見をいただきたいと考えております。

次に、防災行政無線の戸別受信機の再検討とエリアメールの活用についてであります。

平成22年度より5カ年計画で実施しておりますデジタル防災行政無線整備事業では、各地区に屋外拡声子局を増設し、放送エリアをカバーしていくことを基本としているため、戸別受信機の設置は考えておりません。すでに整備が完了した地区においても、聞き取りにくい場所では調整を実施し改善を行っておりますが、改善できない場合にはスピーカーや屋外拡声子局の増設を検討してまいります。

またエリアメールの活用についてであります。今回の大雪において隣接する長野県富士見町では避難所情報等をエリアメールで配信し、立往生した車の運転手等に情報の提供を行ったと聞いております。

平常時の情報伝達には使用できないなどの制約もありますが、有事の際には広範囲に情報を瞬時に伝達ができることから本市においても導入に向け準備を進めており、すでに携帯電話会社3社と4月中の運用開始に向け、協議を行っております。

次に子育て支援対策について、いくつかご質問をいただいております。

放課後児童クラブの対象学年の引き上げを見据えた対応についてであります。

対象学年が引き上げられることによって、施設の整備、指導員の確保、対象年齢が高学年に広がることによる指導方法の工夫、対象年齢に相応しい図書等の備品の整備およびその財源確保など多くの課題がありますが、児童が安全に利用できる居場所として整備を図ってまいりたいと考えております。

次に農業振興施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農業関連企業の参入の現状と今後の計画についてであります。

本市は日照時間日本一、品質に優れた水、首都圏からの交通アクセスなど農業参入に対し、

恵まれた条件を有しており、市内において農業経営を希望する法人の相談が数多く寄せられております。現在、市内に参入し、また参入予定の農業法人等の数は明野地区の6社を含め13社であります。農業法人等の参入は、就労の確保や地域活性化に資する有効な手段であると考えております。

今後も農地有効活用のため、遊休・荒廃農地を中心に地元の要望を的確に把握しながら、圃場整備などにより条件整備を行い、企業参入を積極的に進めてまいります。

次に、食味のよい新品種の確保についてであります。

本市の水稻に関してはコシヒカリが多く栽培されておりますが、市内は標高差が大きいいため標高に適した米作り、また気候の温暖化などへの対応が必要になってきております。今後は食味のよい米を栽培するため、県や梨北農業協同組合と連携し、気候に適した新品種の栽培に取り組んでまいりたいと考えております。こうした取り組みにより、近年の温暖化等に対応したブランド米の産地づくりを目指してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部局長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

学校の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、審議会からの答申についてであります。

中学校統合については、平成21年3月に北杜市小中学校適正規模等審議会から適正規模の観点から中期的展望に立ち市内3校とし、既存施設を利用した適正配置が望ましいとの答申がされております。

この答申を受け保護者、学校関係者、地域住民、関係団体への説明を行い、説明会で出された意見等を踏まえ、平成22年5月に策定された北杜市立小中学校適正配置実施計画では、地域住民説明会等においての要望や創設以来の歴史的経過や地域性、既存の建物等を勘案すべきとの貴重な意見や提言などから市内配置を教育面、財政面、地域特性等を考慮しながら、今後、早急に組み合わせと新校の位置を明確にした配置案を作成し、関係者・関係機関等に提示しながら話し合いを進めていきますとしております。

教育委員会では、この答申および適正配置実施計画を基本に少子化による生徒数の推移、中学校における歴史的経過や地域性、統合後の通学距離など学校運営への影響も考慮しながら幅広い視点に立って検討を行ってまいりました。

具体的には生徒数に重点を置いた適正規模の統合を優先するとともに生徒数の減少により、学校運営や教育活動に支障を来す学校もあることから、既存施設の活用により比較的早い時期に統合が可能なこと、また統合時において1学年2学級以上が確保できる組み合わせであること、さらにはスクールバスなどでの通学もあることから、想定される通学路の状況等も考慮した統合計画案としたところであります。

今後は学校関係者や保護者、地域住民の皆さんへ説明会等を開催し、意見を集約した中で統合計画の策定を行ってまいります。

なお、学校統合へ向けては、関係者の合意が得られた組み合わせの学校から優先して進めることとしております。

次に、通学距離を考慮した学区の選択等についてであります。

答申ならびに適正配置実施計画では、通学区域は現状の通学区域を行政区単位で組み込むこととしております。このことから、学校や地域等における説明会での意見等を踏まえながら今後決定してまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

自主防災組織資機材整備費補助金の充実についてであります。

この補助金は自主防災組織の育成強化を目的に平成21年度に制度を創設し、平成25年度末を期限として取り組んでまいりました。しかし国の災害対策基本法の改正など、さらなる地域単位での防災力の強化や市内での自主防災組織の結成が、まだ十分であるとはいえない状況であることから補助金の助成を平成26年度から5年間延長し、また補助金額の増額や品目の追加も行い、自主防災組織の結成支援と資機材整備の充実に努めてまいります。

次に消防団員の確保とその財源について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、消防団員の実団員数と適正団員数についてであります。

本市消防団の昨年4月現在の実団員数は1,787名となっており、県内最大の消防団組織であります。現在の団員定数は国の消防力の整備指針等に基づいており、適正団員数と考えておりますが、実態としては団員定数が充足されていない状況にあります。

こうしたことから平成26年度に設置する消防団活性化検討委員会において、適正団員数についても調査・検討を行いたいと考えております。

次に、団員の確保についてであります。

近年の社会環境の変化に伴い、サラリーマン団員の増加や団員不足等、消防団はさまざまな課題に直面しております。とりわけ団員の確保は喫緊の課題でありますので、団員を通じて積極的に新入団員の勧誘を行っております。今年度は新たに成人式の会場において、新成人者への消防団員募集リーフレットの配布や広報紙等へも消防団員の募集掲載を行ったところであります。

今後も市ホームページ等を積極的に活用し、消防団の必要性を周知しつつ入団促進に努めてまいります。

次に、職員の消防団への加入状況についてであります。

市職員は、地域の一員として地域コミュニティの振興に大きな役割を果たしていると考えております。その中で市消防団員として活動している市職員は現在136名であります。職員の消防団への入団促進についても、今後より一層努めてまいります。

次に、非常備消防費の確保についてであります。

国においては、昨年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、また本年2月、消防団の装備の基準が改正され、地域防災力の充実強化を図るとともに自治体への支援として、消防団の関連経費の交付税を増額させることとしております。

また交付税の合併特例措置終了への対応として、合併により市町村の区域が拡大したことで増加が見込まれる消防費などの経費については、基準財政需要額の割り増しを行うことが検討されているところであります。

本市においては、合併による特例措置の対象期限内に有利な起債を財源として計画的に消防団の設備等の更新を進め、併せて国の補助制度等に注視し、非常備消防費の確保に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

介護保険制度改正を見据えた対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、改正後の地域支援事業における具体的な取り組みについてであります。

市では介護保険制度の改正に合わせて、現行の地域支援事業を高齢者の実態とニーズに合った事業に見直す考えであります。

訪問介護については、多種多様な事業主体が身体生活介護以外の生活支援ニーズへ対応できるよう事業所等への聞き取りや説明会の開催を行い、高齢者の状態に合わせた訪問支援を切れ目なく提供できるように見直してまいります。

地域包括支援センターでは来年度、地域支え合い安心サポート事業として生活支援サービス提供のボランティアの育成や訪問による支援を受ける側と支える側の体制構築を行う計画であります。

また通所介護については、平成24年度から実施しました介護予防・日常生活支援総合事業を運動器の改善や閉じこもりの予防など目的別にサービスの種類や内容、人員体制や活動場所などを見直してまいります。

今後、詳細事項が明確になっていく中で生活支援と介護予防の充実を図ってまいります。

次に、地域支援事業のための専門職の確保についてであります。

地域支援事業実施の上での専門職は医療職をはじめ、リハビリ専門職や口腔ケアの専門職である歯科衛生士、栄養に関する専門職、福祉関係の専門職の関与が考えられます。これら専門職の確保については地域支援事業の組み立てを行う中で、サービスに支障をきたさないよう市内の医療機関や福祉関係機関との人事交流の検討や事業協力、また市内において専門職の掘り起こしを行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

子育て支援対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、放課後児童クラブの定員についてであります。

市では4年生以降の児童について、かぎっ子になっているという状況把握はできておりません。放課後の安全な居場所としては、放課後児童クラブのほか放課後子ども教室、児童館、図書館など多様な施設があることから、これらの施設を有効に活用していただければと考えております。

次に、放課後児童クラブの定員枠の拡大および児童館の活用についてであります。

放課後児童クラブの定員枠の拡大については、国のガイドラインにおいて望ましいクラブの規模はおおむね40人程度までとされ、最大定員は70人までとされております。また専用ス

ペースは、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上の面積を確保することとされており、現在の施設では専用スペースなど生活の場としての機能が十分に確保できないことから定員枠の拡大は難しい状況にあります。

今後、小学校6年生までの引き上げに伴い、空き教室や公共施設の活用について検討してまいります。

なお、児童館については18歳未満のすべての子どもが利用できることから、引き続き利用いただきたいと考えております。

次に、子育て支援住宅の入居期限後の定住施策についてであります。

子育て支援住宅は10年間の期限付き入居とし、住宅退去後も引き続き北杜市に定住することを入居条件としております。このため住宅退去後の定住施策として住宅用地の斡旋、金融機関と連携した定住支援、定住相談員による相談会、新築・増改築の費用への助成制度などさまざまな取り組みが必要であります。

今後、少子化対策推進本部会議などにおいて、具体的な施策について早急に検討を進めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

資源物回収事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに缶類等の収集量、収集金額および収集物販売先と金額についてであります。

市内の家庭から排出されるゴミの量は平成24年度実績で9,177トン、そのうち資源物の排出量は2,189トンで全体の23.8%を占めております。

資源物対象14品目のうち缶類についてはスチール缶30トン、アルミ缶33トンの計63トン、ビン類については無色ビン48トン、茶色ビン70トン、その他のビンが84トンの計202トンとなっております。

また紙類については新聞紙832トン、雑誌474トン、ダンボール328トン、牛乳パック5トン、ミックス紙155トンとなっており、増加傾向にあります一般廃棄物に対し資源物については平成21年度以降減少傾向にあります。

また1トン当たりの単価と収集金額であります、スチール缶の収集単価が3万1,300円で収集金額95万円、アルミ缶8万5,500円で282万円、ビン類については無色ビン9,800円で47万円、茶色ビン8,800円で61万円、その他のビンが9,200円で77万円となっております。

紙類については新聞紙1万1千円で916万円、雑誌7,700円で365万円、ダンボール4万8,800円で1,599万円、牛乳パック4万4,500円で23万円、ミックス紙2万5千円で465万円となっております。

また収集物の販売先については市内2社、市外1社の計3社となっており、販売金額についてはスチール缶が15万円、アルミ缶182万円、新聞紙192万円、雑誌66万円、ダンボール108万円、牛乳パック3万円となっております。

なお、ビン類については逆有償であり、その代金が360万円となっております。

次に、収集事業者の資源物収集量の確認方法についてであります。

資源物の収集量の確認については資源物の分類ごとに収集を行っており、荷降ろしの前後において計量を行い発行される計量票にて確認しております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

農業振興施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農林48号の原種確保の取り組みについてであります。

県の奨励品種の指定から外れていた農林48号については平成9年度に再度、奨励品種に指定され、県農業技術センターにおいて原原種の栽培を行い種子の確保を図っております。農林48号は地域ブランド米として需要も多いことから、その特性を保つため定期的な種子更新を行うよう、農協等関係機関と連携し農家の指導に努めてまいります。

次に、農業振興地域からの除外地の見直しであります。

農地については原則、農業振興地域の指定を受けており、農地を農業以外に利用するためには農業振興地域から除外することが必要となります。しかし平成21年に農地法等の一部が改正され、農地転用の厳格化が図られたため、農振除外農地であっても転用の許可が得られない事案も見受けられているところであります。

また、中山間地域等直接支払交付金事業など現行の交付金事業においては、農振農用地であることが交付要件となっていることから、農家が交付金事業に参加を望む場合には農業振興地域への編入を図ってまいります。

次に、駆除鳥獣の処理についてであります。

ニホンジカ、イノシシといった大型の野生鳥獣については、今後の捕獲頭数の増加に伴う埋設場所の確保や周辺環境への影響などの課題があり、市といたしましても危惧しております。

捕獲した鳥獣の専用焼却施設については、多額な設置費用がかかることから近隣市町村において、広域的な施設の設置が有効であると考えられるところであります。

また、県においては高標高地域のニホンジカの捕獲を特定鳥獣適正管理事業として地元猟友会に委託していることを踏まえ、今後、関係市町村と連携を図り、山梨県特定鳥獣保護管理検討会に対し、焼却施設の設置について強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

中学校統合案における通学路の整備についてであります。

学校統合にあたっては、通学手段としてスクールバスや保護者等の送迎が想定されます。こうしたことから、統合中学校となる学校周辺道路や通学路の安全確保は大きな課題であり、全庁体制で計画的に整備を進める必要があると考えております。また統合計画の進捗に合わせ、国・県など関係する道路管理者に対しても協力をお願いしてまいります。

○議長（渡邊英子君）

中山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山健教君）

福井俊克議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

農地転用の基準についてであります。

農地転用の許可基準については農振農用地を除外され、かつ立地基準と一般基準に適合したものになります。立地基準は優良農地か否かの面から見る基準で第1種農地、第2種農地、第3種農地と区分され、第1種農地については優良農地として転用が不可能な農地とされております。また一般基準は転用の計画、目的等、确实性の面から判断する基準で転用事業者の資力や信用性等についても判断されるものです。現在の農地転用許可基準は、平成21年の農地法等の一部改正後の基準で行っていることから、改正前において農振が除外された農地であっても現基準において第1種農地に該当すると判断される農地については、転用の許可ができないものです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

まず再質問をさせていただきますが、雪害対策と地域防災計画の見直し、その対策についてということではありますが、まず自主防災組織資機材整備費補助金制度についてであります。自主防の結成支援と資材整備の拡充のために制度を5年間延長し、品揃えも多くするというご答弁をいただいたわけですが、自主防の中でもそれぞれの資機材を計画的に整備していくということも考えられます。例えば以前に補助金を受けている場合の取り扱いについてはどのように考えているか、再度お伺いしたいと思います。まず、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井俊克議員の再質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織資機材整備費補助金の改正内容の中で、すでに補助金を受けた自主防災組織の取り扱いということでございます。今回の改正では、品目の追加とともに補助金の上限につきまして、今まで組織割の10万円を5万円増額して15万円とすることといたしました。したがって、基本的には自主防災組織1回のみ補助金ではございますけれども、この今回の改正との差額分につきましては、すでに交付を受けた自主防災組織でも再申請ができるという取り扱いとしてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

今の件につきまして、再度質問をいたします。

いずれにしても交付回数は原則が1回ということだと思うんです。例えば以前に補助金を受

けた場合の取り扱いについては限度額からその差額を引いていくということが、その差額を対象としていくということとされます。例えば以前の備品の更新とか、あるいは数多くの備品を整備する場合があります。先ほどの答弁ですと上限も10万円にしたということではありませんけども、やはりある程度、交付回数が1回、それから限度額10万円、それに1戸あたりいくぐらいということが言われていると思うんですが、そうしてもやはり1回限りのものであれば、なかなか使いにくいだろうと。その整備補助金に対して使いにくい点があるではないかなどこのように思われますけども、再度そのへんについてよろしくお願ひしたいと思います。答弁をお願いします。

それからまた今回、一番、痛切に感じたのは除雪機ですね、簡易除雪機のようなものもこの対象機材に入れていただければ、必要性をとて感じたわけでありまして、そのへんについても品目がそういうのに入っているかどうか、お伺ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井俊克議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず自主防災組織の補助金、1回限りということで再度のご質問でございますけども、この補助金の趣旨といたしましては、自主防災組織の立ち上げを支援するということが一番大きな目的ということになっております。ですから基本的には、その立ち上げ時の1回ということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

それから2点目の除雪機がこの対象品目となっているかというご質問でございますけども、今回の改定におきましては、この簡易除雪機については対象とはしてございません。ただ今後、行政区などの要望等が多く出されれば、またそのへんについては今後検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

次に消防団員の確保について、再質問をお願いします。

消防団員に加入している市の職員について、消防団活動はもとより地域の一員として地域コミュニティの振興に本当に貢献されております。大きく期待されているところでありますけども、例えば隣の甲斐市においては職員の消防団への加入というようなことの中で、職員の採用試験において採用後に甲斐市の消防団では入団研修を2年間実施して、全員の新しい職員に対してしていると、こんなようなこともやっているようです。消防団の団員につきましては、やはり地元にいる職員の方々のいろいろな貢献については、本当に市民としても頼れるところでもありますので、こんなような、本市においても甲斐市のような考えがないかどうかお伺ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井俊克議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市の職員の研修として、一定期間の消防団員としての研修というご質問でございます。

たしかに県内市町村におきまして、新人職員の研修期間として一定期間消防団員としての活動を義務付けているということは承知をしております。本市については今のところそういった考えはございませんけども、甲斐市で行っているということであれば近くの市でもございまずし、話を聞いてまた調査をしながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

次に介護保険制度の改正を見据えた対応について、再質問を2点行いたいと思います。

まず地域支援事業の移行によって従来の介護予防給付によるサービスに比べて、質の違いや質が落ちないかという不安があります。このような不安がありますので、これらについて大丈夫かどうか、お伺いをしたいと思います。

また今回の改正では、市の地域包括支援センターへの期待度というのが大きく感じられます。そのような状況に対して、どのような対応を考えているのか。あるいは体制の検討については、これからされるかどうかについて、再質問をさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

福井俊克議員の再質問、介護保険制度改正を見据えた中での2つの質問でございます。

最初に地域支援事業に移行することによって、従来の介護予防給付によるサービス等々の質を落とさないか、不安ということでございますけども、予防給付が地域支援事業に移行してもそれぞれの状態の維持や改善を図る介護予防の考え方を進めていく考えであります。利用者の立場から生活への影響や状態の悪化にならないように、高齢者の状態に合わせた受け皿としての地域の補助力を生かした事業を準備していきたいというふうに考えております。

次に改正にあたりまして、地域包括支援センターへの期待とまたその責任、そのための対応等々を考えているかということでございますけども、たしかに地域包括支援センターは医療と介護の連携の強化と認知症対策の充実、また地域ケア介護の推進、生活支援サービスの充実等々の強化が求められております。特に医療と介護の連携が今後の地域包括ケアの構築のために重要であるということでございますので、地域医療の整備が重要と考えており、今後も制度間の縦割りをなくした対応ができるように今後進めてまいりたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、続きまして農業振興施策について再質問をさせていただきます。

農業関連企業による農業参入については、先ほどご答弁をいただきましたが、本当に遊休農地等が増えている中で、農業振興のために期待するところであります。新たに真原地区の農業生産法人等が紹介されましたが、それらにつきまして具体的な耕作放棄地の解消の面積とか、あるいは今後の雇用の確保についてどの程度の規模なのか、具体的にお分かりになればお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの福井議員の再質問にお答えいたします。

まず遊休農地の解消ということでございます。

今般、遊休農地に関しましては昨年、23年度以降、大きな面積を解消しているというふうな状況がございまして、数字といたしましては23年度に約27ヘクタール、24年度、昨年度につきましては約14ヘクタール、そして今年度、約42ヘクタールの遊休農地の解消をしたというふうな状況でございます。

なお、来年度につきましてはやはり白州、武川等を中心に30ヘクタールぐらいを目安として遊休農地を解消して工業導入のほうを図っていきたいという考えでございます。

それから雇用につきましてのご質問でございます。

まず雇用につきましては、平成24年度までで6社で75人を雇用しているということで以前からお答えをさせていただいております。それから今後、新しく25年、26年度に向けて入ってくる業者、会社等の予定数としては計4社ということで考えておりますが、おおむね130人から140人の雇用の予定をされているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

次に再質問として、資源物回収事業についてお伺いします。

先ほど答弁をいただきましたが、大変な資源物の回収にあたって経費がかかっているということでもあります。循環型社会の転換が求められる中で、ゴミの減量化対策と合わせて資源化率の向上とか、あるいは適正処理の確保に対しても取り組んでおられるということですが、資源物の収集や処分に関して多くの経費がかかっているわけですが、この経費の節減に対する取り組みをどのようにお考えになっているか、再度お伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

福井議員の再質問にお答えをいたします。

資源物の処理につきましては、国内における処理が原則というふうにされているということでございます。現在、国の指定ルートとして容器包装リサイクル法に基づく指定法人であります容器包装リサイクル協会にペットボトルおよびその他、プラスチックの処分・保管を委託しているということでございます。費用が高額なことから、全量国内処理されていることが確認をされました市内の民間処理業者に委託することで、約400万円程度の経費が節減できるというふうに見込んでおります。

市としましては、その他の収集運搬処分費なども含めて実勢価格を考慮しながら引き続き経費節減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

最後になりますけれども、学校の統合について再質問させていただきたいと思います。

通学距離を考慮した学区の選択についてということで、確認のために再質問をいたします。

通学区域は現状の通学区域を行政区単位で組み込もうとしていることではありますが、ここで言う行政区について、改めて確認の意味でお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

福井議員の再質問にお答えをしたいと思います。

中学校につきましては町を超えての学校統合ということでございますので、現在の中学校の通学区域を基本にしながら行政区単位、市内の122の行政区がございまして、この行政区単位を通学区域という形で再編をしていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○4番議員（福井俊克君）

以上で終わります。

○議長（渡邊英子君）

福井俊克君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

2点ほど質問させていただきます。

まず第1点目は農業振興策について、お伺いいたします。

先ほど来、全国でもおいしいお米として評価されておりますけれども、新品種の米作り普及の

上からも今後北杜市独自の食味検定大会等を開催し、将来、全国大会等の誘致なんかも検討したらどうかと思いますけども、このへんについてまずお伺いしたい。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

原議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

食味のよいお米ということで、たしかに梨北産の米の場合は、コシヒカリですけども、特Aをいただいているという状況でございます。当然こちらのほうは標高が400メートルから1千メートルの間に植え付けをされているということから、今後もやはり特Aを取っていくという場合には統一的な見解、品質を保つということは必要だと思えます。そうした意味で今、ご提案の食味検定ということでございますので、そうしたものを例えば今後、関係者と協議しながらなんとかうまい形で導入できれば、一度検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

どうも積極的な意見、ありがとうございます。そういうことで、ぜひ食味大会の全国大会が当地で行われることができれば、非常にありがたいではないかとそのように考えます。

2点目の質問ですけども、学校統合について質問させていただきます。

3月14日の山日新聞に、政府の教育再生実行会議の会合で自治体などが進める小中一貫教育について、中一ギャップの解消や学力向上に効果があるとして国の制度として求める意見が出たとありますが、今後各地域の中学校統合の議論が始まった中で小中一貫教育についても話が出るかと思われま。実は22年度ですか、だったとき、私、委員でそのときに地元の中で意見交換をしたときに、そのときから当白州においては小中一貫ということも1つの提案理由として検討すべきではないかという意見が出ていました。それがたまたま3月14日のこの新聞に出たということの中で、ぜひ、教育委員会としてこれについて議論があったのか、また今後これについても議論の対象になるのか、それを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

原堅志議員の関連質問にお答えさせていただきます。

今の小中の一貫校、または一貫教育、連携教育、ちょっと呼び名が違うんですけども、そのことについては今、議員さんがおっしゃるようにまず1つは中一ギャップということがあって、そのところの段差を埋める。もう1つは義務教育というのが小学校と中学校、9年間ありますので、その9年間を一体的に捉えて、やっぱり子どもたちを成長させていく。そういう意味で今、小中一貫型連携の教育というのが非常に全国的に考えられているところです。ただ、その小中一貫、また小中連携教育というのと、今、私たちが、北杜市の進めている統合というの

は目的が違いますので、小中連携教育と統合の部分は切り離して考えていきたいなと思っています。ただ、今申しましたように小中連携教育というのは非常に大事なことでありますので、もう今年度についてもそれぞれ校長会等でその小中の連携、もう少し具体的に言いますと子どもたちの交流だとか教職員の交流だとか、そういうことをやれるところからやっていってほしいというふうな指導はしました。また来年度についてもその小中の連携というのはできるだけやれるところはやっていって、また広げていきたいなと考えています。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

自主防災組織について、関連質問をさせていただきます。

自主防災組織におきましては初期消火やお年寄りの避難の際の誘導、また安否確認など大変重要な役割が期待されているわけでございます。しかしながら全国では結成が進んでおりますが、なかなか北杜市では進んでいないのが現状でございます。自主防災組織を結成するメリットをしっかりとアピールして、自主防災組織を結成したあと行政への報告などの煩わしさをなるべく取り除いていくのが大変重要だというふうに私は考えております。

以下、質問いたします。

自主防災組織を結成する結成率を上げていくために、補助金以外のメリットというのはどのように考えているか。また結成後、班長や区長にはどのような義務が課せられるのか。そして市として優先的に自主防災組織に取り組んでほしいことがあるのか。そのあたりを質問いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

上村議員の関連質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織につきまして、いくつかご質問をいただきました。

まず結成の支援ということでございますけれども、市といたしましては当然、共助の部分を担っていただくという組織として一番重要視しているところでございますので、今までも各行政区に出向きまして、それぞれ説明をしながら結成についてお願いをしてきたと、また支援していきたいということで行っております。

それから結成後の自主防災組織の義務、市に対する義務というものは特にないというふうに理解しております。やはりその地域におきまして、防災への取り組みを担っていただくということでございますので、その地域なりの、当然リーダーシップを取っていただきながらその防災に対する取り組みを行っていただきますけれども、市に対する特に義務というものは考えていないということでございます。

それから3点目は、失礼ですがちょっと書き留められなかったので、申し訳ございません。

○1番議員（上村英司君）

結成後、班長や区長には義務が課せられるのかということと、市として優先的に取り組んでほしいことは何かということです。

○総務部長（伊藤精二君）

班長などには義務というのは今、答弁させていただいたところでございますけども、市としてお願いをしたいというのは、今回の大雪につきましても同様でございますけども、やはり公助がどうしても初期段階については、当然行き届かない部分がございます。そうすると何が必要かとなるとやっぱり自助であり共助であるということでございます。自助については、例えば個人個人備蓄をしていただくというようなことで対応していただくわけでございますけども、やっぱり地域の例えば要援護者等の見守り、安否確認などについてはやっぱり自主防災組織、あるいはないところにあっては行政区などその地域の組織として活動していただくということで市としてはお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

今、残念ながら補助金がもらえるか、もらえないかということで自主防災組織の結成をするか、しないかみたいな議論によっておりますので、ぜひ災害も増えておりますので命を守るとか、そういう視点でもう少しアピールして結成が進むようにしていただきたいと切に願うところでございますけども、もう一度見解をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

再々質問でございますが、補助金だけではないということでございます。基本的にはその支援の方策としては、その地域で例えば防災マップをつくったり、またその防災訓練なり、そういった活動にも積極的に職員を、依頼があれば出して指導したりというところで取り組んでいくところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最初に、今回の大雪に際して被害が遭われました皆さまに心からお見舞いを申し上げます。また雪害によりお亡くなりになられた方に対しても心から哀悼の意を表します。

それでは、明政クラブを代表して質問をいたします。

かつてない記録的な大雪の対応に全力で頑張った市の職員の皆さん、大変ご苦労さまでした。ご尽力に心から感謝を申し上げます。また雪害への支援策の実施など大変な状況の中での質問

ではありますが、よろしくお願いたします。

さて安倍政権が成立し1年3カ月が過ぎました。アベノミクス効果により景気がよくなっているといわれていますが、地方や中小零細企業までその効果が表れていないのが実情だと思います。そうした中、この4月から消費税の引き上げにより景気の後退が大変心配されるところであります。本市では合併10年目と節目の年を迎えましたが旧町村意識がまだあります。そうした中、合併のメリット、デメリットなどを検証するとともに人口減少社会を迎え財政力、行政サービスの低下が心配される中で市民に対して何ができるのか、市の現状と課題の解決に向け、現状をよく理解していただくことが求められています。

こうした先行きが不透明な時代の中で当面する市政運営、方針等の諸課題、記録的な大雪に対する対応などについて、4項目質問をさせていただきます。

最初に市政方針と市政運営についてですが、合併から10年、節目の年を迎え自助、共助、公助のあり方を考え、市民と行政がともに情報を共有しながら役割分担を明確にした上で行財政改革を進めていく必要があります。それには合併初期の目的である行財政基盤の確立ができるよう努力をしていかなければなりません。そこで以下、伺います。

1点目として、合併10年を節目としてまちづくり市民アンケート調査の考えはあるかどうか伺います。10年を一区切りとして、これからの北杜市のまちづくりのあり方についてアンケート調査を行い、今後のまちづくりに生かしていく必要があると考えます。合併10年の良い面、悪い面を検証して今後どう生かしていくのかなど市民ニーズの調査を。

2点目として低成長時代に入り、基本的な行財政運営のあり方と新たな自主財源等の確保に向けての施策をどのように考えているのか。

3点目として市政10年を迎え、市政運営の現状と今後の施策についてはどのような姿勢で望んでいくのか。

4点目として平成26年当初予算に見る新規、重要施策は何か。

5点目としまして消費税引き上げに伴う市政や市民生活への影響は、どの程度想定しているのか。

6点目として各種繰出金の抑制に向け、どう努力をしていくのか。また広域水道企業団、広域行政事務組合等の負担金の節減に向け、構成市としてなお一層、財政の健全化に取り組む必要があると考えますがいかがでしょうか。

7点目として下水道事業、農業集落排水事業特別会計の市債償還について。

市債の平成25年度末現在高は一般会計の308億円に対して特別会計は約460億円、合わせて768億円となっています。市債の償還について一般会計は大変努力をされていますが、特別会計のうち下水道事業と農業集落排水事業だけで320億円と膨大な額になっています。人口減少社会を迎え使用料収入が減少していく中で、これからどのように計画的に返済していくのか伺います。

次に、今回の大雪に学ぶ雪害対策について伺います。かつてない記録的な大雪の経験を今後どう生かしていくのか。

甲信地方を中心に2月14日未明から15日午前中まで降り続いた雪は、本市においても記録的な大雪となり、中央道・中央線をはじめすべての交通機関が完全にストップ。1メートル30センチを超える大量の積雪により帰宅できない通勤者などが続出。市民バスは運行停止、市内小中学校は除雪作業が進まず、21日まで臨時休校を余儀なくされました。JR、中央道、

県道、市道が通行不能、県道など幹線道路の全面的な復旧まで実に7日間を要しました。

今回の大雪は各地域の皆さんが何日も総出で雪をかき、地域住民の所有する大型トラクターや重機で除雪作業に協力をしていただき、それぞれの組ごとに雪かき作業に従事したことにより、地域生活道路の運行を確保することができました。しかし集落に除雪車が入ったのは17日の夕方以降でした。そこで今回の教訓を次に生かすため、何点が伺います。

1点目として今回の大雪に対して各行政区を通して多くの除雪要請があったと思いますが、どのように対処・対応されたのか。合わせて各地域、行政区で大型トラクターや重機、除雪機を提供し、地域の除雪に協力していただいた方への燃料等の支給の考えはあるのかどうか伺います。

今回の大雪を通して自助、共助の大切さがよく分かりました。その上で公助もしっかりと行うべきだと感じましたが、各地域の区長さんへの除雪協力要請と除雪路線等の情報の周知はどのようにされたのか。また今回の貴重な体験、教訓を今後はどう生かしていくのか。

3点目として、非常時の大雪対策と地域防災計画の見直しについて。

4点目として、自主防災会や各地域へ大雪時の指導マニュアルを考えているのかどうか。

5点目としては、防災行政無線での災害放送マニュアルはできているのでしょうか。

6点目として、孤立化を防ぐための対策と課題について。

7点目としては、今回の記録的な大雪対策の反省点はどんなものがあったのでしょうか。

8点目として、要援護者への安否確認と支援について。

9点目として被災、罹災証明の発行と被災建物の固定資産税の減免についての考えについて伺います。

最後に大雪時の市道、農道等の生活道路の除雪路線の見直しと地域の連携の考えはあるのかどうか。例えば地域の重機、大型トラクターなどの所有者を事前に調査、把握して協力体制が取れるようにすることなど。

3点目として、次に太陽光発電施設の環境整備について伺います。

全国的に太陽光発電の設置が急増しています。本市においては日照時間日本一と大変、立地条件がよいため、家庭用太陽光発電とともに民間会社による大規模な太陽光発電メガソーラーの設置認定申請が急増しています。

そうした中で、山林で1万平方メートル以上の土地への大規模な太陽光発電の設置については林地開発に該当するため、県との林地開発協議が必要となります。しかしそれ以外の土地に設置した場合には、特に市として指導ができないのが現状であります。

ちなみに1万平方メートル以下の山林の場合には、伐採届け出のみで設置ができます。その他地目では何もいらぬため、どこにでも自由に設置ができ野放しになっているのが実情だと思います。

こうした中で景観上、特に支障があり客観的に誰が見ても好ましくない場所や山林など急斜面への設置で安全性が確保できない場合への設置には、地域の合意を得るなど市で直接指導ができるよう早急に検討すべきと考えます。

本市でも景観条例および宅地等開発条例、もしくは新たに太陽光発電設置に関する条例などを検討し、早急に対策を講ずる必要があると考えます。

以下、何点が市の考え方について伺います。

1点目として建物等に設置する太陽光発電の設置および、それ以外の太陽光発電の届け出義

務はどのような仕組みになっているのか。またすべての太陽光発電の設置状況は、市として把握はしているのかどうか。

2点目として景観保全地域、景観エリアへの太陽光発電メガソーラー等の設置について市としてはどのように考えているのか。

3点目として、現在市内で進められている民間企業による大規模なメガソーラーの設置状況について伺います。

4点目として現状は山林の場合については伐採届のみで済み、その他の地目については届け出の義務はありません。建物等に設置する太陽光発電以外の業務用、事業用の一定規模以上のメガソーラーについては周辺の環境・景観に配慮し、原則として地域の理解を得る仕組みづくりは考えられないでしょうか。

最後に、市職員等の職場環境の充実に向けて伺います。

かつての右肩上がりの急成長の時代から低成長の時代に入り行財政改革が進み、それらに伴い職員の人員削減がされています。そうした中で職員も専門職化され、以前のようにチームワークで仕事をする機会が少なくなってきました。市の職員力を向上させていくためには心身とも健康で明るい働きやすい職場環境づくりが必要不可欠であります。その観点から以下、伺います。

1点目としまして、働きやすい職場環境の充実に向けての考えについて伺います。

2点目として、職員のメンタル面等を含めた健康管理の状況はどうなっているのでしょうか。

3つ目として、将来にわたり北杜市を支える職員力、組織力向上に向けてのプランはあるのかどうか。

4点目として、職員の福利厚生面の充実にについての考え方について伺います。

5点目として、今回の行政組織等の見直しの内容について。

以上を伺いまして、明政クラブを代表しての質問を終わります。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市政方針と市政運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行財政運営のあり方と新たな自主財源等の確保についてであります。

本市では第1次北杜市総合計画に基づき、将来にわたり持続可能な安定した財政基盤の構築と市民の一体感・連帯感の醸成を図りながら、地方分権時代にふさわしい自己決定・自己責任

の原則による自治体経営を進めております。特に財政面では、平成27年度からの普通交付税の段階的縮減に備え、行財政改革への取り組みや徹底した歳入歳出の見直しを行ってまいりました。

今後もさらなる財政の健全化が必要であることから、第3次行財政改革アクションプランにおいても自主財源の確保のため、使用料・手数料・負担金等の見直し、収納率の向上、滞納整理の強化、企業誘致の推進、市有財産の処分等について引き続き取り組んでいくこととしております。

また新たに全庁的に定住促進に向けた取り組みを強化し、税収等の増加を図ることで自主財源の確保を図っていく必要があると考えております。

次に、市政運営の現状と今後の施策についてであります。

市では総合計画を市政運営の最上位計画と位置づけ、まちづくりを進めていくための指針とし、施策の体系に沿って目的ごとに個別の計画を策定する中で事業の展開を図っているところあります。

総合計画の基本コンセプトである、人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市の実現を目指して市民の皆さまと協働し市政運営に当たってまいります。

次に今回の大雪に学ぶ雪害対策について、いくつかご質問をいただいております。

今回の大雪対策の反省点についてであります。

今回の記録的な大雪では市内においても一時的にいくつかの集落は孤立し、国道20号をはじめ各地で多くの車両が立往生しました。

除雪委託業者の懸命な作業、また市民の皆さまにもご協力をいただき、除雪を進めてまいりましたが、積雪量の関係から作業が進まずいくつかの課題が残りました。

今後、地域防災計画の見直しを行い、大雪時の役割分担や初動体制をどのように取るかなど手順を定めてまいります。

次に市職員等の職場環境の充実について、いくつかご質問をいただいております。

職場環境の充実についてであります。

働きやすい職場環境は雰囲気明るく、職員相互のコミュニケーションが十分に図られ、業務遂行が正当に評価される職場でなければならないと考えております。

また職員が健康で働くことができるよう、健康診断の積極的受診やその後の保健指導など職員の心身の健康維持にも努めております。

今後も職員が安心して、生き生きと仕事に取り組むことができる職場環境づくりを進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

今回の大雪に学ぶ雪害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、雪害対策と地域防災計画の見直しについてであります。

現行の北杜市地域防災計画では、地震以外の一般災害編の中で雪害対策計画を定めております。しかし住宅への被害や道路の通行止めに伴う孤立など、生活への影響は想定しておりませ

ん。今回の大雪を教訓として雪による被害を最小限に食い止められるよう、地域防災計画の見直しとともに必要な措置を図ってまいります。

次に、大雪時の指導マニュアルについてであります。

大雪に特化した自主防災組織や各地域への指導マニュアルの作成については、現在のところ考えてはおりません。

今後、地域防災計画の見直しを行い、市民の皆さまにも大雪時の対応等については、広報紙等を通じ周知・啓発を行ってまいります。

次に、防災行政無線での災害放送マニュアルについてあります。

今回の大雪では避難所開設、停電、除雪の協力依頼、市民バスの運休、小中学校の休校、公共施設の閉館などすべての情報が市民生活に影響あるものと判断し、防災行政無線によりさまざまな放送を行ってまいりました。

現在、災害放送マニュアルは作成しておりませんが、災害等、有事の際の防災行政無線の運用については今後、一定のルールづくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、孤立化を防ぐための対策と課題についてであります。

大雪による孤立化を防ぐための対策としては、交通遮断の発生が想定される集落の把握、通信手段の確保、必要な装備備蓄の事前配置などが考えられることから、実態を把握した中で対応できるものから逐次、整備を進めてまいります。しかし本市は広大な面積を有し、山間部まで人家が点在することから、集落単位での把握は可能であっても現実的にはすべての孤立世帯を把握することは困難な状況にあり、今後、他市町村の事例等を参考に把握・対応方法等を検討してまいります。

次に被災、罹災証明の発行と被災建物の固定資産税の減免についてであります。

本市において、今回の大雪により被害を受けた方から届け出があった場合には、住宅の被害程度を判定し、被災者支援制度の適用を受けるために必要な罹災証明書のほかに住宅以外の資産で車庫や物置などの損壊および破損について、民間保険会社への保険金請求に必要な罹災届け出証明書を発行してまいります。

固定資産税の減免については、固定資産課税台帳に登載されている家屋等が著しく価値を減じた場合には、申請に基づき税条例の規定により減免を行ってまいります。

次に市職員等の職場環境の充実について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員の健康管理についてであります。

メンタル不調者の増加は、いまや社会問題と言っても過言ではありません。本市では、うつ病など精神系疾患で長期休業した職員は平成24年度は9人、平成25年度は8人という状況にあります。このような職員のメンタルヘルス対策として、平成20年度から嘱託看護師1名を産業カウンセラーとして雇用し、職員の心身の健康維持の支援や医療機関への同行受診など早期に介入し、重症化を防ぐ支援を行っております。

今後もメンタル不調者の早期の発見や適切な対応ができるよう安全衛生管理委員会の充実、職員同士のコミュニケーションを図る催しなど、職員の健康管理対策に取り組んでまいります。

次に職員力、組織力の向上のプランについてであります。

北杜市人材育成基本方針において目指すべき北杜市の職員像を示しており、その職員像とは地方分権の推進や行財政改革に取り組む中で市の地域課題や問題点に的確に対応する。専門的な知識と実務能力を持つ。常に市民の目線で物事を考える。コスト意識と説明責任意識を持つ。

自ら判断できるプロフェッショナル意識を持つ職員となるというものであります。

こうしたことから職員研修所などで開催される各種研修を積極的に受講させ、職員の資質の向上を図っております。

今後も継続し、内容等さらに充実させる中で将来に向けた人材育成、組織力の向上に努めてまいります。

次に、福利厚生面の充実についてであります。

福利厚生事業としては職員相互の親睦および心身のリフレッシュを目的にした福利厚生、疾病の早期発見、早期治療のための総合検診や人間ドック、インフルエンザ予防接種などの経費の一部を助成する健康増進、見聞を広め教養を高めることを目的にした文化事業、日ごろの運動不足の解消および体力向上のための体力向上事業などを行っており、今後も福利厚生の充実を図ってまいります。

次に、行政組織の見直しについてであります。

本年4月1日から、本庁および総合支所で取り扱う事業の整理や分掌事務の見直しを行い、一部の課の担当を整理・統合することといたしました。

今回の整理・統合は取り扱う業務内容には変更はありませんが、窓口対応や現場対応など市民ニーズに的確に応えるとともに、迅速かつ効率的な行政運営を目指すものであります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

市政方針と市政運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民アンケート調査についてであります。

市では市民生活に広く影響を与える事業については、計画策定段階において市民の意識調査やパブリックコメントを実施しております。また市政運営に対しては市長への手紙や代表メール、地域委員会などにおいて市民の皆さまからご意見やご提案をいただいております。市民ニーズに合致した市民参加型の行政推進に努めているところであります。

なお、平成28年度に第2次となる計画策定を予定している総合計画については、策定にあたり市民アンケート調査の実施を検討しております。

まちづくりの基本方針を示す計画となりますので、市民の皆さまのご意見を生かした計画の策定に努めてまいります。このようなことから、合併から10年の節目となる来年度において市民アンケート調査の実施は考えておりません。

次に当初予算の新規、重点施策についてであります。

平成26年度当初予算における新規、重点施策の主なものは少子化などへの対応として、子育て支援住宅の整備や定住促進計画の策定および子ども医療費助成事業の拡充を図ること、全国自治体のトップランナーとして取り組んでいる自然エネルギーの利活用を進めるため、大規模太陽光発電所設置を官民共同パートナーシップ事業として推進すること、公共施設の整理統合や多機能化、多用途での活用を検討するための公共施設再編シミュレーション業務委託の実施、財政健全化に向けて過去最大規模となる市債繰上償還の実施や小淵沢駅舎改築・駅前広場整備、生涯学習センターこぶちさわ整備などの事業であります。

次に、消費税引き上げに伴う市政や市民生活への影響についてであります。

消費税の税率引き上げは地方公共団体においても法令で非課税とされているものを除き、すべての資産の譲渡や役務の提供に対して課税されるものであります。そのため、市政においては平成26年度一般会計当初予算において約2億円の歳出増の影響を受けるとともに、使用料等について税率引き上げに伴う料金改定を行ったところであります。一方で市民生活への影響については、低所得者の負担増への対応として臨時福祉給付金の支給を、子育て世帯の負担増への対応として子育て世帯臨時特例給付金の支給を6月以降に開始したいと考えております。

次に、各種繰出金の抑制に向けた努力等についてであります。

公営企業会計への繰出金については大きな財政負担となっていることから、第3次行財政改革アクションプランにおいて、一般会計からの繰出金のあり方を見直すとともに簡易水道、下水道等の経営改善を推進することとしており、平成28年度までの3年間で基準外繰出金を5千万円削減する目標を掲げているところであります。

また峡北地域広域水道企業団や峡北広域行政事務組合等への負担金については、一定のルールに基づき必要経費を負担しているものでありますが、構成市として各一部事務組合の経営状況等を常に把握するとともに、財政健全化に向けた取り組みを一体となって行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

要援護者への安否確認と支援についてであります。

要援護者の名簿については日ごろから地域で見守り等を行っていただくため、行政区長と民生委員に配布させていただいております。

今回の大雪の際にも積極的に安否確認や声掛け、除雪等を実施していただき、地域住民を助ける行動に対し、多くの市民から感謝の言葉をいただいているところであります。

またあんきじゃんネットワーク事業においても、協定を締結している17の民間事業者により地域住民の見守り等を行っていただいておりますので、今回の大雪に対しても大変心強くありがたく思ったところであります。

一方、有事に備え、日ごろから地域の中で支援方法などを話し合っておくことが非常に重要であるため、今後も機会あるごとに制度の周知、地域での取り組みの推進などを図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

下水道事業、農業集落排水事業特別会計の市債償還についてであります。

北杜市の人口は2040年には3万3千人を下回ると見込まれる中、下水道管理費の軽減を図るため、農業集落排水施設については全26施設の機能診断を行い、最適整備化構想を取りまとめしております。また公共下水道施設についても全13施設の概要調査を行い、長寿命化計画を平成28年度目途に作成してまいります。

これらの計画等をもとに今後、優先順位をつけるなど耐用年数経過に伴う改築費用のピーク

を平準化するとともに、一部の下水道処理施設では処理能力にまだ余裕があるため、各施設の統廃合を行い、設備の修繕費等の投資額の縮減を図り、さらに起債発行額を各年度の元金償還額の範囲内として、計画的な返済を行っていく予定であります。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

次に今回の大雪に学ぶ雪害対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、除雪についてであります。

今回の記録的な大雪は、集落が孤立するなど市民生活に甚大な影響を及ぼしました。このような状況の中、雪氷対策実施要領に基づき除雪委託業者と連携しながら交通の確保に向け一刻も早い開通を目指したところであります。特に除雪作業にあたった業者の皆さまには、昼夜を問わず何日も継続した除雪作業を実施していただき、心より感謝申し上げます。

各行政区からの除雪要請への対応であります。市では雪氷対策実施要領に基づき、あらかじめ所要の体制を確保し、迅速かつ適切な雪氷対策を図っております。

今回の大雪では、通常の除雪指定路線の除雪だけでは生活にも支障が出ることから地域の皆さまと連携する中で可能な限りの除雪作業を行ったところであります。

地域で行った除雪の際、提供していただいた機械への燃料の支給については、公共道路等の除雪を対象にとりまとめたところであります。

また各行政区長への協力要請については電話連絡を行い、防災無線などにより市民へ呼びかけ、生活道路等の除雪への協力をお願いしたところであります。情報の周知方法についてはあり方を含め今後、検討してまいります。

次に今回の体験、教訓についてであります。

今回の観測史上最高となる大雪対応には多くの応援・連携・協力をいただき、ふるさと北杜の地域の絆の強さを改めて感じ、携わっていただいた皆さまに深く感謝しております。反面、除雪機械に応じた除雪路線の配置など反省し、改善すべき点もございました。

次に、大雪時の生活道路の除雪路線の見直しと地域との連携についてであります。

市では、あらかじめ除雪路線を定め交通の確保を図っておりますが、気象状況により市民生活に重大な支障をきたす恐れのある場合においては、範囲を拡大し対応することとしております。円滑な道路交通の確保には、市で実施しております除雪に加え、地域のご協力とご理解は必要不可欠なものであり、さらに地域の皆さまとの連携を図り、地域の機械等の所有者に対する協力体制については、課題等整理する中で今後検討してまいりたいと考えております。

次に太陽光発電設置の環境整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電設備等の届け出義務と設置状況の把握についてであります。

太陽光発電設備等の設置に関しては、建物等への設置およびそれ以外の場所への設置いずれの場合でも届け出義務はありませんが、各法律等に定める対象行為にあたる場合については届け出が必要となります。

設置状況については森林法・農地法による手続き、住宅用太陽光発電システム設置費補助金申請、窓口への相談等により把握しております。しかし小規模太陽光施設等については、届け出義務がないため把握しておりません。

次に景観保全地域、景観エリアへのメガソーラー等の設置についてであります。

市では新エネルギーのトップランナーとして、太陽光発電等を推進しているところであります。太陽光発電も景観保全も重要な施策ですので、共存しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、市内で進められている民間企業による大規模なメガソーラーの設置状況についてであります。現在、設置済み5カ所を把握しております。

次にメガソーラー設置に伴い、地域の理解を得る仕組みづくりについてであります。

現在メガソーラーの設置に際しては関係部局が連携を図り、現行制度内での指導や周辺住民への説明等についての助言を行い、トラブルが生じないように指導しております。また地域の理解を得る仕組みづくりについては、先進事例を検討する中で各市町村や国・県の動向を注視し有識者等のご意見を参考に関係部局との連携を図り、さらに検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最初に市政方針と市政運営について、再質問をさせていただきます。

総務省によると合併による主な成果は専門職員の配置など、住民サービス提供体制の充実強化、少子高齢化への対応、広域的なまちづくり、適正な職員の配置や公共施設の統廃合など行政の効率化が図れるとしています。合併による問題点としては旧町村の活力創出、住民の声が届きにくくなっている住民サービスの低下など、また旧市町村地域の伝統文化、歴史的な地名などの創出などとしていますが、その中で合併町村の課題はなんといっても行政の孤立化、財政基盤の強化が課題であると思っておりますが見解を伺います。

また総務省では合併の効果が表れるまでには、10年程度の期間が必要であると考えられていますが、北杜市の現状はどうか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

まず最初のご質問ですが、合併による本市における課題は何かと。財政基盤の強化が今後の課題になるのではないかとご質問ですが、合併後の本市においてはさまざまな課題がありまして、その内容につきましては第3次北杜市行政改革大綱の中で明らかにしておりますが、課題解決に向けての改革の目標といたしましては財政の健全化、2つ目が施策の再構築と市民との協働、3つ目が市役所の構造改革とスリム化が基本になるものと考えております。

2番目の質問ですけれども、合併の効果が表れるまでには10年程度の期間が必要と考えられるということですが、市町村合併後の行政運営にかかる経費は短期間に削減することが困難であることから、交付税制度におきましては合併特例措置として10年間の特例期間と5年間の激減緩和期間を合わせた15年間について、合併市に配慮した交付税の範囲が行われることと

なっております。

一方、本市の現状として平成24年度決算においては、黒字額から合併特例措置額を差し引きますと赤字になってしまう状況となっております。そのため第3次行財政大綱を策定し、アクションプランを実行することで15年間の特例措置がすべてなくなる、平成32年度においても実質単年度収支が黒字を維持できることを目標としているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問でもう1点、お聞きします。

行財政改革の推進に向けては、一般会計については大変努力をしていることは分かりましたけども、特別会計等の繰出金の抑制についてはよく見えていない点があります。現状をよく分析し、経費節減に向けてなお一層の努力が必要だと思います。特に広域行政事務組合のゴミ焼却施設の更新問題などを間近に控え、ますます事業費が増える一方、人口は減少し利用料等は減ってきますが、どのように考えているのか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

繰入金の削減につきましては、具体的な取り組みといたしまして料金徴収業務委託による人件費等のトータルコストの縮減や下水道接続率の向上、収納率の向上、工法改善等を掲げ削減に一層の努力を続けていきたいと考えております。

次に広域行政事務組合等のゴミ処理施設建設負担金の関係でございますけども、峡北広域事務組合のゴミ処理施設の負担金につきましては、一定のルールの中で構成市において必要な経費を負担しているということでございます。新しいゴミ処理施設計画につきましては、将来に向けて適正なゴミ処理を継続するために人口減少やリサイクルの向上等、将来的な事項を踏まえて規模の縮小や処理方式など、経済性に優れた施設の検討をしているところでございます。構成市の負担金につきましても考慮されているものと考えておりますが、引き続き十分な検討を続けていただきますように要請をしまいたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に今回の大雪に学ぶ雪害対策について、再質問をさせていただきます。

今回の大雪は想定外とはいえ多くの反省点があったと思います。今回の教訓を次に生かしていただきたいために何点が質問をさせていただきます。

1つ目として市の災害対策本部はどのように機能したのか。縦・横の連携、各関係各部、各

支所との間で情報と指揮系統の共有がされていたのかどうか。また対策本部はどのようにして現状把握して除雪等の指示を出したのか。今後、緊急の事態や不測の事態にどのように対応していくのか。合わせて、新たな危機管理体制の構築と災害に強いまちづくりに向けての考え方について、お聞きします。

もう1点ですが今後夜間、深夜、早朝に特別警報が発令された場合の対応についてはどのように考えているか、以上伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉正一議員の再質問にお答えをさせていただきます。

4点いただいたわけですが、2点目につきましては除雪の関係でございますので建設部のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。市の対策本部がどのように機能したのかというご質問だったと思っております。

初動期におきましては、本庁の東館に対策本部を設置いたしまして総合支所、市関係部署、市民関係機関等からの情報をもとに雪害対応にあたったところでございます。必要に応じまして支所等にも市内全域の状況についてデジタル無線を通じて情報提供を行ったり、また支所からの報告を受けたりということで、情報の交換をしたところでございます。

初動期を経過したのちにつきましては、特に被害が大きかった農業被害等の復旧に向けた取り組みに重点を移しまして、その対策に当たっておるところでございます。

それから3点目の緊急事態や不測の事態の対応ということでございますが、今回の大雪の対応などを踏まえまして必要な検証を行いまして、今後の不測の事態に備え地域防災計画改正をする中で、また検討をしてみたいと思っております。

改正にあたりましては、パブリックコメント等を行いますので貴重なご意見をいただければ、またそれに対して反映をさせていきたいというふうに考えております。

それからあと1点、夜間、深夜、早朝の特別警報が発令された場合の対応ということでございますが、特別警報が出された場合には当然大きな災害の発生が予測されるということでございますので、夜間でも深夜でもそれにかかわらず第2配備体制はとっていくということとなります。またその状況に応じましては、即座に災害対策本部を立ち上げまして第3配備として全職員が配備対応するという必要になってくるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

相吉正一議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど総務部長のほうから3点ご説明がありましたが、私のほうから対策本部がどのように現状を把握し、また除雪等の指示をどのようにしたかという再質問だと思っております。

まず、行政区長をはじめとする地域や職員等からの情報をもとに各総合支所と電話などで連絡を取り合いながら情報を収集し、対応にあたったところでございます。また除雪が完了し、

通行が可能な地域には職員がパトロールを実施する中で、状況の把握に努めたところであります。16日、日曜日から農業被害等の把握で現地のほうをパトロールしたところでございます。以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

ありがとうございました。

今回の災害については、行政だけではどうにもならない非常事態であったと思います。つまり公助には一方で限界があるということだったと思います。高齢化社会を迎え、地域での助け合いがいかに大切か、今回の大雪を通してよく感じたところであります。

今日、人間関係や絆が希薄していく中で自助、共助、どのようにしていくのが重要な課題であると思います。共助の必要性を市民にどう啓発・啓蒙していくのかについて伺います。

なお、今回の大雪災害の検証を、集落の孤立などさまざまな課題があったと思いますので今後に生かすために多方面から検証していただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉正一議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

自助、共助の部分をどういうふうに啓発していくかということだったと思うんですが、市といたしましては、やはり公助の部分、どうしても初期段階については遅れてしまうという反省の中から、従来から共助の部分を担っていただく自主防災組織の結成についてお願いをしているというところでございます。

今回の大雪につきましても指定業者による除雪だけでは足りなくて、どうしても行政区、自主防災組織にお願いしたという経緯もございまして。また要援護者の安否確認等もしていただいたということで、どうしてもやっぱりこういった大きな災害にあたっては公助の部分よりも自助、共助の部分がどうしても重要になってくるということの中で啓蒙をしていくこととしております。先ほどもちょっと答弁させていただきましたけども、やはり結成の支援などを通じまして、また地区に出向いてその必要性について十分説明しながら理解を求めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に太陽光発電の設置の環境整備について、再質問をさせていただきます。

家庭用太陽光発電以外の事業用で一定規模以上の太陽光発電の設置については、地域行政区に事前に事業計画を説明する機会を義務付けるなどの仕組みづくりが検討できないでしょうか。これについては地域とのトラブルなど事前に防止するために提案をしたいと思っておりますが、見解を伺います。

また去る3月8日付けの山日記事から甲斐市では長規模なエリアでの伐採、開発に対しての適正な利用を促す林地適正利用指導要綱を制定しました。これは2月1日から施行されています。太陽光パネルなどの設置など1ヘクタール未満の林地開発を行う場合、伐採届に加えて開発内容を具体的に把握できる小規模林地開発計画書の提出を求め、無秩序な伐採を防ぐとしています。また災害を防ぐ施設を設置し周辺に悪影響が出ないように配慮を求めるほか、地元自治会などへ事前説明、被害が発生した場合には責任を負うことなどを求めています。法的な拘束力はありませんが、計画書を提出しない場合は行政指導をすとしてしています。本市でもぜひ検討をしていただきたいと思いますが見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

相吉正一議員の再質問について、お答えします。

まずメガソーラーの問題についてご質問いただいた件ですが、まずトラブル防止の観点、トラブルの内容そのものの把握についてが必要になってくるかと思えます。まず規制をかけることということは、規制の目的が何かということを確認にする必要があるかと思えます。

今現在、私どものほうで承っている状況では、木を切ることが問題なのだという件とそのパネルを設置することが問題なのだという件と、さまざまいくつかの問題をいただいています。今、私どものほうの取り扱いの中で景観条例等の手続きでは、例えば木を切る場合については300平方メートル以上の伐採については、届け出を出していただくような形になっています。300平方メートルといえば大体90坪、ある程度の規模以上のものについての木の伐採については、それについての把握ができています。それらの届け出を受けるにあたって、当然景観ですので、景観基準というものは景観に配慮したのものについての指導になるんですが、窓口においては当然その防災上、また近隣に対してもその事業計画についての説明をお願いしたいということで、事業者の方をお願いしている次第です。それらの取り扱いのほか、そのほかにもその行為を行うことによって、例えば農地であれば農地法、それぞれの法令の中でそういうふうな手続きがされているのが実態だと思います。また太陽光パネルという形の中で、それを特化した形の中の規制という形になった場合、太陽光パネルそのものの設置が何が問題なのかというところの検証をする必要があると思えます。現在、市では新エネルギーとして太陽光発電については施策として推し進めている状況の中、それが制限を行う行為に該当するものとしての兼ね合い、調和とはどのように考えるかということを整理しながら検討している状況でございます。

また2点目の隣接の甲斐市における指導要綱の取り扱いについては、この件については新聞等で把握している状況等、また聞いている範囲では木を切ることに對しての問題という形の中で新たな要綱を設置したと。これについては、木を切ることによって降雨による土砂の流出とか雨水の流出、それらに対しての下流というか、下のほうのところの民家に対しての安全の確保、そういう目的の形の中で定められた要綱という形になっていると思えますので、これら本市においてもそれについての該当、そういう懸念のあるものについては当然そういう形のもので他法令、また先進事例を確認しながら検討していくものだというふうに考えております。

現在、県内の市、また県外の市町村においても規制と新たに設けたものについては景観上の

問題としての取り扱いとしての定め、それから先ほど甲斐市のような防災上の観点からの林地での規制、規制というか届け出ですね。そのような形の中でやられているという状況を把握しております。これらの事例等を検討する中で、今後北杜市に合う形の中の手続きというものを早急に進めていくような形の中でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の答弁もよく分かるわけですが、今、太陽光の事業用、かなり設置が予定されています。私は事業用であって一定規模の太陽光パネルの設置については、少なくとも地域行政区に説明し理解を求める。このことは景観創造都市として必要なことだと考えています。現状では太陽光パネルが届け出は特に市にはいらぬということ突然、地域に太陽光パネルが設置され、水害や景観上問題があっても何も言えずにただ傍観しているだけだと思います。いずれにしてもなんとか検討をして、たぶん太陽光の助成制度もここ2、3年だと思います。今しなければ出て、もう指導ができない。届け出だけで終わる。すべてが悪いわけではありません。新エネルギーを推進することは結構なんです。ただ斜面とかそういう関係については慎重な対応、行政区にも知らせることが必要ではないかと思えます。その点について、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

相吉議員の再々質問について、お答えします。

今いただいた質問に関して、野放図に把握ができていないという状況ではなく、把握できているものは先ほど申し上げましたように一定規模、300平方メートル以上のものについては市としても把握しております。それらの中で指導という形の中の限界があるかと思えますが、事業者の方々には一応、近隣へのご説明、それらのご理解をいただくような形の中でお願いしているのが実態でございます。

それらの中で今後足りない、もう少し行政として必要なものがあるということであれば、それらについては市としても先進事例等を確認する中で、市としてのあり方についてを検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最後に、市職員等の職場環境の充実に向けて再質問をさせていただきます。

職員が情熱を持って意欲的に、常に前向きに仕事を遂行することができる職場づくりは多様な市民ニーズに応えることにつながると思えます。

そこで伺います。1点目は管理職の登用時に本人の意思を確認する制度の創設についての考

えはあるかどうか。やる気と熱意のある管理職の登用は、活力ある仕事や明るい職場づくりが図られ、市民サービスの向上につながると思いますが。

もう1点ですが、職員の福利厚生面について。

合併して北杜市も10年経ちました。10年一区切りとしまして職員の連帯感や一体感を深めるため、イベントや今回の災害時、またいろいろな行事の折に統一した帽子やジャンパーなどの服装を支給し、職員のモチベーションを高める必要があると思いますが、その考えがあるかどうか伺います。市民にも統一した服装だと職員が頑張っている姿が一目で分かります。財政も厳しい折ですが、合併10年区切りに共通した服装の支給をぜひお願いしたいと思いますが見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

相吉正一議員の再質問にお答えをさせていただきます。2点ご質問をいただきました。

まず1点目でございますが、管理職登用時に本人の意思を確認する制度というご質問だったと思います。

職員の意欲と能力を最大限に引き出し、組織として生かしていくことが必要であることは承知しております。そのため自己申告制度として「私の希望と意見」を導入いたしまして、これを最大限尊重する中で適材適所の配置に努めております。また第3次アクションプランにおきまして、管理職登用試験の導入に向けて取り組んでいくこととしております。

あと1点ですが職員の連帯感、一体感を高めるための帽子だとかジャンパーの支給というご質問だと思います。

市といたしましてはやはり財政面、また必要性等を勘案いたしますと全職員に統一した帽子、ジャンパーを支給するという事は非常に困難であると考えております。ただ職員福利厚生会として支給ができるかどうか、また協議・検討はこちらではしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

ぜひ今の福祉厚生面の充実、これは職員も月いくらか負担していると思うんですね。そしてしているんなイベントの折にはTシャツ等も支給されますが、やはりいいものを個人負担して、職員が頑張っている姿を見せることも必要だと思っておりますが、ぜひそのへんよろしくお願ひしたいと思っております。検討をお願いしたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

お気持ちは重々理解しているつもりでございます。答弁は先ほどと重なるわけでございますけれども、福利厚生会のほうでできるかどうかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

保坂多枝子君の関連質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

市職員の職場環境の充実について、関連質問をいたします。

私どもが市役所に行きますと、夜遅くまで職員が残って仕事をしているところが見受けられます。庁舎の耐震性の関係で今は北館を閉鎖して庁舎の南側に増築し、課が移動しています。庁舎は東西に長いので廊下を挟んで両側に課があるような形になっています。

そんな関係で日当たりの悪い場所とか、それから風通しの悪い場所というのが必然的に出てくるわけなんです。市としては緑のカーテンを利用させていただいたり、それから室温管理もして経費の節減を図っていただいています。職員の様子を見ますと冬は湯たんぼだとか、それからカイロ、ひざ掛けなどで暖をとっているということもありまして、その努力がうかがわれるところです。記憶に新しいところですと昨年の夏の暑さ、そして今年の冬の厳しさというのを考えますと、ちょっと職員の健康が心配されるというふうに思います。

会派といたしましては、この新エネルギーの中でこの太陽光発電というのも推奨している立場なんです。現在、市役所というか市内でこの太陽光発電というのが各所で設置されていますが、この本庁でも太陽光発電を設置して電力を賄う。売電するなんなりして、財源も潤うというふうな形になるんでしょうが、そんなことも考えてこの室温だとか空調だとかという部分で職員の方の住環境というか、職場環境を整えていくようなお考えがあるでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

保坂多枝子議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

職場環境につきましては、たしかにご指摘のとおり北向きの部屋については日当たりが悪い、非常に冬場は寒いという状況は確かにございます。ただ市としては財政的な部分もございまして、冬場についてはウォームビズを進める中でできるだけ暖房に頼らないで、できるだけ寒いときは着るというようなことで取り組んでおります。大変、職員には負担をかけているところでございますが、そういったところで取り組んでいるわけでございます。

今、提案のございました太陽光発電設備を設置して、それを使ってというご提案をいただきました。これについてもやはり財政的な部分もございまして、これについて今後、十分検討させていただきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では今の件で再々質問なんです。今のように太陽光を設置するにもお金がかかるという

ころです。市は新エネルギー政策として、トップランナーという立場で先進的な取り組みをたくさんしていただいています・・・。

○議長（渡邊英子君）

職場環境の中ですので、その点よくお願いします。

○16番議員（保坂多枝子君）

はい、分かりました。

それで自動車の充電設備なんかもあります。今、太陽光発電というところは財源確保というところでお話をさせていただいていますが、もし太陽光発電という意味だけでなく風力発電とかそういったものも考えながらこの財源を、財源ですよ、要するに暖房とか、その職場環境を整えるのにはそういったものも必要になると思うんですね。ですから太陽光発電だけでなく、そういったものも考えながらこの空調だとか、それから温度だとか照明だとか、そういったものに充当できるようなことのお考えがあるかどうかお聞きして、再々質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

保坂議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたけども、太陽光だけではなくて風力にしてもいろんな新エネルギーを活用してということでございますので、各部局横断的にちょっと相談させていただいて、また検討してまいりたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時といたします。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 4時00分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

市民フォーラムを代表して、市長のお考えを伺います。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から3年が経ちました。大きな地震と、それに伴う巨大津波は、東北地方から関東地方の太平洋沿岸各地に甚大な被害を与えたことは記憶

に生々しく、いまなお復興に向けて懸命な努力が続いています。

震源地から遠く離れたここ北杜市ですえも車のハンドルが効かなくなるほどの揺れを感じ、震源地に近いところでは大変なことになると思ったことを、今でも昨日のここのように覚えております。

抗う術もない天災とはいえ尊い命を失った方々、ケガや病気で苦しんだ方々、そして東京電力福島第一原発事故でふるさとを追われ、地域の絆を絶たれ、いまなお不自由な暮らしを強いられている方々には改めてご冥福をお祈りし、またお見舞い申し上げます。

そして先月、私たちは予想もしなかった大雪に見舞われ孤立し、あるいは車が立ち往生して動けなくなるなどの災害を経験しました。ここでもお亡くなりになった方々、被災した方々には心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げたいと思います。

行政も市民もできることはすべてやったというほどに頑張りましたが、それでも今回の大雪には課題が残りました。私たちはこの大雪災害を教訓とし、やがて来たるべき天災に備えることこそが行政、ならびに議会に求められていると考えなくてはなりません。

今定例会の代表質問ではこうした災害を念頭に置きながら、以下大きく5つの項目について質問をいたします。

第1項目の1番目として第3次行財政改革アクションプランについて、計画で示された重点事項について、その考え方と具体的取り組みについて伺います。

1つ目、健全な市財政の確立の項目について伺います。

補助金支出の適正化に向け（仮称）補助金等評価検討委員会の創設を予定していますが、この検討会はどのようなメンバーで構成するのでしょうか。またその検討内容の方向性は、どのようなものなのでしょうか。

2つ目に、自主財源の確保と負担の公平性の実現の項目について伺います。

定住促進に向けた取り組みを新たに設けるとされていますが、その計画の考え方と具体的取り組みはどういうものなのでしょうか。

3つ目に、市民との協働による事業の展開と情報の共有の項目について伺います。

災害時要援護者支援制度や介護支援、認知症支援、障害者支援、図書館活動支援など市民ボランティアの充実が求められますが、その具体的体制づくりの内容はどのようなものなのでしょうか。

また地域委員会の活用が謳われていますが、一時示された縮小の方向からどのような活用に変えるのでしょうか。今までの地域委員会とは異なるであろう運営方法や期待される役割等について、ご説明ください。

4つ目として事務事業の抜本の見直しと民営化、民間委託の推進の項目について伺います。

第1次行財政改革アクションプランで、平成19年度に設置を予定した事務事業外部評価制度の導入がやっと計画されています。現在行われている事業仕分けと組み合わせて、どのような効果と活用を狙うのでしょうか。また、両者のすみ分けはどのように考えているのかを伺います。

次に北杜市が出資している法人の見直しについてですが、第2次行財政改革アクションプランではその財務内容や活動等運営状況の公表が挙げられていました。しかし未達成のまま第3次行財政改革アクションプランでは、この項目がなくなっていますのでその理由をお聞きします。またこのことを含めて、出資法人に対する市の関与の状況と課題および指導についても

お尋ねします。

次に公営企業の経営改善についてですが、特に簡易水道、下水道事業は一般会計から基準外繰出金という赤字補填を受けています。繰出金のあり方を見直すとともに公営企業の経営改善を推進するとありますが、財政健全化に向けての具体策と見通しについて伺います。

次に今年度に公共施設マネジメント白書の策定を予定していましたが、第3次行財政改革アクションプランでは平成28年までに（仮称）公共施設再配置基本方針の策定を予定しています。今ある施設の多用途での活用や統廃合が視野にあると思います。午前中の答弁にもあったと思いますが市民に理解を求めるための方策を含め、そのスケジュールと基本的な方針をお示しください。

次に第1次行財政改革アクションプランの取り組み状況の中で、北杜市が自ら示したように限られた財政資源を有効活用し、自己決定・自己責任に基づく多様な主体が協働して公共サービスを提供していく仕組みをつくるために、公共サービス基本条例や自治基本条例の制定を目指し、公的サービス提供基準について市民や議会の意見を反映できる仕組みを構築する考えはありませんか、そこを伺います。

5つ目として、経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進について伺います。

総合支所、出張所のあり方の検討が示されています。先般の大雪など市内全域が機能マヒに陥るような災害時には、少なくとも今の総合支所が地域の拠点と存在しなくてはならないと認識させられたのではないかと思います。このあとの北杜市地域防災計画と重複する部分もあるかと思いますが、具体的方針がどのようなものなのか伺います。

大項目の2番目として、市立病院のあり方について伺います。

はじめに塩川病院は継続的な黒字経営を目指し、甲陽病院は医師確保を前提に平成24年度黒字化を目指すとした平成24年度の病院改革プランと本年度のプランの進捗状況について、伺います。

次に、平成25年度までの結果を受けて新しい病院改革プランを策定する必要があると思いますが、そのスケジュールと具体的内容について伺います。特に市民の関心が高く、甲陽病院の黒字化には欠かせないとされてきた内科医や人手不足に陥りがちな看護師の確保は、どうなっているのでしょうか。

慢性的な医師不足の中、2つの市立病院がそれぞれ似たような機能を維持するのではなく、例えば塩川病院は急性期、甲陽病院は慢性期などと役割分担をし、診療の効率化を図ったらどうかとの考え方がありますが市の見解を伺います。

次に基本的な方針として国は在宅医療を推進しておりますが、今後の急速な高齢化を考えると受け入れ態勢を整わなければならないことは自明の理です。医師の負担が多くなる在宅医療のニーズは確実に増加するはずですが、現状での担い手の実情はどうなっているのでしょうか。また現在、市立病院が在宅医療にどのように関わっているのか伺います。

大項目の3番目として北杜市の道づくり、まちづくりについて伺います。

平成22年12月に策定された北杜市まちづくり計画には、優れた自然環境と美しい風景を守り環境と共生したまちづくり。安心して心豊かに暮らせる場を守り育てるまちづくり。市民主体のまちづくりという3つの基本理念があります。一方、平成25年12月に北杜市中部横断自動車道活用検討委員会によって策定された（仮称）中部横断自動車道建設計画を見据えた北杜市まちづくりビジョン、これは素案です。その基本理念の地域をつなぐ、地域を支える、地

域になじむ、地域との協働による北杜市のまちづくり・みちづくりとの整合性についてご説明ください。

次に（仮称）中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンのパブリックコメントの結果で推進、慎重、反対、代替案、それぞれの意見があったと思いますがその比率を伺います。またそれぞれ、主な意見はどのようなものがあったのでしょうか。

当然賛否を含めさまざまな意見があり、パブリックコメントの結果もいろいろだったと思いますが、それらの意見を誰がどう判断してビジョンに反映させたのでしょうか。

3月4日に開催された第4回北杜市中部横断自動車道活用検討委員会では、市内5団体から意見を聞くことになっていました。高速道路建設を前提としている委員会で、推進以外の意見にどのように耳を傾けるのか伺います。

次に現在、策定中の北杜市道路整備基本計画について伺います。

新規路線と既存路線の改修などの具体的内容はどのようなものでしょうか。道路計画のもとになる北杜市の将来像がこの計画からは見えてきません。どのようなまちをつくるための道路計画なのか、具体的内容をご説明ください。

また市のホームページにある北杜市道路整備基本計画（案）では、道路網の全容がなかなか理解できません。この広大な北杜市の道路計画をA4、1枚にまとめ抽象的なイメージ図だけでパブリックコメントを求める前に具体的で丁寧な説明が必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

大項目の4番目として北杜市防災計画と2.14、この間の大雪です。大雪災害について伺います。

先月2月14日から15日にかけての降雪は観測史上最大を記録し、積雪によって道路が寸断され、お一人の貴重な命が失われたほか多数の孤立者の発生、交通網のマヒ、物流のストップなど山梨県全域と近隣を含めた大規模な災害となりました。またお年寄りの施設では交代のスタッフが2日ばかりで歩いて行ったり、食事を作るスタッフがなくて心配したりするケースもありました。

今後、国や県において雪害対策の充実を図る防災計画の見直しが行われると思いますが、市としてはまず現行の地域防災計画の中での検証と、それに基づく対策をとることが重要であるとの観点から以下伺います。

はじめに、職員配備の計画と実態について伺います。2月14日、10時3分に甲府气象台から大雪警報が発令されました。計画の第2配備に沿って参集できた職員数と場所、所属課以外での指揮系統や職務の内容等はどのようなものだったのでしょうか。

災害時の支所の位置づけ、本庁との関係について伺います。また現地災害本部の設置は、どうなっていたのでしょうか。例えば今回の場合では除雪が該当すると思いますが、障害物の除去に関することは建設部の所管であり、各支所は連絡や報告が主な職務ということになっています。実際にはどのような状況だったのでしょうか。市内全域がマヒし、職員が通常のポジションに入ることができないという非常時には、支所権限を強化する必要があるのではないかと考えますが市の見解を伺います。

次に除雪の優先順位は、誰がどのように決めていったのでしょうか。幹線道路の次は生活道路の優先順位が問題だと思いますが、1日当たりの交通量を基準とした第1種から第3種の区分に基づいた計画は事前に策定されていたのでしょうか。またそれが実行されたのでしょうか。

情報の発信と収集はどのように行われたのでしょうか。例えば道路状況の伝達について防災無線、ホームページ、ケーブルテレビはどのような役割を果たしたのでしょうか。細かい地域情報は発信できたのでしょうか。地区の道路状況や孤立者について、消防団や自主防災組織から有効に情報収集は行われたのか、それらの点について伺います。

次に、災害時の行政区の役割をどのように考えるかも課題だと思います。実際にどのようなことが行われたのか、事例があればご説明ください。行政区と自主防災組織や消防団との関係、指揮系統などはどういう状況だったのでしょうか。例えば市からの安否確認等の願いは、行政区に対してなされたのでしょうか。それとも自主防災組織に対してなされたのでしょうか。

また職員は、現在は市全域からの採用となっております。年月を経るに従い、旧町村時代のそれぞれの地区を詳細に知る職員はどんどん減少することになります。地域を熟知する職員の育成と配置がどうなっているのか、伺います。

次に足止めされた人たちへの対応について、伺います。支所等が避難所として多くの方々が助けられました。今後の避難所の指定について支所をどのように位置づけるのでしょうか。

次に個人備蓄の奨励、地区公民館への備蓄促進、学校の備蓄充実、またそれらが帰宅困難者の救助に使われた場合には、使われた分を市が補充するなどの取り決めが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

大項目の最後に、大雪による農業被害の救済策について伺います。

未曾有の雪害によって、県内の農業は施設園芸を中心に甚大な被害を受けました。国は早々に一定の救済策を発表しましたが、それだけではとても十分とは言えず、県と市町村でも追加で救済策を設けてくれましたが、その具体的内容がなかなか個々の被害者には届かなかったのが実情です。再建を急ぐ経営者は救済策の情報を待てず、独自にハウスの撤去を始めるケースも多く、もう少し早い対応が望まれました。

議会に対しては3月13日になって救済策の詳細について説明があり、幅広く手厚い救済策に大変ありがたく思います。この場で改めて市の対応を伺いたいと思います。

まず個人経営の施設園芸、畜産、養鶏等、施設の被害に対する市独自の救済策の内容と手続きはどのような内容でしょうか。

また種苗など施設以外の被害に対する救済措置は、どういうことになっていますか。

また市が積極的に誘致、受け入れてきた特色ある農業法人の被害救済は具体的にどのようなものがあるのかをご説明ください。先日、伺っておりますがあえてもう一度ここで伺いたいと思います。

以上で市民フォーラムの代表質問を終わります。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

市立病院のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

新しい病院改革プランのスケジュールと具体的内容についてであります。

甲陽病院では改革プランの目標が図れなかったことから、現在、来年度から3カ年を計画期間とした（仮称）第2次北杜市立病院改革プランの策定案を作成しており、本年6月から新し

いプランで行えるよう準備を進めているところであります。

内容については、従来どおりの経営効率化や医療機能にかかる数値目標などと、その達成に向けての具体的取り組みおよび実施時期を設けることとしております。また甲陽病院に欠かさない常勤内科医師については内科医師1名の確保が図られ、本年4月からの診療が可能となっており、看護師については欠員があった段階で随時募集し確保されているところであります。地域医療の確保・充実をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

次に大雪による農業被害の救済策について、いくつかご質問をいただいております。

個人経営の園芸施設等への市独自の救済策についてであります。

今月、国において農業用施設の撤去、再建を中心とした補助制度と減収に対する農家への融資制度などの支援策が創設され、農業用施設を救済することが可能になりました。しかし被害の多くを占めるビニールハウスの撤去については、国の標準額が低額であることから自力による撤去などに対しては、市独自で補助を上乗せすることといたしました。また、経営体育成事業の採択を受けられない農家のため、パイプハウス等の農業生産施設については梨北農業協同組合と連携し、被災した生産施設の再整備に関し、独自に事業費の3割を補助することで農家負担の軽減を図ることとしたところであります。

今後、支援策の手続きに関して被災農家に対し説明会等を開催し、早期に周知をしております。なお、これらの農業被害の救済に対する補正予算を今議会に追加提案することとしております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地域委員会の活用についてであります。

地域委員会は、設置後10年が経過する現在でも地域の意見を市政に反映させる機関として必要であると考えているところであります。こうしたことから第3次行財政改革アクションプランでは地域委員会のさらなる活用に取り組むこととし、設置の趣旨に沿って必要な事項については、積極的に諮問していくこととしております。また、地域委員会が中心となり地域づくりを進め、市に対しても積極的に提言を行う機関として整備に努めてまいります。

次に北杜市地域防災計画と2月14日の大雪災害について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員配備の計画と実態についてであります。

職員配備計画において、大雪警報が発令された場合には本庁は各課長以上、地域課・農政課・林政課・道路河川課は全員、政策秘書課秘書担当、総合支所においては支所長以下全員が配備することとしており、その他の職員については自己判断で自主参集することとしております。

今回の大雪では積雪量の影響等から、本庁または最寄りの総合支所へ参集するよう指示したところであります。その結果2月15日には本庁12名、総合支所105名、2月16日には本庁60名、総合支所へは148名が参集した状況であります。本庁では災害対策本部を設置し、総合支所と連絡を取りながら情報収集と対応にあたりました。所属長のいない部署については総合支所では支所長の、本庁においては本部の指示のもとそれぞれ職務を行ったところで

あります。

次に、災害時の支所の位置づけについてであります。

災害時の支所の位置づけは発災時に被害調査班と連携し、管内の状況の把握を行うとともに災害対策本部と連絡をとりながら対応にあたるのが主な役割であります。

今回の大雪では参集状況から各総合支所が現地災害対策本部としての役割を担い、本庁および各々の総合支所を電話やデジタル無線を使用し、情報交換を行いながら雪害対応に当たったところであります。

災害の種類・規模・場所等の状況により、総合支所に必要な権限を与えることは当然必要であると考えております。

次に、情報の発信と収集についてであります。

孤立集落や災害時要援護者の把握等については、行政区や消防団・民生委員等からの情報により、また道路状況については道路管理者からの情報により把握を行ってまいりました。しかし、刻々と変化する除雪状況については詳細に把握することは困難でありました。大雪に関する情報は防災行政無線、市民メール、CATV、市ホームページ、FM八ヶ岳、NHK文字放送といった方法で情報提供を行いましたが、発信のあり方についても今後検証し、改善を図ってまいります。

次に、災害時の行政区の役割についてであります。

行政区は自主防災組織が有る無しにかかわらず、区域内の状況把握や民生委員、消防団等と連携し、要援護者の安否確認等を共に協力しながら自主的に行うことが大きな役割であると考えています。

今回の大雪では安否確認は民生委員に、除雪への協力依頼等は行政区長に、水利確保や雪害警戒は消防団に直接お願いしております。

次に、地域を知る職員の育成と配置についてであります。

現在、各総合支所には地域をよく知る職員が数名配置されており、地域外の職員も各部署で業務を遂行する中でそれぞれの地域を理解する努力を行っております。

1つの市として、さまざまな課題に取り組んでいくためには災害時等の対応も含め、総合的に考えた均衡ある職員配置が必要であると考えております。

次に、足止めされた人たちへの対応についてであります。

今回の大雪では交通網も寸断され、開設の準備も含め指定避難所まで誘導させるには時間がかかるとの判断から、職員の配置が完了していた総合支所を避難所として開放しました。

災害の状況に応じて総合支所を避難所として柔軟に活用することも重要であることから、地域防災計画を見直す中で、総合支所の避難所としての位置づけについても検討してまいります。

次に、備蓄についてであります。

備蓄品については、従来から個人や自主防災組織での備蓄の必要性を啓発してきたところではあります。なお帰宅困難者の救助のため、総合支所や公民館等の避難所で使用した備蓄品等については、市が補充することとしております。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第3次行財政改革アクションプランについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補助金の適正化についてであります。

各種団体等への補助金については、今後の財政負担を考えるとゼロベースで見直す必要があることから（仮称）補助金等評価検討会を創設し整理統合を図ることとしております。検討会のメンバー構成など詳細については、先進事例を参考に検討してまいります。

次に、定住促進に向けた取り組みについてであります。

市民が安心して暮らし続け、地域活力の維持を図るためには若い世代の定住促進に重点を置いた施策の展開が必要であると考えております。

具体的な取り組みといたしましては、平成26年度においてその指針となる定住促進計画の策定を進めてまいります。

次に、ボランティアの充実についてであります。

市民との協働による事業の展開には円滑な運営、地域力や福祉の向上を図る上でも市民ボランティアの活用は必要であると考えております。

今後、各種ボランティアについては、参画していただく場の拡大を図るとともに積極的な情報提供と情報共有に努め、各種事業やイベント等の運営において効果的な活用を検討してまいります。

次に、事務事業外部評価制度についてであります。

限られた財源の中で、市民により充実したサービスの提供を図ることから外部の有識者による事務事業評価制度の導入に取り組んでまいります。制度導入にあたっては500を超える事務事業の実施方法や必要性について多角的視点で評価を行うことから、すでに導入している事業仕分けとの併用、または転換など十分に検討を行う必要があるものと考えております。

次に、市の出資法人についてであります。

出資法人の見直しについては、第2次の行政改革アクションプランにおいて4つの項目を掲げ、市が積極的に関与する中で公益法人制度改革へ取り組み、一定の成果を得ることができたところであります。

出資法人の経営の健全化は重要な課題であると認識しておりますので、第3次行財政改革アクションプランにおいては、取り組み項目を出資法人の経営の健全化の推進と改め、出資法人への指導を強化してまいります。

次に、公共施設再配置基本計画の策定についてであります。

現在、作成中の公共施設マネジメント白書をもとに第3次行財政改革アクションプランにおいて平成28年度までに（仮称）公共施設再配置基本方針を定め保有施設の再編シミュレーションやその効果の試算を行う予定であります。

その後、市民アンケート等を行い必要に応じて外部の専門家の意見も取り入れながら、基本方針を策定してまいりたいと考えております。

次に、公的サービス提供基準における市民等の意見を反映する仕組みの構築についてであります。自治基本条例の制定に向けた検討については総合計画後期基本計画においても位置づけておりますので慎重に検討を続けてまいります。

次に総合支所、出張所のあり方についてであります。

本庁舎を耐震化したことにより当分の間、新庁舎の位置の決定については先送りすることとしていることから総合支所の統合や廃止は現在のところ考えておりません。しかし第3次の職

員定員適正化計画の策定と推進により職員数が削減されることから、総合支所、出張所のあり方についても継続して検討を続けてまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

市立病院のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、病院改革プランの進捗状況についてであります。

塩川病院においては経営改善が図られ、経営効率化にかかる計画のとおり目標の達成がされております。一方、甲陽病院においては平成21年度から平成23年度までの計画で目標が未達成であったことから、さらに2年間延長し経営の効率化に取り組んでまいりました。しかしながら、常勤内科医師の確保ができなかったことから目標の達成に至りませんでした。

なお、病院事業全体としての経常収支は、黒字となっている状況であります。

次に、病院の役割分担と診療の効率化についてであります。

市立2病院の診療の役割分担と効率化については、第2次北杜市立病院改革プランにおいてそれぞれの診療科を生かした医療を行うため、医療連携をさらに図り、将来的な医療を見据える中で医師等の確保を行い、地域特性に対応した医療体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、病院の在宅医療についてであります。

塩川病院においては週3回の巡回診療、ならびに週2回の訪問診療を実施しておりますが、甲陽病院はスタッフの不足により困難な状況にあります。在宅医療は、病院の医師だけが役割を担うものではなく、関係機関との連携が重要となってくることから住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるよう、個人の開業医と市立病院の地域医療連携室・訪問看護ステーションが連携を進めているところであります。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

簡易水道、下水道事業における基準外繰入金についてであります。

基準外繰入金については、一般会計からの企業会計への繰出金が大きな財政負担となっており、その目標を達成してまいりました。

第3次行財政改革アクションプランにおいても引き続き維持管理費等の見直しを行い、基準外繰入金を平成26年度から平成28年度までの3年間で、上下水道合わせて5千万円の縮減に努めることとしております。

また上下水道料金徴収業務の民間委託を検討する中で、人件費をはじめとするコストの圧縮および収納率の向上を図り、財政の健全化を進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

次に大雪による農業被害の救済策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに種苗などの生産施設以外の被害救済措置についてであります。今回の大雪において被害を受けた種苗のうち花卉栽培再開のための種苗購入について、国・県・市町村が補助する制度が創設されました。

次に参入農業法人の被害救済についてであります。国・県等の助成制度の概要も明確になってきましたので、農業法人のニーズに応え高率の補助制度の適用や融資制度を受けられるよう農業法人と協議してまいります。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

岡野淳議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市の道づくり・まちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめにまちづくり計画とまちづくりビジョンの基本理念の整合性についてであります。中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンは、既定計画である北杜市まちづくり計画を踏まえており、整合性は図られているものと考えております。

次に、まちづくりビジョン（素案）についてであります。

まちづくりビジョン（素案）にかかるパブリックコメントには、さまざまなご意見が多数寄せられておりますが、いただいた意見についての分類は行っておりません。寄せられたパブリックコメントの意見を参考に活用検討委員会で審議いただき、ビジョンの取りまとめを行うこととなっております。

また第4回活用検討委員会では、市内の5団体からの意見を委員の皆さまの審議の参考とさせていただきますこととしております。

次に、北杜市道路整備基本計画についてであります。

策定中の北杜市道路整備基本計画は地域の問題点および課題を捉え、将来計画を踏まえた上で市民の皆さまからの意見等を反映した将来道路網のあり方について検討を重ね、市民生活の安全・安心の確保や利便性の向上、さらには来訪者の増加等に寄与できる計画として策定することとしております。

具体的な道路整備にあたっては基本計画をもとに現道の状況を調査し、防災や観光振興の重要度も勘案しながら整備の優先順位を検討し、国・県とも連携しながら効率的かつ効果的な整備を図ってまいりたいと考えております。

また今後も市民の皆さまには丁寧な説明を行い、道路整備へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、除雪についてであります。

通常の除雪にあたっては、市民生活のもとである通行の確保を最優先として取り組み、市の雪氷対策実施要領で定める指定路線について実施しております。

今回のような大雪で通行に支障を来すと判断される場合は、指定路線以外の道路についても除雪を実施し、通行の確保を図っているところであります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

○8番議員（岡野淳君）

それでは、大項目に沿って再質問をさせていただきます。

まず1つ目、アクションプランですけれども出資法人の経営健全化について、もうちょっと具体的に説明をいただきたいと思うんですけれども、要するに今までのアクションプランの表記とは違って、健全化のところ項目を変えて説明するんだというようなことだと思うんですけれども、アクションプランを見る限り、書いてあった項目が次にない。それだけではなくて、例えば必要に応じて廃止を検討するとか、そういう文言も一切消えてしまっているんですね。それだけを見ると、その部分が全体として甘くなっているという印象が拭えなかったんです。それで聞いたんですけれども、もし別の意味合いを持たしてその項目を変えたということであれば、もうちょっと事前に説明をいただくとかということをしていただかないと、これはでは聞かれないと答えられないということになってしまうんですね。大事なことだったので、そこらへんはこういうふう書き換えましたという説明は、事前にいただけなかったのかなと思うんですが、そこらへんはいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

岡野淳議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の第2次アクションプランの中に4つある出資法人への指導ですけれども、その中で財務内容や活動状況等の情報公開等につきましては、その取り組みの趣旨を読みますと出資法人が市民に対して説明責任を果たすためには情報提供の拡充強化が不可欠であり、法人自らが財務内容と活動状況等について情報提供をするよう法人等の情報公開を促進すると、そういうふうな謳い方がしてありまして、それにつきましては市と同じようにその出資法人に対しまして開示請求等のできる規定等をつくるようにという作成依頼をいたしまして、現在、情報公開ができるように整っていますのでその項目はクリアしているということで消してあります。

ほかの3つにつきましても、この第3次のアクションプランの中の出資法人の経営健全化の推進という一言で謳ってあったんですけれども、こういうところ、これに包含して重要なことは認識しておりますので、組織運営に取り組むこと、健全経営が行えるように支援していくところはまったく内容的には変わっていないということです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

この件は、要は経営健全化をしていくんだということが趣旨として書かれているということでもよろしければ、それで結構でございます。

それからもう1つ、公共施設マネジメント白書の件ですけれども、これは午前中にもちょっと

ありましたけども、東京の東村山に私ども研修に行っているんなお話を聞いてまいりましたが、そのときに1つ興味深い話があって、専門部署を設けてそこにエキスパートのように育ていった職員を配置して、専門的にこの問題についてあたっているという説明がありました。そのときに実は、基本的に公共施設の統廃合が必要だし、問題がなく進むんだけども、いざ具体的なことになってくると、実は庁内から異論が出てくるんだという話がありました。つまりやることは必要なんだけども、実際に自分が関わっているところが対象になると、いろいろと意見が出てくるというようなことだったんですね。北杜市でそういうことがあるかどうか分かりませんが、そのときその担当の方が説明してくれたのは、要は市長が本気になってこれやるんだという姿勢を見せることと、担当の部署が強烈なリーダーシップを持ってやることで問題解決していくんだというような趣旨の説明をいただきました。

これから先、北杜市もたぶんいろんな問題が出てくるんですけども、公共施設の統廃合に関して専門の部署を設けていくというお考えがあるのか。併せて市長が強烈にそこらへんのお考えを発信していただけるのかどうかをお考えあれば、お聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が言うまでもありません。合併した北杜市の原点は、新しい時代の新しいふるさとをつくらうということであります。そういう意味で公共事業の統合という問題も当然、付きまとう話であるし、そしてずっと今日の議論もそうでありますけども、財政の健全化に努めるということが一丁目一番地であるということであります。市民の痛みも伴っていることは確かでありますけども、そういう意味からすれば財政の健全化は率直に言って、いい数字をみているのかなというふうに思っているわけであります。

したがいまして、私どもとしてもこの第3次アクションプランに向かっても行財政改革の基本姿勢というのは変わることなく、しっかりとやっていきたいというのが基本的な考え方であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

専門部署を設置するかという考え方ですけども、関係部署と相談しながらこのマネジメント白書ができて、これからどういうふうに、シミュレーションしていく段階でどういうふうな体制がいかを検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは、次に市立病院に関係することをいくつか伺います。

まず今日の答弁の目玉だと思うんですけども、内科の先生がいらしてくれることになったと。

大変ありがたいことです。待ちに待った先生が来てくださるということで大いに期待できると思うんですが、ただ経営的には内科の先生が1人、常勤で来ていただくということで即それが黒字につながるというものでもないだろうというふうに思います。

今、例えば内科の外来はいろんな応援を受けながらシフトを組んでやっているんだと思うんですけども、そこらへんも含めて先生が1人、常勤でいらしてくることでどんなようなメリットがこれから先、甲陽病院に生じるのか。あるいは北杜市の病院全体にどのようなことが期待できるのか、1点それを伺います。

それからもう1点は在宅医療に関してですけども、先ほど甲陽病院はキャパ的に言って、ちょっと直接それをやることはできないというような答弁があったと思います。その代わり周辺の開業医の先生方との連携が大事なんだということだったと思うんですけども、現状でどういう連携プレーができているのか、そこらへんが私にはちょっと見えなかったので、今、もし何か把握ができていようなことがあれば伺いたいと思います。というのは、やはり市立病院が中核病院として直接、その先生が外に出ていくというのは時間的なロスというところとちょっと語弊がありますが、現実には外来で1日に10人診ると、あるいは外に出ていって1時間かけて2人診るといふのでは、やっぱり時間的にどうしてもロスが出てきます。したがって当然、地域の開業医の先生方と組むのがベストなのは分かるんですけども、現実問題としてそういうことがこれからできていくのか、そこらへんのもし見通しのようなものがあれば併せてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

岡野議員の再質問で2点いただきました。

市長の答弁にもございましたけども、常勤の内科医の先生が1名、甲陽病院に4月から来ていただけるということでございます。それに伴いまして病院経営において、すぐには黒字にならないけれども、病院に対して期待が持てるということでございますけども、当然1人の内科の先生が来るおかげで入院患者の対応もすることができております。

また今まで外科の先生方が中心でしたので、入院ということがなかなかできなかったんですけども、先ほども言いましたけども入院の体制を取ることができるようになるということだと思います。

また今、病院の中でも病院の経営自体のことについても内部でいろいろと改革をしております。例えば看護基準とか透析ベッドの増設等、また薬剤の購入を契約の中で単価を下げっていくということでございますので、その内科の先生が来る、来ないでそのような病院経営自体の基本的なことについても、だいぶ改革が図れるということでございます。

ただし1名の内科医師だけでは当然、限界もございますので、これからも常勤内科医師の確保については、努力してまいりたいと考えています。

また在宅医療の関係について現在、開業医、地元の先生との連携、その他、見通しということでございますけども、病院の在宅医療につきましては、先ほど答弁しましたけども甲陽病院さんにつきましてはスタッフ不足ということもございますけども、塩川病院につきましてはへき地医療の病院でございますので、現在もへき地、へき地と言いましても増富地区でございます

けども、巡回診療と訪問診療を往診ですけども行っております。

今後とも地域に欠かせない2病院でございますので、今後とも在宅医療につきましては開業医との連携を密にして診療にあたってもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

在宅のことで、ちょっと再々質問させていただきます。

例えば塩川が今、巡回等ができていけども甲陽はできていないと。それから例えば辺見診療所の三井先生も外に出られて、たしか年20件だか30件だか診ているよという話があったと思うんですけども、いずれも明野ですとか須玉ですとかというエリアが中心になっていて、ちょっと武川、白州のことは私は正直言ってよく把握できていませんけども、例えば高根、大泉、長坂、小淵沢のほうは甲陽病院とその周辺の開業医の先生方がこれから先、連携して行って訪問診療の体制をつくっていくということができてこないと非常に手薄になる。おそらく白州、武川のほうもそういう形になると思うんですね。そういう意味で、行政がどこまで関われるのかというのは難しい問題かも分かりませんが、何かこういうふうにしてくれという、指導というほどのことではないのかもかもしれませんが、先生方にお任せすべきことなのかもしれませんけども、何かそこらへんで関われることがあるなら、どういうことが考えられるのかをちょっとお答えいただけませんか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

先ほど塩川病院の巡回診療と訪問診療のことについて少し触れましたけども、塩川病院につきましても大泉とか高根の患者さんがおります。それは前に塩川病院さんのほうに入院してまして、その治療の関係、経過措置の関係で先生が巡回を、往診しているという状況もございます。そんなようなこともございまして、今後の内科医師をなるべく多く確保しまして、甲陽病院につきましても高根、大泉、長坂等々の地域の開業医の先生とも連携を図りたいなと、一刻も早くそういう状況をつくりたいなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは次に道づくり・まちづくりの件で再質問させていただきます。

理念の整合性ということについてちょっと伺ったわけなんですけど、それについてはまちづくり計画を踏まえたものなので整合性がとれているんだというお答えでした。片やまちづくり全体の理念であり、片や高速道路建設を前提としたまちづくりの理念であるということで、文言が異なるということもあり得るのかもかもしれませんが、ただ、そのまちづくり、道をベースにし

たまちづくりということであるにしても、これは私の個人的な受け止め方ですが、中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンの理念というのは、こういう中部横断自動車道というのはこういう姿であってほしい、あるべきだというようなもののような気がします。この道が、つまり中部横断自動車道ができるということであれば、優れた自然環境と美しい風景を守り、環境と共生したまちづくり、あるいは安心して心豊かに暮らせる場を守り育てるまちづくり、あるいは市民主体のまちづくりという、そのまちづくり全体の理念は道ができることによって、どういうふうになっていくのか、どういうふうに変展的に変わっていくのか、そういうことをむしる表すような文言になっていったほうが分かりやすいのではないかというふうに思っ
てこの質問をいたしました。そこについてのお考えをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

岡野議員のご質問にお答えします。

現在、活用検討委員会で実施している中部横断自動車道を見据えたまちづくりビジョンというものは、先ほど答弁されましたようにもともとある既存のまちづくり計画をいかに中部横断道ができることによって進められるかという前提に立って行っております。当然まちづくりそのものの考え方というのは変わるものではなく、既存のまちづくり計画をいかに中部横断自動車道を有効に使ってやるという形での考え方で進めておりますので、その具体化というのは、まず最初に現在、今年度行っているのはまちづくりビジョン、中部横断道ができてまちづくり計画に対する理念ですね、考え方、展望、そのようなまとめ方を現在しています。それについては4つの分野という形の中で今、整理をしています。

今後、今ご質問のありました具体的なもの、どのように使っていく、どのようにやるというものについては、そのビジョンに基づいて具体的に今後、来年度予定していますプランの中で、それについてを市民の声を聞きながら検討する形に予定しております。それについてはいろいろご心配の向きがある景観とか、また暮らし、安全、それから地域振興、それぞれの分野を具体的にどのような形でやるのかというものをプランづくりの中で行っていく形になりますので、そのへんがまだ今のところちょっと見づらいというところで、ご理解いただけない面が若干あります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

そこらへんはこれから先もまだ長い計画なので、いろいろなことが出てくると思います。要は、先ほど別の項目のところでパブリックコメントの内容をどういうふうに分類していますかということに対しては分類していないというお答えがありました。それはそれで分かるんですけども、つまり推進をするという会議というか検討会、委員会ですからそれがベースになるのはもちろん分かるんですけども、そこに出てくる意見として、やっぱりいろんな意見が出てく

るわけですね。そういうものを含めて、この中部横断道を造るということにおいて、北杜市がこういうふうにはいい具合に変わっていくんだということが、いろんな意見、例えば反対をする方とか、あるいは代替案を言う方とかそういう方たちも理解を得られるような理念であり、それからその説明でありというものが求められるというふうに思います。これから先、いろんな、まだファクターがあると思いますので、場合によっては変わってくるのかもしれませんが、そこらへんをひとつ丁寧に進めていっていただければと思います。

それから道路整備の基本計画の件を1つ伺いますけれども、ホームページにこの計画が出ております。ホームページを見ると、いろいろな道のイメージ図が出てくるんですが、この道が一体どういうものであって、北杜市の将来像にどういうふうに寄与するのかということがなかなか分かりにくいです。現在ある道がどういう道で、それがどういうふうになっていくのかということも分かりにくいということで、この基本計画をこれから先どういうふうに読み解いていけばいいのかということが私にはなかなかできなかったので伺いますが、もうちょっと具体的に今のホームページの、例えばこの路線は改修するんだとか、こっちに新しい道を作るんだということがもう少し現実的に理解できるようなものになっていかないのか、そこをちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

岡野議員の再々質問について、お答えします。

道路基本計画についての考え方です。ちょっと分かりづらいというのは、たしかに私もそのへんは認識しております。というのは、現在行っている計画についての策定についてはもともと北杜市が合併する以前、8つに分かれているとき、それぞれの町村単位の中で道路網というものができておりました。それが合併することによって、今度は北杜市としての道路計画、理念、考え方をどのように整理するかというものが必要になってきたというのが今の状況です。

当然、道路の造られる経過というものはまちづくりにあって、その中に必要な道路というのが線引きされて造っていくというのが一般的な考え方なんです。もう形成された道路体系については、その体系についてはもともとの合併以前の町村の段階であれば、その町の中でこの体系的なものができているんですが、それが8つのものが一緒になったことによって、その8つの道路の位置づけ、体系的なものが整理されていない。そうすると工事の事業を進めるときになって、ここのやるときの必要性というのはどういうものなんだ、そしてまた別のところをやったときに、その必要性がどういうものなんだということが整理されていないという実態が出てございます。これは現在、今行っている道路計画については市も管理している以外の国道、県道も含める形の中で北杜市としての道路のネットワークについての考え方の整理を行い、その上で道路としての必要性のものというものを例えば観光の分野から必要な道路、それから生活から必要な道路、それらのものを整理した形の中で道路の優先順位といったらおかしいんですが、道路の必要性というものを整理して、今後の整備に行く順番立てとか、そういうふうな必要性の整理、そういうものを行うような形になっていくかと思えます。

現在は今、バラバラに分かれている既存の道路についての、そのそれぞれの道路に対してこの道路がどういうものなんだというものの位置づけ、それを整理する形のもので現在の基本計

画の段階になってございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは次に防災計画と大雪の災害について、再質問させていただきます。

まず先ほどの答弁にも出てきました人員の配置については、大変苦勞して何時間も歩いて職員の方が本庁なり支所なりにたどり着いたという話を伺っております。例えば先ほど明政クラブさんの再質問の中で答弁がありました特別警報が出たときは第3配備に移行する、それに基づいて職員の配置があるというふうになっていましたけども、今回は特別警報がなぜ出ませんでしたので、出なかったことはしょうがないですけども、この状況に応じて途中から第3配備に計画では移行する可能性があるというふうになっているわけですけども、今回はそれに相当しなかったのかなと思います。現実には職員の方の動きというのは、どういうふうになっていたのかをもう一度ちょっとお尋ねします。

それから道路の除雪ですが、一応計画に沿って実行されていったんだと思いますし、それからまずは幹線道路を開けるということが必要だったというのもよく分かります。道路の区分ですよね、第1種から第3種の区分が決められていますが、実際に市内のどの道がどういうものだったのかということが一目で分かるような、例えば地図があったのか。その道路の区分が、例えば職員の方々、担当の方がよく分かっていたのかということがあると思いますが、そこらへんの実情をちょっと伺いたい。

あともう1点は、除雪が追いつかなかったということは大変よく分かります。無理もない雪の量だったと思いますが、そこは市民の方々もたぶん理解している部分だと思います。ただ、いつまでかかるんだという情報がなかなかない。例えばあと1日待つのか、あと2日待つのかということがなくて不安を覚えた人はたぶん多かったというふうに思います。例えば行政区長さんを通して、そういった情報を伝達してその道をあと1日待ってくれとか、あるいは防災無線でも結構ですし、そういう情報伝達ができなかったのか。もし今回は無理だとしても今後そういうことを検討する必要があるんじゃないかと思います。

それからどうしても雪を押し、あるいはバケツで持ち上げて積み上げて、とにかく車を通すために最優先ですからやむを得ないんですが、溶け始めて人が動き出したらとんでもないところに雪が積んであって、例えば交差点の見通しが悪いとかということもあつたし、それからここに雪が積んであつたが故に今でも通れないという場所があつたりします。そういうところもある程度事前に今後、今回はしょうがないとしても地区長さんとか地域の方々に相談をして、こういうところにこういうふうな形で雪を積み上げるよというような、細かなこともしておく必要があるのかなというふうに考えますが、そこらへんの対応がどういうふうに、とれないのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

とりあえずすみません、その3点をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

岡野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初の質問でございますが、第3配備にしなかった理由というような趣旨のご質問だったと思うんですが、基本的に大雪にしても洪水にしても警報が出されたときには第2配備ということになります。それで大きな被害が現に発生したような場合については、第3配備に移行することになるということでございます。

ただ14日・15日の大雪、一晩で本当に1メートルぐらい積もってしまったような大雪、ちょっとまったく予想もしていなかったということの中で、土曜日、日曜日についてやっぱりどうしても、第3配備で全員の動員をかけても来られない職員もおりますし、非常に危険を冒して来てちょっと困るかなという判断もございましたので、いずれにしてもできるだけ出られる職員は最寄りの本庁・支所に参集しろという指示を出させていただきました。ですから今回に関しましては第3配備の体制は土曜日、日曜日については取ってございません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

岡野議員の再々質問について、お答えします。

除雪についての内容なんですが、まず道路の区分というお話で1種、2種、ちょっと私の認識不足でしたら申し訳ないんですが、道路の場合、道路を造るときに道路構造令に基づいて1種、2種、3種、4種というふうな区分がございます。これについては道路を造る区分であって管理する区分ではございません。一応そういう形の中で交通量と、その場所等によってそういう種類の区分けがございます。

それで現在、既存の道路についての重要度の考え方という形の区分になるんですが、これについては市町村道の場合は幹線1級、幹線2級、その他の道路というふうな形の区分になります。それはその道路の交通量ももちろんのこと、その道路の結ぶ連絡先、それからそれらの幹線、国道、県道から出てくる道路の機能、それらを勘案した形の中で道路の規格というものが決まっております。

そういう形の中で、雪氷計画における除雪計画については道路の重要度の中から委託路線についてを行っております。現在は北杜市の中については、ほぼ市道の7割弱については基本的に委託の対象として管理されています。それでこれらについての道路の予定、そういう形の中で今年度の場合、69社の建設業者さん等に委託を行って、一応、雪についての備えをしています。この数は他市に比べて多いほうだと考えております。そういう状況の中で通常であれば降雪等が出たときにそれらの委託を受けた業者さんが、その降雪状況に応じて除雪に入っていくんですが、今回の場合はその降雪の量が膨大だったために、その対応についてはちょっとうまくまわっていなかったというのが実情でございます。

議員さんがおっしゃっているように機械の問題もございまして、またかいた雪の捨て場の問題、それら総合的な問題、またいろんな面の中でたしかにこういうふうな手間を取ったという状況がございます。

またその道路の除雪の見込みについての公表というお話なんですが、公表については基本的にいついつまでに、ここの道路については通行できるんだということがお示しすることができ

れば、私どももそういう形を取りたいんですが、それを示すことによって今度は逆にそのとおりにはいかなかった場合、例えばまだ除雪の途中で通れる見込みだという情報を得た方が道路の出られた場合、今度はその出られた車両等による渋滞等が予想され、逆に除雪作業の妨げになったりという問題もございますので、除雪の見込みというのは通常の降雪であれば、ある程度、今までの例からも見えるんですが、今回のような異常な降雪の場合については、その見込みを公表することによっての大きな問題が発生するというものがございますので、それについては今後の課題という形の中で検討することと考えております。

それからあと除雪後の固まり、路肩における固まり等の問題、たしかにおっしゃるとおり交差点部とか曲がり部、そういうところにまとまって雪があるというのは通行の邪魔になるということで認識しています。そういう形の中、実際それぞれの道路状況に応じて、ある程度、降った雪の量に合わせた形の中で行い、その後ちょっとそれらが例えば見通しの問題とかいろんな問題で安全を確保できない場合、それらについては当然、地元の方々からもお話をいただく中で、それについて排雪するという対応を取らせていただいています。ただ、計画的にどこどこに固まりを乗せるとか、そういうものはやはり降る量に応じての対応になりますので、計画をつくってやるという形ではなくて、その状況に応じての対応になりますので、そういうことでご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

よく分かりました。特に道路の区分についてはよく分かりました。それで市長にちょっと嫌な顔をされるかもしれませんが、あえて1点伺います。

今回、やはり県外からロータリーラッセルが来て大変ありがたいと痛感しました。野暮なことを聞くとお思いでしょうけども、やはりどうしてもこういう量の雪に対応するためには、ああいう機械を配備するということが、検討に値することではないかと思えます。そこらへんの市長の考えを伺いたいと思えます。

それから今回の降雪については、防災計画の見直しということはずっと朝から何回か聞きましたし、今、清水建設部次長の答弁の中にも通常の雪ならということがありました。たしか防災計画の中では、異常豪雪というのは1日30センチないし50センチ以上というような想定だったと思うんですけども、今回はそれのはるかに3倍、場所によっては4倍という量です。そうするとそういった量の雪も想定した内容に対応するような防災計画というのは、これから考えていかなければいけないと思えますが、そこのお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

ではすみません、2点目のご質問につきまして答弁させていただきます。

防災計画の見直しでございます。本当に豪雪に特化した防災計画の見直しということで当然、今後早急に取り組んでいかなければならないということでございます。ただ、私どもまったく経験がない、山梨県の中でもおそらくどこの市町村もそんな防災計画は持っていないという状

況の中で、やっぱり長野県とか新潟県とか東北地方の豪雪地帯の市町村の防災計画なども参考にして見直しを図っていかねばならないなと考えております。また見直しの内容につきましては、やっぱり今回ちょっと問題が起こりましたが、職員の配備体制の問題ですとか本部の体制の問題、また大雪に対する除雪、委託業者による除雪だけではなくて、また地域ですとか市民の皆さんの除雪もそれを踏まえた中で見直しだとか、そういったものを盛り込んでいければなというふうに考えております。

またやはり国道20号、あるいは松木坂の県道が本当に雪に埋まってしまったというような中で帰宅困難者が相当出ました。こういったこともほとんど想定はしていなかったわけでございますので、こういったことも新たに盛り込んでいくというふうに考えています。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が申すまでもありませんけども、まさに今回の雪は記録的な雪、50年100年ぶりの雪ということでもあります。でもこういうことは、では今度は50年ないのか100年ないのかとは言えないからいろんな意味で頭の痛い話になるわけですけども、このロータリーラッセル車というのは、聞くところによると30センチぐらいの雪ではなかなか威力を発揮しないということでもあります。私どもの地域は平均的には30センチぐらいが多い地域なんです。くどくなりますけども50年先はないとは言えないわけですから、行政は最悪に備えるということも大きな使命であるはずであります。いずれにしましても、市民の生活の足を確保することは幹線であろうがなかろうが大変重要なことでもありますので、今後雪かき、除雪という問題はこれを教訓に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

では最後に1点だけ伺います。

農業被害のところなんです、先ほどの答弁をいただいたところで農業法人に関しては…。

○議長（渡邊英子君）

ちょっとすみません。

小野議員の退場を許可します。

（退場）

再開します。どうぞ。

○8番議員（岡野淳君）

農業法人の救済についてご答弁をいただきました。国や県の助成もあると。ちょっと私、聞き間違いだったら申し訳ないんですけども、もう一度ちょっと細かく答弁をお聞かせ願いたいんですけども融資制度も含めてなんらかの救済策があるということによろしかったでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの、岡野議員の再質問にお答えをいたします。農業法人の支援という内容でございます。

農業法人の支援につきましては、今回大雪によってハウスが倒壊をしているというふうな状況がまず見受けられるというところでありまして、そちらのほうの撤去に関しましては今回、災害等廃棄物処理事業ということで、環境省のほうの事業が使えることになりました。それを使うことによって、撤去に関する部分の支援が可能になったという状況でございます。

また農業法人自体への直接的な支援といえますか、減収の対策としては融資制度がございます。融資制度がございます、またその復旧の支援の対策に対して利子補給を行うという制度がございます。そちらのほうにつきましては限度額が2千万円、それから農業法人については3億円までという限度額がございます。そうしたものを利活用していただくということでございます。また今現在、国のほうに申請をしているのがやはり融資制度がございます、そちらのほうの融資制度を国のほうに今現在、県が取りまとめをしながら支援を行うという手続きを今とっていただくようなことで対応するというふうにしております。

いずれにいたしましても、農業法人に関しましては撤去に関する部分はある程度支援をして、その上で再建に関しての部分については、融資制度を利用していただくというふうな形で対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

篠原眞清君の関連質問を許します。

○13番議員（篠原眞清君）

財政アクションプランについての部分と市立病院のあり方について、2点関連質問をさせていただきます。

財政アクションプランの中で今回、第3次のアクションプランの中で外部評価制度が導入されるということが謳われております。すでに内部評価は毎年度行われておりますし、事業仕分けも行われております。そこで岡野議員のほうから質問もさせていただいているんですが、今言うならばここでは両者という問いかけをしたんですが、これは事業仕分けと今度の新しい外部評価ですね。それぞれの役割ということになるわけですが、すでに行われている内部評価、3つ評価が出てくるわけですが、それぞれ視点を変えてやっていくということだとは思いますが、本当に見方、視点が増えてくることは結構で、このことを良しとしているわけではあります、整理が必要だと思えます。その効果的にそれぞれの今、行われているものを含め、新たに行う外部評価も含めて、どこをどういうふうにするかの事業の中で活用していくと。そして効果的な事業運営に資する内容にしていくんだということが明確にする必要があると思えますので、今考えている中でどういうふうにするのか、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから病院事業に関するところでありますが、すでに第2次の病院改革プランがもうこの時期、来年度からスタートということで仕上がっているんだというふうに思いますが、ありがた

いことに甲陽病院にやっと念願の内科の先生がお一人いらっしゃってくださるということですが、先ほど来のご答弁にありますように、お一人の内科の先生だけの存在によって大きく病院経営を変えるわけにはなかなかいかない。これは現実の問題として物理的にもお一人の先生にかかる負担ということも含めて大変だと思うんですね。それで次の第2次病院改革プランの中でそのことが考えられているのかどうか分かりませんが、やはり質問の中にも入れさせていただきましたが、2つの市立病院の役割分担、位置づけを明確にすることによって、今度の、例えば甲陽病院に赴任してくださる新しい内科の先生の効果をさらに発揮できるやに考えるんですが、そのへんのお考えがあるのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の関連質問にお答えいたします。

たしか今、事務事業評価と事業仕分け、事務事業評価の500にも及ぶ事務事業を整理して、それに対しては内部だけの評価だという指摘があって、そしてそれを今の手法としたら、その中から選んだ事業を事業仕分けにかけて外部の、もう3回やっているわけですけども、構想日本にお願いして、外部からの目とか市民からの目というものをに入れて評価を今、ちょうど併用してやっているような形になっています。ただ、これから事務事業評価の外部評価というものをやる時に、この事業仕分けの手法をそのまま持ってきてもいいものなのか。というのは、そういう構想日本みたいな、そういう政策集団みたいな人たちと同じような人たちが来られるか。果たしてほかにもいるのかとかいろんな問題があるうかと思しますので、これから3年かけてミックスしてやっていく、どういう手法でやっていくのかを徐々に改善にしながらやっていきたいと思しますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

篠原眞清議員の関連質問でございますけども、最初に北杜市の病院の役割分担等ということがあって効果が出るのではないかとということでございますけども、ご存じのように両病院というのは地域の中核病院だと。なくてはならない病院だということでございます。外来診療を行う中で入院治療という形態も将来的にどうあるべきか、今後検討することも必要があれば考えなければならないと思います。

また仮称の第2次改革プランにも医師の確保ということは、人材の確保という点で間違いなく記載をしてそれに向かって改革をしていくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

地域防災計画の中から、まずCATVが大きな役割を持つことになっているんですが実際にはどうかということと、学校の子どもたちを守るために備蓄が本当に必要だと思うんですけども、そのお考えとそれからやはり道路除雪の見込みが難しくても、市民の方が自分の家の道路

はどのような状況で、優先順位がどこにあるかということさえ分かれば、どこまで除雪したかという情報が、例えば夕方何時にこのホームページで見られるということが分かっていたら、次はどこだな、何日待てばいいかなということなので、そういう意味でやはり優先順位、例えば除雪だけではなくて、災害の場合はここはもう復旧ができないから、ここは復旧を諦めてこの道路にしますということも含めて、優先順位が必要で、それをしかも市民の皆さんが自分の道路はどこに位置されているかを知らなければいけないと思うんですけども、そのへんも含めて今後のお考えを伺いたいのと、道路の基本計画はもう10年経っているんで、先ほどの次長の説明ではずいぶん時間が経ってしまったなというふうに思うんですけども、いま一度その道路計画についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

高橋政策秘書課長。

○政策秘書課長（高橋一成君）

今のご質問のCATVの情報は大切であり、その優先順位とのことでございますけども、われわれもそれは認識しております、CATVにつきましては重要な情報手段ということで稼働させる、今回の大雪に関してでございますが、やる予定であったんですが、操作につきまして現在1台しか文字放送を打てる機械がございませんで、その操作方法につきまして担当の職員が本庁まで来ることができなかったという事実がございます。本庁に火曜日から来られたんですが、その日から文字放送につきましては随時流すような状況でございました。それについては今後、検討する必要があるということで防災の対策本部のほうでも指摘がございまして、今後複数人が操作できるようにしていくという方向で進めております。

情報につきましては日曜日からホームページ、それからFM八ヶ岳さんとか、あとNHKさんの文字放送等も使いまして情報は最新のものを載せておりました。私が言うのもなんですけども、近隣の市のホームページに比べますとうちのホームページにつきましては、災害情報については詳細に載っていたと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

野中議員の関連質問について、お答えします。

除雪情報の公表という形の中ですが、先ほど申し上げましたように公表することによってのメリット、デメリットの検証が必要になるかと思えます。当然、道路管理者として道路が通れますよということを公にすること自体は、道路が安全ですよという形の中での周知になります。今回の雪の場合については、除雪方法についても一次除雪という形でまず一車線を確保して、その上、広げてきてはじめて対面通行ができるような形の中の、安全にするのに時間を要してしまったという状況です。ただ、たしかに市民の方々がまだかまだかというお気持ちのほうは十分、分かるんですが危ない情報を提供することによって、要は車両を多く出すことによっての危険というものも勘案しながら、今後どのような形の中で提供ができるかというものを検討していきたいと考えております。

またもう1点お話しいただいております道路整備基本計画についてのご質問なんですけど、たし

かに合併から10年経って、今これをやっているんだというお話なんですが、たしかに時間を要しているということ自体は、その道路計画そのものをつくるにあたっての問題が多々あるということをご理解いただきたいと思います。当然、従来8つの町村の中でそれぞれの市民の方々がお住まいの中でその道路の中を使われていて、道路が整備されていたという実態がございます。それを市に合併したからといって、1つの市の中での利便性だけで、交通量とかそういうものが多いものの計画をつくるだけであればすぐにはできるんですが、そういう形にもいかないと思います。地域地域の事情等も勘案しながら、それらの中で、総体的な中でこの整備についてがどういう形の中でやられているという計画の考えをしっかりとつくらなければ、今後の整備についてのものがぐらついてくると思いますので、若干時間がかかって申し訳ないんですが、そんな状況の中で進めているということをご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

野中議員の関連質問にお答えさせていただきます。

災害時の子どもを守るための学校への備蓄というご質問でございます。

基本的に災害、今回の大雪にしましても台風、風水害にいたしましてもおそらく学校としては早めの対応をとるということで、学校への滞留はそれほどないのではないかと考えております。地震等が突然出てきた場合には、そのへの対応は必要かなというふうには考えますが、とりあえず現在、本庁、各支所、また備蓄倉庫に必要なものについては備蓄をしている状況でございますので、そういった特殊な状況につきましては、それらを流用して対応したいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は5時45分といたします。

休憩 午後 5時35分

再開 午後 5時45分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

公明党を代表して質問をいたします。

最後ですが、もうしばらくお付き合いを願いたいと思います。

はじめに消防団員の処遇改善について、質問します。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目されています。

消防団は、消防署とともに火災や災害への対応などを行う消防団組織法に基づいた組織であり、団員は非常勤特別職の地方公務員として条例により年額報酬や出動手当などが支給されています。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応にあたる。地域防災の要であります。特に東日本大震災では、団員自らが被災者であるにもかかわらず救援活動に身を投じ大きな役割を發揮しました。その一方で住民の避難誘導や水門の閉鎖などで198人が殉職し、命がけの職務であることが全国的に知られました。

地域の実情を熟知している消防団は、災害列島日本の防災を担う重要な組織であります。総務省、消防庁は昨年12月の消防団支援法施行を受け、消防審議会に諮問しました。消防団員は非常勤特別職の地方公務員であると同時に、本業のかたわら自発的に参加するボランティアの性格も併せ持っています。郷土愛と使命感に溢れる地域防災のリーダーとして消防団員が存分に活躍でき、どのような事態に遭遇しても犠牲者を出さない体制の構築を期待したいと思います。

消防庁は2007年、「消防団員 目指せ100万人」を掲げて入団促進キャンペーンを始めるとさまざまな取り組みをしてきました。ところが人口の高齢化やサラリーマンの増加といった就業構造の変化により、団員数の減少に歯止めがかかりません。

消防団の設置が市町村に義務付けられた1951年の翌52年には、約200万人だった団員数はその後一貫して減少し1990年に100万人を割り込み、昨年4月には約87万人になっております。

消防団には農業や自営業など地元で働く青年が、仕事場から消防団詰所や火災現場に駆けつけるというイメージがあります。しかし団員に占めるサラリーマンの比率は1965年の約27%から昨年は約72%に増え、出動で即座に職場を離れることも難しい状況にあります。

内閣府の2012年8月の世論調査によると消防団に入団しない理由として体力に自信がない、高齢である、職業と両立しないがほとんどであります。こうした変化に応じ、すべての消防団活動に参加できなくても広報や高齢者訪問など、限定的な活動をする機能別消防団員や大規模災害のときだけ活動する機能別消防分団などの制度を、消防庁は2005年から導入しております。

震災被災地である団員は、地元を守るという使命感とボランティア精神でなんとかやっているが、現場の実情は本当に厳しいと胸の内を明かしております。

この事態を受け昨年12月、消防団を支援する地域防災力充実強化法、いわゆる消防団支援法が成立・施行されました。同法は消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求めました。団員の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。

以下、質問いたします。

1つ目が報酬年額、出動手当、退職報償金および装備などに対する処遇はどのように考えているか伺います。

2つ目が県下で一番多い団員数の再編成はどう考えているか、伺います。

次に建設産業政策および入札契約制度について、伺います。

日本は今、防災・減災、橋やトンネルなどの老朽化対策、耐震化が逼迫した状況で土壌

で追い詰められています。この土壇場から押し返す思いで、日本を再生させなければならないという危機感をわれわれ公明党は持っています。公共工事はばらまきという人がいるが、状況はそんな甘いものではないと思います。

日本は大変な地震の活動期にあり、東日本大震災以降、首都直下地震や東海、東南海、南海、それに日向灘を加えた4連動地震など大地震を意識せざるを得ず、それに対する構えをどうするのか。昨年12月、笹子トンネルの事故で9人の尊い命が失われたが、高度成長期に高速道路が開通してから50年以上が経過し、構造物のメンテナンス、補修、修繕が極めて大事になっている。

例えば日本の橋梁は60年代から急速にでき始め70年代にピークを迎えたが、高度成長期から50年が経ち、多くが老朽化でメンテナンスを必要とする時期にきています。55年ごろの公共事業は産業基盤整備のためのもので、75年ごろの公共事業は下水道や住宅など生活インフラの整備が目的でありました。しかし今、求められている公共事業は昔のそれではなく、第三の公共事業というかメンテナンスと老朽化対策の公共事業であり、防災・減災のための公共工事である。これをきちんとやれば32万人が死亡、220兆円が失われるとされる南海トラフ地震の被害も10分の1以下に減らすことができる。メンテナンスをし、安全で住みやすいまちにしなければなりません。そして公共事業の予算についても角度でいえば60度や45度で急激なV字回復をさせるのではなく、15度ぐらいで緩やかに確実に上がっていく措置をとりたいと思います。建設業界の方々が先の見通しがきくような施策が大事であり、職人さんが戻ってきたり、その中で誇りを取り戻し雇用が創出されることが望まれます。

その一方で東日本大震災以降は被災地を中心に建設作業員が不足し、人件費が労務単価の水準を大きく上回り、入札不調が発生する状況が続いていました。国交省は2013年3月に被災3県の労務単価を前年比で21%引き上げるなどの対策で、その結果、状況は改善に向かっています。現在、労務単価の改定は毎年春に実施され、そのための調査は半年前に行われている。被災地の復興需要の増加で工事に関わる人件費は高騰しており、実態に応じた労務単価の改定が求められています。加えて今後は防災、インフラの更新、東京五輪の施設整備など大量の工事が続くことを考慮すると人件費はさらに増大することが予想されます。そこで国交省は3カ月ごとの補足調査の実施を進めており、入札環境の変動を細かく点検し、実情に応じて改定するなど機敏に対応する方針です。人件費だけでなく資材価格も乱高下しており、現場で起きているさまざまな問題を点検し、素早く対応していくことが大事である。建設業界は構造的な技術者不足に悩まされており、特に近年の建設不況による人件費の低下で若年の入職者が激減、逆ピラミッド型の年齢構造になっている。ベテラン技術者の多くは高齢化し、今後10年間で大半が引退する見通しで技術の継承も危ぶまれています。建設業は基幹産業であり、インフラの整備に欠かせない。しかし国内での厳しい環境で働き、命の危険がある人たちに対する評価が低かった。昨年の労務単価引き上げを一過性にせず、長期的視野に立った対策も考えていくべきであり、工期にかかわらず住民の安全・安心を守るために継続した事業展開ができる環境整備をする必要があると考えます。

また公共事業の投資額はこの20年でほぼ半減し、激しい受注競争に伴う過度の低価格入札もあり、建設就業者も約2割減少しました。過当競争は労働者にしわ寄せされ、賃金もほかの業種に比べて大幅に下落、男性労働者の賃金は全産業の平均を26%も低い水準に留まっています。また法律上の義務であり、権利でもある社会保険への未加入も目立ちます。雇用保険、

健康保険、厚生年金の3保険にすべて加入している労働者は元請けで78%、一次下請け55%、二次・三次下請けでは44%となっています。こうした就労環境では若い人材が集まりにくい、24歳以下の若者の入職者はこの20年近くで5分の1に減少し、入職後3年以内の離職率は製造業の2倍弱に達しています。国土交通省は本年をメンテナンス元年として社会インフラの維持、管理体制を見直し、強化を進めていますがその担い手である建設産業の強化や建設産業の抱える課題の解決も同時に図るべきとの観点から、以下お伺いいたします。

1つ、インフラ老朽化を見据えた多様な入札契約方式の導入の考えは。

2つ目、地域のインフラ、メンテナンスを適切にするため、地元精通した施工力のある業者が安定的・継続的に維持・管理ができる方式の導入は。

3つ目、災害対応など地元貢献や独自の技術力を有する業者への加点評価の考えは。

4つ目、工事価格の適正化に向けて現場まで見据えた対策は。

5つ目、発注者が元請けに支払った代金が下請けや現場の技能者の手元に届いているか。

6つ目、ダンピング対策の徹底はどのようになっているか。

7つ目、元請け・下請けの契約適正化や設計労務単価引き上げ後の賃上げ状況はどうなっていますか。

8つ目、発注者としての機能、体制は十分か。

以上、答弁を求めて質問を終わります。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

消防団員の意義、必要性を強調しながら消防団員の処遇改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに消防団員の報酬、手当、装備等の処遇についてであります。

地域防災力の中核をなす消防団への取り組みについては国において強化を打ち出しており、本市では平成26年度に消防団の効率的かつ円滑な組織運営と、さらなる活性化を目的に消防団活性化検討委員会を設置し、消防団の編成・運営・装備等について調査・検討を行うこととしております。

消防団員の報酬、出動手当や組織等についてもこの検討委員会で検討を行い、必要に応じて処遇の改善に努めてまいります。

なお、消防団員の退職報償金については本年4月以降に退職する消防団員の退職報償金をすべての階級で一律5万円引き上げることとし、必要な手続きを山梨県市町村総合事務組合で行っております。

また消防団の装備の基準については、東日本大震災において多くの消防団員が犠牲になったことを踏まえ、国において本年2月に消防団の装備の基準が改正されました。この基準の内容を踏まえ、消防団員の安全確保のための装備について、必要度の高いものから順次改善に努めてまいります。

次に、団員数の再編についてであります。

本市の消防団の団員定数は1,884名で現在、県内最大の消防団組織であります。組織の

再編についても検討委員会において調査・検討を行ってまいります。時代に合ったニーズに応えられる消防団組織にしていきたいと思いますと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

建設産業政策および入札契約制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、多様な入札契約方式の導入についてであります。

多様な入札契約方式の導入については現在、国においても検討されており、こういった事業にどのような方式が適切なのか、また発注者側および受注者側の体制や技術力など導入には多くの留意すべき事項があると考えております。

本市においても国の動向を注視する中で情報を収集し、事業の特性や地域の事情に応じた入札方式の導入を検討してまいります。

次に地元業者が安定的・継続的に維持・管理できる方式の導入についてであります。

地域のインフラの維持・管理において、補修などが必要となった場合には、地元精通した施工力のある業者を優先しており、今後もこのような考え方で進めてまいります。

次に、業者への加点評価についてであります。

平成22年度に本市で導入した総合評価落札方式での入札については、災害対応など地元貢献や独自の技術力も評価項目としており、今後、必要に応じて評価項目の見直しなどを検討してまいります。

次に工事価格の適正化やダンピング対策、元請、下請けの契約適正化等についてであります。

本市においては、著しいダンピング受注により下請け業者へのしわ寄せや粗雑工事などが起きないように最低制限価格制度を創設し、平成24年11月執行の入札から3千万円以上の建設工事に対して原則適用しております。

また現場まで見据えた対策としては、下請事業者に対する適正な代金支払い等が確保され、経営の安定化や健全性を維持するため配慮が必要であり、国や県でも関係団体等へ適正な元請下請関係の構築についての周知徹底を図っているところあります。

本市においては事業者資金繰りの問題が生じないように、前払金等の請求に際しては速やかな支払いを徹底しております。また労務単価が改定された場合は最新の単価を使用し、予定価格を算出するように努めております。

次に発注者としての機能、体制についてであります。

入札制度については時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札契約方式の検討、導入、ダンピング対策など多くの課題がありますので発注者としての機能、体制についてもさらに強化する必要があると考えております。

国や県に対しても統一した指針・制度マニュアルの策定などが望まれるところですが、今後も効率的に事務を執行し、適切な入札執行に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

○18番議員（小尾直知君）

再質問をさせていただきます。

消防団の関係については、国からきている標準の金額というものがあるんですが、いきなりこれはやっぱり県下一多の団員数に適用すると、とても財政的に非常に厳しいものになるということで検討協議会の中でしっかり議論していただいて、当然その中にはいろんな形で再編成、それから消防自動車なんかも余ってくる可能性もありますので、そこらへんもよく協議していただいて、できるだけこれに近づけるような方向でお願いしたいと思います。今年の26年の1月に消防庁から出されているものがありますので、これをしっかり順守していただきたいと思います。

建設の関係で再質問をしますけども、まず1つ目が一般競争入札でも最低制限が適用されない工事がありませんか。それも含めて指名競争とかも、できれば最低制限価格、これはさっきも言ったようにダンピングにもかかってくると思うんですが、これだけ資材が高騰したり、人件費が上がってきてしまうと、普通、こっちの発注者側が積み上げた予定価格というのが著しく低くなるというのはあまり考えづらい。このへんも含めて指名入札、それらのものについても最低制限価格を導入したらどうか私はこう思うんですが、これについての見解をお願いしたいと思います。

もう1つは若年者や技術者・技能者の確保、育成に取り組む業者への入札時の加点評価、これらも検討できないのか。やっぱりこういうことで、真面目にやっている人にはしっかり評価をして加点をしてあげる。こういう部分が大事だと思うんです。その裏腹としてダンピングも含めてですけども、悪いことをすれば要するに減点になって、今の制度でいくと指名停止になると、点数によってはあれかもしれません。3カ月、6カ月、それぐらいがせいぜいですね。そうするとそれが終わると、またもといたBなりAに戻ってしまう。何事もなかったかのように仕事が受注できる。これはちょっと私はおかしい考え方だと思うんです。私だけかもしれないんですけども、こういうことも評価してあげないときちっと真面目にやっている人、真面目にやっている業者さんに加点をするなりしてあげないと、私たちの事業がうまくまわっていかないんじゃないか、この点についてお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

まず1番目ですけども、指名競争入札に最低制限価格を導入したらどうかということですけども、最低制限価格制度の導入はダンピング対策に対して有効であると理解しております。平成24年11月執行の入札から3千万円以上の建設工事に対しては、原則適用しております。今後も検証を重ねながら内容の修正なども検討してまいりたいと思います。

そして一般競争入札の中で3千万円を超えるけども、最低制限を設けていないものがある。これは特殊な、例えば解体とかの工事に対しては、そのプラントを独自で持っているとかという特殊性も加味しまして、最低制限を付けていないという工事もあります。

そして2番目の若者技術者の確保とか育成に取り組んでいる事業者への加点評価ですけども、本市においては現在、加点評価する仕組みはありませんが、山梨県においては30歳以下の技

術者を配置することによって入札時に評価点を加点するという制度があると聞いております。このような制度を参考にしながら今後、総合評価落札方式等における適用を検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

再々質問をさせていただきますが、橋や道路とか橋梁も含めてインフラの総点検はしてあると思いますが、これらを今後、計画的にやっていくということも決まっているわけですから、そういうことも含めて、これは開示をして中期的、長期的な発注を明示したらどうかと。こういうことも1つは、やっぱりそのたびに次はどうなるかという心配をなくすためにも建設業者の皆さんのためにも長期的な、中期的なそういう発注ができるような体制も必要ではないかなと思います。

もう1つ、この前たまたま朝日新聞の取水の関係で、新聞をいただいて説明を受けましたけども、たまたまこれを見たら、これは先ほど言った一般競争入札でありますけども、これは解体のため最低制限価格が導入されていないということで、65.8%ということで入札がなされております。普通こういう、特殊な工事と言えば特殊な工事かもしれませんが、やっぱり70とか80を切る価格の設定というのはどうなっているのかなと。こういう疑念が湧いてくると思います。ですからやっぱりそういうしわ寄せが下請けにいたり、技術者のところにいたり、働いている人のところにいたりしているわけですよ。そういう意味からしても中長期的にこの発注をしっかりと明示してあげて、地元の業者が安定的に仕事ができる、こういう体制を築いたらどうかと。この点についての見解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどの質問と今の質問と関連しながら答えさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘のとおりところがたくさん、私も肌身で感じています。総合評価落札方式に評価項目の見直しをして、責任施工実績のあるところは加味してもいいではないかということだと思います。今もそれは入れておるんですけども、言ってみればポイントがちょっと低いんではないかということで、やっぱり公共事業は責任施工が第一であることは間違いないと思いますので、そのへんの実績評価についてのウエイト、ポイントは高くしてみたいなと思っております。そういう中で透明性とか公平性をしっかり承知しながら執行していきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

再々質問にお答えいたします。

現在、インフラ点検工事についての中長期的な発注の見通しということですが、現在、行っておるものだけでも橋梁の長寿命化の修繕計画とか舗装の長寿命化修繕計画、道路ストック点

検とかを行っております。その中で点検後の修繕工事等につきましては、その優先順位や財政的、制度的な措置を検討する必要がありますので、現時点では中長期的な部分において公表するというのが非常に難しいと思っております。

しかし市では工事の発注予定につきまして、毎年度はじめに上半期の工事等の発注予定を、また9月の下旬に下半期の発注予定をそれぞれ市のホームページ等で公表しておりますので、それらを活用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君の関連質問を許します。

○20番議員（内田俊彦君）

公明党の代表質問であります建設産業政策および入札契約制度について、関連質問をさせていただきます。

地方自治法第234条3の中には、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については政令の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格を持って申し込みをした者以外の者を契約の相手とすることができる」と明記されております。ここが基本となりまして、入札の最低制限価格を付けるという制度に北杜市はある程度の事業にはこれを適用しているという現実があるわけでございます。

しかし簡単に言うと、先ほど小尾議員さんもおっしゃっていましたが、現実、北杜市の市内業者におきまして須玉総合支所解体の工事におきましては、法令を違反した道路河川法23条に抵触した盗水を行った業者が施工した現実がございます。そしてこの業者は、過去は武川におきましてせせらぎにおいても死亡事故を起こした経緯がございます。その前には事故繰越という、道路の幅員の足りない道路施工をしたという現実があります。土木、建築、解体、この3つにおきましてこの業者は北杜市、また市民に迷惑を掛けたのは現実であるというふうに思っているわけでございます。非常に施工的、技術的、法令順守の下の基づいていないことをしていたのは現実であります。

こういった業者につきましては厳しい注意、指導等、また排除すべきというふうに考えるのが妥当であり、普段、雪かきも一生懸命している、地域にも貢献している、頑張っている業者さんたちに言わせると、そういった低価格で安かろう悪かろう、安くても取ってしまえばいいんだというようなことを考えているかのように私は思いますけども、そういった業者を野放しにしているのは、ほかの真面目な業者のやる気がなくなってしまいます。それらについて、入札制度については、やはり解体についても考えていかなければいけませんし、その他についても、随契にしても考えていかなければならないと思います。

市民の得になるのはどちらかという判断をするのがこの入札制度のあり方で、自治法の中でも大きくストライクゾーンを広げて、それはその市の執行にかかっているわけでございます。

以上の観点から、これらの業者に対して今後どういうふうな対応をしていくのかお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

内田俊彦議員の関連質問にお答えいたします。

今、工事についてダンピングのような価格で取って、法令遵守していないような事例が見られていると。それもたくさんあったというご指摘でありますけども、工事そのものにつきましては北杜市の建設工事成績評定書というもので、一つひとつの工事については評価をしましてその中に法令遵守等という項目が付いております。そこらで協定がされまして、その次の入札の点数ですとかランクですとかに影響してきます。ただ、今回のように度重なるというようなご指摘があることについては、厳正に対処していかなければならないだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問をさせていただきます。

つまり今の状況下でいきますと北杜市における今後の工事において、あらゆる瑕疵等をきちっと精査した中、当然、須玉支所解体におきましては3月20日が工期であったのが3月28日が工期ということで延びた経緯もございます。またそれらの理由についても雪ということもありますが、これは解体でありますから本来、建設から見れば分かるんですけども、解体が大雪であまりにも延びるということは考えづらいと私は考えるところでございます。

それらによっていろいろ今後、問題点もないとは考えられません。それはなぜかと言うと法令を知らなかったという、簡単に言うと管理技術者がそこを施工していたということでございますから疑いは深くなるわけでありまして。また新聞報道等によりますと、その技術者は社長でもあります。入院もされたということでコメントができないという現実もあったわけでございます。そういった現実をきちっと踏まえながら、これから対応していくべきだと思います。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

今ご指摘のあったことについては、担当部局等とも協議済みでございます。それで28日までという工期ですので、まだ終わっていないということもありまして、点数とかどうするかということには至っていないわけですけども、これから関係部局と相談しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。
これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の会議は3月18日、午前10時に開きます。
全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時21分

平成 2 6 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 8 日

平成26年第1回北杜市議会定例会（4日目）

平成26年3月18日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 11番 | 清水 進君 |
| 3番 | 齊藤功文君 |
| 6番 | 加藤紀雄君 |
| 7番 | 原 堅志君 |
| 1番 | 上村英司君 |
| 16番 | 保坂多枝子君 |
| 12番 | 野中真理子君 |

2. 出席議員（21人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 上村英司 | 2番 | 小野光一 |
| 3番 | 齊藤功文 | 4番 | 福井俊克 |
| 6番 | 加藤紀雄 | 7番 | 原 堅志 |
| 8番 | 岡野 淳 | 9番 | 中山宏樹 |
| 10番 | 相吉正一 | 11番 | 清水 進 |
| 12番 | 野中真理子 | 13番 | 篠原眞清 |
| 14番 | 坂本 静 | 15番 | 中嶋 新 |
| 16番 | 保坂多枝子 | 17番 | 千野秀一 |
| 18番 | 小尾直知 | 19番 | 渡邊英子 |
| 20番 | 内田俊彦 | 21番 | 中村隆一 |
| 22番 | 秋山俊和 | | |

3. 欠席議員

5番 輿水良照

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(39人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	管財課長	武井武文
市民課長	谷戸松美	健康増進課長	浅川正人
福祉課長	中山雅史	子育て支援課長	茅野臣恵
環境課長	野本信仁	観光・商工課長	清水博樹
住宅課長	早川昌三	道路河川課長	土屋裕
用地課長	三井一	教育総務課長	井出良司
図書館長	小林弘		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

輿水良照君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は7人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、15分。次に無会派の齊藤功文議員、15分。次にほくと未来、47分。

次に明政クラブ、18分。最後に市民フォーラム、5分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

3月議会にあたり、一般質問をさせていただきます。

未曾有の大災害となった東日本大震災と福島原発事故から3年が経過しました。改めて犠牲者となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さまにお見舞いを申し上げます。

日本共産党はすべての被災者の生活と生業を再建するまで、国が必要な支援を行うことを復興の基本原則にすることを訴えております。また2月には北杜市においても記録的な大雪により尊い命の犠牲者もうまれ、農業関係者の皆さまには大きな被害を被るなど影響は甚大です。お見舞いを申し上げます。

今の地方政治が抱えている課題、地域の活性化、高齢化の進行、子どもの減少、地域産業の土建・土木業者の衰退、若者の減少、合併したことにより地域が拡大するなどこうした多くの要因がいくつも重なり、今回除雪の遅れなどに大きく影響したと考えます。今回の雪害の中で市が農業者と地域住民に将来の夢と希望が持てる支援を行っていくことが大切だと考えます。今回の質問は地域を元気にする自治体の役割、エネルギー政策、高齢者が安心できるまち、大工さんや左官屋さんなど、地域の技術を持った方々を支援する施策をテーマとして質問を行います。

第1に自然エネルギーを生み出す地域の雇用創出と民間共同発電所づくりについて伺います。

今回の所信表明で、北杜市新エネルギー推進機構は有識者などによる設立準備委員会で推進機構設立に向けて、事業内容や所掌事務を検討していると表明されました。

自然エネルギーの活用は、その地域の生の自然現象を活用するという点で地域特有の自然現象そのものを正しく理解して進めることによって、自然エネルギー生産が地場産業となる可能性を持っています。

その地域に合った小規模で分散型で多数設置すること、小水力や太陽エネルギー、小型風車、木質バイオマスエネルギー、そしてバイオマスエネルギー等、その地域資源をうまく活用することによって、地場産業を発展させ地域の振興を行っていくことが期待でき、こうした事例の先進自治体がいくつもあります。

その1つに北海道の足寄町では地域の産業の特性を生かし、2001年に新エネルギービジョンと木質バイオマス資源活用ビジョンを同時に策定し、地域資源の柱であった木質ペレットを実用化し、139人の雇用を生み出した事例があります。林地残材や間伐材等を利用する木質バイオマスのエネルギーの利用は森林造成、林業の振興を促し農山村の活性化に役立っています。この産業振興で地域に生まれている仕事は1. 森を育てる仕事、2. 林地残材、間伐材、丸太づくり運搬の仕事、3. チップ、ペレット、薪などの木質バイオマス燃料を製造・販売する仕事、4. エネルギー化、発熱や発電、給湯による施設の建設や運転管理の仕事、5. 地域暖房システムの経営する仕事、6. 製材工場の廃材木を利用したエネルギー化の仕事、7. 里山の雑木林の皆伐や間伐でチップを作る仕事などです。地域の宝である自然エネルギーを活用し、地域に仕事をつくり出し地域内の富の循環を実現し、地域が豊かになる事例があります。北杜市では面積602.89平方キロメートル、森林面積は76.4%です。自然エネルギー活用により雇用創出を行う構想の位置づけはありますか、伺います。

次に市民共同発電所づくりが市民団体、行政と市民が共同する地域協議会、自治体や生協、自治会などで取り組まれ、その目的も再生可能エネルギー普及による地球温暖化防災や再生可能エネルギー普及を通して地域のエネルギーの自給力の向上を目指すとして、今、全国各地でさまざまな取り組みへと発展をしています。

その1つの例として、再生可能エネルギーの普及活動を進めている一般社団法人 徳島地域エネルギーは個人からの寄附金を活用した太陽光発電所を、2014年1月に徳島県佐那河内村で稼働をいたしました。村や農業団体などと運営協議会をつくり、発電収益を地域の農業振興と環境保全に使うことを検討するとしています。地域の活性化を進めています。本市においても、こうした市民共同発電所づくりを行っていくか伺います。

そして第2項目として、高齢者が安心して住み続けられる市に。介護や住宅の整備、予防接種について伺います。

新年度、政府は消費税の引き上げについて社会保障の充実と財政再建を両立するものと説明しましたが、2月28日、衆議院を通過した2014年度、政府予算案には社会保障の負担増、給付減が並びます。その内容は医療費で70歳から74歳の窓口負担を今年4月以降、70歳になるお年寄りから順次、1割から2割に倍増。生活保護の生活扶助費は2.5%削減。そして毎年10月より年金保険料が引き上げられます。さらに来年は介護保険料の見直しの年でもあります。

来年度政府の介護保険制度改正案は、1として要支援1と2の方が利用するヘルパーさんによる訪問介護、デイサービスでの食事や風呂の利用は国のサービスから外し市町村の事業にすること。2つとして、一定所得以上の負担を1割から2割にすること。3として、特別養護老人ホームへの入所を原則、要介護3以上に限定するなど国民にとって保険料を払ってサービス

が利用できないか、ますます自己負担が増える内容であります。

こうした案に対して全国1万1千人の会員がいる認知症の人と家族の会では、改定案では適切なサービスが受けられなくなるとして要支援の人の介護保険外しをやめ、引き続き保険給付の対象とする、このことを求める署名活動を開始いたしました。

介護保険制度が後退するのではないかと案じるとして、利用者と家族が安心して過ごすことができ、介護従事者が希望を持って生き生きと働くことのできる介護保険制度を求めると主張をしています。

また特養ホーム施設庁でつくる21世紀、老人福祉の向上を目指す施設連合会では厚生労働省との懇談で1．要支援者の介護保険外しをしないこと。2．特養ホームの入所を要介護3以上に限定しないこと。3．施設職員を増やし待遇改善のための介護報酬の大幅な引き上げを行うなど介護保険制度の抜本的改善を求める要望書を提出し、介護予防を重視するというのが要支援者を介護保険から外して自治体の地域支援事業に移行するほうが効果的との根拠が示されていない。介護保険は個人への給付であり、高齢者が暮らしやすい地域づくりは老人福祉施設で行うべきだと語っております。

長野県秦阜村、高齢者が困っていること、もしもの事態でのサービス提供を分かりやすくホームページで示しております。もしもあなたが一人で食事を作れなくなったら、もしも一人でお風呂に入れなくなったら、もしも病院や施設へのお出掛けの足に困ったら、もしも自宅での暮らしに限界を感じたら、もしも美容院へ行けなくなったら、もしも電球が替えられなかったりゴミ出しができなくなったらなどであります。

自宅での暮らしに限界を感じたらでは、高齢者支援ハウスやすらぎの家と保健福祉支援センター居住部門への一時入居ができるサービスを受けられます。どちらも家賃は月額2万円、自炊もできますが食事提供の場合は1日1,200円であります。自宅同様にヘルパーさん、デイサービス等のサービスが受けられます。国民年金の方でも安心して過ごすことができる住宅です。このように市民に分かりやすい説明やパンフレットの整備、一人暮らしでも安心できる高齢者支援ハウスなどの設置の考えについて伺います。

次に肺炎は日本人の死因第3位の疾患です。亡くなる方の95%以上が65歳以上の高齢者であるという事実があります。肺炎は65歳以上の方にとって軽視できない疾患です。肺炎は細菌やウイルスなどが肺に入り込んで起こる肺の炎症です。肺炎の原因となる細菌ウイルスは人の体や日常生活の中に存在いたします。体の抵抗力が弱まったときなどに感染を起こしやすく、肺炎が重症化すれば死に至ることもあります。肺炎にならないようにするために予防接種があります。公費助成を行う自治体があります。北杜市で肺炎の予防接種を市が助成することを求めます。見解を伺います。

第3に、住宅リフォーム制度の実施について伺います。

住宅リフォーム助成制度は、中小建設業者の運動や日本共産党の地方議員団の奮闘で全国の地方自治体に急速に広がり、昨年5月現在で6県556市町村となり、山梨では市川三郷町、韮崎市などですでに実施しています。

地域住民が住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、住宅の改善を促進するとともに中小零細業者、畳屋さん、左官屋、水道、大工さんなどの仕事づくりや地域経済の活性化につながっております。その経済効果は、助成額の数十倍にものぼっています。助成は耐震改修、高齢者住宅、介護や環境対応、若年の定住など多様なもの

となり、年々使い勝手がよいものに改善されております。

今回、国の住宅リフォーム制度が予算化されたことは一歩前進ですが、先進的な取り組みとされ、今までの地方自治体の取り組みとは違ったハードルの高いものになっております。国土交通省の担当者は地域の工務店も工事ができるように、申請の簡素化やグループでの申請なども認めることも検討していると説明しています。

北杜市で今まで実施しておらず、国の制度を活用して住宅の改善を望む市民や中小業者の仕事づくりになるように、使い勝手のよい制度として実施することを求め見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

自然エネルギーが生み出す地域の雇用創出と市民共同発電所づくりについて、いくつかご質問をいただいております。

自然エネルギーによる雇用創出を行う構想の位置づけについてであります。

市では地域の特性から太陽光発電、小水力発電の普及・促進に努めてきたところでありますが、雇用面におきましては事業の性格から地元市民・地区などによる敷地内の草刈り等、管理業務がほとんどの状況であります。雇用の創出に関しては、需要とそれに対応した継続的事業展開のための採算性など多くの課題がありますので、観光、企業誘致、教育などこれらの施策との連携を行い、雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

11番、清水進議員の高齢者への肺炎予防接種の助成についてのご質問にお答えいたします。

成人用肺炎球菌予防接種につきましては現在、国において来年度の秋には定期接種化の実施に向け進めているところであります。対象者は65歳の方で、経過措置として平成26年度から平成30年度までの間は65歳以上の5歳刻みの方を対象としております。

なお、助成額につきましては他市町村の状況を見ながら検討してまいります。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

高齢者が安心して住み続けられる市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民への説明やパンフレットの整備についてであります。

市では第2次北杜市地域福祉計画に基づき、高齢者はもとより市民の身体・生命に直結する福祉や保健分野全体の情報・手段に関するお知らせとして、各分野の相談窓口をまとめた「ふくし相談ガイド」を市内全世帯に郵送しております。

次に、高齢者支援ハウスなどの設置の考えについてであります。

市では利用定員9名の高齢者生活支援ハウスと高齢者世話付き住宅を10棟設置し、高齢者

が安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援をしているところであります。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

11番、清水進議員の市民共同発電所づくりの検討についてのご質問にお答えいたします。

地球温暖化対策を進めるにあたり、市民、事業者の皆さまが地球温暖化問題に対して自らが積極的に行動を起こすとともに共同で取り組むことが必要であると考えております。

また太陽光発電など再生可能エネルギーの普及には、導入のための高額な初期投資を回収するための対策が必要であり、固定価格買い取り制度は設備投資などコストの高い再生可能エネルギーの普及を加速させることを目的としたものであります。

発電事業者が適正な利潤を確保できるように、研究会の立ち上げや市民出資のファンドと組み合わせて、どの程度の規模であれば利潤を出せるか、買い取り価格などが変動している現状では、どれくらいで初期投資が回収できるかなど慎重に検討する必要があります。

市といたしましてもどのような仕組みづくりが適しているか、原資や配当の確保およびリスクの回避等、新エネルギー推進機構において関係機関、専門家からのご意見も頂戴する中で今後、制度設計を確認しながら調査・研究をしてみたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

11番、清水進議員の住宅リフォーム助成制度についてのご質問にお答えいたします。

現在、市が行っているリフォーム関係の助成では、木造住宅耐震改修支援事業および木造住宅耐震シェルター設置事業などの助成制度を設けており、一部ではありますが介護保険制度の住宅バリアフリー化改修費などへも助成しております。

住宅の改修については地元業者の対応が困難な場合もありますが、市への業者照会の際はなるべく地元業者に発注していただけるようお願いをしているところであります。

東日本大震災の教訓を踏まえ、市民の安心・安全な暮らしに直結する制度が優先的な課題であるとの認識に立って、これらの助成制度を実施しておりますので現在のところ住宅リフォーム助成制度の実施は考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

残り時間2分18秒です。

清水進君の再質問を許します。

○11番議員（清水進君）

それでは再質問をさせていただきます。内容は発電所づくりについて伺います。

増富の80歳代のおじいさんから話を伺いました。今この歳で、米など農業収入が少なくなっている。そしてこの体では新しい仕事を始めるのには無理だ。そして年金も少しずつ減っている。こうした中で、今まで農機具を入れてあった小屋に固定資産税が新たに課税された。今まで言うとおりに従ってきたが、収入がだんだん少なくなっているときに本当にどうしようかと迷ってしまう、こうした内容であります。この北杜市の地域は将来、人口減も予測される

状況にあります。まわりを見ますと、やはり北杜市は自然エネルギーの宝庫であり、農業収入を得る中でそうしたエネルギーの売電ですとか、いろんな状況の中で市民が直接、潤う事業、こうしたこともぜひ必要ではないかというふうに考えます。先ほど構想の中で検討するということができたけども、やはり市民の皆さんが潤う地域、そういう形で発電所づくりについての計画、具体化、そのことについての回答を再度お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

市民共同発電所は地域の住民が主体となって、地域でお金を集めて地域でまわす発電所ということになりますけども、市民共同発電所自体は一般的に大変小規模な発電所ということになりますので、収益性という観点からすると、あまり大きな利益にはなりにくいのかなというふうには考えております。

投資的な意味合いではなく環境貢献活動に参加する機会であったり、エネルギーの地産地消という側面が強いというふうに思いますけれども、今後買い取り価格が下落していくということも踏まえて、先進事例や知見を有する方々のご意見を参考にして検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

もう1点、介護支援センターのホームページのことについてお伺いいたします。

先ほど最初にもしものシリーズでお話ししましたけども、北杜市の状況はどうなっているかという日常生活支援総合事業、二次予防事業、一次予防事業、家族介護支援事業など専門用語で述べられて、その中でこうしたサービスが受けられるというふうな内容になっています。私はやはり泰阜村を見たときに利用者がどういうサービスを利用したい、そういう立場に立って分かりやすく市民に説明している、こういったものが必要ではないかと思うんですけども、ホームページの改修等、今後改善をするのか、その点について再度お伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

再質問にお答えいたします。

ホームページ等でPR、啓発をするということですけども、それらにつきましてはホームページの中で、展開していく中でそういったところには当然たどり着けるようにホームページは作成してございますけども、先ほど私のほうでも説明しましたように子育て中の方ですとか、いろいろなパターンによって、こういうときは子育て支援課に連絡してくださいですとか包括支援センターに連絡してくださいということで、全世帯にこういったものを配布してございますので、お年寄りとか、いわゆる弱者の方についてはホームページというよりも、こういった紙ベースのものを最寄りのところに貼っていただいて、そして確認して連絡していただくという方

法がいろいろのかなと考えています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

はじめに2月の豪雪により被災されました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。また3月11日で東日本大震災から3年が経ちました。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて今年には町村合併して10年となる節目の年であります。元旦の朝、私は自宅から四方の山々を眺め、改めて生まれ育ったこのふるさとのよさを底冷えのする空気の中で感じたところでもあります。八ヶ岳、南アルプス、茅ヶ岳、みずがき山等々に囲まれ、また富士山の眺めのよいまち北杜市なのです。この素晴らしい自然環境、景観を生かさないといい術はありません。首都圏にも近く、このまちの宝である大自然を生かす行政施策が今後一層強く求められているのだとひしひしと感じたところでございます。

そこで今議会において私はみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、以下大きく3項目を質問いたします。

第1は、市有財産の適正管理についてであります。

町村合併して10年目となる本年度、公共施設マネジメント白書が作成され、今後市内公共施設等についてさまざまな観点から検討されることと思っております。また平成24年度一般会計歳入歳出決算書の財産に関する調書によると公有財産の土地・地積は422万8,608.63平方メートルとなっています。そこで以下、質問いたします。

1. 道路（市道、農道、林道）赤道（里道）等の日常の点検、維持管理はどのように行われているのか。また今回のような大雪災害を教訓に道路関係のみならず市内公共施設、市民生活への大雪災害対策の今後の取り組みについてのご所見を伺います。
2. 公用地の未登記問題への取り組みについてであります。公有財産用地の未登記の内訳は、用途別に地目、筆数、地積等をお伺いいたします。未登記解消に向けて、今まで取り組んできたことは、また今後の取り組みについての具体策をお伺いいたします。
3. 現在、空きとなっている公用地・建物の今後の活用策について以下質問いたします。現在、空きとなっている公用地・建物は何カ所か。旧施設名でお示し願えればと思います。今後の活用策は、利用したい団体等の申し込み状況についてであります。
4. これからの課題として、高根地区の小学校統合および市内中学校統合に伴う跡地・校舎等の活用策について、今後の展望についてご所見をお伺いいたします。市民バス・スクールバス利用による通学時の安全確保策、特に学校統合や転入増による児童生徒の通学の安全確保について、お伺いいたします。

次に第2は、誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みについてであります。

昨年、富士山が世界文化遺産に登録されました。今後、国内外から多くの観光客が北杜市に

も訪れることと思われます。また明治、大正に生きた旅の歌人、酒の歌人として知られる近代短歌史に独自の位置を占めている若山牧水は木枯紀行の旅で大正12年10月31日、今の高根町念場ヶ原に来たときに詠んだ一首「枯すすきに からまつ葉の散り積みて 時雨にぬれし 色のさやけさ」の歌碑が平成3年3月、高根町農村環境改善センター前庭に高根町によって建立されています。この時代にも日本の文人たちが八ヶ岳山麓の地を訪れています。

そこで、以下質問いたします。

- 1．市内における観光施設（指定管理を含む）観光案内板、遊歩道（橋を含む）等の日常管理実態についてであります。日常の点検、維持管理はどのように実施しているのか。点検結果と事後の対応は、老朽化等に伴う施設の、今後の整備計画をどのように考えているのか。
- 2．温泉施設の使用料改定に至った経緯と改定の基本的考えについて、お伺いいたします。
- 3．滞在型観光を目指す取り組みがあればお示しください。また、これからの計画があれば合わせてお示しください。
- 4．市制10周年にあたり通年における記念行事や関連事業等のイベント内容と、そうしたイベント情報の市内外への発信方法について、どのように考えておられるのでしょうかお伺いいたします。

第3は、本市における指定管理者制度の今後の展望についてであります。

指定管理者制度は平成15年の地方自治法改正により導入されました。平成24年4月1日現在、指定管理者制度導入施設数は117施設、協定数で77協定となっています。昨年12月定例市議会においても公募・非公募合わせて28案件、33施設の指定管理者の指定の議案が審議されました。

そこで以下、質問いたします。

- 1．制度導入以来、今日までの成果についてのご所見は、また課題・問題点はあったのか、あるのか、具体的にお示しください。
- 2．現在、新たに導入を具体的に検討している施設はあるのか。また今後、導入を検討しようと計画しているのか。そのご所見をお伺いします。
- 3．今までに実施された指定管理者候補者選定委員会での選定過程の中で、問題となった案件はありますか。あれば、どのような内容であったのかお伺いいたします。
- 4．泉温泉健康センターの指定管理者選考についてであります。昨年12月議会においても指定管理者選考についての審議の中で、今まで1つの指定管理者が管理していた2施設が同じ建物の中に2つの指定管理者が入ることによって、管理運営上また危機管理の上からも問題はないのかと危惧され、議論された中で指定された経過があります。4月1日の指定管理開始に向けて作業が予定どおり進んでいるのか、お伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みについて、いくつかご質問をい

ただいております。

市制施行10周年記念行事、事業等についてであります。

今年は、北杜市が誕生してから10年の節目を迎えます。この10周年を記念し「NHKのど自慢」の公開生放送を4月の実施に向け準備を進めているところであり、北杜市の魅力を全国に発信できるものと期待するところでもあります。

さらに東京藝術大学や自衛隊のコンサートのほか市内中学生、高校生による吹奏楽コンサートなどの事業についても市制施行10周年記念事業として実施してまいります。

また国民文化祭の継承事業として囲碁まつりやフットパス、ジュニアコーラス、金田一春彦ことばの学校、稲絵アートフェスティバルなど市制施行10周年の冠を付し、市民の皆さまとともに祝い、また節目の年としたいと考えております。

情報発信については広報紙、市ホームページ、CATVなどを活用し市内外にイベント情報を周知してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

市民バス・スクールバスの利用による通学時の安全確保等についてであります。

市内の小中学校で市民バスを通学手段として利用する学校は小学校が長坂、泉、武川の3校、中学校では須玉、長坂、泉の3校であります。またスクールバスは7小学校に16台、3中学校に5台を運行しております。

市職員による運行については日常の注意喚起や車両の整備点検等、安全運行に努めているほか、運行を委託するスクールバスでは契約に基づく安全な運行管理および車両管理が行われております。

学校統合へ向けましては統合計画案にお示ししたとおり、生徒の通学の安全を確保するため通学路の見直しを行い、遠距離通学にはスクールバス等による通学の支援を行ってまいります。

また転入増による児童生徒の通学の安全確保については本年度、泉小学校への転入児童の増により市民バスが乗車定員を上回るため、大泉・長坂線へ児童用の臨時バスを運行し混雑の緩和を図るなど安全対策を講じたところでもあります。

今後も引き続き、状況に応じた安全な通学手段の確保に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

市有財産の適正管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空きとなっている公用地・建物についてであります。

現在、活用していない公用地・建物はございません。しかし、施設の統廃合により活用されていない普通財産は旧小泉小学校と旧明野学校給食センターの2施設があり、旧小泉小学校については課題の整理が終了後、公募により貸し付ける予定であります。旧明野学校給食センターについては建築後30年以上経過しており、老朽化も著しいことから解体する予定としており

ます。

また利用の申し込み状況については、旧小泉小学校において電話等により問い合わせや提案など数件いただいております。

次に、高根地区の小学校統合や市内中学校統合に伴う跡地・校舎等の活用策についてであります。先般、統合計画案が示されたばかりであることから計画が正式決定した後、活用策等検討してまいります。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理者制度導入の成果と課題についてであります。

平成18年の制度導入以来、利用者へのサービス向上と行政経費削減のため、指定管理者の努力と創意工夫による管理運営を行っていただいております。その結果、平成24年度決算では直営での管理運営に比べ2億5千万円を超える経費削減がされたこと、営業時間の拡大、利用者ニーズの把握による各種自主事業の実施されたことなどが制度導入の成果であると考えております。

また指定管理者制度を導入した施設は順調に運営されており、課題や問題はないと考えております。

次に指定管理者制度の新たな導入についてであります。現時点で新たに指定管理者制度の導入を検討している施設はございません。

次に指定管理者候補者選定委員会で問題となった案件についてであります。特に問題となった案件はありません。

次に、温泉健康センターが4月から指定管理が変わることで運営に支障はないかということとありますが、温泉健康センターにつきましては、4月からユアーズ静岡が指定管理者となりますが、業務の引き継ぎや雇用関係等、順調に進んでおり、4月以降、問題なく運営ができるという報告を受けております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

次に誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに観光施設、観光案内看板、遊歩道等の管理実態についてであります。

主要な観光施設の日常点検、維持管理の実施状況については指定管理者制度を導入し、協定に基づき適正な管理を実施しております。

また、指定管理者制度を導入していないトイレなどの観光施設については、シルバー人材センター等に管理を委託しております。

観光案内看板や遊歩道等については数多くの施設が存在し、日常的な管理が困難なことから観光協会や山岳会等のご協力をいただき、随時点検をお願いしているところであります。

点検結果と事後の対応については点検結果などを観光・商工課と総合支所で共有し、修繕等の緊急性や優先順位を判断し、利用禁止等の判断も含め速やかな対応を行っております。

老朽化に伴う施設の整備計画については、市内に数多くある観光施設のすべてについて老朽

化に対応する修繕や更新を行っていくことは難しい課題であるため、現在、公共施設マネジメント白書の調査が進んでいることから、これらを活用して施設整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。

次に、温泉施設の使用料改定についてであります。

料金改正に至った経緯については、第2次行政改革アクションプランで市営施設について適正な負担水準の設定、類似施設の整理統合、民営化の検討、施設の必要性等抜本的な見直しを行うこととしており、市内10の温泉施設について、そのあり方を昨年度から市内プロジェクトチームを編成し、検討を行ってまいりました。

改定の基本的な考え方については、温泉施設はすでに大きな財政負担となっていることに加え、今後さまざまな維持修繕費が見込まれることから料金改定を行い、温泉施設全体の市負担額を改善するものであります。

この料金改定の結果、改定後の経営状況を見極め、平成28年度末を目途に改めて経営状況を判断し、民間への譲渡や施設の廃止も視野に入れた検討を行うこととしております。

次に、滞在型観光を目指す取り組みについてであります。

滞在型観光を目指す取り組みとしては、平成19年に長期滞在型リゾートの杜の宣言を行い、長期滞在型観光の推進に取り組んでまいりました。また、本年度には新たに全国6つの地域の1つとなる新八ヶ岳観光圏として認定されております。市としてはこの2事業を一体的な事業と捉えており、観光事業者とともに連携して推進しているところであります。

今後は、地域の特性を最大限に生かした1000メートルの天空リゾートや日本有数の晴天率を生かした星見ほくとの推進など滞在型観光の取り組みをさらに進め、国の仮称でございますがブランド観光地域への登録を目指し、観光地域づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

市有財産の適正管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、道路等の日常点検および維持管理についてであります。

道路は基本的に管理者が適正な管理を行い、安全な通行の用に供することが原則であります。市道、農道、林道、法定外道路についてはそれぞれ管理者や受益者、利用者が適正な維持管理に努めているところであり、大規模な修繕等が必要な場合においては、道路の実態に合わせた対応を行っております。

また大雪等災害時の対策として、市民生活に支障を来たさないような策を講じているところでありますが、今後も地域の皆さまとの協働で安全・安心な道路管理に努めてまいります。

次に、公用地の未登記の内訳についてであります。

現在、把握している筆数については市道敷地4,001筆、農道敷地656筆、林道敷地627筆、法定外道路敷地125筆、合計5,409筆であります。

なお、道路敷地の面積および地目については、現状すべてを把握できていないのが実情であります。

次に、未登記解消に向けての取り組みについてであります。

未登記解消へは、道路建設担当の資料をもとに関係部署や各総合支所との連携を図りながら取り組んできたところであります。

また平成24年度からは新規公用地の登記も含め、業務をさらに円滑に行うため登記事務経験のある嘱託職員1名を委嘱しているところであります。

次に、今後の取り組みの具体策についてであります。

登記が難航している原因としましては相続の解消や抵当権の抹消、地権者・隣接者との境界立会い等が挙げられています。

今後においても早期の未登記解消に向け、努力をしております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

○3番議員（齊藤功文君）

第1項目の再質問を3点ほどお願いしたいと思います。

今後、道路のみならず公共施設の老朽化が進む中で市有財産の適正管理については対策を具体的にどのように進めるか。

2つ目として、未登記の内訳の中に莫大な筆数が未登記になっているというふうな今ご説明がございましたけども、統合計画のある高根地区の小学校を含め市内の小中学校の用地の中にこうした未登記の土地があるのかどうか、あれば具体的にお示しください。

3つ目としまして泉小学校、泉中学校には昨年以來、転入生が増えている状況です。そうした状況の中で、市民バスで通学している人が先ほどの答弁の中にもございましたけれども、私も父兄からのお話の中で先日、実際に朝の登校時と夕方の下校時に市民バスを利用したところ、この表現が適切かどうか分かりませんが、バスの中がまるですし詰め状態でありました。このような状態の中で児童生徒を含め、乗客の安全は確保できるのかご所見を伺います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

公有財産の適正な、公共目的が終わってからの使用をどうするかということですが、速やかにその問題点をクリアしまして適正に売却なり、ほかの利用に供するものにつきましては検討をして公用にまた戻すというような考えで運営していきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の市内小中学校、高校も含めて未登記の敷地があるかということですが、市内には小中高、合わせて21校ございますけども、学校の創設については各地域で寄附をした

りということで学校が創設された経過がございます。その中で未登記については4校が未登記の学校があります。そのほかにも敷地内に法定外公共物として道路とか水路なんかが公図上はあるというふうな状況でございます。

次に3点目としまして、泉小学校の通学の関係の問題ですけれども、泉小学校につきましては転校される方ほとんどが、この市民バスの利用をする地域に集中しているという現状がございます。先ほど答弁でも申し上げましたけれども、今年から市民バスを補完するという意味で臨時のバスを出しております。ただ、この泉小学校が利用している市民バスの5分遅れで大泉長坂線の北杜高校便というのが、主に泉中学校の生徒を対象にして運行しているわけですけれども、5分遅れということで中学校の生徒もこれに乗車をするというふうな状況が見受けられます。したがって、泉小学校と泉中学校のほうにはこの乗り方について今後、指導していきたいと考えておりますし、中学校の下校時間が早まるということもございまして、小中学生が同一の市民バスに乗るというふうな場合も想定されます。この場合には小中学校が連絡を取り合っておりまして、今、朝、登校時に出しています別便のバスも利用できますよということでご案内はしておりますので、こういった形で対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

公用地の未登記問題は市政の中でも大きな課題、先ほどの答弁の中でもあります。今議会においても塩川病院敷地内に存在する土地の所有権の確認の訴えなども提起された議案が出されております。また先ほどの答弁の中にも小泉小学校の跡地に見られるように、統合しても廃校になった跡地が今もって活用できない状況だと。こうした現状を見るに喫緊の課題として、現在の小学校を含め公共施設の敷地に未登記の土地が存在する場合は、早急に解決に向けての取り組みをしていただきたいと思います。ご所見を再度伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

公共用地の中に私有地等が入っているとかという問題につきましては、各担当部署と管財課等が連絡を取り合っておりまして早急にその問題点があるのか、ないのか。またそれが解決できるものとしたら担当課に解決してもらうように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第2項目の再質問をさせていただきます。誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みの再質問でございます。

まず3点ほどお願いしたいと思います。

1点は観光施設の中に川俣溪谷遊歩道の橋が2カ所、昨年夏の台風18号で流されたわけですが、通行止めになっておりますが、今後の復旧についてどのように考えておられるか伺います。

2点目、合併前多くの温泉が住民福祉の向上を主たる目的に設置・整備されていますけれども、今回の料金改定は大幅な改定であり、利用者から納得がいかないとの声を聞いております。現行では回数券を使うと1回230円、改正料金だと410円と約1.8倍の改定でございます。高齢者の方々だとか温泉を楽しみにしている多くの市民から見直してほしいという声を聞きます。市長は住民福祉に果たす温泉の役割について、どのようにお考えでしょうか。

次にイベント情報の発信方法について、1つ提案させていただきます。

昨年の国民文化祭のポスターのように、1枚もので年間を通したイベントがいつどこでどのような内容で開催されるかという、市内はもちろんのこと全国へそうしたものを発信できるかどうか、ご所見を伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

まず川俣遊歩道の復旧ということでございます。

遊歩道の点検整備については安全確保のために現在、通行止めをとらせていただいております。実はこれは近年の話になるわけですが、今まで想定しないようなゲリラ豪雨というのが発生する機会が非常に多いという状況がございまして、特に溪谷沿いなどの遊歩道につきましては、大きな被害を受けているという状況でございます。そうしたことから、流された橋等を含めて抜本的に、例えばルートも含めた今後検討をした中で、どういう方法がいいかということを検討させていただきたいと思っております。

次に温泉の回数券ということでございます。

温泉の回数券ということで、今現在280円という単価にはなるわけですが、これは料金を改定する前の13枚つづりの3千円という単価だと思います。ただ、これを例えば仮に残したとしても、当然今度は13枚つづりで4千円になれば300円台の単価になります。今度パスポートというふうな形でやった場合に1カ月のパスポートで7千円、ひとつきの換算ですと25日、入れるということになります。その4千円で13枚つづりを例えば2セット分、同じひとつき分と考えると8千円はかかるということが7千円で済むということも考えておりますので、そういった意味では必ずしも負担が大きくなったということでは捉えていないということでもあります。

また福祉という部分につきましては、今回、本年度から所管が観光・商工課に移ったということで、改めて10施設の財政面を改善するということを目指したということがございますので、まず一番、温泉の位置づけとしては公共性が弱く、特に市場性の高い、要因が強いということでもありますので、他県の例なんかも見ますとやはり受益者負担というものが原則という考え方が前提に出ているということも踏まえたところでございますので、ぜひご理解をいた

だきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤功文議員の再質問にお答えをしたいと思います。

10周年記念事業のほとんどが生涯学習課、教育委員会のほうの所管ということで実施をする予定でございます。したがって昨年、本年度開催しました国民文化祭の経験を生かさせていただきまして、共通した、いくつかのイベントを網羅したチラシですとかポスターなどを作成しまして、観光協会とも連携をしながら周知をして10周年を盛り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。3点ほど。

まず第1点は、この川俣の遊歩道は川俣溪谷自然観察遊歩道として観光案内図にもありますが、日常の管理体制は直接市が行っているということなんですけども、この遊歩道はキープ協会の自然歩道としても案内図に掲載されています。関係する利用者が多いと聞いております。そこで今回の大雪災害で、川俣溪谷も積雪が多く雪解け後の安全確保に対してどのように考えておられるのか、併せて伺います。

2点目、泉温泉健康センターを例にとりますと当時、県下でもいち早く温泉を設置した当時の大泉村長は住民の福祉と健康増進を目的に温泉を掘ったと。その結果、医療費が軽減になったというふうに話されております。料金改定の中で特に回数券というものは継続してほしいという声大きいんですけども、こうした声にお答えいただきたいと思っております。

3つ目、1つ提案させていただきます。

合併10周年を記念して北杜市に縁のある人でさまざまな歌に関わる人たちが、北杜市には在住しております。こうした地元で縁のあるプロであれアマチュアであれ、協力できる方には市のために一役かってもらうような施策をとれないものではないでしょうか。私の同級生の中にも「みずがき旅情」をはじめ、いくつかの歌を作詞しCDを作成した大泉町在住の浅川精君という同級生もいます。また長坂町出身の平井千尋さんも同級生の娘さんです。このたび歌手としてCDデビューを果たしています。2月27日付け、山日新聞によると将来は芸術を通して北杜市の地域活性化に貢献できる人間になりたいと話されています。10周年を契機にこうした北杜市に縁のある人々を生かしたイベント事業を今後、仕組むことができたらと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

川俣遊歩道の雪解け後の対応ということだと思います。

たしかにキープ協会のほうの自然観察園としての位置づけもございます。今年の場合は大雪ということで、まだ入れないという状況になっているということです。今後、雪解け後、毎年大泉の山岳会の方たち、そういった方たちにも協力をいただきながら整備を行っているというふうな状況もございますので、通行止め区間を除いてどんな利用ができるかということもキープ協会等と検討しながら対応していきたいと考えております。

次に福祉の目的で回数券を残すというご質問だと思いますけども、先ほど申し上げたとおり回数ということで考えると、先ほど申し上げたように値上げではないというふうな考え方もありますので、ぜひまたパスポートを多く利用していただいて有効に活用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

たしかに市内では市民の自主企画によりますコンサートなどが多く開催をされています。これも1つの北杜市の大きな特色であると考えておりますので、こういった市民自らの企画につきまちは、主催者等と協議をさせていただきまして営利性のないものについてはコラボレーションしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間1分5秒です。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第3項目について、本市における指定管理者制度の今後の展望について再質問させていただきます。

泉温泉健康センターの中で指定管理者が2社になるということで、議会の審議の中で施設および設備等の改善を要する個所があるのかどうかということも質問があったと思いますが、この点については施設の整備、改善等があったのか、またこれからするのかどうか。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの、齊藤功文議員の再質問にお答えいたします。

泉温泉健康センターの改修等について、以前にもお答えをさせていただいているというところではございますが、今回、今の指定管理である社協、それから新しく指定管理をとっていただいた方と移行の手続きをしているという状況の中で、先ほど企画部長が答弁したとおり、特

にそういった意味で何か改めて必要な施設があったという状況ではないという状況です。ですので今回スムーズにしているということで、4月1日に向けて切り替えの際に施設を閉鎖することなく運営が、皆さんに利用できていただけるというふうなやり方で今後できているという状況でございますので、今の現時点では改めて施設の改修ということで双方からの要望が出ているという状況ではございません。

このため今後、利用状況も見ながらまた施設側、お互いの社協、それから新しい指定管理者も施設側を利用するということが4月1日以降、始まりますので、そうした中で双方の意見も聞きながら、また対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にほくと未来、6番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

一般質問をさせていただきます。

大項目のまず1点目、平成26年度予算について3点お伺いいたします。

1点目は、財政健全化についてであります。

北杜市は合併し今年で10年目を迎えたわけでありますが、その間、財政運営につきましては無理・無駄を省き、緊縮財政に努め基金残高は合併時に比較し113億円増加しました。一方、市債の残高は271億円減額し、合わせて約400億円のプラスとしての成果を示しております。

また定員適正化計画に基づき、職員数の削減を行うとともに特別職や管理職の給与の減額を行う等の努力を重ね、財政の健全化を図っております。一方では国の新制度の情報を迅速かつ的確に捉え、補助金はもとより財政運用上、有利な交付金等をより多く確保し、特色ある施策、子育て支援策や超高齢化社会の到来に備えての諸事業、そして新エネルギー事業など北杜市の将来を見据えた特色ある事業に果敢かつ積極的に取り組んでいる姿勢は、評価に値します。

しかし地方交付税の合併特例は26年度を境に27年度から縮減に移行し、5年経過後の32年度には約45億円縮減されるという厳しい状況が迫っております。

そこで今後の財政見直しにつきまして、2点お伺いをいたします。

まず1点目でありますが、国において合併後10年の経過を評価する中で地方交付税の見直しが検討されていると聞いておりますが、その内容と本市への影響についてお伺いをいたしま

す。

2つ目としまして地方交付税は27年度から順次縮減され、32年度には約45億円、すなわち職員の人件費の総額に匹敵する大きな額の減額が想定されておりますが、それらへの備えとして26年度予算の中で捉えている対策についてお伺いいたします。

2点目ではありますが、新エネルギー推進策についてお伺いいたします。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市、これを総合計画の基本方針に掲げ環境日本一の潤いある杜づくり事業の一環として取り組んでおります自然エネルギー施策について、2点お伺いをいたします。

まず1点目ではありますが、自然エネルギーの利活用として先進的に取り組んでいる太陽光発電と小水力発電の現状について、お伺いいたします。

2つ目として、これらを踏まえての今後の自然エネルギー施策の推進のための方針についてお伺いいたします。

3点目ではありますが、公共施設再編計画についてであります。

合併に伴い、北杜市が引き継いだ公共施設の中には老朽化により使用困難なもの、また運用上、非効率的なもの、利用効率の低いもの等が存在していると思われまふ。それらを整理再編し運用効率の向上と市民の利用上の利便さを図るため、公共施設の再編計画に25年度から取り組んでおりますが、その進行状況と今後の推進計画について2点お伺いをいたします。

1つ目は26年度に取り組む公共施設再編シミュレーションの内容と、その推進方針についてお伺いをいたします。

2つ目としまして、公共施設再編計画の推進スケジュールについてお伺いをいたします。

大きな項目の2つ目であります。中部横断自動車道の整備促進についてお伺いをいたします。

中部横断自動車道は、沿線の住民が安心して暮らせる命の道となります。また物流関係の動脈となります。そして広域観光ゾーンの開発整備のための重要な生活インフラでもあります。今年2月14日、15日の大雪により市民の皆さまは改めてこの道路の重要性を強く感じていると思ひます。また一昨年12月の笹子トンネルの崩落事故に続き、1年余りで二度も山梨県が陸の孤島となってしまったことは、今後異常気象等が想定される中で中部横断自動車道の整備促進への市民の期待は一層強まっております。

今、国土交通省、関東地方小委員会で計画段階評価をもらっているとのことですが、早期実現へ向けての推進対策について、お伺いをいたします。

以上で質問を終わります。よろしくお祈ひします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6番、加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の財政健全化の取り組みにご理解をいただきながら、平成26年度予算についていくつかご質問をいただいております。

はじめに、財政健全化策についてであります。

国においては交付税の合併特例措置が終了し、5年間の激変緩和期間に入っていく団体が増加することに対応して、平成26年度以降、普通交付税の算定方法の見直しを行うこととして

おります。

この見直しの内容としては、合併団体の支所に要する経費を旧市町村の役場を支所とみなして算定すること、合併により市町村の区域が拡大したことにより増加が見込まれる消防や保健・福祉サービスに要する経費の割り増しを行うこと、標準団体の面積を拡大し公民館等の施設数などの見直しを行うことの3点が柱となっております。

このうち平成26年度においては支所に要する経費の算定方法の見直しが行われ、平成26年度以降、3年間をかけて3,400億円程度の改善が行われ、合併特例措置終了後の本市の基準財政需要額につきましても、所要の加算が行われる見込みであります。

一方、交付税の合併特例措置終了後への備えとして、平成26年度当初予算の中で行った対策としては、市債の発行額を当該年度の元金償還額の範囲内に抑制して、市債の残高を増加させない方針を堅持し、また過去最大規模となる20億1千万円にのぼる市債の繰上償還を実施するとともに、農業生産法人の誘致や大規模太陽光発電所設置を推進するなど自主財源の確保にも取り組んでいるものであります。

次に、今後の自然エネルギー推進策についてであります。

自然エネルギーは電力供給安定確保、地球環境保全の観点から計画的に開発、促進されるべき重要なエネルギーであると考えております。その活用は、本市の特色ある自然を生かした運用が期待できることから、広くより一層の普及啓発活動を行い、引き続き住宅用太陽光発電システム設置補助金制度の継続、市内公共施設への太陽光発電・蓄電設備の設置に取り組んでまいります。

また平成26年度から北杜市新エネルギー推進機構を核として遊休地の活用を図り、市民、団体、企業、行政との協働による環境施策の推進を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

6番、加藤紀雄議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度予算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設再編シミュレーション業務についてであります。

普通交付税が段階的に縮減され、財政規模の縮小が必要となることから設置目的が重複している施設等の統廃合を行うため、早期に再配置に向けた方針を定めて維持管理費や建て替え費用を削減していく必要があると考えております。

そのことから、平成26年度には公共施設の再配置に向けた基本方針を定めるにあたり、保有施設の再編シミュレーションの実施や再編シミュレーションに基づく効果の試算等を行うこととしております。

次に、公共施設再編計画の推進スケジュールについてであります。

公共施設の再配置に向けた基本方針については、再編シミュレーション等の試算結果や市民アンケート等をもとに庁内において検討を行い、必要に応じ専門家の意見も取り入れ、平成28年度を目途に仮称、公共施設再配置基本方針を定める予定であります。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

6番、加藤紀雄議員の自然エネルギー政策の現状についてのご質問にお答えいたします。

市ではこれまで地球温暖化対策・エネルギー問題の解消実現に向けて、本市の持つ恵まれた自然環境や市民の環境問題への意識の高さなど地域エネルギーともいべき資源を活用し、太陽光発電や小水力発電などの新エネルギーの普及促進に努めてきたところであります。

これまでに北杜サイト太陽光発電所をはじめ、永井原太陽光発電所や市内学校施設等、公共施設40カ所に約3.2メガの太陽光発電設備が設置され、2月末までの本年度の発電量は北杜サイトで274万6千キロワットアワー、市内の小中学校においても120万9千キロワットアワーとなっております。

これに伴い全量買い取り制度により長期にわたる一定の収入が見込めることから、環境教育事業などによる啓発活動や住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度など各種事業が展開されているところであります。

なお、家庭の発電設備ではこの補助金制度を活用し、現在まで市内812軒の設置がされ、市内全体では約4.7メガの発電設備が設置されております。

また小水力発電事業については、村山六ヶ村堰水力発電所および官民パートナーシップ事業に伴う小水力発電所3カ所を含む計4カ所で運転され、市営の村山六ヶ村堰水力発電所においては地元関係者のご協力もいただき、発電量224万キロワットアワーと2月末現在で年間目標電力量に達しているところであります。

市では引き続き、新エネルギーのトップランナーとして市民、企業、行政が協働し、新エネルギーの施策の推進を図っていきたくと考えております。

なお現在、高根町清里地区において官民パートナーシップとして大規模太陽光発電設備の導入を計画しているところであります。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

6番、加藤紀雄議員の中部横断自動車道の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

静岡県静岡市と長野県小諸市を結ぶ中部横断自動車道は日本の大幹線として、また先月の大雪などによる中央自動車道の通行止めが山梨県全域および北杜市に及ぼした影響を見ると、災害時の緊急輸送路や医療施設への緊急搬送路など命の道として重要な機能を果たすとともに地域間の連携の強化、物流の効率化による経済活動の活発化など北杜市の将来にとって大きな財産となり得るものとして、多くの市民から期待されております。

すでに清水双葉間の南部区間、八千穂佐久間の北部区間は整備が進められ、順調に工事が進捗している状況であります。本市を含む長坂八千穂間においてはははまだ基本計画区間となっております。

市ではこれまでも議会の皆さまとともに、中部横断自動車道長坂八千穂間の整備計画区間への早期格上げについて、国・県に対し要望等を行ってきたところであります。特に山梨県全域に影響を及ぼした先月の大雪にあっては、高速道路が持つ意義を改めて認識させられたところであり、市民の皆さまの意見や思いをしっかりと国に伝え、今後も早期の実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

○6番議員（加藤紀雄君）

まず最初に、財政健全化策について再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、国は交付税の合併特例措置終了後の対応としましては普通交付税の算定の見直しを行う。それらについて26年度以降、3年間で3,400億円程度の改善がされるとこんな答弁がありました。

そこで地方交付税を見た場合、32年からは45億円減るよと、こんなことをずっと心配しておったわけでありますが、今回のこの見直しによってこの45億円が、例えば減るのは45億円ではなくてそれらがもっと少なくなるとかということについて、本市への具体的な影響について、まだ先の話ですから細かい数字は無理かと思いますが、想定範囲で結構ですので分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

斉藤財政課長。

○財政課長（斉藤毅君）

加藤紀雄議員の再質問にお答えをします。

国では市町村の変化に対応しました普通交付税の算定方法の見直しにつきまして、平成26年度以降、5年程度の期間をかけて順次実施していきたいと考えているところでございます。したがって、全体の見直しが終了する5年後までにはどのくらいの金額が圧縮されるのかについて、暫定的に申し上げることはできませんが本市も加入しております合併算定の終了に伴う財政対策協議会におきまして、総務省から合併後に一生懸命行革の努力をしてきた団体につきましては、現在の縮減額の大体5割程度を戻してあげれば財政運営に影響がないというふうに認識しているとの考え方が示されているところでございます。

そういった考え方を考慮しまして、仮にその5割程度が戻るというふうに想定をしますと、本市におきましては、現在言われております45億円程度のお金が22億円から23億円程度になるのではないかとこのように想定することができるものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

今、答弁を聞きましてちょっと財政面ではほっとした部分があるわけでありましたが、白倉市長、合併以来、財政の再建を最重要課題として取り上げて、職員一丸となって一生懸命頑張ってきました。今、財政課長の答弁によりますと行政改革等に一生懸命取り組んだ優秀な市町村には交付税でなんとか対応しようという国の方針が出たようでありますから、やはり北杜市が努力した成果がここに出ると思います。ここで交付税面でプラスがあるわけでありましたが、決して気の緩むことなく今まで続けた財政健全化について、一生懸命これから努力していただくこと、このことを期待しまして財政健全化に対する質問から次の2番目の新エネルギー推進

策についての再質問に移らせていただきます。

お答えの中で高根町清里地区で官民協働パートナーシップ事業として、大規模太陽光発電設備の導入を計画しているとのことですが、その事業の実現の見通しとその事業内容について、具体的に何点か質問させていただきます。

まず1つ目は共同事業者となる会社は、どのような会社なのか。そして北杜市とその会社が共同でこの発電事業に取り組むと聞いておりますが、どんなような契約関係を持って進めていくのか。それとあと事業の負担区分と責任割合、そして事業の規模等についてお伺いしたいと思います。

またこの事業に取り組むにあたり、これは非常に重要なことではありますが、この事業、民間と北杜市が組んでやることによって、北杜市にどのような具体的なメリットがあるのかお伺いしたいと思います。

最後ですが、推進のスケジュールについてお伺いします。

以上よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

6番、加藤紀雄議員の再質問にお答えいたします。

共同事業者は合同会社クリーンエナジー清里の森でございますが、太陽光発電事業者として発電事業すべての業務を専門的に行い、事業の継続性・安定性を確保するために大手証券会社により設立された合同会社でございます。基本協定の締結に基づく契約としております。

事業負担区分といたしましては、事業者は施設の建設から管理運営・撤去まで、市は用地の確保および地元における連絡調整へとなっております。また市は出資をしていないことから法的責任は存在しないということになります。計画地は清里地内、旧檜山牧場跡地で総面積23.2ヘクタールのうち既存山林9.2ヘクタールを残し、牧草地として利用しておりました14ヘクタールにパネル約4万2千枚により約10メガの発電規模となり、また送電線は地下埋設にするなど景観に配慮した計画となっております。

本事業の導入により本市における新エネルギー政策の推進、遊休地の有効活用や税収、環境協力金等、財政面への貢献、また雇用創出などの地元活性化策等のメリットが考えられます。さらに環境教育事業など啓発活動の推進や環境創造都市北杜市のPRにもなるものと考えております。去る2月26日付けで知事より環境影響評価調査の必要なしという判定を受けたことから現在、臨時開発協議や基本協定の締結など所定の手続きを進めており、平成26年度着工、平成27年11月稼働を目標としております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

再々質問をさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

1項目はもう再々まで終わりました。

今度、再質問できるのは2項目めです。項目を変えてください。

○6番議員（加藤紀雄君）

大変失礼しました。

それでは、中部横断自動車道の整備促進について再質問させていただきます。

中部横断自動車道と同時期に着手した他県の2カ所の道路につきましては、すでに1年余りで計画段階評価を終了し、次の段階へ進んでいると聞いております。一方、中部横断自動車道につきましては計画段階評価に入りまして3年を経過し、現時点でまだこの計画段階評価に留まっております。他の2カ所の道路に比較し、推進が遅れている理由と今後のこの対応策について伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

加藤紀雄議員の再質問について、お答えします。

まず、計画段階評価の状況についての説明をさせていただきます。

平成22年に全国で先駆け3カ所の事業個所についてが、国のほうで計画段階評価の個所として選定されました。議員がおっしゃられるように、ほかの2カ所については東北と北海道の道路区間のほうで行われていますが、すでに23年度に終了されています。残った中部横断自動車道の取り扱いについては、平成22年の12月に第1回の関東小委員会の開催以降、平成24年10月の第6回小委員会の開催までの間、それから第6回小委員会で設置されましたワーキンググループにおける3回にわたるご審議、それらのご審議等が丁寧な形の中で進められているのが現状かと思えます。

そういう状況の中で現在、第3回ワーキンググループの中で決定されましたルート帯の決定という形の中の、事実上の決定事項のものを受けて第7回の小委員会の開催が近々に開催される見込みだと考えております。これらの状況の中、第7回の小委員会の開催が行われることによって事実上の計画段階評価の終了というふうな形の中で、本市のほうでは認識しております。

今後の対応については、それらの状況についてを注視しながら計画段階評価の終了を今の段階では待つという状況になっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは中部横断自動車道の整備促進について、再々質問をさせていただきます。

今、清水次長さんの説明では中部横断自動車道につきましては丁寧に審査をしているとお答えを伺ったわけでありますが、こういう事業はタイミングも大事なのでできるだけ市民に答えて、前へ早く進んでほしいなとこんな希望を持っております。

特にこの計画段階評価は多くの市民の皆さまの意見・要望等をお聞きして、その意見・要望

等をできるだけ計画に反映しようという試行的な取り組みであると聞いております。市民の視点に配慮した、このような制度は先進的な取り組みであると思います。

このような、今までの進められている状況を見ている中で懸念されているのは、北杜市では昨年1月の終わりから2月の中旬にかけて、市内10カ所で地元それぞれ丁寧な説明会をし、住民の意見を聞いております。その後、進捗状況等、だいぶ月日も経ったわけでありませんが、その後の進捗状況から判断しまして、一部の少数の反対意見等があまりにも大きく取り上げられすぎているのではないかという状況が払拭できないことを懸念しております。

私は今までいろいろな場面で多くの人たちと意見を、この問題について意見を交わす機会がありました。その中でほとんどの人たちは中部横断道の早期実現を前々から待望しており、なぜもっと早くできないのかと、多くの皆さんがそんな意見を言っております。

大きな事業でありますから少数意見に耳を傾けることは大切なことではありますが、事業を進めるにあたっては時間と判断のタイミング、そしてグローバルな視点からの決断が非常に重要であると思います。

答弁でもいただきましたが、早期実現への市民の皆さまの意見や思いをその北杜市の実態を今までも増して一層積極的に国へ伝えていただき、他県の2カ所の道路に決して遅れをとらないように中部横断自動車道の早期実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。それらに対する決意のほどを最後にお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

加藤紀雄議員の再々質問について、お答えします。

現在、本市においてはこの整備に向けての取り組みとして、ワーキンググループの中で付帯条件とされています市民協働での体制の構築という形の中のものがござります。これについては現在、整備前提という形の中で、市として必要なものがあるのかというものの考えを市民の声を聞きながら進めているということが現状、昨年の7月から設置しました中部横断自動車道活用検討委員会において行われています。これらの中での市民の声を聞くという形のもの、今後さらに多くのご意見を聞く中で、整備に向けてのもの、市としての考え方、それらをとりとまとめた形の中のものをしっかりと国・県にお伝えし、整備に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、加藤紀雄君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次にほくと未来、7番議員、原堅志君。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

昨日の福井代表の質問の中にもありましたが、災害対策の重要性は言うまでもなく災害に関して昔から「地震 雷 火事 親父」、「災害は忘れたころにやってくる」、この2つは怖いことのためたとえて普段から心構えとして、よく耳にいたします。今回の教訓を次に生かすためにも防災計画に盛り込むことは意味がありますが、しかし歴史は繰り返します。新たなマニュアルにない事態に遭遇することがあります。

その一例としてお話ししたいことがございます。実は北杜高校卒業生のことですけれども、この子どもたちが平成7年に生まれました。平成7年と言いますと皆さんもご存じのとおり阪神・淡路大震災、オウムサリン事件等、それから15年、中学校3年生の卒業式のあと3.11、東日本大震災、それとおまけがつかしました。中学3年を卒業して高校2年、修学旅行の出発の日、もう少し早ければ皆さんもご存じのとおり笹子トンネル天井板崩落事故に遭遇する寸前でございました。そして今回の大雪で学校が1週間休みとなり、このように何が起きてても不思議ではない時代になっております。だからこそ、定住環境整備に重要性が出てきたと考えております。

では質問に入らせていただきます。

近年、市長をはじめ行政各位のご努力により白州町内、大手企業勤務者数はサントリー関係で420人、JA熊本果実連白州工場で300人、シャトレーゼで200人、コココーライーストジャパン84人、大手4社で約1千人となっております。昼人口の増加している現状でもあります。また懸案でありました甲斐駒広域農道もいよいよ舗装を残して全線開通の運びとなり、観光道路として活用されることと考えております。

皆さんもご存じのとおり、この甲斐駒農道に関しましては白州町民が国道20号線の代替道路として、われわれの先代から待ち望んでいた道路でございます。市長が県会議員のときに通称、ルート橋までいきましたけれども、この路線についてはできないということの中で、現市長の白倉市長がご努力いただきまして延長になりまして、私の記憶ですと平成3年前後だと思えますけれども、この甲斐駒広域農道の復活がなされた経過がございます。そんなことを含めながら、次の2項について質問させていただきます。

今年度から事業推進していた子育て支援住宅は第1期が須玉地区で、26年度に建設着工予定、第2期が大泉地区、第3期が武川地区へ準備を進めていくとの方針であります。一方、8つの杜づくりの均衡ある発展のためにも市営住宅建設は欠かせない施設であると考えます。そこで地区により入居対象市営住宅にバラツキが見られます。白州地区にも市営住宅の整備を望む声が以前から強くあり、次の点についてお伺いいたします。

まず1点目として、市内の入居対象市営住宅の地区別利用状況は。

次に料金体系の見直しが4月から実施する旨、入居対象者に通知されましたがどのような基準をもって料金設定をしたのか、お伺いいたします。

次に、入居対象外の市営住宅と住宅の管理状況と活用策は。

最後に、今後の市営住宅整備計画の中で白州地区の整備はどのように位置づけられているか

お伺いいたします。

2項目めとして、南アルプス国立公園ならびに八ヶ岳中信高原国立公園指定50周年事業について。

昨年9月、ユネスコエコパークに南アルプスが国内推薦を受けました。今年6月、スウェーデンにて開催されるユネスコの理事会において登録の可否の決定が予定されているところです。

市長の2月28日の所信表明で6月に南アルプス国立公園、ならびに八ヶ岳中信高原国立公園指定50周年を迎えるにあたり、モニュメントを作成し設置と併せ記念イベントを開催予定していると表明されました。そこで50周年記念事業について、下記の点についてお伺いいたします。

昨年12月22日、環境省ならびに南アルプスを擁する3県10市町村による南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会が設立されましたが、実行委員会についてどのようなものかお伺いいたします。

2点目として、八ヶ岳中信高原国立公園指定50周年については、どのような動きになっているかお伺いいたします。

3点目として、北杜市の独自の事業として実施予定のモニュメントと記念イベントについて、どのような内容かお伺いいたします。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

7番、原堅志議員のご質問にお答えいたします。

南アルプス国立公園ならびに八ヶ岳中信高原国立公園指定50周年事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、南アルプス国立公園指定50周年記念事業実行委員会についてであります。

この実行委員会は、昨年12月22日に環境省の呼びかけにより山梨県、長野県、静岡県と本市を含む関係10市町村で立ち上げたところであります。主な事業としてはシンボルマークの公募、4月に東京都でのPR事業、5月に長野県での記念式典、7月に静岡県でのフォーラム、10月に山梨県での記念イベント等を予定しております。

本市においてもこの事業に積極的に関わるとともに市独自で甲斐駒ヶ岳をはじめ、南アルプスのPRや誘客活動を図ってまいりたいと考えております。

次に八ヶ岳中信高原国立公園指定50周年記念についてであります。南アルプス国立公園とともに積極的にPR活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、市独自のモニュメントと記念イベントについてであります。

指定50周年の節目の年でありますので、市の誇る自然資産や両公園をイメージしたモニュメントを公募により制作し、道の駅などに設置してさらなる観光誘客を図ってまいります。

また、記念イベントとしては有名アルピニスト等を招いた記念講演会のほか、甲斐駒ヶ岳や八ヶ岳においてイベントを計画し、本市の山岳資源の素晴らしさや大切さ、「山紫水明 日本一の北杜市」を市内外に発信してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

7番、原堅志議員のご質問にお答えします。

北杜市営住宅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の入居対象市営住宅の地区別利用状況についてであります。

市営住宅は現在49団地1,433戸あり、地区別の内訳については明野町3団地58戸、須玉町7団地329戸、高根町14団地289戸、長坂町5団地266戸、大泉町5団地128戸、小淵沢町7団地203戸、白州町4団地43戸、武川町4団地117戸となっております。

なお、市内にある県営住宅については9団地258戸があります。

次に、料金体系の見直しについてであります。

公営住宅の使用料は、入居者からの収入報告に建築年数や団地周辺環境および住宅設備の生活環境を考慮して算定しております。

今回の見直しは市内住宅の公平性を図るため、合併前に町村ごとで定められていた団地の利便性係数を考慮した算定基礎数値について、平成26年度の使用料から統一した基準による算定といたしました。

次に、入居対象外の市営住宅の管理状況と活用状況についてであります。

現在、耐用年数が経過した木造戸建て住宅は退去後に解体し、更地として管理しており、今後は市営住宅として利用しない用地については、定住促進住宅建設用地などによる有効活用を図りたいと考えております。

また建築年数が経過し大規模修繕が必要な住宅については、入居者に仮住まい等をお願いしながら随時修繕を図ってまいります。

次に、白州地区の整備計画についてであります。

白州町には竹花2号団地、横手団地、宮の上団地、横手南団地の合計4団地43戸の市営住宅があります。

市営住宅総合活用計画では宮の上団地は個別改善、横手南団地は維持保全、竹花2号団地は用途廃止、横手団地と併せて建て替えるとされております。

今後は人口動態を見ながら、需要等を検討する中で随時整備を図ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

原堅志君の再質問を許します。

○7番議員（原堅志君）

では再質問させていただきます。

まず1点目の北杜市営住宅について、2点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目に、これは現在入っている方が急に料金が上がってしまったという中で、先ほど答弁にございましたように料金体系の見直しを大幅にしたのか、それともある世帯によりますと倍増したということで、非常に声が出ております。これは当然、先ほど答弁でもございましたように公平性を保つために見直したということですが、それについてそれぞれの世帯に

どのような対応をしてお説明をしているのか、これをまず1点お伺いいたします。

次に私の資料ですと25年1月現在なんですけども、市内入居対象者ですね、現実に入っている対象住宅の戸数からいっても明野は50戸、須玉が177戸、高根が224戸、長坂が184戸、大泉が50戸、小淵沢が142戸、武川が61戸、白州で20戸と、そういう意味でも戸数からいっても先ほど答弁の中にございましたけども、団地の数からいっても白州は相当低いという状況下にあるという中で、この北杜市公営住宅等長寿命化計画推進で、この白州町の住宅について、ぜひ乗せてもらいたいという中で、先ほど答弁の中に竹花と横手団地を一体化した中で考えるという話をございましたけども、再度そのへんについてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

原議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、今回、料金改定に伴いまして料金がだいぶ上がった方がいるということでございますが、入居者に対して料金改定等、どのように説明していくのかというご質問がまず1点目かと思えます。

まず1点目につきましては、平成21年度になります公営住宅法が改正されました。その改正内容でございますが、入居可能な所得が引き下げられたことにより、激変緩和措置が終了する平成26年をもって市の料金を統一していかなければならないということがございまして、入居者につきましては説明をしておるわけでございます。

また料金改定につきましては利便性係数というのがございまして、これは見直し項目になるわけですが、まず住宅周辺の環境、駅、また高速のインターチェンジ、また公共施設等がどういふふうにあるのかなという利便性係数をまず1点、見直しました。また住宅の設備、これは改装ですね、あとトイレの関係とか駐車場、こういうものも見直しをしたということでございます。改正、利便性の係数についても入居者についてご理解を得るためにご説明等をしてきたところでございます。

あと1点でございますが、先ほど原議員のほうから白州地区につきましては、ほかの地区に比べて住宅戸数が少ないんじゃないかということでございまして、今後どうなのかというご質問が2点目だと思います。

現在、白州町には先ほどもご質問がありましたが、大手企業等がありまして、約1千人近くの従業員の方が白州地区の企業に来られているということでございます。

それで現在、市内におきましてはサンコーポラス住宅、これは以前、雇用促進住宅を市が約2億8千万円ほどで買い取りまして、そこを今、市単独の就業促進住宅ということで使っております。それと1団地、同じくこれは市営なんですけど、須玉地区に就業促進住宅というのが1団地ございます。計6団地370戸、市内には就労住宅があるという状況でございます。

それで今後、白州地区はどうするのかということでございますが、現在、白州地区の後継者の居住状況、また誘致企業も何社か来ていると。それから当然、先ほども出ましたように広域農道がつながるといふことで、すでに新規就農者も入っておりますし、今後も就農者が入ってくる可能性もあるということと、また大企業の従業員、すでにいる1千人を含めまして居住状

況を確認しながら、随時整備を進めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

再々質問させていただきます。もしよろしかったら市長、ぜひお答えいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

料金体系については、ぜひ若い人たちが北杜の地へ住みたいということで、こちらのほうへ来ておりますので、ぜひそれぞれの世帯が納得いくような行政の説明をしていただければと、そんなふうを考えてございます。よろしくお願いいたします。

それで白州におきましては、昭和37年に竹花1号団地が10戸で建設されまして、先ほど答弁にありました2号団地は44年に15戸建設されました。そのうちの5戸がまだ更地になっていないという状況下であります。

そこで白州地区で平成3年の5月に山梨県住宅公社によりまして、白州団地の起工式が行われました。この団地が完成しましても、当初は売れ行きが悪くてなかなか売れなかったという状況がございました。ところが平成13年の1月ですけれども、道の駅白州が完成しますと団地の売れ行きが好調になりまして、現在は完売状況で、団地は約50世帯ですけれども、そのまわりに住宅地ができてきているという状況下が発生しております。

そんな中、町内の市の財産であります市有地の交換など有効利用しながら、ぜひ市長が今回表明されております、26年度に策定される予定になっております定住促進計画の中にぜひ白州地区の整備の位置づけができないかということで、ぜひこれについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が改めて申し上げるまでもなく、私ども北杜市にとって超少子高齢化社会、人口減少は大きな市政の課題になっていることは確かであります。若者がなんといっても魅力を感じて住める環境づくりが必要であるということも今さら申すまでもありません。執行としては、これからも就労の機会と居住環境を整えるということが大変大きな課題であると思っておりますので、原議員のご指摘も大きな参考にしながら応えていきたいと思っております。

そういう中で、今日は率直に言って一昔前はなんとなく地方の田舎が居住環境としていいぞという時代がありました。でも今、率直の思いからすれば、田舎の中で都会がいいぞというような感じが居住環境としてあるような気がします。

いずれにしても、適当な場所があるかという最大課題がありますけれども、白州町も1千人を超えるような就労の機会がある中で居住環境は必要だという認識をしておりますので、そんなところを含めて研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

1の料金、住民が納得するような説明をという1番の答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

どうも失礼しました。

それでは料金の関係でございますが、入居者が納得していただけるような説明をということでございますが、すでに26年の4月1日から改定をするということでお知らせ等をしてきているところでございますが、当然、先ほども議員さんが言われたように料金が、これは所得が反比例するわけですが、所得が多くなれば当然、家賃も上がると。それが今回の改正に伴いまして、ちょっと大幅に上がったという経過もございます。その上がられた方につきましては、十分うちの担当のほうからその改正、また上がる理由等の説明を再三してきている経過もございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

次の南アルプス国立公園、ならびに八ヶ岳中信高原国定公園指定50周年事業について、1点だけ再質問させていただきます。

先ほどモニュメントにつきましては、道の駅にできればつくりたいんだというご答弁がありました。私もできれば白州については、ぜひ白州の道の駅につくってもらえればということをおわれわれの仲間の中の声も聞いておりますので、ぜひそんな方向で検討していただければ本当にありがたいと、そんなように考えています。

そんな中で50周年事業を、ユネスコパークが登録の予定もでございます。そんな活動の中に、この50周年をぜひつなげながらしていくことが重要と考えますけれども、このへんの啓蒙活動について1点だけお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

原議員の再質問にお答えいたします。

モニュメントの建築と合わせ、ユネスコエコパークの啓蒙ということだと思います。

今回のモニュメントの建設につきましては国立・国定公園50周年の関連事業ということで建設をするものでございます。合わせて合併10周年ということで、その記念事業の意味合いも持って改めて本市の魅力とまた国立・国定公園の存在をアピールする記念碑というふうになるもので、本年以降もまた国立公園の優れた風景とともに本市をPRする、アピールすることによって引き続き効率的な誘客を図りたいというふうに思っております。

またこれに併せまして、構成員の今回の10市町村もそうですけれども、こういった構成員の共同の取り組みなども強化をする中で、エコパークやまたジオパークといったものへ発展させるための取り組みを、やはり皆さんに周知をかけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、原堅志君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

2項目について、質問させていただきます。

1項目めは、健康増進についてであります。

日本は国民皆保険のもと、誰でも安価で安心して利用できる医療制度を維持しております。そして世界に誇る長寿社会を実現しております。健康で長生きできる日本は安定していて素晴らしい社会だと思います。

一方、年々医療費をはじめ社会保障費は国においては1兆円という規模で増加しております。負担を減らすために給付を減らすといっても、なかなか限界があります。むしろ将来の負担を発生させないような方策を今から地道に進めていくことが逆に早道だと私は考えます。

近年、医療費の増加の原因に生活習慣病の増加があります。糖尿病、高血圧などの生活習慣病は自覚症状がなく進行し、痴呆や要介護状態の主な原因となります。そのため若年・中年世代から健康診断によるうつ病の早期発見・早期治療により、うつ病の重症化を防ぐとともに日ごろの生活習慣を見直すための保健指導による予防対策が重要であります。

北杜市でも特定健診（メタボ検診）やガン健診などの各種検診を行っておりますが、若年や中年世代に将来のリスクへの意識を持ってもらい、受診率を上げることが課題でもあります。健康増進、医療費削減について以下、質問いたします。

- 1 総体的に30歳代から50歳代の健康診断受診率が低い傾向があります。仕事が忙しい、煩わしい、まだ病気になるはずがないという意識の表われかと思いますが、どのような改善策を考えているのでしょうか。
- 2 北杜市では国民健康保険加入率は34.8%であります。国民健康保険は医療保険の最後のセーフティネットといわれております。北杜市において、未納などにより国民健康保険に加入していない割合についてお聞きいたします。
- 3 医療費は北杜市全体でも伸びておりますが、1人当たりでも大きく伸びております。主な要因について伺います。
- 4 60歳を超えると高血圧と糖尿病で通院する方が増えます。30歳から50歳代の方の予防を徹底するべきだと思いますが、現在の取り組みについてどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。
- 5 死因の1番はガンであります。ガン検診受診率の割合と現在の取り組みについて、お聞きいたします。
- 6 食生活改善推進員、保健福祉推進員が活動されております。活動内容はどのようになっているのでしょうか。
- 7 市や教育委員会が主催する検診やスポーツ教室などに市民が参加すればメリットがあるような事業が全国で行われ、成果を挙げております。北杜市でも市民が楽しく健康づくりを行えるような制度を考えるべきだと思います。見解を伺います。

8. 医療費を減らすためにジェネリック医薬品の促進を国でも進めております。ジェネリック医薬品は特許期間が満了したために、開発費がかからず同等の医薬品より安価に購入できる医薬品です。通常より2割から7割、安くなる医薬品もございます。市民への周知、啓蒙を含め現在の取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、放課後子ども教室について質問させていただきます。

現在、子どもの居場所づくりの一環として放課後子ども教室(わくわく教室)以下わくわく教室と言わせていただきますが、市内8カ所で行われております。英語教室や工作体験など地域それぞれの特色ある素晴らしい事業が行われております。

私は子どもの教育を考えることは1. 将来の北杜市や日本を考えることだと思っております。それ故、子どもの教育に地域に多くの大人が関わることは大変大事だと思っております。たくさんの方がわくわく教室にボランティアで関わってほしいし、内容も議論してほしいと思っております。

放課後子ども教室は学習の補完、体力向上、地域の伝統の継承、放課後の子どもの居場所などが目的であります。今後は現在行われていない学習の補完、体力向上に役立つような内容の拡充ももっと図るべきと考えております。

現在、運営は地域の有償のボランティアの方々が行っております。ボランティアの方々には教室の準備や教材費などを自前で負担することもあると聞いております。また各教室が資金面で大変ご苦労されていると聞いております。ボランティアの人数の確保にも大変ご苦労されていると聞いております。少子化対策、定住促進のためにも放課後子ども教室の内容、ボランティアの人数、教室の回数も拡充するための予算を増額すべきと考えております。

以上により、2点質問いたします。

例えば長坂のわくわく教室では100人以上の参加がございますが、冬の寒い時期でも体育館で英語の授業が行われております。学校の空き教室を使用できるようにするなどの連携を教育委員会、学校と積極的に図るべきと考えます。市と教育委員会の見解を伺います。

2番目といたしまして、講師を調達する予算がないとかボランティアが集まらないなどの声を聞きます。予算を拡充してボランティアの人数、教室の回数、教材費などを拡充し学力不足の解消なども行っていくべきと考えますが、見解を伺います。

以上、ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長(渡邊英子君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

健康増進について、いくつかご質問をいただいております。

30代から50代の健診受診率の改善策についてであります。

本年度の総合健診の実施結果を見ますと、国民健康保険の30歳代から50歳代の対象者は5,242人で、そのうち受診者数は2,358人です。

市としては、受診対象者への通知や市の広報紙等での周知のほか各地区の保健福祉推進員などにご協力をいただいて受診勧奨に努めているところであります。さらに、本年度は受診率を上げるように乳幼児健診時に夫婦で受診をするよう呼びかけており、また事業主から勧奨して

いただけるよう、北杜市商工会へもご協力をお願いしているところであります。

次に放課後子ども教室推進事業について、いくつかご質問をいただいております。

空き教室の活用についてであります。

放課後子ども教室推進事業は、学校の空き教室や生涯学習施設など地域の実情に応じた場所にて実施しております。

平成25年度は8つの教室すべてでプログラムの内容によって小学校と連携し、体育館や校庭、プレイルームなどの空き教室、理科室や調理室などの特別教室を活用して事業を実施してまいりました。

平成26年度についても小学校と連携し、空き教室などの活用を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

健康増進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国民健康保険の加入についてであります。

日本の医療保険制度は、なんらかの医療保険に加入しなければならない国民皆保険制度となっております。そのため会社など職場の健康保険等に加入していない人は、すべて国民健康保険に加入することとなっております。

次に、医療費が伸びている要因についてであります。

医療費が伸びている要因としては、医療技術の高度化による高額医療費の対象者の増加や療養費が伸びていることなどが挙げられます。

また1人当たりの医療費は加齢に従って増額しており、本市では被保険者の年齢構成が高く前期高齢者の割合が約36%となっておりますので、加入者の高齢化も医療費の伸びの要因の1つと推測されます。

次に、30歳から50歳の方の予防の取り組みについてであります。

高血圧、糖尿病の予防は日ごろからの体力づくりや食生活などに気を付けていただくことはもちろんであります。一方、年に1度は総合健診や人間ドックを受けることが大切であります。市では受診への呼びかけを広報紙やCATVで行うとともに休日受診日を設けるなど市民の皆さまが受診しやすいよう工夫しております。

また食生活改善推進員とともに生活習慣の改善を図るため、食生活についてのあり方などの教室や栄養指導を行い予防に努めております。引き続き正しい知識の普及や受診しやすい環境づくりを関係機関と連携を図ってまいります。

次に、ガン検診受診率の割合と取り組みについてであります。

平成23年度に県がまとめた資料実績からは胃ガンが18.4%、大腸ガンが46.5%、肺ガンが46.1%、子宮ガンが26.9%と県平均をそれぞれ5%から18%上回っている状況であります。

一方、県平均より低いガン検診受診率は肝臓ガンが11%、乳ガン検診が10.3%と県平均を10%ほど下回っている状況であります。特に乳ガン検診については、エコーでの検診を

含まないため、低い受診率となっております。

今後も引き続き市の広報紙などを活用し受診勧奨に努めるとともに、県の第二次ガン対策推進計画においてもガンに関する普及啓発などの取り組みの目標設定がされていることから、市としても県との連携を図りながら推進してまいります。

次に食生活改善推進員、保健福祉推進員の活動内容についてであります。

食生活改善推進員には、保育園児からお年寄りまで幅広い対象者にバランスのとれた食生活への改善を行うため、料理教室や栄養指導など活発に活動していただいております。

また保健福祉推進員は総合健診の受診勧奨に努めていただくとともに、地域に合った健康教室や食生活改善推進員のご協力を得る中で、健康食の試食会などの活動をしていただいております。

次に、市民が参加するとメリットのある事業についてであります。

参加者にメリットのある健康事業としては健康マイレージが注目されております。この事業は、市民の健康診断の受診率の向上が図られるとともに健康づくりに励むことにより医療費ならびに介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティなど人づくりにも結び付けることができるユニークな施策であります。昨年から関係部署と協議を進めており、また先進地である静岡県藤枝市への視察を行ったところであります。引き続き、本市の地域特性を考慮しながら取り組みに向けた検討をしてまいります。

次に、ジェネリック医薬品の促進についてであります。

市では昨年度から調剤費用の削減効果が高いと思われる被保険者に対して、ジェネリック医薬品利用促進通知を送付し、調剤費用の削減を呼びかけております。

またパンフレットや納税通知の封筒の裏面を利用し、ジェネリック医薬品についての啓蒙に努めております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

1番、上村英司議員の放課後子ども教室の予算の拡充と学力不足の解消についてのご質問にお答えいたします。

本事業の予算についてはスタッフへの報償費、教材費等として平成25年度は594万4千円、平成26年度においては参加児童が増える傾向にあり、事業費の増加が見込まれることから717万6千円を計上しております。

事業内容については地域のスタッフの皆さまが中心となり、地域文化の伝承やスポーツ、和太鼓、ダンスなどの体験活動など特色あるプログラムで実施していることから今後も子どもがワクワクして自主的に参加したくなるような活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

健康増進について5点、再質問をさせていただきます。

私も商工会に入っておりますので、先日商工会を通じて健診のご案内をいただきました。大変素晴らしい取り組みだと感じております。

ただ、先ほど乳ガン検診の受診率が低いというようなご答弁がございましたので、例えば女性が集まるような育成会ですとかPTAですとかあと若い方が集まる消防団、そういうところにももっともっと検診の案内をして検診率を上げていくべきだと考えております。そのあたりの取り組みについて、ご見解を伺いたいと思います。

続きまして、まだ病気にならないからということで国民健康保険税を支払う意識の低い若者がいると聞いております。意識付けが大変必要だと思いますけども、何か対策は考えられているかということをお聞きします。

また未納者のうちで生活保護以外の低所得者への対応はどのようになっているでしょうか、ご見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、高血圧や脳梗塞にならないためにもやはり食事の改善が大変大事だというふうに考えております。特に減塩、塩を減らすことへの取り組みで長野県は成功しております。はつらつシルバーなどで食生活改善推進員さんが大変、活躍されていることは知っておりますけれども、特に若い方のいる家庭などで食生活の改善の取り組みは、今どのようになっているでしょうか、そのあたりをもう一度お聞きしたいと思います。

4番目といたしまして、先ほど健康マイレージという事業を検討しているということがございました。インセンティブを与えて、個人の方が自発的に健康づくりに取り組んでいくことは大変重要だというふうに考えております。例えば北杜市におきましては、温泉施設がたくさんありますので、特典として温泉券を差し上げるとか、そういうことも考えられると思いますので、ぜひとも自発的に健康づくりに推進できるようなことを積極的にやっていただきたいと思っておりますけども、もう一度、健康マイレージについてご見解をお伺いしたいと思います。

5点目といたしまして、ジェネリック医薬品の使用率が3%上がると約1千万円、医療費が削減されるというようなデータもございます。もっと使用率を上げることが医療費削減になると考えておりますけども、例えば使用促進に向けて医師会ですとか薬剤師会、そういうところとも協力しながら使用促進を図っていく、そんなことも必要だと考えております。

またジェネリック医薬品、現在価格のみの訴求になっておりますけれども、品質がどうかという心配もございますので、そのあたりの説明、また周知も必要だと思いますのでそのあたりの見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

上村議員の再質問にお答えします。

最初にガン検診の取り組みについての、より以上の周知ということでございます。

先ほども少し答弁させていただきましたけども、今後も市の広報紙等、媒体を使いながら、より一層、周知をしまいたします。特に先ほどの答弁の中でもございましたけども、女性特有のガンへの周知につきましては、受診率を向上するために自己負担なしで受診できるクーポン券という制度がございますので、その交付とか子宮頸ガンの検診などの啓発のパンフレット等を直接郵送しまして、受診率の向上を図るということでございます。

また乳幼児健診時にも、お母さん方にガンに対する情報提供や検診の受診勧奨も併せて行い

たいということで、今後もこの取り組みを進めてまいりたいとかように考えております。

次に国民健康保険税の納税意識の向上といいますが、向上対策というご質問でございますけれども、個々に加入手続きをする際、窓口において国保税の納入方法について説明を行うとともに国保税が大切な医療費の財源ということについても、記載された冊子も配布して納税にご理解とご協力をいただいたということでございます。また併せて口座振替、コンビニ収納等の方法も選択できるということも説明して、納税意識の向上対策に努めていくというところでございます。

また国保税の低所得者への支援といいますが、対策でございますけれども、従来どおり均等割と平等割の世帯には軽減措置が講じられておりました軽減割合は7割、5割、2割という判定をしてございます。また当然、納税方法等についても分割納付などの、個々の納税相談にも応じているということで、そのへんも支援をしているところでございます。

次に家庭での減塩啓蒙、高血圧や脳梗塞にならないための啓蒙ということでございますけれども、健康増進課では健康教室というのを行ってまして、減塩の推奨を行うとともに昨年度から各町に出向きましてヘルシーレストラン事業というものを実施しています。実際に食べることで、食べていただくことで普段の味付けとの比較、体験学習という内容でございますけれども、それを行っているところでございます。また食生活改善推進員の戸別訪問によって家庭の味、味噌の塩分測定等の情報提供も併せて行うというところでございます。

それから先ほど答弁しました、健康マイレージについて取り組みについてでございますけれども、健康マイレージは健康予防や医療費の抑制につながるという施策であることから、これは北杜市のみで単独でできるかどうか、これから今、検討しているところであります。有効な事業と考えておりますので、これからも検討してまいりたいと思います。

次にジェネリック医薬品の使用促進に向けての医師会や薬剤師会等の協力を得たらどうかということでございますけれども、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、ジェネリック医薬品利用促進通知の発送事務を始めました平成24年度に、北巨摩医師会にも事業内容の説明を行っております。また北杜市の国保運営協議会においても、その中の委員さんの中で保険医とか薬剤師さんもそこにおりますので、協議会の中での内容や通知発送事務についての説明を行って、ご理解とご協力を得ているというところでございます。

それから最後に、ジェネリック医薬品の品質等々について市民の皆さんに周知を図るということでございます。

詳細な品質等については専門的なこととなりますので、こちらのほうからも品質の有効性・安全性等については問屋先の独立行政法人 医薬品・医療機器総合機構がございまして、こちらのほうを紹介するようにしているところでございます。

このせっきくの機会でございますので、このジェネリック医薬品の今後の市民への周知も合わせてこれからも進めてまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

予防は10年後20年後に結果が出るような取り組みでございますけれども、今からやれば必

ず医療費削減などの結果が出ると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと申します。

続きまして、わくわく教室について再質問させていただきます。

合併前から長坂のわくわく教室では英語教室が行われ、子どもが英語に親しむような大きな効果があります。社会のニーズにも学校の勉強にも有効だと思われるような内容を各教室がやりたいという希望があれば、できるような体制をぜひともつくってあげたいなというふうに申っております。各教室のニーズにきめ細かく対応できるような体制に現在なっているでしょうか。再度見解をお伺ひしたいと申します。

また、わくわく教室に参加することによってスクールバスに乗れないような生徒がおります。わくわく教室に参加するのを断念するか、もしくは親が仕事途中で迎えに来ると申することも聞いております。バスとわくわく教室の連携について、再質問させていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

再質問にお答えしたいと思います。

まずそれぞれのわくわく教室によって特徴はあろうかと思申すけども、そのところどころによるニーズに対応ということだと思申すけども、アンケート調査を実施している教室もありますし、そういったところにつきましては、当然それらを参考とさせていただきますと申しているということでございます。

このわくわく教室につきましては、地域の皆さんの参画によって成り立っている部分がありますので、ニーズも把握しながらボランティア、また地域の皆さんができることを子どもたちにしていきたくて申しております。

それからスクールバスというか、帰りの足の確保ということだと思申すんですけども、基本的に子どもの安全・安心というか、安全なものを考えたときにはやはり保護者に直接引き渡しをするのが原則だろうと思申す。その中で当然、終業時間等で上手にバス等の時間が合えば、それはそれとして考慮はしていきたいと思申すけども、基本は保護者への引き渡しというふうに考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

1点、再々質問をさせていただきます。

大変地域の方が、先ほども申しましたけども、参加をして子どもを育ててくれる、大変素晴らしい事業だというふうに申しておりますけども、やはり多くの地域の方が参加して、いろいろ子どもに教えていただきたいなと思申しているわけでございますけども、最後にボランティアの参加への働きかけというか、たくさん地域の方が参加していただくために何か方策を考えているのか、どのような働きかけをしていくのか、そのあたりを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

再々質問にお答えしたいと思います。

地域の参加、それからボランティアの参加ということでございます。

わくわく教室につきましては、コーディネーターがおりますのでコーディネーターの役割として地域の人材を発掘していただいて、先ほど議員おっしゃいましたように例えば英語が堪能な人がいればそういったことを発掘していただくとか、あるいは地域の伝承文化等の得意な人がいれば、そういった人を発掘していただくということで、それぞれの教室の充足状況に応じて、放課後子ども教室のお便り等でスタッフ等を募集したりということをやっていますし、これからもやっていきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

ようやく春の息吹が感じられるころになりました。3年前の大震災や今年降った大雪の被害など日本各地、そして北杜市も大きな打撃も受けました。一日も早い復興や復旧を願っております。

厳しい冬のあとには暖かい春の日が差すように、つらいこと、悲しいことがあったあとには必ず良いことがあるとそんなことを願いながらいじめ対策、福祉の充実について2項目、3点質問いたします。

まず、いじめ対策について伺います。

国のいじめ防止対策推進法の制定を受け、前回一般質問をさせていただいていますが、いじめを解消することはなかなか困難なことだと考えています。いじめは暴力を振るったり、しつこく付きまとったり、脅かすなど目に見える行為や言葉だけの嫌がらせ、また言葉をかけても目も合わせず、言葉も交わさないなどまったく無視をして相手にしないようなこともあります。

いじめを原因とする不登校や自殺なども発生していて、大きな問題に発展しているケースがたくさんあります。人間形成の上で大切な思春期を迎える児童生徒には、細かい配慮と思いやりが必要です。そして何より重要なのは、日々の生活の中で子どもの変化に気づくことだと思います。

原因を究明し解決に導くには人間関係や環境などいろいろな要素があり、心の問題が大変大きく関わっていて多方面でのサポートが必要です。家族ばかりでなく友人、学校、近所の人や

交流のあるすべての人に気づくチャンスがあります。知恵や勇気を与えられるときがあるはずです。起きてからではもちろんですが、起きる前の今をしっかりと捉えていかなければなりません。今回、市においていじめ対策事業を予算化し計画しているようですが以下伺います。

1点目、生活意識調査の方法と対象者および実施の期間はどのくらいですか。

また、結果の反映はどのようにしていくのですか。

スクールカウンセラーの設置状況と今までの成果をお示してください。

スクールカウンセラー以外のケアは考えていますでしょうか。

2項目めとして、福祉の充実について伺います。

まず1点目、小児慢性疾患児に対する助成制度に関する質問です。幼い子どもは病気にかかりやすく、病院には何日も通わなければなりません。まして慢性疾患になると通院の頻度や投薬・治療に時間がかかり、費用の負担は家計に大きく影響してきます。今回、小児慢性特定疾患児に対する助成制度が計上されていますが、具体的に伺います。

対象になる年齢と給付期間はどのくらいですか。

どういう病例が対象となりますか。

どういうものが給付になりますか。

2点目、今回適用される給付金制度について伺います。

4月から消費税が3%増税となり、駆け込み需要で販売が増加しています。しかし3月までに購入できるものには限度があり、4月からの消費税の影響が心配されます。こうした中、市では国の措置による低所得者への臨時福祉給付金、ならびに子育て世代への消費の下支えとして子育て世帯臨時特別給付金を施策として6月からの給付を考えているようですが、より具体的な周知が必要ではないかと考え、以下伺います。

給付金の内容と給付の対象者はどうなっていますか。

対象となる人数と実施期間はどのくらいでしょうか。

以上2項目、3点質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金についてであります。

国は本年4月からの消費税率の引き上げに伴い、低所得者に与える負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金および子育てへの影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図るための子育て世帯臨時特例給付金を支給することとしております。

臨時福祉給付金の給付対象者は平成26年度分住民税均等割課税者の扶養親族等を除く、住民税均等割が課税されない方が対象であります。給付金額については対象者1人につき1万円の給付であり、老齢・障害・遺族基礎年金等の受給者、児童扶養手当、特別障害者手当の受給者には5千円が加算されます。なお、対象者数は約1万7千人を見込んでおります。

また子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者は、本年1月分の児童手当の受給者であって前年の所得が児童手当の所得制限に満たない方が対象であります。給付金額は対象児童1人につき1万円の給付であり、対象者数は約4,100人を見込んでおります。

現在、国の動向を注視し支給準備を進めておりますが、申請時期・方法などの内容が決まり次第、広報紙、市ホームページなどで周知を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

いじめ対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校生活意識調査の実施方法等についてであります。

学校生活意識調査は学級満足度、学校生活意欲、他人との協調性を見るソーシャルスキルの3つの尺度により診断を行う調査であります。この調査で学級全体と児童生徒個々の状況を把握することにより、不登校になる可能性の高い児童生徒の早期発見、いじめの発生・深刻化の予防やいじめを受けている児童生徒の発見など、よりよい学級づくり・学校づくりに役立てることができま

す。こうしたことからいじめや不登校対策として、すべての児童生徒を対象に1学期と2学期の2回にわたって調査を行い、状況把握に努めるとともに児童生徒へ個別指導を行うなど、よりよい学校づくりに活用してまいりたいと考えております。

次に、結果の反映についてであります。

この調査では集団形成に必要な対人関係を営むための能力が、児童生徒にどの程度身につけているかなど多面的な情報を得ることができます。教師用の結果票では児童生徒がどんなことに困っているか、またどんなことに意欲を持って取り組んでいるかなどが一人ひとりについて明確になり、学級づくりや個別指導に反映させることとなります。また、児童生徒用の結果票は学校生活を振り返らせる材料となり、より充実した学校生活を送るためのアドバイスを行う資料となります。

実施にあたっては調査結果を学校運営等に生かせるよう教職員への講習会を実施し、事業効果が図られるよう取り組んでまいります。

次に、スクールカウンセラーの配置状況と効果についてであります。

現在すべての中学校と統合1年目の長坂小学校へは、県から9名のスクールカウンセラーが週1回、配置され、要望に応じて小学校での相談も行っております。

相談実績を見ますと平成24年度では児童生徒、教職員、保護者など464人から延べ1,134件の相談を受けております。

相談内容は友人関係、部活動、進路、学業、いじめ、不登校などで主な相談件数としてはいじめが18件、不登校が131件となっております。

また効果として不登校の改善に役立ったケース、教職員との情報交換やコンサルテーションにより、児童生徒へのきめ細やかな対応が可能になったことなどが報告されております。

次に、スクールカウンセラー以外のケアについてであります。

学校におきましては学級担当や学年主任、養護教諭等の教職員が児童生徒からの相談に応じております。またいじめ防止対策推進法の施行により、各学校において国、県および市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校いじめ防止基本方針を策定し体制づくりを進めているところであり、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置など組織的に対応していくこととしてお

ります。

いじめ問題への対応は学校を含めた社会全体で取り組む必要があるため、学校、家庭、地域、医療機関、児童相談所などとの連携が必要であると考えております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

16番、保坂多枝子議員の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業についてのご質問にお答えいたします。

この事業は小児慢性特定疾患児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として生活用具を給付するものであります。

対象年齢は小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けている18歳未満の児童等であり、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められた場合は20歳未満の者も含まれます。また対象となる疾患は悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸疾患および慢性心疾患などの11疾患群の514疾患が対象となっております。

この慢性疾患児に対しての日常生活用具給付対象種目としては特殊便器、特殊マット、特殊寝台、車イス、入浴補助用具など15種類となっております。

なお、日常生活用具の給付にあたり、助成する額については種目ごとに定められた基準額から世帯の収入状況に応じた自己負担額を差し引いた額となります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

では、いじめ対策についてお伺いいたします。

先ほど生活意識調査という話がありましたが、調査をすることでいじめが未然に防げれば一番よいと思います。そのためには調査の方法とか、それから内容というのが大切だと考えていますが、先ほどの調査では多方面な情報が分かるというふうなお答えをいただいておりますが、この内容はどのようなものがあるのでしょうか、具体的に2、3挙げていただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

学校生活意識調査の具体的な内容ということですが、調査の内容としましては友だち関係ですとか学級の雰囲気、あるいは教師や友だちから認められているか、冷やかしなどを受けているか、あと人と関わるきっかけや関係が維持できているかということと、基本的には対人関係の基本的なマナーやルールが、その子にあるかどうかということとを具体的に調査をするという内容になっております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

対人関係が大切なのかなというふうに感じました。この意識調査でいろんなことが分かって、いじめが防止できればというふうに強く望んでおります。

不幸なことにこの調査とか学校の様子の中でいじめがあると分かったときには、そのあとの対処というのも非常に大事になると思います。もし分かった場合、あるような場合はその後、どのような対応、また対処をしていくのかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

初期段階ですと学校の中での対応ということになるかと思いますけども、重大ないじめというふうになってきた場合には、現在北杜市いじめ防止基本方針を策定中でありまして、この中においてはいじめの防止等に関係する機関および団体との連携を図る必要があるため、条例の制定をお願いしまして、仮称ではありますが北杜市いじめ問題対策連絡協議会を設置して対応していきたいというふうに考えております。

この協議会のメンバーですけれども学校や保護者、PTA、それから児童相談所、法務局、警察、臨床心理士、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなどで構成したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

質問は2項目で、まずアンケート調査等のあり方と意見の活用について2つの調査を例に伺います。

子ども・子育て支援に関わるニーズ調査は昨年末の大変忙しい時期に行われましたが、実施時期についてどのような考慮をされたのでしょうか。市全体と地区別回収率は、また調査から分かった子育てニーズの傾向と自由回答欄に寄せられた主な意見を伺います。

自由回答欄は市民が意見や要望を述べる貴重な機会になっていますが、市はどのような対応をしているのでしょうか。例えば子育て支援住宅整備に関わる調査に寄せられた市営住宅だが小さな子どもが遊べるスペースがない、市営住宅の駐車スペースと子どもの遊ぶところを区別すべきや子どもたちが遊べる公園整備を求める声への対応は。

アンケート結果や寄せられた意見、またその対応策等を市役所のホームページで公開する考えはないでしょうか。

質問の2項目めは、図書館経費についてです。

図書館経費は年々削減され、各図書館は本や雑誌の購入を制限せざるを得なくなっています。また図書館職員はほとんど臨時職員で、仕事の内容とそれに見合う待遇がなされていないという指摘もあります。そうした中で平成26年度金田一図書館に名誉館長が設置されますが、その経費は、また図書館全体の経費をどのように考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

12番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

アンケート調査等のあり方と意見の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども・子育て支援にかかるニーズ調査についてであります。

実施時期については、昨年11月末に開催いたしました子ども・子育て会議に諮り決定したところであります。現在、集計・分析している段階であることから詳細についてはお示しすることはできませんが、回収率は約40%となっております。

次に、子育て支援住宅整備にかかる調査についてであります。

本調査の意見や要望については、市民の貴重な意見として平成26年度から整備する子育て支援住宅の建設に取り入れ、共用スペースのプレイルームや学習コーナーを配置し、屋外広場も設置するなど子育てしやすい住宅整備を進めることとしております。

次に、アンケート結果等についてであります。

アンケートなどの結果については、北杜市子ども・子育て支援事業計画に掲載することから計画策定後、市ホームページで公開する予定であります。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

12番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

図書館経費について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、名誉館長の経費についてであります。

経費としては年間65万円を予定しており、言葉に関する連続講座や寄贈資料の整理、図書館運営について指導・助言をいただく予定であります。

次に、図書館全体の経費についてであります。

図書館全体の経費として職員4名と8図書館の臨時職員26名の人件費、施設維持管理費、図書および視聴覚資料購入費などで1億4,357万3千円を計上しているところであります。

図書館については、平成22年の北杜市立図書館適正配置等検討委員会からの提言を踏まえ、平成23年に策定した今後の北杜市立図書館のあり方では、8図書館を整備しながら生涯学習の推進を図る一方、経費削減に努めていくこととしております。

本年度までは図書購入費に宝くじ交付金を充当できましたが、地方財政法に規定する事業として終了することから、来年度からは全額を市費で賄うなど財政的には厳しい状況にあります。

現在、図書館協議会において開館時間、休館日、小中学校の夏季休暇中の開館時間等に検討

をいただく中で図書館ボランティアのご協力もいただきながら効率化に努め、財政的にも継続可能な運営をしてみたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

子ども・子育て支援に関わるニーズ調査ですが、やはり回収率40%というのは低いと言わざるを得ないと思います。それはやはり年末年始、年末の大変忙しい時期で子育て世代がどういう状況にあるかを、やはり子育て支援をする市の立場としてはそれを理解し、配慮が必要であったのではないかと思います。

ちなみに山梨市は同じく12月に配布し、回収を1月にして52.4%の回収率だったそうです。甲府市、甲斐市は11月にやって70%以上の回収率をあげています。また小学校に対するアンケートは学校で配布し回収も学校でしたということで、そういう意味でも回収率をあげたのではないかと考えているんですが、そのことについて回収率のこれをどう考えているか、市の考えを伺いたいのとそれから子どもの遊び場について意見が出ていることですが、これはこれから建設されることではなくて、今の市営住宅でこういうことがあるということを実に言っていることだと思うんです。やはり子どもの安全に関わることで敏感に汲み上げなければいけないと思っていますし、子どもの遊び場の整備に対して、例えば北杜市にはこれだけの環境があるから、こういう場所で遊ぶこともできますよ、提案でもいいですけども、そういうことも含めて何か対応してあげなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

ニーズ調査の回収率が低いということでございます。

この調査につきましては、非常に設問項目が多いということもあろうかと思います。それで時期的なものということですが、12月ということですが、ある意味、変わった視点から見ますと寒い時期ですので、1つの部屋で省エネというか暖をとりながら夫婦で話をしたり、子どもと一緒にこういう調査がきているけどもどうだということでも話し合いをしながらじっくり書けるのかなというふうに思っています。

それからうちの場合は、いわゆるすべての方々に対しまして郵送で、また返信用の封筒等で調査をしたわけでございます。学校等を通じてやるという方法も1つの方法かとは思いますが、うちのほうでは個々に送ってそれで回収したということです。決して時期が12月ということで低くなったというふうには、私どものほうでは考えておりません。

それから現在の住宅に対してのニーズということで、自由アンケートのところでも、整備してもらえないかということもございますけども、これからつくる、自分たちのほうで調査したニーズ調査につきましては、これからの子育て支援住宅に反映していくということの調査でございますので、それにつきましては先ほど市長のほうから答弁しましたようにエレベーターホールの横に約10畳強の共有スペース等を2階、3階部分に設けてそういった声には応えるように

しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

12月の忙しさについては、ぜひ奥さまたちに伺ってみたいなど。私、広場について言ったのは既存の市営住宅についてですので、そのことはもう一度答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは野中議員さんの市営住宅の中の、子どもが遊べる広場が少ないということで、今後どういうふうを考えているということも含んでいると思います。

市営住宅につきましては、建設した時代が相当古いものから新しいものまであります。一番古いのは33年から建設をしております。新しいのは現在まで建設を進めてきているわけですが、現在、市の住宅の中では子ども広場が当然ある住宅と、それから昔、合併前に各町村で造った古い住宅については敷地等の問題もあり、広場がないところもあるということでございますので、今後その広場をつくるということになりますと面積的なもの、また経費的なもの、またまわりの環境等々もございますので、住宅の敷地の中で全部、子ども広場の整備をしていくということについては、ちょっと難しいのかなと考えております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは図書館についてですけども、名誉館長の65万円という経費が高いか低いかということではあれですけども、何をやっていただくかということになると思います。その一方でやはり雑誌のようなものは月1万円あればどれだけのものが買えるか。現在、とれなくなると棚が寂しくなるということも利用者の皆さんが見ているところです。

またセカンドブックという本のプレゼントも26年度はなくなるようですけども、300人の2歳児の赤ちゃんに1千円の本をあげても30万円の予算でできることを削る、こういったことでこれの代替案、削るならほかの代替案をどういうふうなことを考えているかも含めて伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

たしかに8図書館を存続するということを前提に、各図書館が経費の削減を行いながらとい

う大前提にはなっております。しかしながら今回の名誉館長につきましては、資料の整理はもとより言葉に関する連続講座ですとか、あとは図書館のイベント等についても指導・助言をいただいて、より多くの子どもたちに図書館に来るきっかけをつくっていききたいという趣旨ですのでご理解をいただきたいと思います。

それからセカンドブック、サードブックにつきましては事業仕分け等の影響もございまして、本の配布というのはいらないという方向になりました。これにつきましては、アンケート調査をしたわけですが、やはり本はもらえたいと。でもやはり一番よかったというアンケートの結果では、やはりそこで図書館ボランティア等が読み聞かせを実際にしてくれる。あとは絵本も数多くの絵本が出版をされておりますので、やはりそこに一言コメントが入って、お父さんが読ませるんだったらこういう本がいいんですよというふうなリストをいただくと非常にありがたいというアンケートもございましたので、そういった方向で読み聞かせ等をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

2歳児については、まだ保育園に行っていない子も多いのでグループ単位で何かをやるというのは、本当に健診のときというのは非常に貴重な時間なんですね。それでももちろん相対でいるんなお話をすることでも大事ですし、それは何もプレゼントをしなくてもできることですけども、私もいろいろやってみた立場で、やはりプレゼントをする、されるということでお母さんたちも真剣に本を見ますし、そういう差がまったくあるんです。現場を教育委員会の方、図書館の方、見に来たことがあるんでしょうか、そのことも含めてお答え願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

図書館の職員につきましてはセカンドブック、サードブックにつきましてもそれぞれ立会いをしたり、その様子を見ております。つい先週も、日曜日に甲斐駒センターせせらぎで子ども図書館まつりというのがございました。これにつきましても、図書館ボランティアの方も加わっていただきながら、図書館の職員が子どものお祭りを実施したということでございますので、私も実際に見に行きましたけども、ちょっと参加者が少ないなという印象を受けました。したがって、やはりもっと本に親しむきっかけをぜひつくっていきなと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで12番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は3月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時17分

平成 2 6 年

第 1 回北杜市議会定例会会議録

3 月 1 9 日

平成26年第1回北杜市議会定例会（5日目）

平成26年3月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第17号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第18号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第19号 北杜市須玉なかよし健康の家条例を廃止する条例について
- 日程第6 議案第21号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第23号 北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止する条例について
- 日程第8 議案第25号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第26号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第33号 財産の譲渡について（須玉なかよし健康の家）
- 日程第11 議案第34号 訴えの提起について（市立塩川病院用地の所有権確認）
- 日程第12 議案第35号 財産の貸付について（須玉町特産品育成施設）
- 日程第13 議案第36号 訴えの提起について（市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い）
- 日程第14 議案第37号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第38号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第16 議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算
- 日程第17 議案第40号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第41号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第42号 平成26年度北杜市介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第43号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算
- 日程第21 議案第44号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第45号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第46号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算

- 日程第24 議案第47号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
- 日程第25 議案第48号 平成26年度北杜市病院事業特別会計予算
- 日程第26 議案第49号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計予算
- 日程第27 議案第50号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計予算
- 日程第28 議案第51号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計予算
- 日程第29 議案第52号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第53号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第54号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第55号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第56号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第57号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第58号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第59号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第60号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
- 日程第38 請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を
求める請願
- 日程第39 議案第13号 北杜市私債権管理条例の制定について
- 日程第40 議案第29号 新北杜市建設計画の変更について
- 日程第41 議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第42 議案第62号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第43 議案第63号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第44 同意第1号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第45 同意第2号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同
意を求める件
- 日程第46 同意第3号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議
会の同意を求める件
- 日程第47 同意第4号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議
会の同意を求める件
- 日程第48 同意第5号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意
を求める件
- 日程第49 同意第6号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件
- 日程第50 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（21人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本静	15番	中嶋新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3.欠席議員

5番 輿水良照

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	齊藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	齊藤毅		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

5番議員、輿水良照君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として議案3件、同意1件が提出されました。

次に経済環境常任委員会が2月27日、大雪による農業施設被害状況の現地調査を実施し、お手元に配布のとおり報告がありました。大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてから日程第38 請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願までの38件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第15号から議案第17号まで、議案第39号および請願第7号について報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

総務常任委員会委員長報告をさせていただきます。

平成26年3月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、2月28日の本会議において付託されました事件および平成25年第4回定例会において、継続審査となった事件を3月11日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算(所管分)

請願第7号 取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の速やかな実現を求める請願
以上5件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

「災害派遣手当対象職員数、寒冷地手当の対象職員数、昇給回復対象職員数は」との質疑に対し「災害派遣手当対象者は、派遣要請等に応じての対応となる。寒冷地手当対象者数は平成25年度予算ベースで166人。昇給回復となる対象者数は488人である」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「子の看護休暇の実績は」との質疑に対し「平成25年1月から11月の実績では25人が取得している」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第17号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算(所管分)であります。

「環境保全寄附金についての協力団体見込み数は。また、どのような方法で協力を募っていくのか」との質疑に対し「昨年度の18件から今年度は25件まで伸びているが、経済状況もあり小口が多い。企業訪問等により積極的に協力依頼を行っていく」との答弁がありました。

また「地方交付税はどのような観点で計上されているのか」との質疑に対し「当初予算編成時では普通交付税は一般財源として必要分を充当しており、補正のための留保分がある。また、特別交付税は例年ベースで見込んでおり、今般の大雪による増額が見込まれる」との答弁がありました。

また「繰上償還に対する考え方は」との質疑に対し「本市の政府資金については、制度上で認められる繰上償還は全て行ってきた。よって、本市では合併特例債が縁故資金として配分されているので、市中銀行と交渉の上、繰り上げ償還を行い財政の健全化を図るものである」との答弁がありました。

また「不測の事態に備え、予備費拡大の考えはあるか」との質疑に対し「緊急事態に対応できる額を確保することが基本であり、今後、検討すべき課題であると認識している」との答弁がありました。

また「収支バランスの悪い市民バスの将来的な見通しは」との質疑に対し「自家用車の普及率が高い本市では、黒字への転換は難しい。今後、運賃と運行形態を見直しながら運行に努めていく」との答弁がありました。

また「定住促進計画策定事業、公共施設再編シミュレーション業務はどのように取り組んでいくのか」との質疑に対し「定住促進計画はコンサルに業務委託して、平成26年度中に策定する。委員会を立ち上げて市民の意見を聞きとりながら、施策を体系化するものである。また

公共施設再編シミュレーション業務は、既存施設を集約した場合に想定される利用者への影響や経済的な効果の試算などについてコンサルに委託するものである。再編基本計画を策定するための資料となるものである」との答弁がありました。

また「防災無線整備事業費にデジタル化整備に伴う難聴改善の経費は含まれているのか」との質疑に対し「整備工事と難聴改善のための費用を含む予算である。すでに整備が終了した地区の施設についても調整を行い、難聴の解消を図っていく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願であります。

紹介議員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

「今までわが国の安心・安全を支えてきた警察の捜査手法が損われる恐れがあり、社会的な重大な影響が懸念される。よって、原案に反対する」また「日本国憲法や国際人権基準に従い、被疑者や被告人の権利が守られる刑事司法の実現とえん罪をなくすためにも早期実現を訴えたい。よって、原案に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第25号、議案第26号、議案第33号、議案第34号、議案第38号から議案第43号まで、議案第48号から議案第50号までについて報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

平成26年3月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、2月28日の本会議において付託されました事件の審査を3月10日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第18号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について

議案第19号 北杜市須玉なかよし健康の家条例を廃止する条例について

議案第21号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について

議案第 25 号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

議案第 26 号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について

議案第 33 号 財産の譲渡について（須玉なかよし健康の家）

議案第 34 号 訴えの提起について（市立塩川病院用地の所有権確認）

議案第 38 号 峡北広域行政事務組合理約の一部を変更する規約について

議案第 39 号 平成 26 年度北杜市一般会計予算（所管分）

議案第 40 号 平成 26 年度北杜市国民健康保険特別会計予算

議案第 41 号 平成 26 年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 42 号 平成 26 年度北杜市介護保険特別会計予算

議案第 43 号 平成 26 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算

議案第 48 号 平成 26 年度北杜市病院事業特別会計予算

議案第 49 号 平成 26 年度北杜市辺見診療所特別会計予算

議案第 50 号 平成 26 年度北杜市白州診療所特別会計予算

以上 16 件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果、審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第 18 号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてであります。

「利用者へのサービスと施設の今後は」との質疑に対し「対象者は 41 名であり、小淵沢と武川のデイサービスに移管される。送迎時間も短縮され利便性はよくなる。今後は民間の参入等を図っていく。また施設については普通財産となるため、担当課と検討を重ねていく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 19 号 北杜市須玉なかよし健康の家条例を廃止する条例についてであります。

「利用者への理解は得られているのか。また、その影響は」との質疑に対し「利用者には説明を行い了承していただいている。また現在、月 2 回実施している介護予防活動は継続していく。廃止に伴う削減額は、生活指導員の賃金等 37 万 2 千円である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 21 号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

「財源確保には消費税増税の影響があるのか」との質疑に対し「増税に伴う地方消費税交付金を財源に充てる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 26 号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例についてであります。

「対象者数は何人を見込んでいるのか」との質疑に対し「総務省の家計消費状況調査によると約 23% が納入対象になるとされている。よって定員 120 名の本校においては、その 23% の 27 名分を予算化している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第34号 訴えの提起について（市立塩川病院用地の所有権確認）であります。

「相続人が多いが、登記の見通しは」との質疑に対し「顧問弁護士と相談の上、手続きを進めている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第38号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約についてであります。

「利用者数は。また周知方法は。施行時期は」との質疑に対し「現在110名弱。利用者には切り替え時に説明。一般には広報等で周知する。4月の施行を目指している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算（所管分）であります。

「高齢者への肺炎予防接種の補助を考えているか」との質疑に対し「成人の肺炎球菌ワクチン接種については、国において10月施行のスケジュールで進んでいると聞いている。国の動向を注視しながら対応を考えていく」との答弁がありました。

また「特定診療科施設開業支援事業の対象となる新規開業の予定は」との質疑に対し「本事業は5年間の継続助成であり、今回計上分は昨年開業した小児科分である。今後、新規開業等の動きがあれば予算化していく」との答弁がありました。

また「保育料第2子以降無料化の対象者数は」との質疑に対し「平成25年9月1日現在で第2子以降が699人である」との答弁がありました。

また「平成26年度の健康福祉大会の内容は」との質疑に対し「平成25年度より会場を須玉ふれあい館に移し午後からの開催とした。規模は縮小したが内容の濃い大会となった。平成26年度も前年度をベースに充実させた内容で開催したい」との答弁がありました。

また「いじめ不登校対策事業の内容は。また青少年育成カウンセラーとスクールカウンセラーの連携は」との質疑に対し「事業は主に小学校へのスクールカウンセラーの設置である。中学校には県から配置がある。今後、両カウンセラー及び福祉部局とも連携をとりつつ児童生徒のケアに努めていく」との答弁がありました。

また「学校給食における地産地消率はいかがか。地産地消の推進体制は」との質疑に対し「目標値は45%であるが現在43%。目標値達成のために月1回、農協や食と農の杜づくり課をはじめとする関係機関と会議を持ち、連携をとり進めている」との答弁がありました。

また「国文祭の5事業の継続は。またその位置づけは」との質疑に対し「囲碁大会は、囲碁の普及の意味も含めて継続していく。フットパスは生涯学習講座事業に位置付けて実施していく。ジュニアコーラスは、県でシニアと一緒に実施する方針である。稲絵アートは、所管を観光に戻し市民参加型の事業としていく。ことばの学校は図書館において継続していく」との答弁がありました。

また「スクールバス運行経費委託料、公民館費委託料、甲陵高校費賃金の増額要因は」との質疑に対し「スクールバスについては、臨時雇用運転手から民間委託への移行。公民館費については、公民館の特殊建築物の定期調査。甲陵高校については、非常勤講師の件費を報酬から賃金に組み替えたためである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第40号であります。平成26年度北杜市国民健康保険特別会計予算であります。

「国保税が増額になった要因は」との質疑に対し「景気が回復傾向にあると見込んだ増収分

と退職被保険者から一般被保険者への移行者の増加分を見込んだためである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第42号 平成26年度北杜市介護保険特別会計予算であります。

「介護予防サービス「ふれあい処」は何力所あるのか」との質疑に対し「市内7カ所である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第50号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計予算についてであります。

「白州診療所の職員体制は」との質疑に対し「常勤職員は2名、看護師、管理栄養士等の臨時職員は6名である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について、議案第33号 財産の譲渡について(須玉なかよし健康の家)、議案第41号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算、議案第43号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算、議案第48号 平成26年度北杜市病院事業特別会計予算、議案第49号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計予算の6件は質疑、討論ともになく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(渡邊英子君)

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第23号、議案第35号から議案第37号まで、議案第39号、議案第44号から議案第47号まで、議案第51号から議案第60号までについて報告を求めます。

経済環境常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長(相吉正一君)

経済環境常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年3月19日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、2月28日の本会議において付託されました事件の審査を3月7日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第23号 北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止する条例について

議案第35号 財産の貸付について(須玉町特産品育成施設)
議案第36号 訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い)
議案第37号 市道路線の認定について
議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算(所管分)
議案第44号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計予算
議案第45号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計予算
議案第46号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算
議案第47号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算
議案第51号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計予算
議案第52号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計予算
議案第53号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計予算
議案第54号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計予算
議案第55号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計予算
議案第56号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計予算
議案第57号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算
議案第58号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計予算
議案第59号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計予算
議案第60号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算
以上19件であります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
まず議案第35号 財産の貸付について(須玉町特産品育成施設)であります。

「権限委譲する地域は高齢化が進んでいるが、管理運営の面で問題はないのか」との質疑に対し「高齢化が進んでいるが施設を委譲することにより、地域の核として地域ぐるみでさまざまな取り組みが可能となり、地域の活性化や働く場の確保が図られ、後継者不足の解消にもつながるものと期待できる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第36号 訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い)であります。

「本件について、これまで市はどのような対応をとってきたのか。また、滞納整理にどのような方針で取り組んでいるのか」との質疑に対し「市営住宅の滞納整理については、滞納整理要綱に基づき、滞納月12カ月以上の滞納者のうち悪質な者に対し明け渡しを求める訴えを提起している。本件を含め滞納者には年1回の催告書を送付しており、滞納年数および滞納額の多い者から随時処理している。その中でも、本件にかかる住宅は木造で耐用年数が経過していることから取り壊しを予定している。しかし住宅内に家財用品を残したままの退去となっているため、このような措置を講ずるものである。今後も市は滞納整理要綱に従い、随時処理していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算(所管分)であります。

「簡易水道事業特別会計への繰出金に含まれている企業団水の使用状況は」との質疑に対し

「平成22年度は60.1%、その後、経営改善を進め平成24年度は67.6%、平成25年度は本年2月までの実績で約75%である」との答弁がありました。

また「各種観光施設の指定管理施設事業費について、前年度より約1億900万円の増額となった要因は」との質疑に対し「温泉ポンプ入れ替え5施設、白州尾白の湯の天井修繕など観光施設の修繕費が増加したことによる」との答弁がありました。

また「地域おこし協力隊支援事業の具体的な内容、受け入れ状況と就農状況は」との質疑に対し「現在、市内の6つの営農組織に9人が受け入れられている。本人に直接支給される生活に要する経費として年間199万2千円、また営農組織に支給される就農指導に要する経費として年間150万円が限度額として支給されている。また、この事業は平成21年度から行っており、現在、市内に8人が就農している」との答弁がありました。

また「市内では野生鳥獣被害や松くい虫被害が拡大しているが、これらの対策費にかかる見解は」との質疑に対し「特定鳥獣適正管理事業費、鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金についてはこれまでの実績等を踏まえて計上したため、前年度より減額となっているが平成26年度においても鳥獣害対策は強化していく。このため補助金については制度の啓発を強化して利用を高めていきたい。また管理捕獲についても積極的に実施し、今後、頭数が増加した場合は県と協議の上、事業費を増やしていきたい。また松くい虫防除対策については、国の補助制度のもと財源確保に努めながら取り組んでいる。今後は防除から予防への転換も視野に入れながら、効果のある対策を講じていきたい」との答弁がありました。

また「除雪作業委託事業費について想定している除雪回数、またその内容は」との質疑に対し「指定路線912.8キロメートルに対し1.8回を見込んでいます。また、委託事業費には除雪に必要な機械の経費を見込んでいます」との答弁がありました。

質疑終結後「簡易水道事業特別会計への繰入金に責任水量買い取り分が含まれている。そのうち市民が使用していない水の買い取り分は約2億円である。使用していない水の代金はダムの設置者である山梨県に求めるべきである。本年度10月より子ども医療費助成金の支給が小学校6年生まで拡大されることは評価するが、市民は中学3年までの実施を求めている。また公債費は繰上償還を含め約56億9,230万円となっており、一般会計予算総額の5分の1である。市民の切実な要望である国保税の引き下げや住宅リフォームの実施などは、市の予算の1%から2%を充てることで実施できるものとする。よって、原案に反対する」また「平成26年度北杜市一般会計予算は厳しいシーリングを設定し、公共事業費、経常経費などを抑制するとともに事業効果や施策の優先度を厳しく精査するなど、財政の健全化への取り組みが随所にみられる。一方、北杜市総合計画の着実な推進を図り、市の将来への発展と市民が安心して暮らせる豊かな生活の実現、北杜市の子どもや孫たちの将来のために積極的な事業展開を図るバランス感覚を保った予算である。よって、原案に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第44号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計予算であります。

「基準外繰入金の金額は」との質疑に対し「一般会計繰入金7億5,298万4千円のうち基準外繰入金は3億5,893万6千円で全体の47.6%である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第45号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計予算であります。

「基準外繰入金の金額と増額の要因は。また公共下水の普及率は」との質疑に対し「基準外

繰入金は3億5,332万9千円。電気代等の維持管理費の増額により金額が膨らんだものである。また普及率は、平成24年度実績で86.38%である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第23号 北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止する条例について、議案第37号 市道路線の認定について、議案第46号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算、議案第47号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算、議案第51号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計予算、議案第52号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計予算、議案第53号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計予算、議案第54号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計予算、議案第55号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計予算、議案第56号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計予算、議案第57号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算、議案第58号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計予算、議案第59号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計予算、議案第60号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算の14件については質疑、討論ともなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第15号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第16号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第17号 北杜市市長等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第18号 北杜市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第19号 北杜市須玉なかよし健康の家条例を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第21号 北杜市子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第23号 北杜市須玉町特産品育成施設条例を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第25号 北杜市社会教育委員条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第26号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

反対の討論ですか。

中村隆一君の反対の討論を許します。

○21番議員（中村隆一君）

議案第26号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

高校授業料無償化は唯一いいことをしたと評価されている民主党政権が2010年、平成22年度から公立高校で授業料を免除し、私立高校では就学援助金を支給してきました。授業料の不徴収を定めた法律では高校教育の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とすると謳っていました。

ところが安倍自公政権が方針転換し2014年、平成26年4月からの入学生から世帯年収910万円以上の生徒を無償対象から外すというものです。在學生は卒業まで適用しないと。欧州では誰もがお金の心配なく学べるようにと学費を徴収するどころか、生活費まで支えています。

経済開発協力機構（OECD）加盟34カ国中17カ国では、高校授業料はもちろん大学授業料を無償化し給付制奨学金導入は32カ国に広がっています。日本の学費は世界一高い上に奨学金は有利子でサラ金なみだ。無償で教育を受ける権利を補償するのが世界の常識だとの運動の広がりとは日本共産党の国会での追及で政府は一昨年9月、高校、大学教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約、国際人権A規約13条2項Cをようやく受け入れました。しかも下村博文文科相は教育予算を国内総生産（GDP）比でOECD加盟国の平均なみに増やせば大学まで無償化できると国会答弁しています。大企業には8千億円もの復興特別法人税を前倒しし廃止、米軍への思いやり予算は何千億円も出しながら政府は教育予算を削減しています。世界への無償化の公約を守り必要な教育予算を確保し、高校授業料の無償化を続けるべきです。

以上を述べて討論を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

議案第26号 北杜市立甲陵高等学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

まず文教厚生常任委員会での審査結果は、委員長報告のとおり可決すべきものと決定しています。基本的に委員会の結論を尊重すべきだと考えます。

国の法律が改正され、公立学校にかかる授業料不徴収制度が廃止となりますが、市民所得割額が30万4,200円未満で、申請をした方には授業料分の就学支援金が支払われる制度に

変更になります。この国の法律の改正に伴い、条例改正されるものであります。

新しい制度では低所得の私立に通う世帯には、所得に応じて就学支援金を加算して支給されます。この制度の趣旨は家庭の所得の状況にかかわらず、すべての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるためであり、公立・私立高校の区別なく家庭の教育負担を軽減するものであります。

国の借金は1千兆円を超え無制限に歳出を増やすわけにはいかない状況にあり、年収約910万円以上の所得の高い世帯に授業料の一定の負担をしていただき、それを財源として低所得世帯で今まで高校に通うことを断念していた生徒を救済することは、理にかなった制度であるといえます。

例えば経済的理由により高校を中退する生徒数は、近年では毎年2,500人にのぼっていますが、本制度の実施によってこうした制度が高校教育を継続して受けられる画期的な制度といえます。

よって、以上のような趣旨に鑑み経済的理由で子どもたちから学びを奪わないためにも議案第26号の条例改正に賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第26号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、議案第26号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第33号 財産の譲渡について（須玉なかよし健康の家）の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第34号 訴えの提起について(市立塩川病院用地の所有権確認)の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第35号 財産の貸付について(須玉町特産品育成施設)の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第36号 訴えの提起について(市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払い)の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第37号 市道路線の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第38号 峡北広域行政事務組合規約の一部を変更する規約について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対ですね。

清水進君の原案に反対の発言を許します。

○11番議員(清水進君)

議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。

予算総額、歳入歳出それぞれ288億8,200万円余であります。新年度予算に子どもの医療費助成が10月からとなりますが小学6年生まで拡大することは評価しますが、代表質問で取り上げたように多くの市民、とりわけ子育て世代では中学3年生まで拡大してほしい、安心して子育てをしやすい市の実現を求め、1万名以上の署名が寄せられています。その願いをしっかりと新年度予算に反映すべきです。

とりわけ4月より消費税率の引き上げが行われることによって国民負担は8兆円、年金や医

療、そして生活保護費など社会保障の削減額は2兆円、合わせると10兆円の国民負担となります。こうした中で、住民にとって最も身近な自治体が住民の暮らしや地域の活性化につながる施策を行っていくことが求められています。

一般会計より4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費、28節繰出金として簡易水道事業特別会計へ7億5,298億円の繰り出しが行われております。塩川ダム、大門ダムより水道企業団を通して水道水の購入、責任水量を購入しています。この責任水量の中には、北杜市民が使っていない水の分まで含まれています。責任水量に対してここ1、2年でも6割から7割台の使用料であり、約2億円が使っていない水の負担をしていることとなります。北杜市で使っていない水の分は、水の過大な需要予測を机上で計算しダムを設置した山梨県に求めるべきではありませんか。今後の北杜市の人口予測は減少することが示されています。過大な責任水量買い取り制こそ変えていかなければいけないと考えます。

また今年度予算には繰上償還7%を含め公債費の合計は56億9,232万円、全予算の5分の1、19.7%を占めています。過大な繰上償還の額ではありませんか。

歳入では13款使用料及び手数料、1項使用料、9目教育使用料、5節学校使用料、高等学校授業料、新入生徒の23%分、27名の生徒の授業料負担金が予定されています。国際的に授業料の負担をなくしていくのが今、世界の趨勢であります。今、雇用情勢の変化により非正規労働がどんどん増えています。若い世代では働いても貧困の年収300万円台、200万円台のワーキングプアが増加し、結婚し子どもを持つことも困難な人が増加しています。保険は社会保険でなく国民健康保険、国民年金であります。収入が少ない中での税の負担は重く、家計を苦しめています。

市でも臨時職員を採用しています。保育士、調理員、図書館勤務者で職種によっては臨時職員のほうが多い場合もあります。何年働いても給料が変わらず増えることがありません。また職員全体の人件費も人員削減の中で、平成18年度決算と今年度予算額では実に額で1億6千万円も少なくなっています。公務員の賃金引き下げが民間賃金の引き下げになっています。働く人々の賃金が増えておりません。

格差と貧困が広がりを示す指標に子どもの就学援助を受ける家庭が文部科学省の発表でも公立小中学校で6人に1人いると公表をしています。増加していることが裏付けられています。市民の思いは中学3年生まで医療費の無料、窓口無料を行ってほしい。子どもが安心して学習できる環境を整えてほしい。高すぎて重い負担となっている国保税を引き下げてほしい。これは国保会計へ繰り出しを行えば可能であります。住宅リフォーム制度も地域の親方を支援し地域を活性化する制度です。また市民の足の確保、交通弱者対策も新たな要望に応えきれません。これら市民の切実な要望事項は歳入規模288億円のうち1%から2%を振り向ければ可能と考え、よって一般会計予算に反対を行います。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

まず最初に申し上げるべきことは3常任委員会での審査結果は委員長報告のとおり、いずれも可決であります。基本的には委員会の結論を尊重すべきと考えます。

平成26年度は合併し、北杜市が誕生し10年目の節目を迎えます。その間、白倉市政は合併により8町村から引き継いだ多くの課題を着実に解決する一方、財政健全化を合併後の最大課題として位置づけ、職員一丸となり懸命に取り組んできたと思います。その成果は財政力指数や実質公債費比率等の改善として、また起債残高の大幅な縮減等、市の財政状況を示す指標に明確に表われてきております。

このような中での平成26年度一般会計予算の総額は288億8,254万円と、対前年度当初費3.6%増となっておりますが、その内容は公共事業については前年度の95%以内に、また経常経費については98%以内に縮減し、その他行政経営については一般財源ベースで95%以内に留める等、厳しいシーリングを設定し総額を規制する等、財政健全化への取り組みの努力が見られます。

一方、市の将来の発展と市民が安心して暮らせる豊かな生活を目指し、北杜市総合計画の着実な推進を図り、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の形成に向け、子ども医療費助成事業の対象年齢の拡充や子育て支援住宅の整備など、積極的な子育て支援事業の実現へ向け努力をし、また市内の数多い公共施設を整理・再編するため、25年度に作成した公共施設マネジメント白書を推進するため、公共施設再編シミュレーション業務に取り組む等、特徴ある新規事業を推進し、加えて北杜市の玄関口であります小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業、そして自然エネルギーの先進自治体としてその利活用を進めるため、大規模太陽光発電事業を官民共同パートナーシップ事業として取り組むなど、市の重要施策に重点的かつ積極的に取り組む姿勢は評価に値します。

以上、平成26年度一般会計予算は財政の健全化に配慮する一方、北杜市の子どもや孫たちのために将来へ向けて積極的な事業展開を図る内容となっており、バランス感覚を保った予算であることから議案第39号 平成26年度北杜市一般会計予算につきまして賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

反対の討論はございませんか。

（なし）

それでは、原案に賛成の発言。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

平成26年度当初予算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず地方自治法に鑑みますと、予算の編成につきましては第3条、地方公共団体は法令の定めるところに従い、かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。2.地方公共団体はあらゆる指標に基づいて正確にその財源を補そくし、かつ経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。また第4条の2におきまして地方公共団体は予算を編成し、もしくは執行し、または支出の増加、もしくは収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該の年度のみならず翌年度以降における財政の状況をもって考慮し、その健全な運営を損なうことがないようにしなければならないというふうに地方自治法に明記されているところでございます。

平成26年度予算の特徴といたしましては、財政の健全化を目指しまして繰上償還を多くされているところでございます。またそれらの原資におきましては、平成25年度の、簡単に言

うと繰り越すべきお金を基金に積んで、それを充当しているということにもあります。

北杜市におきましては多くの繰上償還をいたしまして、国の定める制度上の特典はすでにもう受けられないほど繰上償還を一生懸命やってきたわけでございます。これは子や孫にそのツケを残さないという意味合いで、執行側が一生懸命考えられて今日に至っているわけでございます。

そういった意味合いで今回は縁故資金についても繰上償還をする。そしてその縁故資金は、簡単に言うと合併特例債などの起債などが縁故資金にあたるわけでございますが、住宅建築、それらにおきましてその財源は合併特例債に求めているところでございます。つまり借りる、返す、それらのこと、一生懸命予算編成の中で通年、常に考えられてきた、これが今回の予算の特徴の1つであるというふうに思っています。

また子ども医療費の助成につきましては、すべての議員がなんとかしていただきたいという思いをずっと思い続けていましたし、それによる訴えも多くあったわけでございます。平成21年から、この医療費につきましては小学校3年生までを拡充したところでございます。そのときも子育て支援につきましては、第2子以降の無料化にも踏み込んだわけでございます。

第2子以降の無料化につきましては、その人員配置また予算配分等を考えますと、おそらく1億4千円余を超えるような金額を市は支出しているわけでございます。そしてそれらは多くの働くお父さんお母さんにとって、やはりこの第2子以降の無料化が働く源となって今、間違いなく確実にその政策が市民のためになっていると思っているところでございます。財源につきましては、われわれが意見書でも出したとおり消費税の増税分を充てていただいているところでございます。

その私の質問におきましても、市長はおそらく消費税の財源が増えたときにはなんとかしようという答弁をいただきました。そしてその上、まだまだシーリングをかけて行革をして一生懸命、それらに向かっていきたいという決意のもとに本予算が計上されたという経緯だというふうに思っております。

せっかくここまで執行側も、われわれ側も努力をして知恵を出して、国にわれわれも訴えて、そしてこの医療費の小学校6年生までの拡充が実現できたものと私は確信しているところでございます。たしかに中学3年生まで医療費が無料になれば、それはそれで素晴らしいこととは思いますが、先ほど私が冒頭で述べたとおり地方自治法の3条、4条の中には各自に責任を持ちなさいと明記されているわけであります。法令的な根拠も鑑みて、そして今われわれの置かれる立場、地域の考え、あらゆるものを総合的に鑑みて苦慮に苦慮を重ねた今回の予算編成であり、上程であったというふうに私は考えるところであります。

以上の理由によりまして、平成26年度当初予算に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第39号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第39号は各常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。
次に議案第40号 平成26年度北杜市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第41号 平成26年度北杜市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第42号 平成26年度北杜市介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第43号 平成26年度北杜市居宅介護支援事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第44号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第45号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第46号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第47号 平成26年度北杜市新エネルギー事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第48号 平成26年度北杜市病院事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第49号 平成26年度北杜市辺見診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第50号 平成26年度北杜市白州診療所特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第51号 平成26年度北杜市土地開発事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第52号 平成26年度北杜市明野財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第53号 平成26年度北杜市須玉財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第54号 平成26年度北杜市高根財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第55号 平成26年度北杜市長坂財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第56号 平成26年度北杜市大泉財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第57号 平成26年度北杜市小淵沢財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第58号 平成26年度北杜市白州財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第59号 平成26年度北杜市武川財産区特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第60号 平成26年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第7号 取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の速やかな実現を求める請願の討論を行います。

討論はありませんか。

これから、討論を行います。

原案に賛成の発言を許します。

清水進君。

○11番議員(清水進君)

請願第7号 取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の速やかな実現を求める請願について、原案に賛成の立場から討論を行います。

日本の刑事司法制度において捜査段階における被疑者の取調べは弁護士の立会いを排除し、外部からの連絡を遮断された、いわゆる密室において行われています。このため捜査官が供述者を威圧したり、利益誘導したりといった違法・不当な取調べが行われていることがあります。その結果、供述者が意に反する供述を強いられたり、供述と違う調書が作成されたり、その精神や健康を害されたこともあります。

その上、公判において供述者が脅されて調書に署名させられた。言ってもいないことを調書に書かれたと抗議しても取調べ状況を客観的に証明する手段に乏しいため、弁護人、検察官、双方の主張が不毛な水掛け論に終始することが多く、裁判の長期化や冤罪の深刻な原因となっています。最近でも厚生労働省元局長事件、足利事件、布川事件など裁判が長期化した事例や違法・不当な取調べによる冤罪事件が多く発生しています。取調べ室の中で何が行われたかについては、はっきりした分かりやすい証拠を用意することは極めて簡単だと言えます。取調べの最初から最後までを録画しておけばよいことであります。そうすれば裁判官と被疑者の言い

分が違って録画したものを再生すれば、容易に適正な判断を下すことができます。裁判員制度が導入されていますが、取調べの全過程が録画されていれば取調べの過程を事後に検証することは容易となります。

今日、イギリスやアメリカの多くの州、オーストラリアや韓国、香港、台湾などでも取調べの録画や録音を義務付ける改革がすでに行われています。また国連人権規約委員会は、日本における被疑者取り締まり制度の問題点を特に指摘して被疑者への取調べが厳格に監視され、電気的手段により記録されるよう勧告をしています。

よって、可視化によって日本の刑事裁判制度、文明国の名に恥じないものとするべきと考え、この請願に賛成するものであります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

原案に反対の立場で討論をいたします。

まず先ほどの趣旨の説明でありましたように氷見ですとか志布志、足利事件のような冤罪はあってはなりません。その上で取調べの全過程の録画についてであります。近年のわが国では1年間に約200万人の取調べが行われております。取調べは警察官、検察官、特別地方警察官が行い、取調べの場所は現場でありパトカーの中であり、交番、病院あるいは警察署の中等であります。この200万件の取調べのうち公判請求は約6%の12万人ほどであり、裁判員裁判対象の重大事件は約2千件であります。そのうち調書の任意性が争われたのは3%ほどで、中小事件まで含めるとさらにパーセントが下がります。この現状に対し、すべての過程の録画の場合はその膨大な時間の支障は大きな負担を伴い困難であります。また録画のための機材、取調室等の整備費は巨額になります。併せて取調官、事務官、警察官等々の大幅増員が当然必要になります。また内容についても強姦ですとか痴漢などのような場合、供述が被害者の二次的苦痛になります。また被疑者は自分自身に有利になるような証言に合わせ、時には演技もするそうであります。被害者関係者への責任転嫁の供述も想定されます。その真意の確認は容易ではないとのことであります。

無辜の民を罰してはならない、このことは当然であります。しかしこの言葉の前に「10人の罪人を逃がしても」という言葉があります。今日まで世界に誇れる安心・安全なこの治安を日本中が作り上げてきました。取調官はまず被害者の立場に立ち、被害者の代弁者として被疑者が言いたくないことを言わせる作業が取調べだといっています。この最も重要な捜査手法・手段が損なわれることにより逆に真相解明に大きな支障を来し、重大な社会的影響が懸念をされます。よって、原案に反対します。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願に賛成

討論いたします。

ここ数年、富山氷見事件、鹿児島志布志事件、栃木足利事件など多くの冤罪事件が明らかになりました。現在の刑事司法制度では、代用監獄である警察留置場に身柄を長期間確保した上で弁護人の立会いがないまま、密室で長時間にわたる取調べが常態化しています。また捜査機関が無罪の証拠を隠し、収集した証拠の一部しか弁護人に開示しないため、公正な裁判が妨げられています。基本的人権が守られる第一歩として、取調べの全過程を録画・録音する取調べの可視化が必要です。

2009年から裁判員裁判が始まり、市民から選ばれた裁判員も自白が強要されたものかどうかを判断しなければならなくなりました。現在のような密室での取調べが続けば裁判員も嘘の自白に引きずられ、冤罪に加担させられる恐れがあります。取調べの可視化は取調べをチェックする制度として世界各国で導入されています。また国連の自由権規約委員会や拷問等禁止委員会は1990年代からこの制度の導入を日本政府に繰り返し勧告しています。

私は日本国憲法第38条、ちょっと全文を紹介すると何人も自己に不利益な供述を強要されない。強制、拷問、もしくは脅迫による自白、または不当に長く抑留、もしくは拘禁されたのちの自白は、これを証拠とすることができない。何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、または刑罰を課せられない。国際的な人権基準に沿って被疑者、被告人の権利が守られる刑事司法を実現するための重要な一歩として、そして冤罪をなくす一歩として取調べの可視化の一日も早い実現を訴えたい。この北杜市議会が人権擁護の砦となるように議員の皆さんの良識に訴えて討論を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対の発言を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願に反対の立場で討論をいたします。

まず委員会の審査結果は不採択です。委員会の結果を尊重すべきと考えます。本件は慎重な審議を期するために継続審査された事件であります。今定例会における委員会の審査内容は先ほどの報告のとおりであります。先日の平成25年第4回定例会における委員会の審査内容はこれも報告済みではありますが、反対討論にあたり具体的に理由を申し上げます。

まず委員からの質疑、裁判員裁判において裁判員の皆さんが判断に困窮する事例や訴えが事実として信憑性のあるデータ等で示されているのかの質問に、紹介議員の説明は数字的に取りまとめているものがあるかどうかは承知していないとの答弁でした。また北杜市民にとって重要な点であります。北杜市または山梨県内において取調べの過程において暴行、脅迫、偽計、利益誘導などひどい取調べが現実、こういった事案があったのかとの質問に紹介議員の説明は答える材料を持っていないとの答弁でした。また取調べの全過程の録画とすると機材の整備、その保管、運用に膨大な費用がかかるのではとの委員の質問に、びっくりするほどの費用はかからない。200万人の取調べの状況から換算してすごい金額との思いは、そうではない実情があるとの答弁でございました。

本来、委員会審議にあたり12月から今定例会までの期間、こういった答弁における具体的な説明は1件もございませんでした。今回の審査の冒頭ですけれども、紹介議員のほうに補足の

説明を求めましたが1件もございませんでした。私が考えるに本来でしたら、先ほど申し上げたような内容についての一部説明もあろうかとは思いましたが、一切の説明はございませんでした。

それから議会運営上、この緊急性や物的にも実現の可能性を十分に考慮して採択すべきといふことがあります。たしかに取調べにおける可視化の方向は、国においても公正審議会等において審議・協議されております。必要性のことは分かりますが、請願の趣旨事項は取調べの全過程の録画を速やかな実現ということでございます。先ほど申し上げましたように緊急性、また実現可能性等に考慮して慎重に扱うべきだと考えます。

以上の理由によって反対いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

原案に賛成の立場で討論させていただきます。

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願に賛成をいたします。

冤罪被害は過去も、またテクノロジーが発達し安価な費用で動画が普及している現在も発生しています。1994年6月27日と28日にかけて起きた松本サリン事件ではK氏が誤認で犯人ではないかとされました。そしてその翌年の1995年3月に地下鉄サリン事件が起こり、結果的にオウム真理教が真犯人であることがそのときに判明いたしました。松本サリン事件で裁判所の捜査令状のミスや警察の思い込みで犯人が誤認され、適切な捜査への空白が生まれてしまいました。これがなければ地下鉄サリン事件はなかったともいわれています。

人は思い込みや記憶違いが現実のこのように脳に記憶されることが心理学でも証明されています。どんなことでも客観的にものを見ていくことを重視すれば、取調べのすべてを録画することは警察、また被疑者双方ともに不利益を生まないと考えます。

また、いまだに日本では取調べ中の弁護士の同席が認められておりません。であるからこそ取調べの可視化、取調べの全過程の録画の実現は必要と考えます。

よって、この請願に賛成するものであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

原案に反対の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願に反対の立場で討論を行います。

総務常任委員会での審査結果は、不採択であります。基本的には委員会の結論を尊重すべきと考えます。

今回出された請願の趣旨の中で2009年5月の裁判員裁判制度の開始に伴い、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われるような場合でも裁判員がその判断に窮することのないよう、

適切な方策が講じられなければならないとのことから、その方策として取調べの全過程をリアルタイムで録画して取調べの可視化、客観化を図ろうとする手法である取調べの可視化が挙げられておりますが、しかしこの取調べの可視化は利点として調書作成手続きの適正化を図られること、訴訟関係者の立証負担が軽減され裁判の遅延を防ぎ迅速化をもたらすこと、取調べの密室がもたらしてきた誤判、誤った裁判を防止すること等が挙げられております。

反面、問題点としまして取調べの録画は再生反訳に膨大な時間と労力、費用を要すること。不正な編集、改ざんの危険性があること。また被疑者が真実を語らなくなる恐れがあること。それに取調べの録画は日本の精密司法に合わないこと等が挙げられております。このことから取調べの可視化は利点がある反面、多くの未解決の課題を抱えているといっても過言ではありません。

このためこの制度の導入にあたりましては、犯罪者の適正な処罰を実現することが困難となったり、そのことにより国民生活の安全・安心が脅かされることのないよう、十分なる検討・研究を重ねた上で慎重な判断をすることが私は必要であると思っております。取調べの可視化については現在、法務省と関係機関で実施如何について鋭意検討中であります。私はこの推移を見守ることが今は適切であると判断し、今議会において取調べの可視化、取調べの全過程の録画の速やかな実現を求める請願を採択し、国の関係機関等に意見書を北杜市議会として提出することは時期尚早であると判断し、請願第7号の採択には反対します。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

この問題に関しましては現在、法務省が諮問をいたしまして公正審議会の中の下に新時代の刑事司法制度特別部会が設けられ、40名の委員が選任されまして現在2年余の協議を重ねております。その会議の冒頭、平成23年9月20日に総務省が考え方を文書でその部会に提出しております。その文書の要旨について披露させていただきます。

被疑者取調べの可視化の実現に向けてという表題のものでございます。

将来勉強会における調査および検討の過程では、被疑者取調べの可視化が取り調べ状況を客観的に記録し、自白の任意性の的確な判断を容易にするとともに不適正な取調べの抑制にも資するもので冤罪を防止するために有効な手段であることが確認された。取調べの可視化を制度化することはぜひとも必要であり、法務省として責任を持って制度としての可視化を実現していかなければならない。刑事司法が基本的人権を保障しつつ、事案の真相を解明することを目的としていることからすると冤罪の防止を図りつつ、国民の安全・安心を求める期待にも十分応えることができる制度としなければならないが、いずれにしてもこの問題については具体的な検討を行うべき時期にきている。

そこでこのような観点から法務大臣は平成23年5月、法制審議会に対して被疑者の取調べ状況と録音・録画の方法により記録する制度の導入など、新たな刑事司法制度を構築するための法整備のあり方について、諮問を發したところであるというふうに述べられております。

そしてさらにこの法制審議会は、先ほど申しましたが2年余の協議を続けておりますが、法務省といたしまして、今後法制審議会において検察によるさまざまな取調べの録音・録画や、その試行の検証結果を踏まえ、取調べの可視化の具体的な制度設計について関連する諸課題とともに十分な検討が行われることとなるが、法務省として可視化の趣旨・目的の重要性に鑑み法制審議会からできる限り速やかに答申を受け、制度としての取調べの可視化を実現していく所存であるというふうな文書が部会のほうへ提出されております。

さらにこの私も北杜市議会の委員会の審議の中でも出てまいりました、この可視化よってのデメリットと申しますか、警察の捜査のあり方に大きな影響を来たすんではないかという指摘がございましたが、これは2012年4月4日・・・。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清議員。今、説明とかそういうのではなくて、賛成の理由をとということなので短くまとめて発言をお願いいたします。

○13番議員（篠原眞清君）

分かりました。

反対の指摘がされている部分について、そのことに関する1つの結果が出ておりますので、そのことを賛成の理由として申し上げたいということで申し述べさせていただきます。

これは東京で開催された国際シンポジウムで現に実施をしておりますオーストラリア、ニューサウスウェールズ州の警察副総監のデビッド・ハドソン氏が発言している内容であります。ニューサウスウェールズ州では1991年に取調べの電子的記録、録音・録画が導入されました。当初、警察内部には警察の誠実性に対する侮辱だとか警察業務に対する不当な干渉だという抵抗がありました。ところが導入をしてみると当初われわれが思っていたような懸念はないことが分かりました。取調べが録音・録画されたことにより、最初から罪を認め争わない事件が増えてきました。その結果、裁判期間が大幅に短縮され、また記述の信頼性について疑問を呈されることが減少しました。つまり警察の取調べに対する信頼が高まったのです。取調べはしっかりと適切な約束ごとに従って行っているということを市民が信じてくれるようになったわけだと述べられております。

以上、冤罪の多発により揺らいだ刑事司法が正され、国民の信頼が得られる刑事司法制度を実現するためにも取調べの可視化は欠かせないものと考えます。

したがって、この請願の採択に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

原案に反対者の発言を許します。

ありますか。

（なし）

原案に賛成者の発言を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願に対して、3点の観点から賛成の立場で討論させていただきます。

まず被害者の立場からです。過去の冤罪事件を見てもとと服役中に真犯人であるということが発見された氷見事件、それからDNA鑑定で無罪が確定した足利事件、被疑者であるにも

かわらず犯人とされた、先ほどもお話がありました松本サリン事件などがあります。

先ほどの被疑者となって、のちほどそれがそうではなかったという話の中に改修・改ざんよっての罪を免れた、ここに厚労省の村木さんの本の一部があるんですが、そこには第1に心身ともに健康であった。収入の安定した夫がいた。客観証拠を基本と重視した裁判官がいた。家族が200%信頼してくれた。友人や職場の仲間のサポートがあったなど、この幸運があったから冤罪を晴らすことができたと言っています。村木さんはこのことを幸運ですと述べています。冤罪を受けた方、すべてにこの幸運があるとは限りません。

第2の観点からですが、冤罪を受けた家族であります。罪に問われた時点で本人ばかりでなく配偶者、それから子ども、親など身近な人に批判が及びます。離婚や家族離散、そういったケースもたくさんあります。たとえ冤罪が晴らされたとしてもその間の精神的な苦痛、経済的な負担は計り知れないものがあります。冤罪、これは二重の苦しみを与えるものです。

第3は取調べをする立場からです。最近、捜査技術は格段に進歩してきています。物的証拠や科学捜査を駆使し検挙率を上げていますが、供述による調書も取り入れられています。可視化をすることによって捜査を記録するわけですから、検証がまたできるわけです。現在、取り入れている例だとか、また諸外国の例では供述の信頼性が増し、警察への信頼が高まっているという報告もあります。取調べをする方たちにとっても、この可視化は有利な手段だと考えています。また被害者のプライバシーにつきましても、必要な部分だけ取り出しての検証になります。法曹三者のみに公開される仕組みになっておりまして、被害者のプライバシー保護についても配慮がされています。またこの黙秘権は取調べの場でも完全に担保されています。県下13市のうち、まだ審議されていない1市を除きまして11市、この北杜市が入りますので11市になりますが、10市すべて採択されています。このような状況を鑑みましても、可視化による人権の保護は意義が大きいというふうに考えます。

以上の理由をもって賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

相吉正一君。

原案に賛成者の発言を許します。

○10番議員（相吉正一君）

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願について賛成の立場で討論をさせていただきます。

最近の冤罪事件としては当時、厚生労働省の局長でありました村木厚子さんの郵便不正事件があります。村木さんは多くの友人や職場の仲間に支えられる中で虚偽の自白に追い込まれましたが、自らの強い信念のもと無実であると否認を貫き無罪を勝ち取ることができました。このことは記憶に新しいところであります。この事件は密室での行き過ぎた取調べや供述調書にあまりにも多く依存してきた結果だと思えます。

すべてとは言いませんが取調官が無理な取調べを行い、それによって得られた虚偽の自白調書が誤審判決の原因となったと指摘される事件がいくつかあることは事実であります。このことから民主主義国家の日本として取調べの可視化は必要不可欠なものであると考えます。村木厚子さんの言葉を引用すると、人は弱いから自白をするのではない。弱いところを突かれて自白をするんだ。弱いところのない人間はいません。誰もが虚偽の自白の可能性を持っているのです。そうした観点からも今の日本の刑事手法は多くの問題点を抱えています。村木さんの冤

罪事件でなく、誤認逮捕も虚偽の自白も決して他人事ではないのです。私たち誰もの身にいつ起こるかもしれないことなのです。

以上の理由により、賛成の立場で討論をするものであります。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、請願第7号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第7号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（起立・着席 同数）

起立採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決いたします。

請願第7号については、議長は不採択と採決いたします。

したがって、請願第7号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時50分といたします。

休憩 午後12時20分

再開 午後 1時50分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第39 議案第13号 北杜市私債権管理条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

議案第13号 北杜市私債権管理条例の制定についてご説明申し上げます。

概要書をご覧ください。

まず趣旨でございますが市が有する私債権の強制執行、債権放棄等に関して必要な事項を定めることにより債権管理に一層の適正化を図り、もって健全、公正な行財政運営に資するため北杜市私債権管理条例を制定するものでございます。

次に制定の内容でございますが市税、国民健康保険税、介護保険料、下水道料金、保育料等の公法上の金銭債権は公債権とされ、地方税法や国税徴収法により強制徴収、執行停止、消滅時効等の債権管理が法律で明確に規定されております。

一方、水道料金、市立病院の診療費、市営住宅の使用料等は私法上の金銭債権である私債権であるため、強制執行を行う際は裁判所への申し立てが必要になるほか時効についても時効の援用が必要となります。このことに伴い、当該条例の制定により私債権の強制執行、債権放棄等の基準を明確にするものでございます。

議案書 2 ページをお願いいたします。

この条例は、本文 14 条と附則で構成をされております。

第 1 条では条例の目的を、第 2 条で定義、第 3 条で他の条例との関係、第 4 条で市長の責務を規定しております。第 5 条で私債権を適正に管理するための台帳の整備、第 6 条で納期限までに履行しない場合の督促、第 7 条で財産調査の同意、第 8 条で督促後履行されない場合の強制執行等、第 9 条で履行期限の繰上、第 10 条で債権の申し出等、第 11 条で履行期限の履行されないものについて、著しく困難または不適當を認めるときの徴収停止、第 12 条で履行延期の特約、第 13 条で債務者の無資力や時効完成等による放棄、第 14 条で委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行すると規定するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 13 号は会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 13 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第 40 議案第 29 号 新北杜市建設計画の変更についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

それでは議案第29号 新北杜市建設計画の変更についてご説明申し上げます。
議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

一番最後のところに提案理由がございます。東日本大震災に伴う合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律におきまして、地方債を起すことができる期間の特例が定められたことに伴い、新北杜市建設計画の計画期間を延長する必要があるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に表紙ですけども、表紙に「平成26年3月変更北杜市」と加えるものであります。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

（3）計画の期間、一番上の部分ですけれども、平成26年度までの10年間としていたものを本計画の計画期間は平成32年度までの16年間と変更するものであります。

その他の変更につきましては、人口世帯等の時点修正と財政見直しにつきまして、昨年度までのものを実績数値に置き換え、計画期間の延伸分の見直しを加えたものでございます。

以上よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第29号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第41 議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に1億9,273万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億8,350万8千円とするものであります。

2月14日から15日までに降り続いた大雪による農業用ハウスの倒壊等の被害について、農業に従事している方々に引き続き営農意欲を持っていただけるよう、倒壊ハウスの撤去や復旧に早急に対応する必要があるため、雪害対策の補正予算案を本日、追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

次に内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

議案第61号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書（第6号）を説明いたします。

予算書をご覧くださいと思います。1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,273万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を303億8,350万8千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして6款農林水産業費、1項農業費、経営体育成支援事業費補助金1億6,140万円は雪害緊急対策として実施するもので年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項花きハウス栽培種苗購入事業費補助金133万2千円は、同じく雪害対策として実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款同項農業振興事業費補助金3千万円は同じく雪害対策として実施するもので、年度内に事業の完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款3項中学校費、長坂中学校防球ネット設置事業215万9千円は大雪の影響により年度内での事業の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款4項社会教育費、社会教育施設整備事業635万円は大泉総合会館駐車場舗装工事が大雪の影響により年度内での事業の完了が困難となったことから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業の1億680万円を6,116万5千円増額し1億6,796万5千円とするものは、農業基盤整備促進事業

および電源立地地域対策交付金事業が大雪の影響により年度内での事業の完了が困難となったことから繰越明許費を変更するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、市単道路新設改良事業の5,200万7千円を3,645万1千円増額し8,845万8千円とするものは、市道須玉東向7号線ほか1路線の道路工事が大雪の影響により年度内での事業の完了が困難となったことから、繰越明許費を変更するものでございます。

次に同款同項社会資本整備総合交付金事業(交安)の7,788万1千円を300万円増額し8,088万1千円とするものは、市道上手浅尾線通学路整備工事が大雪の影響により年度内での事業の完了が困難となったことから繰越明許費を変更するものでございます。

次に同款4項住宅費、定住促進住宅(子育て支援住宅)整備事業の324万円を360万円増額し684万円とするものは、須玉総合支所進入路設置工事等が大雪の影響により、年度内での事業の完了が困難となったことから繰越明許費を変更するものでございます。

次に5ページの第3表 債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして、1項目めの事項は平成25年度融資にかかる平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する超過円滑化緊急借換資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成40年度までとし、限度額を融資限度額2千万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

2項目めの事項は同じく農業施設復旧支援対策資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成50年度までとし、限度額を融資限度額2千万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

3項目めの事項は同じく被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成43年度までとし、限度額を融資限度額500万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

4項目めの事項は同じく雪害対策経営安定化支援資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成30年度までとし、限度額を融資限度額4千万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入でございます。

6款1項地方消費税交付金につきましては一般財源として充当するものであり、7,169万1千円を増額し、補正後の額を4億2,669万1千円とするものでございます。

15款県支出金、2項県補助金1億2,104万1千円の増額は雪害緊急対策として自立経営体確保育成事業費補助金が1億2,037万5千円の増、花きハウス栽培種苗購入事業費補助金が66万6千円の増となるものでございます。

次に3ページの歳出でございます。

6款農林水産業費、1項農業費1億9,273万2千円の増額は被災した農業者に対し、農産物の生産に必要な施設の復旧経費を助成する経営体育成支援事業費補助金を1億6,140万円、北杜市農業振興事業費補助金を3千万円、花きハウス栽培種苗購入事業費補助金を133万2千円、計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第61号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第42 議案第62号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第62号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。

高根町ほか2地区の水道施設設置工事、ならびに須玉町地内の舗装本復旧工事において本年2月14日から15日までの記録的な大雪により工事の工程に支障が生じたことに伴い、1億620万円を翌年度へ繰り越したく本日、追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては、生活環境部長から説明いたささせていただきますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

次に内容説明を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

議案第62号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算書（第5号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては2月の記録的な降雪により工事の工程に支障が生じたため、繰越明許費を設定するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第1表 繰越明許費によるものであります。

2ページをお願いいたします。第1表 繰越明許費でございます。

2款1項事業名 水道施設整備事業のうち1億620万円を翌年度に繰り越すものでございます。4工事を繰り越すものでございまして、内訳は3工事につきましては高根町、大泉町および白州町内の水道施設遠隔監視システムに伴う計装施設設置工事9,722万2千円、ならびに残り1件につきましては須玉町東小尾地内の舗装本復旧工事897万8千円でございます。

以上が議案第62号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第62号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第43 議案第63号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第63号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に5億8,634万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ294億6,888万1千円とするものであります。

2月14日から15日まで降り続いた大雪による農業用ハウスの倒壊等の被害について、農業に従事している方々に引き続き営農意欲を持っていただけるよう倒壊ハウスの撤去や復旧に早急に対応する必要があるため、雪害対策の補正予算案を本日追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長が説明いたしますのでよろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

次に内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

それでは議案第63号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書（第1号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

今回の補正によりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億8,634万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を294億6,888万1千円とするものでございます。

4ページをお開きください。第2表 債務負担行為でございます。

1項目めの事項は、平成26年度融資にかかる平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成41年度までとし、限度額を融資限度額1億8千万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

2項目めの事項は同じく農業施設復旧支援対策資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成51年度までとし、限度額を融資限度額1億8千万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

3項目めの事項は同じく被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成44年度までとし、限度額を融資限度額4,500万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

4項目めの事項は同じく雪害対策経営安定化支援資金の利子補助を行うことについて、期間を平成26年度から平成31年度までとし、限度額を融資限度額3億6千万円の利率年2%以内の額とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので2ページ、3ページをお開きく

ださい。

はじめに歳入でございます。

まず10款1項地方交付税につきましては普通交付税を1億5,121万9千円増額し、補正後の額を113億121万9千円とするものでございます。

次に14款国庫支出金、2項国庫補助金5,051万2千円の増額は災害等廃棄物処理事業補助金の増額補正によるものでございます。

次に15款県支出金、2項県補助金3億5千万円の増額は自立経営体確保育成促進事業補助金の増額補正によるものでございます。

次に20款諸収入、5項雑入3,461万円の増額は建物災害共済保険金の増額補正によるものでございます。

次に3ページの歳出でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費1億102万5千円の増額は雪害緊急対策として農業用ハウス等の災害廃棄物の収集運搬処分を実施する災害等廃棄物処理事業費でございます。

6款の農林水産業費、1項農業費4億7,900万円の増額は同じく雪害緊急対策として実施する経営体育成支援事業費補助金4億5千万円および大雪で倒壊した明野育苗センターの育苗ハウスの再建を行う農業施設管理費2,900万円でございます。

10款教育費、3項中学校費563万1千円の増額は同じく大雪で破損した小淵沢中学校屋内運動場の屋根等の修繕を行う中学校施設整備費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第63号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第44 同意第1号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第48 同意第5号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第1号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市高根町五町田1094番地、小尾佳郎、昭和22年3月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了となることから新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町7501番地、有賀一、昭和12年7月18日生まれ。同じく小淵沢町8360番地、清水利和、昭和14年12月14日生まれ。同じく小淵沢町5991番地2、進藤柏男、昭和17年9月8日生まれ。同じく小淵沢町4709番地1、小林利洋、昭和16年1月20日生まれ。同じく小淵沢町7058番地1、有賀輝人、昭和16年5月11日生まれ。同じく小淵沢町2074番地、宮沢長雄、昭和13年11月17日生まれ。同じく小淵沢町7482番地1、小野隆造、昭和12年2月11日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同意第3号 篠原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了となることから新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町上笹尾2538番地70、宮坂清、昭和18年8月19日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾2120番地、新海久、昭和20年6月1日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾2909番地、今井保彦、昭和22年1月26日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾187番地73、坂本忠雄、昭和14年10月2日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾856番地1、茅野岳人、昭和43年10月16日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾2854番地、茅野和明、昭和23年3月18日生まれ。同じく小淵沢町上笹尾3331番地640、新海正三、昭和39年1月22日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同意第4号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了となることから新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市長坂町大八田217番地1、清水保夫、昭和17年10月15日生まれ。同じく長坂町小荒間901番地、清水長治、昭和21年6月5日生まれ。同じく長坂町白井沢2945番地、今井政明、昭和18年2月25日生まれ。同じく長坂町大八田5614番地、藤森直文、昭和13年12月10日生まれ。同じく小淵沢町7482番地1、小野隆造、昭和12年2月11日生まれ。同じく小淵沢町

7501番地、有賀一、昭和12年7月18日生まれ。同じく小湍沢町2074番地、宮沢長雄、昭和13年11月17日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同意第5号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市白州町大坊112番地、坂本伴和、昭和24年4月22日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

以上よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第1号から同意第5号までの5件は質疑・討論を省略し採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第4号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから同意第5号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第４９ 同意第６号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第６号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件についてであります。

北杜市副市長の辞職に伴い新たに副市長を選任する必要があるため、地方自治法第１６２条の規定により北杜市高根町村山西割１２２５番地、大芝正和、昭和３１年７月２５日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

地方自治法第１１７条の規定により、大芝正和君の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時２８分

再開 午後 ２時２９分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第６号は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第６号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第６号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第６号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

大芝正和君の入場を許します。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時３０分

再開 午後 ２時３１分

○議長（渡邊英子君）

再開をいたします。

大芝正和君の発言を許します。

○教育次長（大芝正和君）

ご同意をいただき、身の引き締まる思いでございます。

微力ながら務めさせていただきますので、皆さまのご協力をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第50 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査をすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

2月28日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年第1回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

堀内副市長の発言を許します。

○副市長（堀内誠君）

20日間の定例市議会、お疲れさまでした。

ただいま渡邊議長さんよりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたび3月31日をもちまして、副市長を辞することといたしました。この間、白倉市長をはじめ議員の皆さん、市民ならびに市職員の皆さまには温かいご支援をいただき誠にありがとうございました。

平成23年6月の市議会で同意をいただいて、微力ではありましたが市長を支える一人として組織の運営をはじめ重要課題や運営に努めてまいりました。また渡邊議長さんをはじめ議員の皆さまには職員の時代からいろんな面でご指導・ご鞭撻をいただきまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

北杜市は合併して今年で10年目となりますが、まだまだ課題もたくさん多くあります。また地方の自治体として取り巻く環境は非常に厳しい状況が続きます。今後も白倉市長を先頭に職員が一丸となって人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向け、また市民サービスの一層の向上が図られますようお願いいたします。

議会におかれましても市民の代表者として、北杜市発展のためにさらなるご尽力を賜りたいと思います。

最後になりますが、議員の皆さんの今後のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。長い間、ありがとうございました。

閉会 午後 2時33分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿